横手市歴史文化遺産保存活用地域計画

～文化財保存活用地域計画～

令和３年７月　認定

秋田県横手市

目次

序章 1
１．計画作成の背景と目的 1
２．計画期間 1
３．計画の基本的な方向性 1
４．「歴史文化遺産」の定義 2
第１章　横手市の概要 3
１．自然的・地理的環境 3
1-1　横手市の位置・面積 3
1-2　地名 3
1-3　地形・地質 5
1-4　気候 7
1-5　生態系 8
1-6　景観 9
２．社会的状況 10
2-1　市の沿革 10
2-2　人口動態 11
2-3　産業 11
2-4　土地利用 13
2-5　交通 13
2-6　社会基盤の形成 14
３．歴史的背景 17
3-1　原始（旧石器時代-古墳時代） 17
3-2　古代（飛鳥時代-平安時代） 17
3-3　中世（鎌倉時代-安土桃山時代） 21
3-4　近世（江戸時代） 22
3-5　近現代（明治時代-現在） 26
第２章　横手市の歴史文化遺産の概要 30
１．横手市内の指定等文化財 30
２．未指定の歴史文化遺産の分類基準 31
３．類型ごとの歴史文化遺産の特徴 33
第３章　横手市の歴史文化の特徴 48
１．**環境**　豊富な自然環境を基盤に培われた横手らしさ 51
1-1　山と川のあるまち 51
1-2　自然環境や災害に対応した工夫 51
1-3　雪とのたたかいと共生 51
２．**歴史**　横手城を核とした平鹿郡の一体的な歩み 52
2-1　各地で語り継がれる伝承や伝承地、地名が示す歴史の重層性 52
2-2　統治者が選んだ横手市域と幻の藩都構想 52
2-3　小野寺氏と佐竹氏が形成した横手地区を拠点としたまとまり 53
2-4　近世に由来する集落やその特性 53
2-5　街道と河川の整備に起因した経済の発展 53
３．**伝統文化**　近世に由来する各地の特性や四季の暮らし 53
3-1　連綿と続く歴史と人の営みが生み出した多様な歴史文化遺産 54

3-2　それぞれの自然環境のもとで育まれた伝統文化 54
3-3　世代を超えて受け継がれる農耕や祭礼に係る行事や民俗芸能 54
3-4　『雪の出羽路 平鹿郡』などが示す現代との共通性 54
第４章　横手市の地域遺産（関連文化財群） 56
１．地域遺産の概要と設定の考え方 56
２．横手市の地域遺産 56
地域遺産①　市域北部及び西部に息づく古代の足跡（表３） 59
地域遺産②　中世城館を基盤とした地域拠点の成立とまちづくり（表４） 64
地域遺産③　雄物川流域の河川交通の整備と多様な文化の流入（表５） 70
地域遺産④　横手盆地を取り囲む信仰の山々（表６） 74
地域遺産⑤　豪雪地帯の暮らしと食文化（表７） 79
地域遺産⑥　近世由来の伝統文化とコミュニティ（表８） 84
第５章　歴史文化遺産及び地域遺産の保存・活用に関する方針 89
１．前提条件の整理 89
２．既存の調査の概要 91
３．歴史文化遺産及び地域遺産の保存・活用に関する課題 94
４．既存計画との関連性 96
５．歴史文化遺産及び地域遺産の保存・活用に関する方針 105
６．横手市の歴史文化遺産保存活用区域 109
6-1　歴史文化遺産保存活用区域の設定の考え方 109
6-2　横手市の歴史文化遺産保存活用区域 109
(1)　羽州街道歴史文化遺産保存活用区域（表９） 111
(2)　雄物川歴史文化遺産保存活用区域（表 10） 121
第６章　保存・活用に関する措置 129
１．歴史文化遺産の保存・活用に関する措置 130
２．地域遺産の保存・活用に関する措置 131
地域遺産①「市域北部及び西部に息づく古代の足跡」に関する措置 132
地域遺産②「中世城館を基盤とした地域拠点の成立とまちづくり」に関する措置 133
地域遺産③「雄物川流域の河川交通の整備と多様な文化の流入」に関する措置 135
地域遺産④「横手盆地を取り囲む信仰の山々」に関する措置 137
地域遺産⑤「豪雪地帯の暮らしと食文化」に関する措置 138
地域遺産⑥「近世由来の伝統文化とコミュニティ」に関する措置 140
３．歴史文化遺産保存活用区域における措置 142
「羽州街道歴史文化遺産保存活用区域」に関する措置 142
「雄物川歴史文化遺産保存活用区域」に関する措置 144
４．措置の一覧 147
第７章　計画の推進体制と進捗管理 161
１．計画の推進体制 161
２．進捗管理と自己評価 164
巻末資料 165
１．既存の調査一覧 165
２．調査の進捗状況 174
３．本計画で使用した地域及び地区の区分 175

この計画について

計画について

・本計画は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 183 条の３で規定する横手市における文化財等（歴史文化遺産）の保存及び活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）として作成したものであり、本市の歴史文化遺産の保存・活用を進めていくための基本的なマスタープランかつアクションプランである。

・本計画は、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成 31 年３月４日　文化庁）に基づき作成し、計画名称は、「横手市歴史文化遺産保存活用地域計画」とした。

・本計画では、上記の「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」について、「指針」と表記する。

・本計画では、文化財保護法第２条等で規定する分類に基づくものを「文化財」と呼称する。また、この分類に基づかない文化的所産を、「文化財」とあわせて「歴史文化遺産」と呼称する。

・「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」に基づく「関連文化財群」及び「文化財保存活用区域」について、本計画では「関連文化財群」を「地域遺産」、「文化財保存活用区域」を「歴史文化遺産保存活用区域」と読み替えて設定した。

計画の作成にあたって

・本計画の作成事業は、平成 30 年度から令和２年度にかけて横手市が文化芸術振興費補助金（国補助）を受けて実施した。但し、平成 30 年度から令和元年度にかけては横手市歴史文化基本構想策定事業として実施した。

平成 30 年度：文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）国庫補助金

令和元年度：文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）国庫補助金

令和２年度：文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）国庫補助金

・本計画は、文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループの指導・助言を得ながら、横手市歴史文化基本構想策定委員会、横手市歴史文化遺産保存活用推進協議会での検討及び意見に基づき、横手市が作成した。

計画中の共通事項

・本文中で表記する「本計画」とは、「横手市歴史文化遺産保存活用地域計画」を示す。

・歴史文化遺産の名称について、指定等の措置が図られたものは、指定等名称を優先して記載している。

・本計画では、歴史文化遺産の分類にあたり、市内を８地域 32 地区に区分し、取りまとめを実施した。ここでいう「地域」は、平成 17 年（2005）に合併する以前の市町村を単位とし、「地区」は原則として、明治 22 年（1889）の町村制施行時の町村を単位としている。区分の詳細は「巻末資料 3.」に掲載している。

・本計画中の図版には、『横手の歴史　横手市史（普及版）』（2012　横手市）や、本市が進めるふるさと学習「横手を学ぶ郷土学」の手引きとして発刊した『よこてだいすき』（2017　横手市教育委員会）で使用した図版の一部を引用し、加筆修正している。

・年代区分の方法は、政治史や文化史、考古学など各学問分野のほか、地域によって多様な観点があるが、本計画においては、『横手の歴史　横手市史（普及版）』や既存計画などを参考に、次頁の基準により分類した。

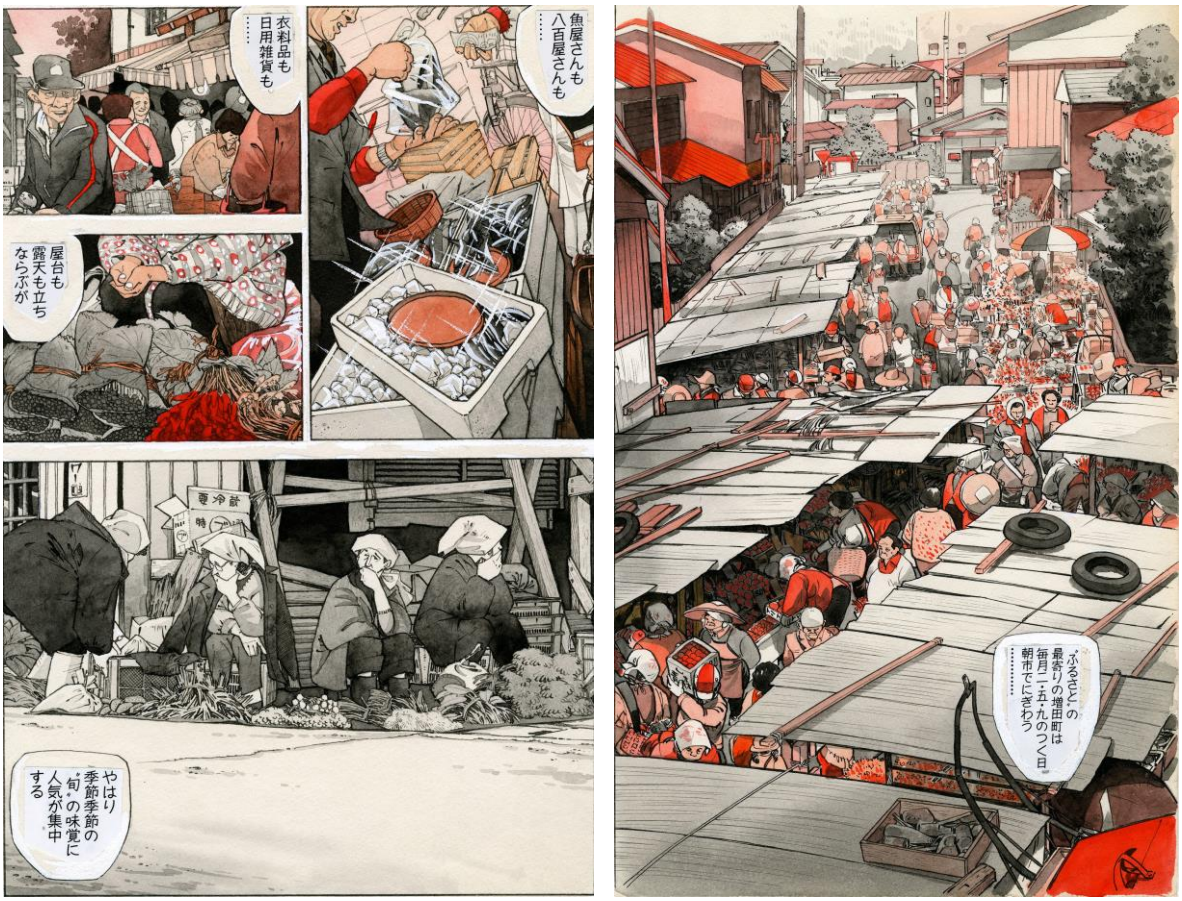
年代区分の方法

三分法的区分	年代（時代）区分		西暦	和暦	主な出来事
原始	旧石器				- 約 14000 年前
	縄文	草創期・早期			約14000 - 6000年前
		前期			約6000 - 5000年前
		中期			約5000 - 4000年前
		後期			約4000 - 3000年前
		晩期			約3000 - 2300年前
	弥生				約2300年前 - 3 世紀中頃
	古墳				3 世紀中頃 - 6 世紀頃
古代	飛鳥		593-710	- 和銅 3	593 推古天皇即位
	奈良		710-794	和銅 3 - 延暦 13	710 平城京遷都
	平安	前期	794-930	延暦 13 - 延長 8	794 平安京へ遷都
		中期	930-1086	延長 8 - 応徳 3	930 藤原忠平摂政就任（摂関政治成立へ） 1083-87 後三年合戦
		後期	1086-1185	応徳3 - 元暦2	1086 白河上皇、院政開始
中世	鎌 倉		1185-1333	文治元 - 元弘3 （正慶2）	1185 源頼朝、 文治の勅許により守護・地頭を設置
	室町	前期（南北朝）	1333-1392	元弘3 - 元中9 （正慶2 - 明徳3）	1333 建武の新政（鎌倉幕府滅亡） 1336 南北朝分裂 1392 南北朝合一
		中期	1392-1467	明徳3 - 文正2	
		後期（戦国）	1467-1573	応仁元 - 元亀4	1467 応仁の乱
	安土桃山		1573-1603	天正元 - 慶長8	1573 足利義昭、京都追放（室町幕府滅亡） 1590 豊臣秀吉、奥州平定により国内統一
近世	江戸	前期	1603-1661	慶長8 - 万治4	1603 徳川家康征夷大将軍に任命
		中期	1661-1751	寛文元 - 寛延4	
		後期	1751-1830	宝暦元 - 文政 13	
		末期	1830-1868	天保元 - 慶応4	
近代	明治	前期	1868-1881	明治元 - 明治 14	1868 明治改元
		中期	1882-1896	明治 15 - 明治 29	
		後期	1897-1912	明治 30 - 明治 45	
	大正		1912-1926	大正元 - 大正 15	1912 大正改元
	昭和	前期（戦前）	1926-1945	昭和元 - 昭和 20	1926 昭和改元
現代		中期	1946-1964	昭和 21 - 昭和 39	
		後期	1965-1989	昭和 40 - 昭和 64	
	平 成		1989-2019	平成元 - 平成 31	1989 平成改元
	令 和		2019-	令和元 -	2019 令和改元

※和暦に（ ）内の表記は南朝年号

・年代区分の方法は、本計画においては『横手の歴史　横手市史（普及版）』や既存計画などを参考に分類した。

～定期市（朝市）～



矢口高雄『ふるさと』より

横手出身の漫画家　矢口高雄（1939-2020）の描いた「マンガ原画」には、様々な本市の風景や風俗が描かれている。作品でも描かれた江戸時代に起源のある本市の朝市は、旬の産物や情報や文化が行き交い、町の発展の基礎を築いてきた。現在も３地域で朝市は継続している。

序章

1．計画作成の背景と目的

横手市は、豊かな自然環境に恵まれた歴史と文化が息づくまちである。市の西部を流れる雄物川と、東部を貫く羽州街道を基盤に人・物・文化が行き交うことで、新しい情報と融合しながら独自の文化が洗練され、多くの「歴史文化遺産」（文化財及び有形無形の文化的所産）も生み出された。今日目にする多様な歴史文化遺産には、地域コミュニティの形成や維持に寄与してきたものや、生まれ育った人々のアイデンティティを示す例も多くある。

歴史文化遺産は多様な要素を凝縮している。例として、本市が「歴史まちづくり」を進める契機となった重要伝統的建造物群保存地区である増田の町並みは、民家や社寺などの建造物のほか水路や樹木、さらに地割を含め一体となって地域の歴史の歩みや特性を物語っている。このように歴史文化遺産は、単独で価値があるものばかりでなく、まとまりとしてとらえ、相互の関係性を明らかにすることで、多面的な地域固有の特性を知る手掛かりとなりうるほか、地域に根付く伝統や魅力を伝える視覚的な要素となる。これは、まちづくりや観光振興の面でも強力なツールになり、地域連携を創出する契機にもなりうる。増田の町並みに関する取組みは、身近な存在ゆえに見落としがちでありながら、歴史文化遺産は地域特性やこれを端的に示す訴求力を持った存在であることの証左となった。

一方で、実利的な価値が弱く市内外からの認識も高まらない歴史文化遺産の中には、後継者不足や管理環境等の課題から次世代への継承は重要視されず、持続そのものが困難になり、それらが呈する地域固有の特性である「地域らしさ（地域特性）」とともに消失する例も多い。また、歴史文化遺産個々の価値付けと保存が重視される一方で、歴史文化遺産が生み出された背景となる地域の歴史文化や、人々や地域に息づく「地域特性」への認識は深まってこなかったことから、これらを活かした環境づくりや社会づくりに結び付いている事例はまだ少ない。

このため、第２次横手市総合計画のうち、主として施策 2-5「よこての伝統文化の継承と再発見」に基づき、本市が歴史文化遺産の保存･活用を進めるにあたってのマスタープランかつアクションプランとして本計画を進めることで、本市が従来から進めている地域振興や観光振興に係る施策と、歴史文化遺産の保存・活用に関する連携をこれまで以上に強化するために、文化財保護法に基づく横手市歴史文化遺産保存活用地域計画の作成を行うこととした。

2．計画期間

計画期間は、令和３年（2021）度から令和 10 年（2028）度までの８年間とする。

※令和 12 年（2030）度に予定する第３次横手市総合計画後期基本計画の改訂及び令和 10 年（2028）度に予定する関連計画である横手市歴史的風致維持向上計画の改訂を踏まえた期間として設定した。

3．計画の基本的な方向性

本計画では、まちづくりや郷土の学びにおいて重要なものを中心に、本市の歴史文化と歴史文化遺産との関連性や、歴史文化遺産のまとまりが物語る「地域に根付く伝統や魅力」を明らかにするとともに、本市の文化財行政や歴史まちづくりを進めていくための基本的な方向性を定めることで、時代の変化に即したこれからの歴史文化遺産の把握から保存・活用に至る多様な課題に対応していくための環境づくりを図る契機としている。

また、本計画では、一定のストーリーに沿った歴史文化遺産のまとまりを利用して地域の特性を知るための素材としているほか、こうした歴史文化遺産が集中する一定の区域を設定し、「横手市歴史的風致維持向上計画」や「横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画」などの取組みを円滑に進めていくための基盤を強化することも意図している。本計画を進めていくことで、歴史文化遺産の把握のほか、保存・活用を進めやすい環境づくりが行われ、なるべく多くの歴史文化遺産を保存・継承し、本市が従来から進めている地域振興や観光振興に係る施策と連動しながら、個々の特性に応じた可能な範囲での活用につながることが見込まれる。

◎本計画の方向性

歴史文化遺産の保存・活用を進めていくための持続可能な「システム（基盤）づくり」の再構築

（１）歴史文化遺産を保存・活用しやすい環境づくり

・本計画をマスタープランとして位置付け、文化財行政を進めていくための基盤づくり。

・歴史文化遺産の保存・活用と社会教育や地域振興、観光振興などとの連携など、従来から実施している取組みを明文化することによる、歴史まちづくりの進め方の定義づけと推進体制作り。

・保存や活用を進めるにあたっての情報や手法、困りごとを気軽に相談できる環境づくり。

（２）総合的把握を基に横手市の歴史文化の特徴を明らかに

・把握や詳細調査の推進と、積極的な文化財指定を視野に入れた措置の設定。

・歴史文化の特徴を基にした「地域に根付く伝統や魅力」を示すテーマに基づいた地域遺産の設定。

・多様なテーマに沿った歴史文化遺産が集積する範囲を基にした歴史文化遺産保存活用区域の設定。

（３）観光振興や地域振興等に関する取組みとの連動を強化し、地域の特性を活かしたまちのブランド力向上

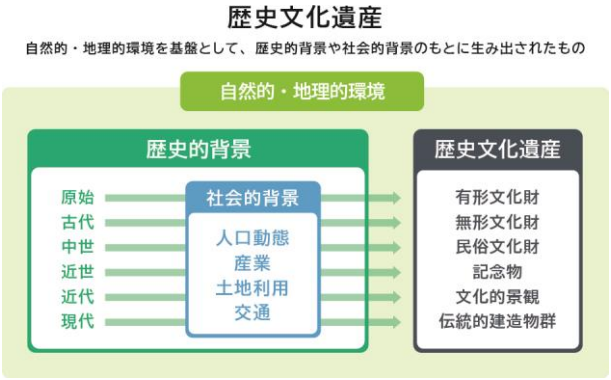
・地域遺産を、地域を知る学びの教材として保存・活用し、学校教育や社会教育、地域振興等の取組みと連動。

・歴史文化遺産保存活用区域において、関連計画と連動した文化観光等の推進による観光振興。

４．「歴史文化遺産」の定義

●「歴史文化遺産」の定義

本計画では、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第２条等で定義する「文化財」の６つの類型（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）に基づき分類を実施している。このほか、市内には必ずしも「文化財」に該当しないものの、歴史的価値を有する有形無形の文化的所産が存在する。例として史実的な根拠が明らかではないものの、長きにわたって当該地に伝わる「伝承地」や「民話」「郷土食」など、人の活動や思考、口承にまつわる精神文化や生活文化、娯楽がこれにあたる。これらは文化財保護法や地方文化財保護条例に基づく指定等の対象とならない場合が多い。しかし、こうした多様な文化的所産は、「文化財」と同様に連綿と続く人々の営みから育まれたものであり、本市の歴史文化を考察するうえで欠くことのできないものが多くある。



歴史文化遺産の生み出された背景

このような精神文化や生活文化などの文化的所産について、本計画では「歴史文化遺産」として定義し、既存の６類型に当てはめた。「歴史文化遺産」は文化財保護法で規定する「文化財」も包含するものであり、これにより「歴史文化遺産」は広義に解釈した「文化財」として幅広くとらえ、「文化財」と同等な存在として位置付けたうえで、市町村史や過去の公的な調査から一定の集積や整理を実施している。

「文化財」

学術的・芸術的・鑑賞的に優れ、文化財保護法で規定されるもの。

「歴史文化遺産」

文化財保護法で規定する「文化財」に加え、同法で規定されない伝承や食などの人々の営みや活動がもたらした、市民にとって身近な有形無形の文化的所産。広義な意味での「文化財」。歴史文化遺産であっても文化財に該当しないものは、指定等の対象とはならない。



用語の定義

第１章　横手市の概要

１．自然的・地理的環境

1-1　横手市の位置・面積

横手市は秋田県の内陸南部、北緯 39 度 18 分、東経 140 度 33 分に位置する。東は奥羽山脈、西は出羽山地に囲まれた横手盆地の中央にあり、東西 45.4 ㎞、南北 35.2 ㎞、総面積は 692.80 ㎢である。市域には、奥羽山脈を源流とする成瀬川と皆瀬川が合流する雄物川と横手川が貫流し、豊かな水と肥沃な土壌により、国内有数の穀倉地帯が形成されるとともに、美しい田園風景が醸し出されている。



横手市の位置及び地域区分

1-2　地名

現在市内で用いられている地名は、ほとんどが近世までに定着したことが様々な古記録から確認される。特に文政年間（1818-1830）に菅江真澄（1754-1829）が秋田県内の各地を巡り記した地誌である『雪の出羽路』や『月の出羽路』に、このことが顕著である。長きにわたって伝わる地名のうち特徴的なものを述べる。語源についてはいずれも諸説ある。なお、地名は原則として現在ある大字・小字を挙げ、地区名を括弧で表記している。

1. アイヌ語起源とされる地名

東北地方には、アイヌ語に関連する地名が多いとされ、「ナイ」とつく地名は、アイヌ語で「沢・川」の意味があるという。市内にも狙半内（狙半内）、樽見内（浅舞）などの地名が残る。

2. 口分田の名残とされる地名

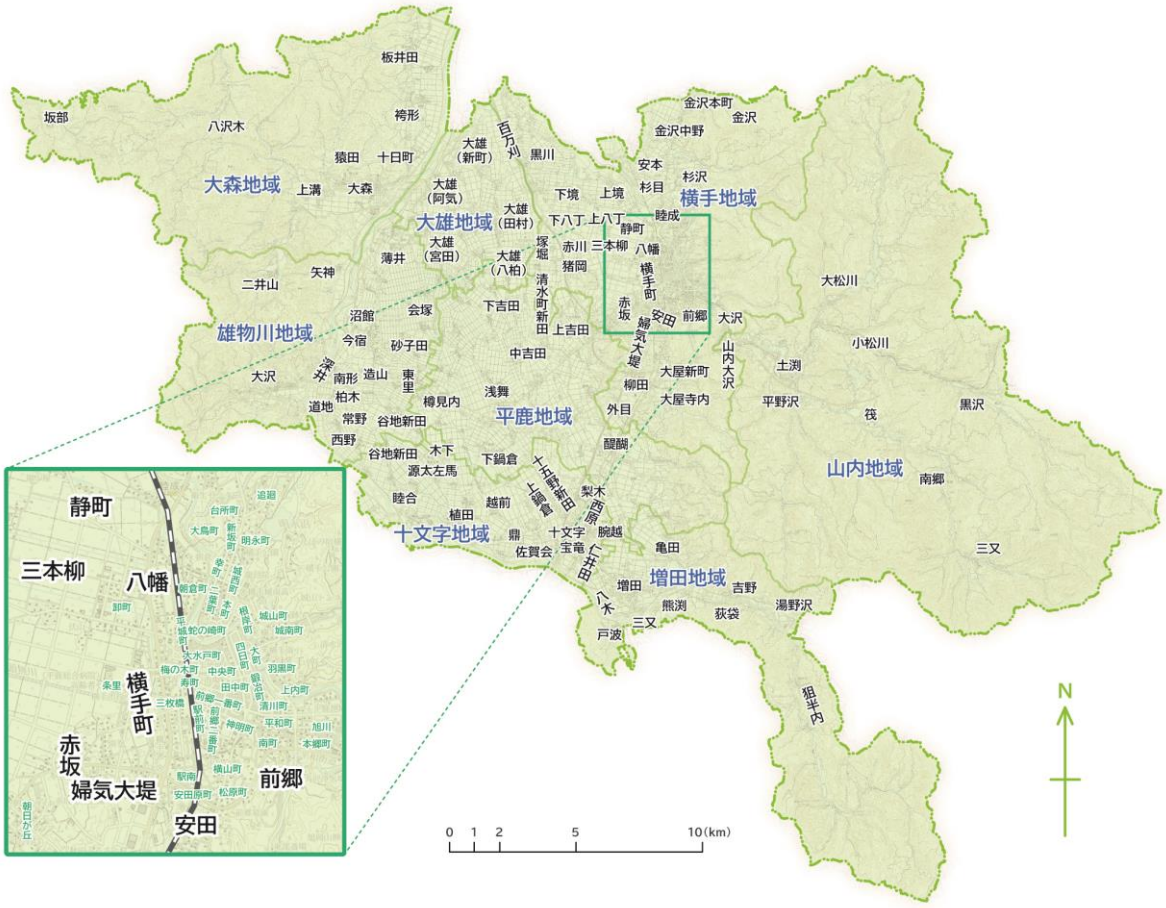
天平宝字３年（759）に平鹿郡が設置されて間もない宝亀 11 年（780）には、蝦夷を除く農民は口分田の班給を受けていたことがうかがえる記述が『続日本紀』にあり、一ノ口（横手）などの地名はその名残とされる。また、余目（黒川）は、『和名類聚抄』にある平鹿郡余戸郷とされる。

3. 開拓･開田伝承に係る地名

満徳長者と地福長者が、開墾する際にその拠点となる、いわゆる「四十八小屋」を置いたとされる地には、福小屋（朝倉）、太郎小屋、上小屋（いずれも境町）などの地名が残る。なお、両長者が住んだとされる地には長者森（朝倉）の地名が残る。

4. 後三年合戦に係る地名

平安時代末期に清原家衡・武衡と源義家・清原清衡らが戦った後三年合戦は本市北部などが戦場となったとされ、関連する地名が多く残る。代表的なものに御所野、物見、権五郎塚、鞍石沢（以上金沢）、板杭、昼飯塚（以上沼館）、馬鞍（醍醐）がある。



横手市の大字の分布

5. 中世城館や城下であったことを示す地名

中世に入ると地頭と土豪が地域一帯に中世城館を営んだ。これをうかがわせるものとして、土肥館（増田）や沼館（沼館）などの「館」の字を含む地名がある。

6. 江戸時代の新田開発等に係る地名

江戸期に入ると佐竹氏が国替えで秋田に入り、初代義宣以降開墾が奨励された。このような新田開発に関連する地名には、下開（館合）、寺田新田（大沢）のほか、佐吉開（十文字）や文蔵開（田根森）など開拓者の人名が入るものがある。

7. 稲作等に係る地名

古くから稲作を中心とした農業に適した土地であったことから、稲作にかかわる地名も多く、八百刈（境町）、千刈田（浅舞）などが残る。また、稲作に欠かすことのできない水に関連して「堰」（水路）や「樋」を含む地名が多く、大堰端（旭）、田村堰東（下吉田）、樋脇（阿気）などがある。このほか、本市は雄物川やその支流である横手川、皆瀬川、成瀬川とその旧流路が形成した自然堤防（微高地）上には湧泉等が多くみられ、清水町新田（旭）、平清水（浅舞）、横清水（植田）など「清水」のつく地名が多い。

8. 地形に係る地名

特徴的な地名として「揃」（あるいは羽場）がある。崖や斜面の意味があるとされるが、市内では平地部の河岸段丘に沿って分布する。羽場下（増田）、揃（亀田）、菅生揃下（西成瀬）、中揃（浅舞）、揃大道西（三重）、下羽場（植田）などがある。また、大沢（横手）や湯野沢（西成瀬）など「沢」という地名も多い。山と川（水）があることがうかがえる地名であり、横手、大森、山内地域には多く存在するが、山のない大雄地域には「沢」のつく地名がない。

9. 街道に係る地名

横手地域は、奥州街道から分岐した羽州街道が南北に走り、横手や十文字は脇街道の結節点であった。横手から角間川（大仙市）、大森、浅舞、山内方面へ向かう脇街道が東西に延び、十文字は、近世には羽州街道と浅舞方面と増田方面とを結んだ街道が十字に交差していたために「十文字」と呼ばれた。ほかにも各地に街道下など「街道」や「海道」などを地名に含む場合も多くみられる。

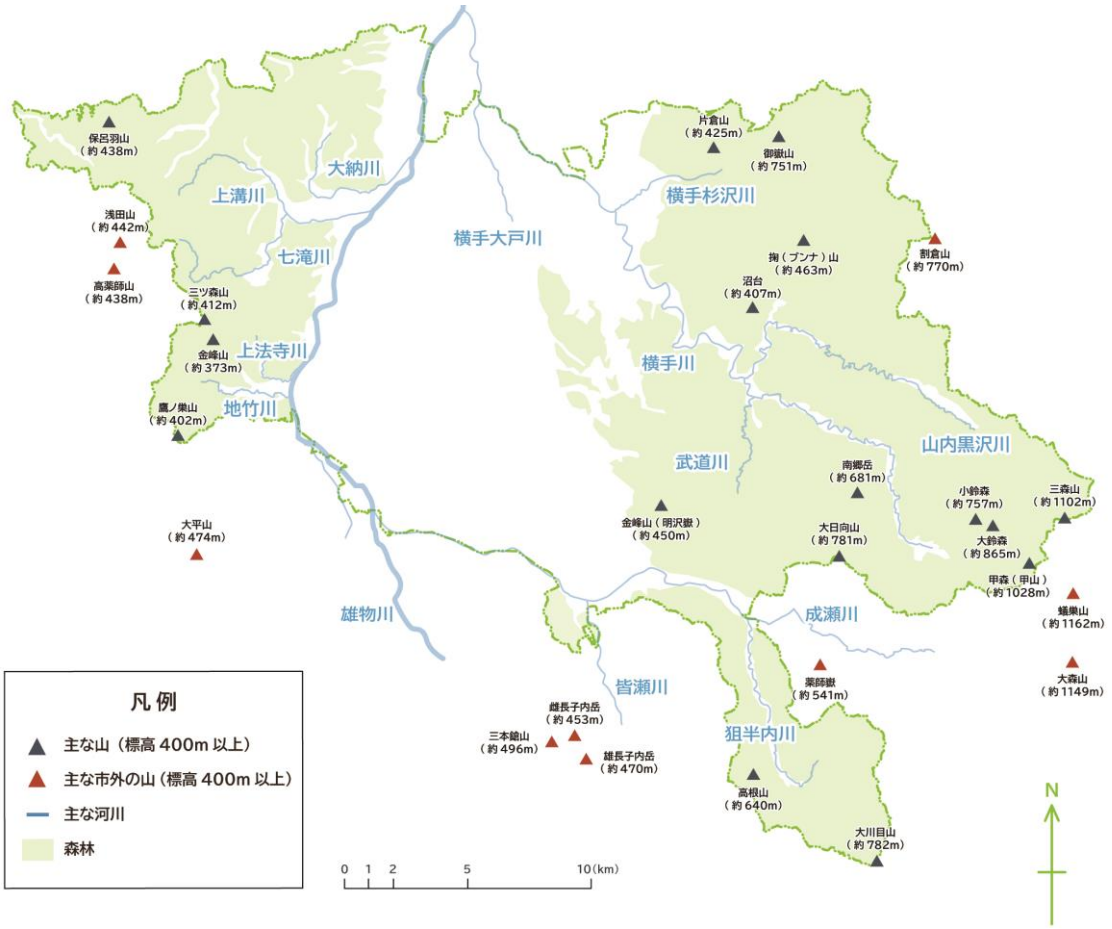
10.その他特徴的な地名

その他特徴的な地名として歴史上の人物に関連したものがあり、坂上田村麻呂に由来する田村、将軍邸（以上田根森）や、住居表示後に消滅した地名として本多上野介正純の墓碑がある上野台（横手）などがある。定期市に関する地名も四日町（横手）や七日町（増田）、六日町後（浅舞）、五日町（大森）などに残る。このほか、ケダニ（ツツガムシ）由来の砂虱川原（睦合）や生贄伝承に基づいた十二牲（金沢）などの特徴ある地名が残る。

1-3　地形・地質

（1）　概要

本市が位置する横手盆地は一級河川雄物川の流域であり、北東方向には仙北市と岩手県にまたがる秋田駒ヶ岳（1637m）、東方向には東成瀬村を超えた岩手県に焼石岳（1548m）、南東には秋田県と岩手県、宮城県にまたがる栗駒山（1626m）などの火山があり、地形も急峻である。市域東部には市域最高峰の三森山（1102m）、御嶽山（751m）、小鈴森（757m）、南郷岳（681m）、大川目山（782m）など奥羽山脈に含まれる山々があり、市域西部には保呂羽山（438m）、三ツ森山（412m）など低標高の山がある。横手盆地は南北に長く広がるが、その表面傾斜は東から西に傾いており、奥羽山脈から流れる皆瀬川、横手川などの支川から流出する土砂の堆積により、雄物川の流路を西部に押し出した形となっている。



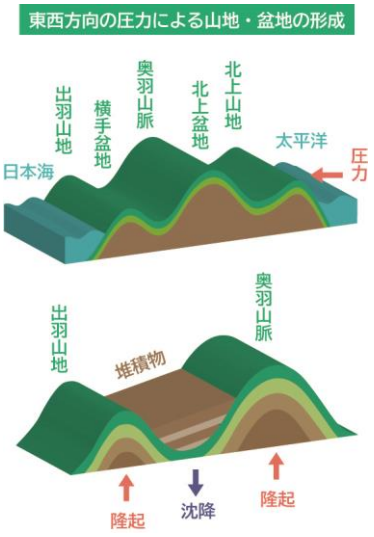
主な山と河川

河川は、秋田県・山形県境の大仙山（920m）に源を発する雄物川と、東に位置する奥羽山脈に源を発する支川の横手川と皆瀬川が本市を貫流する。横手川は、山内地域で小支川の山内黒沢川と武道川が合流し、本市の中心市街地から横手盆地内を下り、小支川の横手杉沢川と横手大戸川が合流し、大仙市の角間川・藤木地区付近で幹川の雄物川に合流する。皆瀬川は、増田地域で小支川の成瀬川と狙半内川が合流し、湯沢市と本市、羽後町の境界付近で雄物川に合流する。雄物川は、横手盆地を北へ流れ、大仙市から秋田市市街地を流れて日本海へと注がれる。

（2） 地形・地質

東北地方の大地形は、ユーラシアプレートが太平洋プレートにより西に向かって圧力を受けていることによって成立したとされる。

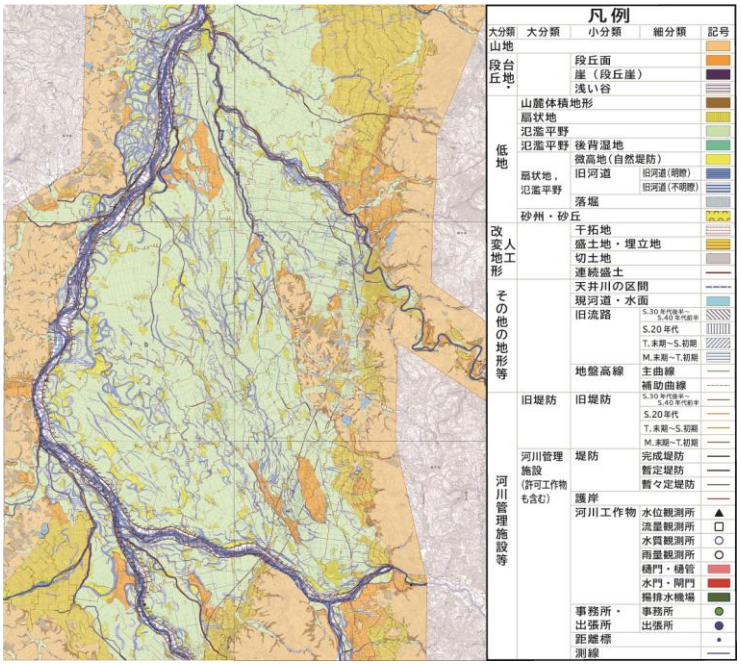
新生代第三紀中新世初期（約 2400 万年前）にユーラシア大陸の東端において活発な火山活動があり、それを契機とし沈降が始まり堆積物が海底に蓄積されるようになった。やがて沈降が隆起運動に転じ陸化することで奥羽山脈が形成され始めた。沈降の中心はさらに西に移動し、出羽山地が隆起しその後陸化、内陸盆地が海から隔離されるようになり「内陸湖盆」となった。新生代第四紀になると火山活動が活発化し鳥海山をはじめとする火山が形成されて、全体的に隆起が起こり盆地内も陸化する。これらにより、奥羽山脈と出羽山地間に横たわる東西 12 km、南北 50 kmの横手盆地が成立した。



地形の形成概念図

横手盆地の東部の奥羽山脈は、500km に渡って東日本を南北に貫く急峻な脊梁のような山脈で、市域の最高峰である三森山（1102m）や御嶽山（751m）を含む。また、盆地西側の出羽山地は、稜線頂の平均値は 384mの丘陵地である。盆地中央の平地部は、南東方の皆瀬川上流方向が高く、雄物川が盆地から流出するに従い標高が漸減する。そのため、奥羽山脈から西流する河川は、山地から平地に流れ出す谷口に複合扇状地を形成し、北西に向かって河岸段丘を作りながら流れる。そして、横手盆地中央部に自然堤防と旧河道を有する広域な氾濫平野（氾濫原）を生み出し、やがて横手盆地の西端を流れる雄物川に合流して北流する。

横手盆地内の地層は第四紀の沖積層が広がり、東西の山地には新第三紀の堆積岩と火成岩が広く分布している。一部に第四紀の火山活動による噴出物が見られ、奥羽山脈側には、中新世前期－中期の安山岩質火砕岩（いわゆるグリーンタフ）が玄武岩質火砕岩を伴って広がり、第四紀の沖積層の下に奥羽山脈との境界付近の断層によって落ち込んだ第三紀の地層が隠れている。横手盆地東縁の主な断層群は、北から順に白岩・六郷断層群、金沢断層、杉沢断層、大森山断層と呼ばれる。



横手市の地形の概要
［治水地形分類図「角間川」「金沢本町」「浅舞」「横手」「西馬音内」「十文字」（国土地理院）を合成して作成］

このような地形・地質から、全体に西側に遷移しつつ氾濫を繰り返しながら流れる雄物川をはじめとする河川が、豊かな土壌とともに、盆地中央部には後に燃料として利用される泥炭の成因となる湿地帯を形成した。この広範囲に及んだと想定される湿地帯は、「鳥の海伝説」に伝わる田園地帯を生み出したほか、谷口の扇状地の扇端や

河岸段丘底部には湧泉が確認され、平鹿地域では古くから豊富な水を利用した生業が育まれた。盆地東部のグリーンタフ層は、黒鉱などの豊かな鉱物資源を内包したために、吉乃鉱山に代表される鉱工業を支える一方で、同じ場所に潜む断層群が、明治 29 年（1896）の陸羽地震を例とする災害を繰り返しもたらしている。

(3)　災害等

これまでに述べた地形や地質の特性から、この地方では度々直下型の断層の活動に伴う地震や河川の氾濫などの災害が記録されている。主な地震としては、明治 29 年（1896）の陸羽地震、大正３年（1914）の秋田仙北地震（強首地震）、昭和 45 年（1970）の秋田県南東部地震がある。陸羽地震では、横手盆地に被害が集中し、金沢村（金沢地区ほか）では死者７名、全壊家屋 159 棟、半壊 77 棟、大破家屋 261 棟などの被害があったほか、横手町（横手地区ほか）では死者 1 名、全壊家屋 30 棟、半壊 63 棟、大破家屋 199 棟、土蔵全壊 20 棟、土蔵半壊 52 棟などであった。この時、岩手県側を結んだ平和街道が不通となり、経済的な影響も生じた。また、秋田県南東部地震では増田地区の土蔵に被害が生じたほか、北上線の橋脚や橋台に被害が出ている。



明治 27 年（1894）の
水害の様子

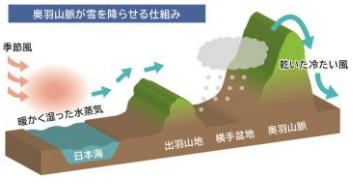
雄物川や皆瀬川、中心市街地の中心を流れる横手川の氾濫による災害も度々起きた。雄物川では洪水が繰り返し発生し、時には村ごと流されたとも伝わる。詳細な記録の残る明治 27 年（1894）の洪水では、平鹿郡全域で溺死者 125 名、うち雄物川地域では溺死者 9 名、流失家屋 44 棟、全壊 5 棟、床上浸水 234 棟、床下浸水 259 棟のほか、水田や畑の被害は約 123ha、橋梁の流失や破損 874 箇所の被害があったほか、横手町では溺死者 106 名、流失家屋 177 棟、全半壊 197 棟、床上浸水 1161 棟、床下浸水 117 棟であった。このほか、昭和 22 年（1947）、昭和 40 年（1965）にも河川が氾濫した被害も記録されている。横手から雄物川や大森を結んだ横荘線も、昭和 40 年の氾濫で横荘線雄物川橋梁が被害を受け、営業を廃止する遠因となった。

和暦	西暦	災害の内容
享保17年	1732	享保の飢饉
寛保元年	1741	大火により170戸焼失
宝暦3年	1753	宝暦の大飢饉
天明2年	1782	天明の大飢饉
天保4年	1833	天保の大飢饉
明治27年	1894	成瀬川、雄物川ほか河川が氾濫。死者多数。橋梁の流出、家屋の損壊、浸水等被害が発生。
明治29年	1896	陸羽地震。仙北を震源とした地震が8 月23 日から発生し、8 月31 日8 時37 分M6.4 の最大震を観測。平鹿郡の死傷18名、負傷者111名、焼失1棟、全半壊1,709棟、破壊6,707棟のほか、道路、橋梁等に被害。
大正2年	1913	東北地方大凶作
大正3年	1914	秋田仙北地震。3 月15 日、仙北を震源としたM7.1 の地震が発生。平鹿郡で死者4 名、負傷者8 名、住家非住家全壊46 棟、半壊52 棟、破損890 棟の被害。
昭和6年	1931	東北地方大凶作
昭和9年	1934	東北地方大凶作
昭和20年	1945	横手町が7月15日と8月5日に空襲。8月14日吉乃鉱山爆撃。
		8月23日大森町本郷で火災、62棟全半焼。
昭和22年	1947	7月の豪雨や9月のキャサリン台風による被害。沼館橋ほか橋脚の流失のほか各地で洪水が発生。
昭和26年	1951	4月9日大森町五日町で火災、46棟全半焼。
昭和30年	1955	6月の豪雨により各地の河川が増水し、橋の流出や堤の決壊、家屋の浸水等被害が発生。
昭和40年	1965	7月15日豪雨のため河川の氾濫、橋脚の流出や道路、堤防の決壊、家屋等浸水被害発生。横荘線雄物川架橋の橋脚が沈下した。
昭和44年	1969	横手川の氾濫により浸水家屋4,100棟、冠水耕地1,753ha。
昭和45年	1970	秋田県南東部地震で北上線の橋脚等に被害
昭和49年	1974	四八豪雪。最深積雪259cmは秋田地方気象台観測史上最高（旧観測方式）記録で、交通が途絶し自衛隊の救援を受けたほか、果樹を中心に甚大な被害が発生。
平成23年	2011	東北地方太平洋沖地震。3 月11 日三陸沖を震源としたM9.0 の地震が発生。市内では震度5 弱を観測。全域が停電となり、ライフラインに大きく影響した。

横手市の主な災害年表

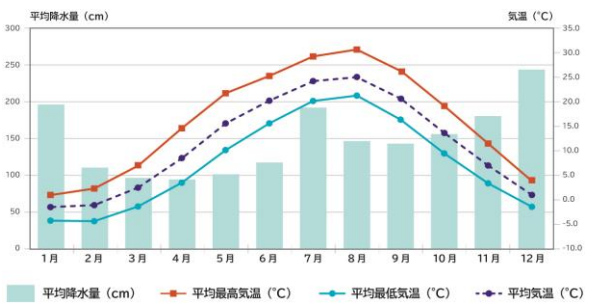
1-4　気候

本市の過去 10 年間の平均気温は 11.4℃、年間降水量の合計の平均値は 1,791.8 ㎜である。奥羽山脈と出羽山地に囲まれ、海洋から全く遮断された盆地のため、典型的な日本海側の気候であり、気温に明瞭な季節変化がある。8 月の平均最高気温は 30.6℃と高く、盆地特有の高温多湿の気候である一方で、冬は北西の季節風が強く吹き、寒さが厳しく、1 月の平均最低気温は-4.3℃である。

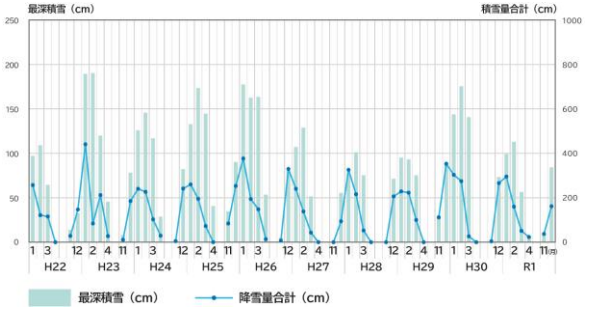


奥羽山脈が雪を降らせるしくみ

冬季、低い出羽山地を越えて大陸から到達する湿潤な季節風は、高い奥羽山脈に遮られ当地に降雪をもたらす。平年の最深積雪は 140 ㎝程度であるが、俗に「48(よんぱち)豪雪」と呼ばれる昭和 49 年（1974）２月 14 日の最深積雪は 259 ㎝を記録し、秋田地方気象台観測史上最高（旧観測方式）の記録で、平年の２倍に相当する積雪となった。短期間での積雪の増加により、家屋の倒壊や軒先にかかった雪庇の落下による建物や人への被害、雪下ろし中の落下事故のほか、交通障害等の被害も生じている。大量の雪は、人々の生活に支障をき



横手市の平均降水量及び平均気温
（平成 22 年１月～令和元年 12 月平均）



横手市の最深積雪と降雪量合計
（平成 22 年～令和元年）

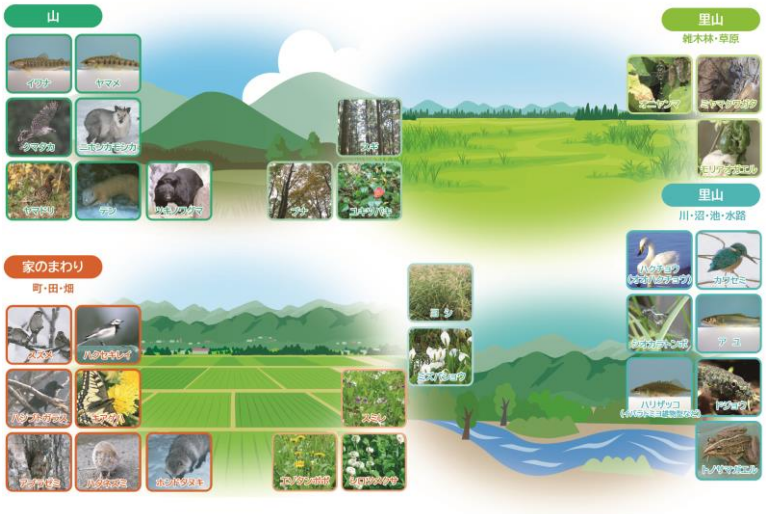
たす場合も多いが、反面、本市の自然環境にうるおいをもたらす貴重な水資源であるとともに、「かまくら」などの冬の伝統行事をはじめ、雪国特有の衣食住や文化を生み出すなど、雪にまつわる文化を育む源となっている。なお、令和３年２月５日には最深積雪 203ｃｍと観測史上最大を記録する大雪となった。

1-5　生態系

本市は、広大な市域の中に標高 1000m 級の山々から多くの河川と池沼を持つ平地へ遷移する地形を持ち、また、積雪寒冷地でありながら夏は高温になる盆地性気候であることなどが要因となり、この変化に富んだ環境が豊かな生態系を育んできた。市域全体としては夏緑広葉樹林帯に属するが、市域東西の山地尾根付近には、ブナ林に代表される原生的な自然環境が残っており、イヌワシ、クマゲラなどの貴重な動物の生息地となっている。およそ海抜 350m付近を境としてミズナラ、コナラ、クリなどの混交林（雑木林）となり、市域東部里山林床には、ユキツバキ群落が分布する。特徴的な群落としては、氷河期の残存とされる「八幡野のブナ林」（市指定）、御嶽山麓のイトイバラモ、鍛冶台のナガバノウナギツカミなどの湿性植物群落があり、周辺の山々は、里山としてかなり高所まで利用され、薪炭、山菜、キノコだけでなく、アケビヅル細工のような伝統工芸の材料を供給してきた。

また、山々にはウサギ、テン、カモシカなどが生息しており、かつて「マタギ」と呼ばれた人々は、村田銃やヤリ、ワラダでウサギやクマの狩猟を行い、行商で売り捌いていた。一方で、県内には生息していないとされたニホンジカやイノシシが近年確認されており、クマと同様に適切な管理が課題となりつつある。

平成 23 年（2011）の横手市生物実態調査によると、環境省、あるいは秋田県のレッドリストにある 48 種の昆虫が確認された。特にホンサナエやアオサナエといったトンボ、ウスキミズメイガなどのガ類や一部のゲンゴロウ類が希少種として注目されている。平地部を流れる雄物川と横手川・大宮川・成瀬川などの河川には、アカザ、ギバチ、エゾウグイ、ハナカジカなどが、ため池や沼にはシナイモツゴやゼニタナゴ[1]、湧泉にはトミヨ属（雄物型）などの絶滅危惧種とされる魚類が見られ、雄物川水系の豊かな生態系は、独特の漁法や漁具の製作技術を育んできた。また、湿地に生えるマコモ（ガジギ）は、食用とともに鹿島行事の人形の材料にも使われたことから、河川や池沼の生態系も里山と同様に、人々の暮らしとともにあったといえる。



市内生態系の概念図（『よこてだいすき』図版をレイアウト変更）

[1] 横手市のゼニタナゴ生息地は、秋田県自然環境保全条例に基づき保全区域が指定され、捕獲等が禁止されている。

1-6　景観

本市の平野部の多くは肥沃な氾濫平野で、稲作を中心とした農地が広がり、山麓にはりんごやぶどうなどを栽培する広大な果樹園がみられる。自然堤防（微高地）上には多くの湧泉があり、地域の稲作を支えるほか、生活や生業にも活かされてきた。こうした農業景観は、先人たちの知恵や四季折々の風景と相まって、美しく生きる景観を創出しており、これらと調和した鳥海山の眺めは、多くの市民に愛され親しまれる景観となっている。また、湧泉を生活などに活かしてきた風景は浅舞地区などに残り、町並み景観に深みを与えている。



奥羽山脈を背景に広がる
田園景観

豪雪に耐える工夫は建物や町並みにもみられる。重要伝統的建造物群保存地区「増田」の建物の特徴である鞘付土蔵とその内部空間は、豪雪地帯の知恵の結晶であり、それらが連なる奥行きある町並みは、全国でも希少な町並み景観となっている。雪や農業に関する祭礼や行事も多く、それらの活動も地域独特な景観を創出している。また、かまくらや鹿島行事などが行われる風景は、気候や風土、人々の営みと相まって、歴史が織りなす良好な景観である。



長太郎稲荷神社の梵天
（大雄地域）
冬に行われる行事が雪国独特
の景観を創出する。

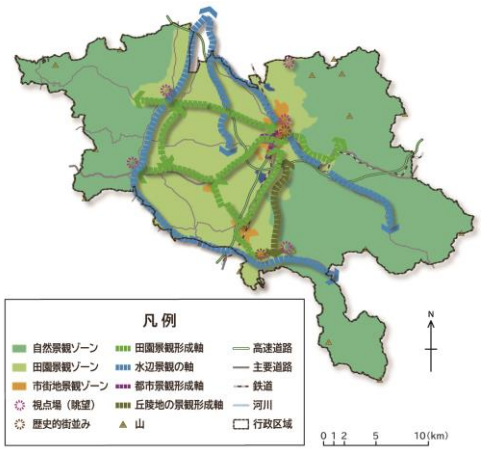
このほかにも市内には、遺跡や社寺などの歴史資産が多く残り、また周辺では祭礼などの行事が行われ、それらが複合的に絡みあい、歴史的・文化的景観を創出している。

●横手市景観計画による景観づくり

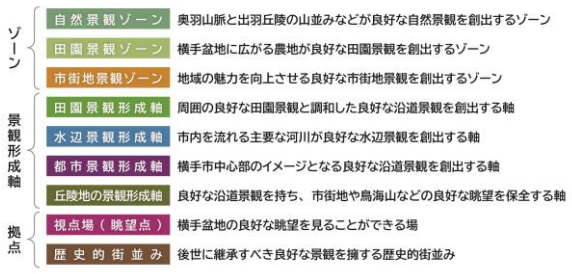
本市は、平成 16 年（2004）に施行された景観法に基づき、積極的に横手の景観保全と創造に取り組んでいる。平成 21 年（2009）に本市は景観行政団体になり、平成 24 年９月に横手市景観計画を策定した。将来像にふさわしい景観形成の方向性を「自然景観形成の方向性」「歴史・文化景観形成の方向性」「都市景観形成の方向性」とし、土地利用や景観資源の分布等を踏まえて設定しており、基本方針では、本市を代表する市街地や田園を望む視点場（眺望点）について、樹木の維持管理等を行いながら、眺望の確保を図ることとしている。

また、本市には多くの歴史的・文化的資源が残っており、その歴史を感じ取ることができる街並みについては、住民の意向を踏まえながら、街並み景観の保全を図ることとしている。

その施策は、景観条例、景観計画、景観地区に関する都市計画、屋外広告物条例の４つの柱から成り立っているが、このうち景観地区については、住民の意見や地区特性も踏まえながら、景観計画区域の中で特に重点的に景観形成を図る必要がある地区を景観重点地区として指定し、より積極的な景観づくりを図っており、現在「羽黒町・上内町地区」と「増田地区」の２地区が景観重点地区に指定されている。横手市景観計画の詳細は第５章４．(6) に記載した。



景観形成の方向性に基づく将来像図
（横手市景観計画より）



景観形成の方向性に基づくゾーニング
（横手市景観計画より）

2．社会的状況

2-1　市の沿革

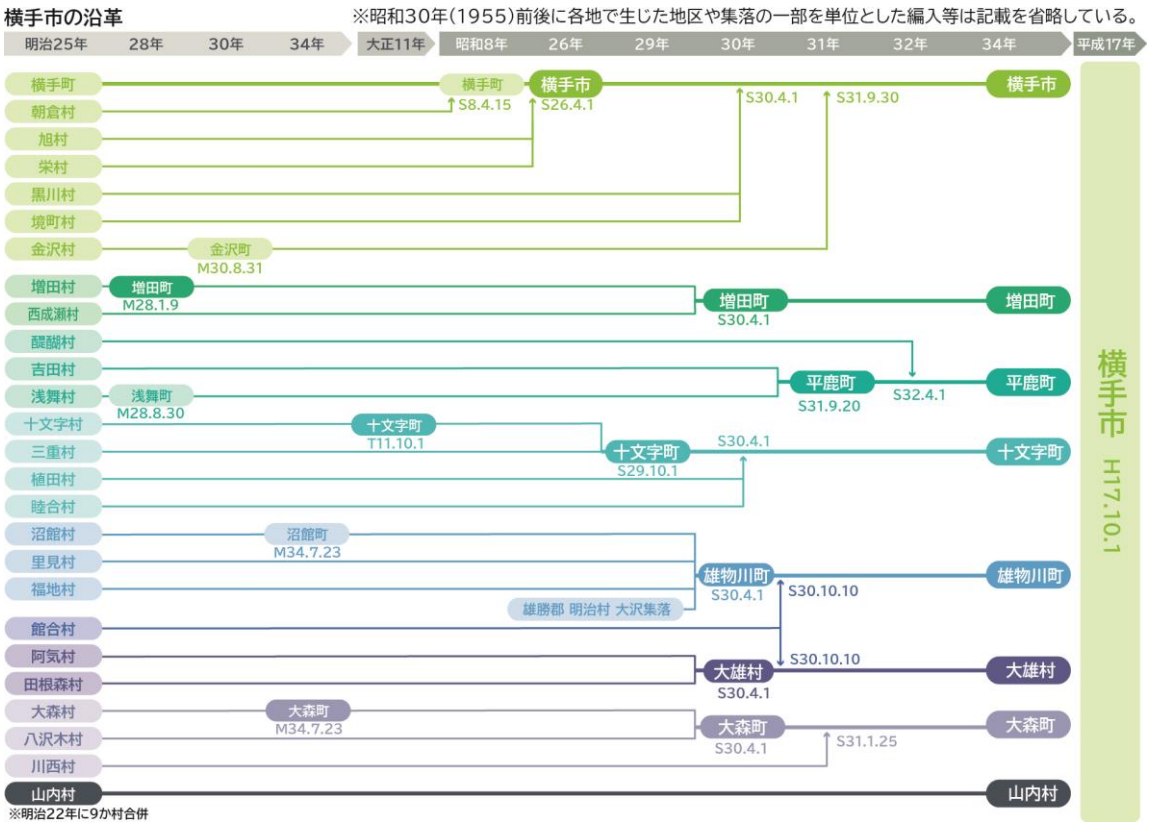
現在の横手市域は、明治 11 年（1878）の郡区町村編成法施行により行政区域として平鹿郡となり、明治 22 年（1889）の「市制町村制」施行前後に発足した 1 町 25 村を基盤とする。以降、大正 11 年（1922）までには、金沢村（当時は仙北郡）、増田村、浅舞村、十文字村、沼館村、大森村、が町制を施行し７町 19 村となった。昭和８年（1933）に朝倉村を編入した横手町は、昭和 26 年（1951）、栄村・旭村を編入の上、市制を施行し横手市となった。



明治 24 年（1891）ごろの平鹿郡の町村区画

昭和 28 年(1953)に「町村合併促進法」が施行され、昭和 29 年(1954)に三重村と合併した十文字町は、昭和 30 年（1955）に植田村、睦合村と合併し、旧横手市は境町村と黒川村を編入した。また、増田町は雄勝郡西成瀬村と、大森町は八沢木村と合併し、沼館町と里見村、福地村及び雄勝郡明治村の一部が合併して雄物川町が、田根森村と阿気村が合併して大雄村が誕生し、一方で平鹿郡角間川町が大曲市へ編入した。翌昭和 31 年（1956）に大森町は川西村を、旧横手市は金沢町を編入している。同年、浅舞町と吉田村が合併して平鹿町が誕生し、昭和 32 年(1957)には平鹿町に醍醐村が編入された。同年には、増田町に雄勝郡稲庭川連町の一部、大雄村に大曲市の一部、翌年には大森町に大内町の一部も編入されている。このほか、昭和 30 年（1955）前後に相次いで生じた地区や集落の一部を単位とした編入等を経て、昭和 34 年（1959）山内村の一部が旧横手市へ編入し、当地における昭和の大合併が収束する。

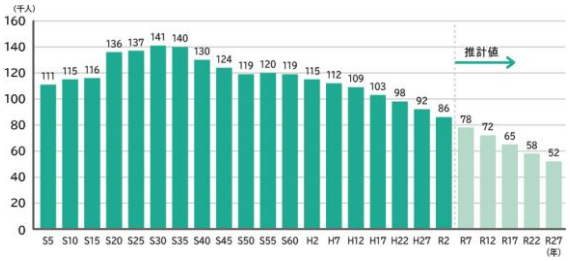
平成 17 年（2005）４月１日に「市町村の合併の特例等に関する法律」が施行され、同年 10 月１日、横手市・増田町・平鹿町・雄物川町・大森町・十文字町・山内村・大雄村の１市５町２村が合併し、新たに人口 10 万４千人の秋田県第２の都市として新「横手市」が誕生した。現在は市内の行政単位として、旧市町村名を冠した「地域」があり、地域の中に昭和の合併以前に存在した町村名などを基本単位とする「地区」がある。



現在の市域を構成する地域の主な合併の変遷

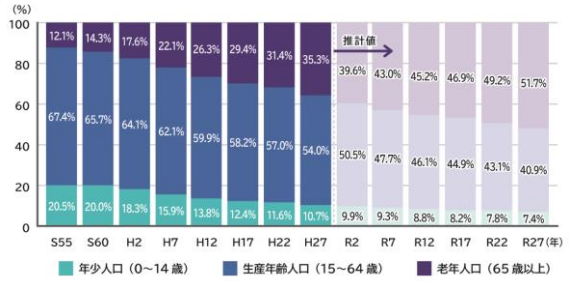
2-2　人口動態

本市の人口は、戦中から戦後にかけて急増し、昭和 30 年（1955）にピークである 141,178 人となった。その後、高度経済成長により多くの若者が進学や集団就職などで大都市圏へ流出し、昭和 50 年（1975）にかけて人口は急激に減少した。以後、現在に至るまで減少傾向が続いている。



人口の推移

市町村合併の平成 17 年（2005）に実施された国勢調査での人口は 103,652 人であったが、平成 22 年（2010）には 98,367 人となり、令和２年（2020）では 85,584 人（速報集計）と、合併後の 10 年あまりで１万人以上が減少している。自然増減については、平成２年（1990）までは出生数が死亡数を上回っていたが、以降は自然減が続いている。国立社会保障･人口問題研究所の平成30年(2018)推計によると、今後人口は急激に減少し続け、令和 22 年（2040）には 58,986 人となり、平成 27 年の約 64%になると想定されている。



年代別人口の推移

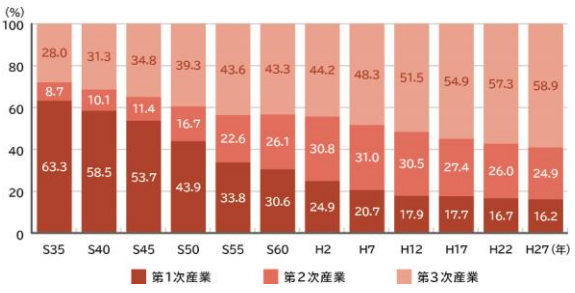
年齢３区分別の人口では、生産年齢人口（15～64 歳）は昭和 55 年（1980）以降、減少傾向が続いており、平成３年（1991）には老年人口（65 歳以上）と年少人口（０～14 歳）の逆転が始まった。老年人口は以後も増加を続けており、減少の一途にある生産年齢人口に迫りつつある。

2-3　産業

（1）　産業別就業人口

本市における就業者人口は､昭和 35 年(1960)の 64,501 人から平成 22 年(2010)には 47,396 人と 50 年間で 17,105 人、率にして 26.5%減少している。

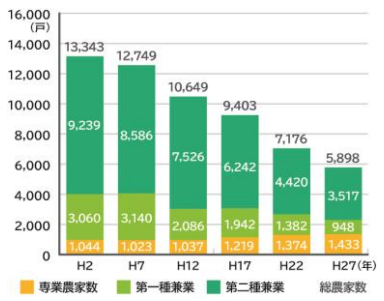
昭和 35 年（1960）に 63.3%を占めた第１次産業の就業人口は、総就業人口の減少率を上回る状況で減少しており、一方で第３次産業の就業人口の増減が微少であるために、結果として第３次産業の比率が増加している。



産業別就業人口比率

（2）　農業

本市の農業は､恵まれた自然環境に加え豊穣な土壌や水利条件により､県内でも有数の農産物の生産地として発展してきた。経営耕地面積は総面積の約２割で、そのうち水田面積は約９割を占め、水田農業中心の農業構造である。また、りんごやぶどうなどの果樹・畜産をはじめ、転作作物としてホップやそばなどの土地利用型作物､すいかやさといもなどの振興作物の作付拡大による農業の複合化も進んでおり、農業は市の基幹産業となっている。しかし、農家戸数や農業就業人口は減少傾向にあり、農地面積や生産農業所得も減少してきているため、市場評価の向上を図るべく優良品種の導入や販売戦略の構築を進めている。



販売農家数の推移

県内で有数の生産量を誇るりんごをはじめ、さくらんぼ、ぶどう等の果樹については市場で高い評価を得ており、野菜については、アスパラガス、えだまめ、すいかなどが高品質で市場評価が高まっている。花きについては、キクやトルコギキョウのほか、冬期出荷のシンビジウムなど、露地と施設による多くの品種で栽培技術の確立が進んでいる。

（百万円）

	アスパラ	えだまめ	トマト	きゅうり	すいか	りんご	ぶどう	花き	しいたけ
H20	330	234	188	188	1,504	1,666	211	636	1,513
H21	285	260	213	199	1,015	1,767	272	633	1,739
H22	241	173	182	187	1,189	1,391	203	612	1,801
H23	179	219	217	201	976	614	119	561	1,806
H24	170	188	152	183	1,157	616	167	555	1,826
H25	157	173	156	208	1,099	758	169	538	1,842
H26	134	195	147	246	1,056	674	148	590	2,008
H27	141	209	157	268	1,352	708	181	617	1,999
H28	134	224	154	247	1,242	897	194	674	2,063
H29	107	201	138	268	1,069	1,039	167	623	1,545
H30	97	223	164	321	1,110	960	155	679	1,977
R1	88	213	121	291	1,207	1,074	193	604	2,284

主要な農作物の販売額状況

（3） 林業

本市の総面積の約 55.3%が森林面積であり、この森林面積のうち約 96%が民有林で、その割合は高くなっている。スギの人工林は、戦後の施策により植林され、中でも昭和 40 年(1965)代をピークに昭和 60 年(1985)代まで造林運動が進められてきたが、現在は 45 年生以下の除伐・間伐を必要とする林分が 6 割以上を占める。

雄物川流域の杉人工林資源は年々増加しているが、木材価格の低迷や国産材の生産・流通構造の改革の遅れ等で厳しい状況にあり、地域材の地産地消や公共施設の木造化、公共土木事業でのスギ間伐材の利用促進等の施策を進めている。また、特用林産物の中でもきのこ栽培は周年栽培が可能な品目であり、とりわけ「菌床しいたけ」は生産量及び販売額とも年々増加し、近年は菌床しいたけ産地として、市場での高い評価を得ている。

（4） 商工業

本市の卸売業及び小売業を営む事業所数は、昭和 63 年（1988）度は 2,693 事業所、年間販売額 242,334 百万円であったのに対し、平成９年（1997）度は 2,275 事業所、年間販売額 313,055 百万円と販売額は向上した。しかし、それ以降事業所数、年間販売額が年々減少し、平成 28 年（2016）度は 1,196 事業所、年間販売額 212,371 百万円となっている。

平成３年（1991）の東北横断自動車道釜石（かまいし）秋田線の横手～秋田間の開通を皮切りに、横手インターチェンジ付近に大型店が集中して出店したことに加え、中心市街地の商店街は個人自営業者の高齢化、後継者不足などにより空洞化が進んでいる。

	事業所総数（店）			従業者総数（人）			年間商品販売額（百万円）		
	卸売業	小売業	計	卸売業	小売業	計	卸売業	小売業	計
S63	346	2,347	2,693	2,444	8,247	10,691	136,611	105,723	242,334
H3	411	2,281	2,692	2,977	7,869	10,846	168,606	114,520	283,126
H6	370	2,126	2,496	2,677	7,769	10,446	173,138	129,956	303,094
H9	346	1,929	2,275	2,588	7,498	10,086	174,693	138,362	313,055
H11	379	1,911	2,290	2,792	8,245	11,037	135,563	126,956	262,519
H14	320	1,664	1,984	2,415	7,716	10,131	113,410	124,184	237,594
H16	339	1,575	1,914	2,509	7,804	10,313	118,167	122,486	240,653
H19	289	1,407	1,696	2,209	7,082	9,291	107,794	113,372	221,166
H24	269	1,177	1,446	1,933	6,719	8,652	89,175	98,515	187,690
H26	221	968	1,189	1,696	5,597	7,293	88,309	110,267	198,576
H28	209	987	1,196	1,680	5,896	7,576	102,925	109,446	212,371

商業の推移

平成３年（1991）頃までの本市の製造業を支えた業種は、事業所数では衣服製造業で、製造品出荷額では自動車関連の輸送用機械器具製造であった。現在、秋田県内で最も自動車関連企業の集積する地域となっており、工業生産の主力は輸送機械と電気製品であるが、バブル崩壊後の金融引き締め政策や生産拠点の海外移転、納入先の経営見直し等により、市内の工場や小売業の事業所数も大きく減少している。

（5） 観光

本市は、横手盆地の肥沃な大地や特有の気候風土により、四季折々の美しい自然や良質な農作物を育んできた。そのような横手のまちで人々が守り伝えてきた伝統の祭りや歴史、東北ならではの食文化に出会うために多くの観光客が訪れており、令和元年（2018）の秋田県観光統計及び観光庁宿泊旅行統計調査報告によると、同年には約 357 万人の観光客が横手市を訪れ、約 18 万７千人が市内に宿泊している。



横手市増田まんが美術館

冬の伝統行事「横手のかまくら」に代表される四季折々の行事のほか、平成 25 年（2013）に重要伝統的建造物群保存地区に選定された増田の町並みや、令和元年（2019）5 月にリニューアルオープンした横手市増田まんが美術館などに多くの観光客が訪れている。そのほか、秋田県立近代美術館や体験工房などを有する「秋田ふるさと村」も観光客で賑わっている。

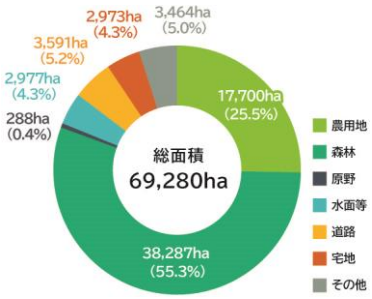


観光客数の推移

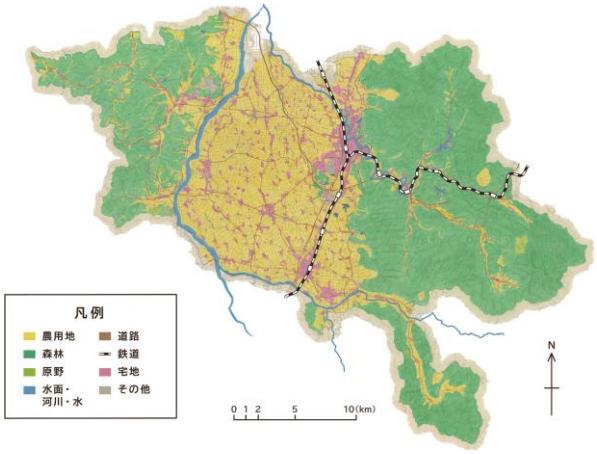
2-4　土地利用

本市の土地利用現況は、市域の総面積 69,280ha（692.80 ㎢）に対し、農用地が 17,700ha、森林が 38,287ha、原野等が 288ha、宅地が 2,973ha などとなっており、総面積の 25.5％を農用地、55.3％を森林が占める。

本市の都市計画区域は、市域の山林を除く平坦部の 28,018ha であり、利用目的によって用途地域、特定用途制限地域、高度利用地区、準防火地域、風致地区、伝統的建造物群保存地区の６種類を定めている。



土地利用区分ごとの比率

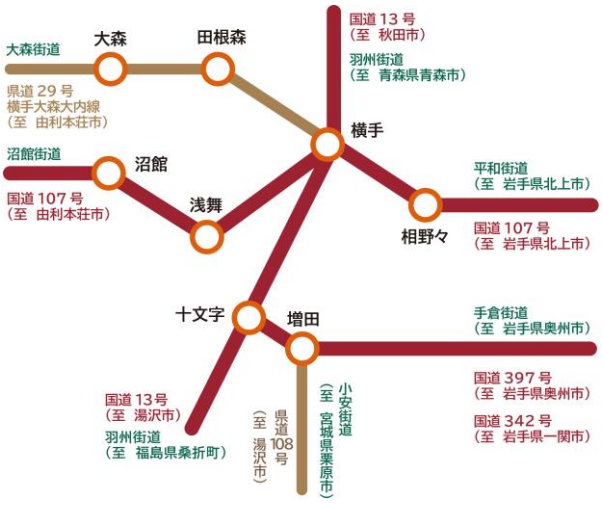


土地利用現況図

2-5　交通

本市には、羽州街道や脇街道など古くからの道路網があり、その街道の多くが近世までに整備され、江戸時代以降、「○○街道」とよばれた。こうした呼称は江戸時代から用いられている。秋田藩（久保田藩）藩主佐竹義宣が慶長９年（1604）から藩内の中世からの交通路の再整備を開始し、1600 年代中頃までに羽州街道やそこから延びる脇街道の整備が完了したとみられる。

現在、福島県福島市を起点に本市を南北に縦断して秋田市を終点とする国道 13 号は、羽州街道にほぼ沿ったルートをたどる。また、岩手県大船渡市を起点に、本市を東西に横断して由利本荘市を終点とする国道 107 号は、現在の岩手県北上市から横手地域中心部を結んでいた平和街道（明治期に整備）及びここから西に伸びる沼館街道に沿った形で通る。さらに、宮城県登米市を起点とし十文字地域を終点とする国道 342 号は、岩手県奥州市水沢区から増田地域に通じる手倉街道に沿った形で通り、古くから広域的な交流が行われていた。そのほか、現在の主な県道として、西の出羽山地を越えて



現在の幹線道路と街道との相関図

由利本荘市とを結ぶ主要地方道横手大森大内線、大仙市方面には主要地方道大曲横手線、市域西部の一級河川雄物川沿いを南北に縦断する主要地方道大曲大森羽後線、主要地方道湯沢雄物川大曲線などが通る。

高速交通網は、平成３年(1991)の東北横断自動車道釜石秋田線の横手～秋田間の開通を皮切りに、平成９年(1997)には横手～北上間（以上、秋田自動車道）、そして東北中央自動車道（横手～福島相馬）の横手～湯沢間（湯沢横手道路）が開通した。現在は、湯沢インターチェンジから雄勝こまちインターチェンジまでが延伸された。



主な道路・鉄道路線図

2-6　社会基盤の形成

本市は、地形的にみると東側に奥羽山脈、西側に出羽山地が縦断し、中央部には横手盆地が東から西側に向けて緩やかに傾斜しながら南北に広がっている。横手盆地の西部を雄物川が流れ、東部は羽州街道が南北に通る。こうした自然的、地理的要因を基に近世になって整えられた社会構造が、現代に至る人々の活動や市街地の形成、さらには文化圏の形成に大きな影響を与えてきた。

(1)　親郷、寄郷と在郷町の形成

近世に入ると横手城に秋田藩（久保田藩）の城代が置かれ、現在の横手地区は付近一帯の統括及び藩南部の中枢都市として機能した。この城下を核に平鹿郡として現在の本市の骨格が形成され、周辺村落では郷村制度の下に整えられた「親郷」「寄郷」を単位としたコミュニティが成立した。秋田藩では行政単位となる村々を寄郷といい、その寄郷のまとめ役として親郷があった。寄郷の下には自然村落的な「枝郷」あるいは「支郷」もあった。これを基盤に、近代には地方自治制度に基づく「町」や「村」が形成される。

親郷や寄郷などの骨格は、「地域」や「地区」として現代に継承され、コミュニティも踏襲する。親郷は、寄郷や枝郷を取りまとめる行政や自治の拠点として機能した。このうち、交通結節点にあった一部の親郷などは、交通や立

地の利便性から人や物の出入りが多く、近世には定期市が開設され、近隣の村々と交易する市場町としての性質を帯びた「在町（ざいまち）」と呼ばれた地方都市を形成した。この在町が「在郷町」として、近代以降も各地域の拠点となった。在郷町は「城下町」の横手を中心とした平鹿郡の中で、経済や文化の地方拠点として機能した。親郷あるいは在郷町は、昭和30年(1955)前後の「昭和の大合併」における旧８市町村の誕生時以降も、各市町村の中心市街地として機能している。

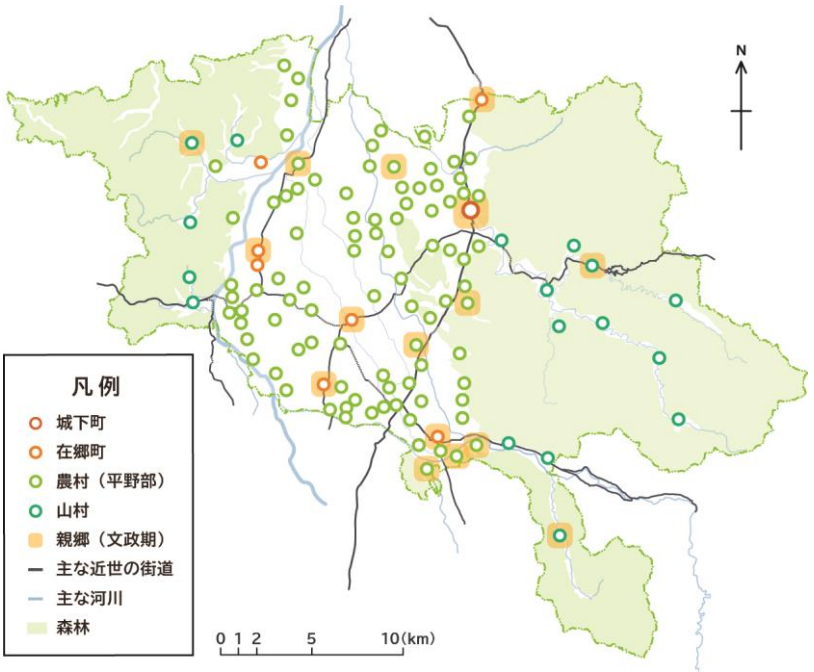


近世における市内の集落形態ごとの分布

※図は、『雪の出羽路』や『月の出羽路』などを参考に作成し、親郷名称もこれに基づき記載した。
※枝郷は除外している。

(2)　集落の形態

本市域では、横手盆地を南北に縦断する雄物川や羽州街道を核としながら、近世になって様々な街道が脇街道として整備され、その結節点を中心に人や物の交流が活発化し、多様な文化が育まれ、集落形成や市街地の広がりに影響を与えた。市内の集落は、その機能から「城下町」「在郷町」「農山村集落」と大きく３つに分類される。



近世における市内の集落形態ごとの分布

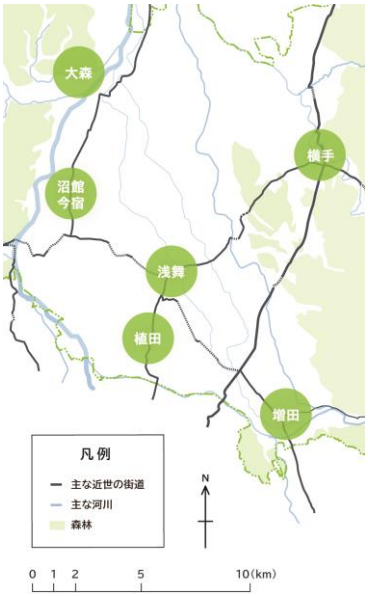
●城下町

城下町は、秋田藩の支城であった横手城を中心に形成、発展した町であり、「横手」がこれにあたる。「内町（うちまち）」と呼ばれる旧武家地となる区域と、「外町（とまち）」と呼ばれる商業区域によって構成される。外町は在郷町としての性格も有した。横手城下町は秋田藩南部の中心都市として発展した。

●在郷町

在郷町は、近郷農村集落の商品の販売や物資の集散における街道上の交通結節点として形成発展した町であり、現在の岩手県や宮城県と秋田県とを結んだ「増田」のほか、雄物川舟運などによる街道上の物資の中継地として発展した「浅舞」「沼館」「今宿（いまじゅく）」「大森」「植田」などがこれにあたる。在郷町は、一般的には中心となる施設を持たず農村に発展した町場をいう例が多いが、本市の在郷町の多くは、中世には城下として機能し、近世初頭までに廃城となった後に商工業が発展した旧城下町である。複数の集落が隣接し、全体として大きな市街地を構成しており、経済

流通の発展とともに人口も増加、町としての規模も拡大し、横手や増田、浅舞、今宿、大森など定期市の開設された在郷町も多く、植田には季節市が開設されたという。在郷町の多くは周辺集落の親郷として位置付けられ、近代の町村制施行以降は、旧町村部の中心部として機能した。なお、「大森」のように寄郷であっても交通結節点にあり、定期市が開設された例もある。



明治期までに市の開設された在郷町

●農山村集落

農山村集落は、農作物や林産物などの生産を生業として形成発展した集落であり、城下町、在郷町のいずれにも該当しない集落がこれにあたる。平野部を中心に作物生産に適した地に沿って集落が形成され、近世以降の新田開発に伴って成立した集落が分布する一方で、山地部には古くからの集落が分布しており、立地から「農村（平野部）」と「山村」に大別される。

農山村集落は、社寺などが村の中心もしくは集落の端に立地し、そこから円状もしくは帯状に広がっている例が多い。それぞれの集落は離れて位置し、集落単位の面積は狭小であることからも、近世以降に村として成立した当時の状況を比較的維持しているとみられる。山村である増田地域の狙半内地区などでは、各集落に入る街道沿いの両外れに庚申（こうしん）塔などが祀られるほか、雄物川筋を中心とした川筋の集落では集落の外れに鹿島人形が祀られる。一方で、農村（平野部）のうち、街道筋に面した集落は開発も進み、明治 30 年（1897）代以降の鉄道開通に伴い「十文字」や「醍醐」など沿線の一部が市街地化している。


昭和期の「木だし」の様子
（山内地域）

集落形態	主な集落等	近世までの歩み	近代以降の歩み
城下	横手	・中世末に城が築かれ、拠点となった。 ・近世には藩主の支城として城代が置かれ、藩南部一帯を統括した。	県南最大都市として拡大し、道路鉄道網の中心結節点として機能した。
在郷	増田、浅舞、沼館、今宿、大森、植田など	・親郷が多く、周辺農村部を取りまとめていた。 ・定期市が置かれ、近傍農村の台所機能を有した。	市街地化が加速し、近代行政制度における市町村の中心部を形成した。
農山村 農村（平野部）	樽見内、醍醐、十文字、田村など	・南部は近世の河川改修後に開拓された集落が多く、「〇〇開」「〇〇新田」などの地名が残る。 ・北部は古くから水田として開拓されており、古文書と同じ地名の村も多く残る。	・街道や奥羽線、横荘線の開通により、輸送ルートが広範化した。 ・「栄」、「醍醐」など、街道沿いの集落が市街地化し、特に「十文字」は鉄道の開設もあって在郷化した。
農山村 山村	狙半内、八沢木、大沢、大松川など	林業など山に係る生業を主としていたとみられる。古い集落が多く、「八沢木」や「大松川」など信仰の対象となった場所が多い。	果樹栽培などが広められ、従来の養蚕や葉タバコ栽培などもあって適地適作が行われた。

集落タイプによる特性

本市は、このように近世までに骨格が整った集落の特性を、現代までに踏襲しながら社会基盤やコミュニティを維持している。これにより、地域や地区固有の特性や文化が市内各地に根付いている。

３．歴史的背景

横手市の区域は、地理的環境から奈良時代に現在の市域とほぼ同じ区域で「平鹿郡」が設置されたことに端を発し、古代から一つの地域としてまとまってきた。市内には、旧石器時代から近世までの遺跡が途切れることなく確認されている。なお、本文では歴史文化遺産名称の後に所在地域名を括弧で表記している。

3-1　原始（旧石器時代-古墳時代）

旧石器時代から縄文時代前期の遺跡は、盆地中央部では確認されず、奥羽山脈及び出羽山地から盆地に伸びる丘陵地や台地で確認される。縄文時代草創期から早期（約14000-6000年前）の遺跡としては、国内最古の石匙が出土した横手川の河岸段丘上にある岩瀬遺跡（山内地域）などがある。縄文時代前期（約6000-5000年前）の遺跡は梨ノ木塚遺跡（増田地域）などがあり、竪穴住居からなるムラが生まれ、定住生活が始まる。縄文時代中期以降になると一段低い段丘面や丘陵裾野から、やがて盆地の沖積地内にムラが形成されるようになる。こうしたムラは、中央広場を取り囲むように住居が配置された「環状集落」が一般的になってくる。中期（約5000-4000年前）の遺跡としては神谷地遺跡（雄物川地域）などがあり、晩期（約3000-2300年前）になると盆地内に遺跡が点在し、遺跡数が最大になる。

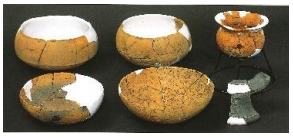


岩瀬遺跡の爪形文土器と
国内最古の石匙



神谷地遺跡の環状集落

弥生時代（約2300年前-３世紀中頃）になると、大陸から九州に伝わった稲作農耕が次第に北へ広がり、本市域においても稲作が行われていたことが想定されるが、発掘調査では確認されていない。弥生時代の遺跡は、手取清水遺跡（横手地域）などのように沖積地に分布し、確認される土器には縄文がある。この時期は寒冷な気候であったため、縄文時代的な生活を続けながら、稲作を受け入れる過渡期と考えられている。弥生時代後期から古墳時代前半にかけては、北海道を中心とする続縄文文化の遺跡が県内でも確認されており、本市もその範疇とみられる。



オホン清水Ｂ遺跡の
土師器と須恵器

５世紀後半になると古墳文化が北進し、本市域でも確認されるようになる。オホン清水Ｂ遺跡（横手地域）では、畿内のものとみられる県内最古の須恵器有蓋高坏や土師器が大量に出土した。一本杉遺跡（平鹿地域）でも同様の状況であったが、５軒の大型の竪穴建物跡とそれを取り巻く溝跡などが出土した。現在のところ、日本海側最北の古墳文化の集落である。これら古墳文化は長続きせず、県内では６世紀前半までに古墳文化の遺跡が確認されなくなる。６世紀段階では、再び続縄文文化の影響下の土坑墓が田久保下遺跡（横手地域）でも確認されるが、土器は古墳文化のものであった。



一本杉遺跡の調査



原始～古代の主な遺跡等位置図

3-2　古代（飛鳥時代-平安時代）

飛鳥時代（７世紀）は、日本が律令国家として始動した時期であり、本市域においては７世紀中頃、盆地中央部の微高地に、長い煙道の竈を持つ方形の竪穴住居で構成される集落が形成されるようになる。100年ほど継続したと考えられる釘貫遺跡（雄物川地域）が代表的である。



釘貫遺跡の竪穴住居跡

奈良時代になると、律令国家の地域支配が進み、天平宝字３年（759）には雄勝・平鹿二郡が同時に設置され、本市域を指す平鹿郡が初めて史上に現れる。文献上、横手には雄勝城と平鹿郡府（郡衙）の存在が考えられており、横手盆地に所在した雄勝城は、近年雄物川地域里見地区周辺が有力視され、調査が進められている。古代城柵を囲んでいたと考えられる材木塀などが検出されているほか、古代

の役所（官衙）や寺院の建物の屋根に葺かれた瓦の破片、行政文書の作成の際に使用されたと考えられる硯（円面硯・風字硯など）が出土している。また、北流する雄物川を挟んだ西側の出羽丘陵には、奈良時代の中頃に末館窯跡が操業し、一般集落からはほとんど出土しない須恵器の食器を生産していた。末館窯跡で生産された製品は、雄勝城に出仕していた役人たちの食事や宴会に使用されたものと考えられ、今後の埋蔵文化財発掘調査の成果が待たれる。なお、雄勝城は平安時代の初めに北の払田柵（大仙市・美郷町）へ移転し、平安時代の中頃まで国家の横手盆地における支配拠点として機能していたと推測されている。



里見地区周辺の奈良時代の遺跡


末館窯跡で生産された須恵器

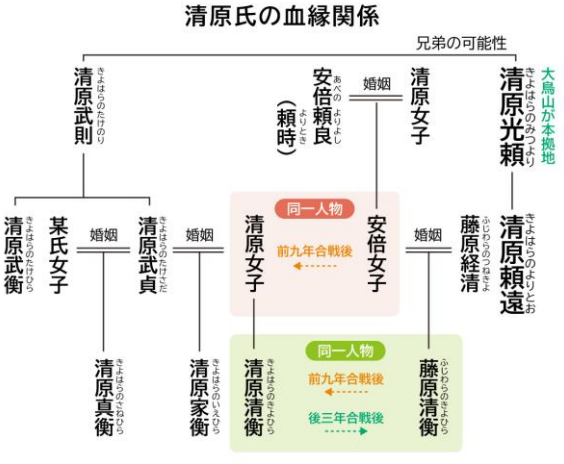
払田柵は、横手盆地北部まで伸びた律令国家の影響力のもとで相次いだ戦乱に対応するため、平安時代のはじめに造営されたといわれる。坂上田村麻呂が征夷大将軍として派遣されたのがこの頃である。坂上田村麻呂は延暦 21 年（802）に戦乱を収め、胆沢城（岩手県奥州市）を奥州支配の拠点とした。この後も戦乱は起こり、元慶 2 年（878）には、秋田城（秋田市）などが襲撃される元慶の乱が起こり、鎮守府将軍に任命された小野春風らによって平定されたが、この平定に功績があったとされる深江弥加止は雄物川地域出身という伝承がある。横手地域と平鹿地域にまたがる中山丘陵では、須恵器を焼く窯の数がピークを迎え、さらに北陸からの伝播と思われるロクロ土師器窯も確認されるようになり、生産量・器種数ともに北東北随一の規模を誇る焼き物の生産地となった。

◆前九年合戦と後三年合戦


沼柵の攻防　（市指定　戎谷南山筆「後三年合戦絵詞」）

当地方に関わる日本史上重要な戦いに、平安時代後期に起こった後三年合戦（1083-1087）がある。後三年合戦は、歴史に二つの大きな変化をもたらしたと言われ、一つは合戦で勝ち残った清原清衡（後に「藤原」に復姓）が奥州の遺産をただ一人受け継ぐことになり、後に世界遺産となる「奥州平泉」の成立のきっかけとなったことである。もう一つは、清衡に加勢し合戦に勝利したものの朝廷から恩賞が貰えなかった源氏の当主源義家が、私財をもって部下の功労に報いたとされ、いわゆる「御恩と奉公」の関係が主従間に形成された。これは、後に誕生する武家政権（鎌倉幕府）成立基盤の一つとしても挙げられる。

平安時代後期、日本海側の出羽国（秋田県など）北部は本市に所在する大鳥山を本拠地とした清原氏が治めていた。一方、太平洋側の陸奥国（岩手県など）は安倍氏が治めていたが、勢力を拡大しようとした安倍氏が朝廷と衝突し、前九年合戦（1051-1062）が起こった。朝廷は安倍氏当主・安倍頼良（後に頼時に改名）を抑え込むために陸奥国の国守として源頼義を派遣したが、安倍氏の猛攻で敗退を重ねた。源頼義は出羽国の清原氏の当主、清原光頼とその弟清原武則に助けを求め、清原光頼らは参戦からわずか２か月で安倍氏を滅ぼした。清原武則はその功績によって鎮守府将軍に任命された。その後、その他の安倍氏の領地も手にした清原氏は、東北北部に一大勢力を築き、その領地は清原武則の息子清原武貞、孫の清原真衡へと引き継がれた。



清原氏の系図

後三年合戦（1083-1087）は、前九年合戦を経て東北北部で勢力を誇った清原氏の内紛に、陸奥守として赴任した

源頼義の長男である源義家が介入して起きた合戦である。一族の合議制から当主に権力を集中させた武士団への変革を目指した清原真衡に、弟の清原清衡・清原家衡らが反発し、後三年合戦が起こった。それぞれに父母が違うという複雑な兄弟関係にあったことも内紛の一因とされている。源義家の後ろ盾を得て優勢な立場にあった清原真衡であったが、途中で病死したため、戦うべき相手を失った清原清衡と清原家衡は、陸奥国を治める立場にあった陸奥守源義家に降伏した。その後、源義家は清原真衡の遺領配分を行うが、配分を巡り不満を募らせた清原家衡は、清原清衡を攻撃した。これにより源義家・清原清衡軍と清原家衡・叔父の清原武衡軍が争い、清原家衡・清原武衡軍は「沼柵」で源義家・清原清衡軍を退けたが「金沢柵」で敗れ、源義家・清原清衡軍が勝利した。源義家が去り、清原氏として唯一生き残った清原清衡は、姓を「清原」から実父の姓である「藤原」へ戻し、「藤原清衡」とした。藤原清衡は平泉（岩手県）に拠点を定め、以後約 100 年にわたる平泉黄金文化の礎を築いていったとされる。

後三年合戦は、古代から中世までは軍記物や絵詞の中で語り継がれ、江戸時代になると秋田藩（久保田藩）の藩主佐竹氏の手で合戦ゆかりの金澤八幡宮などが整備されたこともあって、幕府の巡検使や文人墨客がこの地を訪れている。市内一帯には、清原氏や後三年合戦にちなんだ伝承地や地名が現在まで残り、合戦にまつわる社寺も多く現存するほか、同時代の遺跡や仏像も点在する。横手地域や雄物川地域ばかりでなく、市域の北部や西部を中心に広く後三年合戦に関連する伝承や伝承地があり、遺跡の保護活動や顕彰も盛んに行われ、市民にとってもなじみが深い。

◆大鳥井山遺跡と金沢柵

前九年合戦の顛末を記録し、康平６年（1063）頃に書かれたとされる『陸奥話記』の中に「大鳥山」として記述される大鳥井山遺跡（横手地域）は、小吉山（標高 71m）と大鳥井山（同 79m）の２つの独立丘陵上に立地する。前九年合戦では、大鳥井山に居を構える清原光頼が源頼義の懇願を受けてこの地から１万人もの軍勢を派遣し、陸奥国の豪族・安倍氏一族を滅亡に導いたという。

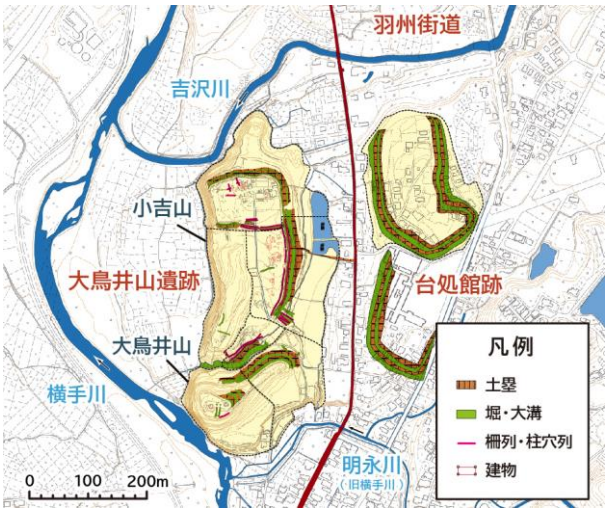


大鳥井山遺跡の土塁と堀

遺跡の東側以外を河川によって取り巻かれ、街道のある東側には遺跡の象徴である二重の土塁と堀が自然地形に沿って巡り、防御性の極めて高い館であったとされる。大鳥井山には二重の土塁と堀が良好に残るほか、頂上部には寺院跡と思われる四面庇掘立柱建物跡が確認されており、おびただしい数の「かわらけ」と呼ばれる素焼きの器が出土した。かわらけの出土は、そこで各地の有力豪族が集い、意志決定や宴会などが行われたことを意味しており、この遺跡の性格をあらわしている。また、小吉山では、山斜面の下面に土塁と堀が、その上面には段状地形が造られている。さらに頂上には石櫃が納められた塚があり、骨片が確認されたことから火葬墓と考えられている。

また、大鳥井山遺跡の土橋から延びる道や、陣館遺跡で確認された参道が、後世羽州街道として整備されることになる「古代の街道」と接続していることが発掘調査で確認された。この古代の街道は、秋田城（秋田市）と鳥海柵（岩手県金ケ崎町）や多賀城（宮城県多賀城市）を結んだ街道であったとも言われ、大鳥井山遺跡の重要性を示すとともに、横手は古くから交通網が一定程度整っており、統治拠点に適していたことを示している。

大鳥井山遺跡は、前九年合戦（1051-1062）や後三年合戦（1083-1087）にその名がみられる清原氏に係る遺跡として、平成 22 年（2010）に国の史跡に指定された。日本列島史における武士の居館及び山城の最も早い事例の遺跡としても高く評価されている。なお、清衡が平泉に造った館である柳之御所遺跡は、大鳥井山遺跡と立地や構造が類似しており、本市域と平泉には深い繋がりがあると考えられている。



大鳥井山遺跡の立地（横手市教育委員会調査）

◆陣館遺跡と金沢柵

陣館遺跡は、標高 91mの通称「陣館」と呼ばれる小丘陵上に立地する。金沢柵として伝承されてきた金沢城跡は、羽州街道を挟み東側に位置し、陣館は金沢柵の前城で、後に義家が攻略し陣を張った場所として伝承されてきた。斜面部では、人工の段状地形が見られ、防御機能のほか主の権威を示す役割があったと考えられている。平成22-26年(2010-2014）に調査が行われ、貴族の邸宅や寺院などに類例のある桁行 13.9 m、梁間 9.8mの四面庇掘立柱建物跡が確認された。こうした事例から現在では「金沢柵」の推定地の一つとされる。平成 29 年（2017）６月、陣館遺跡が国の史跡大鳥井山遺跡に追加指定され、「大鳥井山遺跡附陣館遺跡」に名称が改められた。



陣館遺跡と金沢城跡の立地
（横手市教育委員会調査）

金沢柵については、地域で「八幡山」とも呼ばれ、山上に金澤八幡宮が所在する金沢城跡にあると長く伝承されてきており、幾度にもわたる調査が行われ、近年も麓周辺の調査が継続している。なお、金沢柵については天治元年（1124）頃に成立したと考えられている『奥州後三年記』にその記述があるが、陣館についての現時点で確認できる最も古い記述は、菅江真澄（1754-1829）が文政年間（1818-1830）に著わした『月の出羽路』に記される「陣館の岡」である。

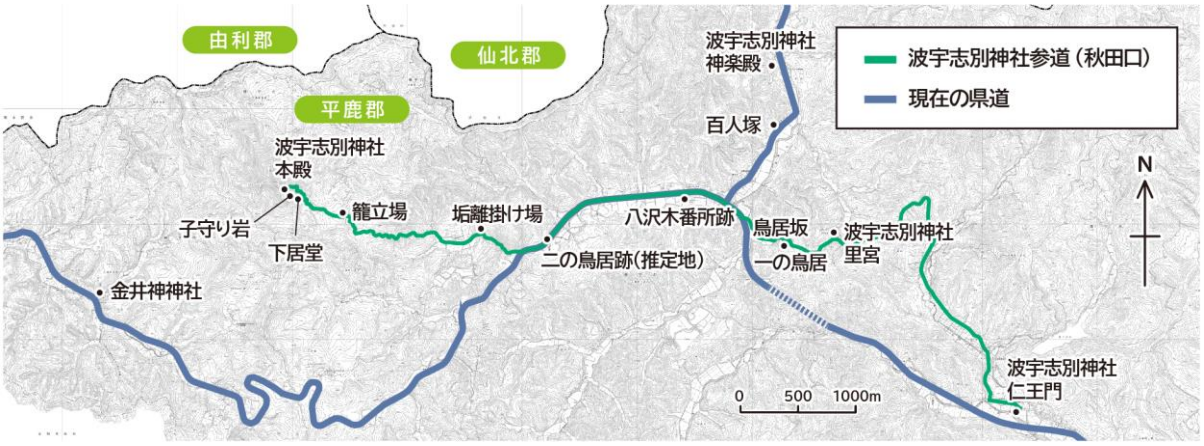
◆保呂羽山と波宇志別神社

保呂羽山と波宇志別神社は、横手市西端の大森地域八沢木地区にある。日本海側の由利本荘市に向かって東西に延びる道を西進すると家並みが断続的になり、波宇志別神社の仁王門が現れるとともに山林が迫り、出羽山地の小高い山並みに包まれていく。この山並みの中で頭一つ抜け出ているのが標高438mの台形の山体をした保呂羽山であり、盆地内の広い範囲から望むことができる。



波宇志別神社　本殿

保呂羽山は、平鹿・仙北・由利の三郡にまたがり、霊山として古くから山自体が崇敬されてきた。この保呂羽山の山頂に鎮座する波宇志別神社は、延長５年（927）に朝廷によって編さんされた「延喜式神名帳」に掲載される神社（式内社）であり、北東北で唯一途絶えることなく約 1200 年の歴史を刻んできた秋田県屈指の古社である。その創建は天平宝字元年（757）と伝えられる。重要文化財である波宇志別神社神楽殿は、室町時代の建築様式で建てられた県内で最も古い木造建造物である。この神社で行われる重要無形民俗文化財である保呂羽山の霜月神楽は、中央の釜で湯を沸かしながら行う「湯立神楽」であり、また、周囲の神官が集って行う「寄合神楽」である。



波宇志別神社の神域と関連する建造物や遺跡

3-3　中世（鎌倉時代-安土桃山時代）



沼館城跡の土塁

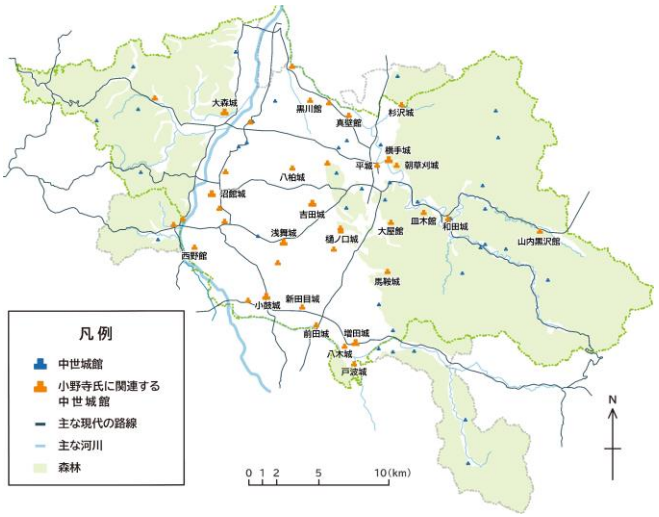
文治５年（1189）、源頼朝が平泉の藤原氏を奥州合戦で滅亡させた後、秋田県域には新たに鎌倉御家人が入部する。横手では尾張国（愛知県）から松葉惟泰が入部し、平鹿郡を本拠に平賀氏を名乗り、平鹿郡地頭職を確立した。同じように雄勝郡（湯沢市周辺部）などの地頭職を得た小野寺氏は雄勝郡稲庭（湯沢市）を本拠とし、室町幕府との関係を強化させ、やがて幕府を支える有力者を指す「屋形」と呼ばれ、横手盆地のみならず最上郡や由利郡にまで勢力を拡大した。

小野寺氏の本格的な本市域への進出は、稙道が大永年間（1521-1528）に稲庭城（湯沢市）を晴道に譲り、自らは平鹿郡西部の沼館城（雄物川地域）を本拠地に定めたことによる。本荘由利地方に向かう「大沢口」の存在や「雄物川」の重要性、周辺勢力との関係も影響して沼館を拠点にしたともされる。沼館城は、後三年合戦の戦場となった「沼柵」を改修したと伝わり、面積約 20 万㎡の自然地形を利用した大規模な平城である。沼館へ移った稙道は横手盆地の盟主として支配を広げていった。



沼館城跡の立地
（横手市教育委員会調査）

小野寺氏は横手進出の過程で、金沢城（横手地域）や増田城（増田地域）、浅舞城（平鹿地域）、大森城（大森地域）をはじめ、各地に一族や重臣を置いて支城とし、平鹿郡における足場を拡大していくとともに、山内黒沢館（山内地域）をはじめ、国境地域の防備を固めていったとされ、各地に中世城館跡や伝承が残る。横手城はもちろんのこと、こうした支城が置かれた集落は地域や地区の中心集落となり、交通結節点であったことも起因して、その多くが近世になって商業の盛んな在郷町として発展していくことから、現在の本市における都市形成の基礎は、小野寺氏によって築かれたともいえる。



小野寺氏に関連する主な中世城館

小野寺稙道の子・輝道が横手を本拠に定め、朝倉城（横手城）を築城したのは、諸説あるが天正７年（1579）頃ともいわれる。横手城が本拠として選ばれた理由には、大きくは「地形」と「地の利」にあるとされ、城の築かれた「お城山」とも呼ばれる丘陵は、高低差約 47mで西側は切り立った崖であり、防御上も優れている。また、江戸時代以降「羽州街道」と呼称される主街道が南北に縦断し、東には山内地域を経由して現在の岩手県とを結ぶ白木峠があり、南には増田地域を経由して現在の岩手県や宮城県に通じるなど、横手から各地を結ぶ街道が所在した。さらに城の前を流れる横手川は雄物川と合流し、水運の便にも恵まれていた。これ以降、本市域は城の置かれた横手地区が行政や経済の中枢として機能していく。

その後、豊臣秀吉の奥州仕置や太閤検地によって、自領であった雄勝郡及び増田を含めた平鹿郡南部が山形庄内を本拠とした最上氏の勢力下となるなど、小野寺氏の支配域は変容していく。なお、小野寺氏の支配領域の拡大に伴って、各地に祈願所が置かれた。さらには神社を管理するために別当寺が置かれ、その代表となる「別当」に修験者や密教の僧侶、社家などが任命された。別当は、小野寺氏によって置かれた祈願所や別当寺の祭祀のほか管理する神社

の祭祀も行った。こうした要因により、山岳信仰も徐々に民衆にも広がっていく。代表的な山岳信仰である保呂羽山信仰は本市域のみならず、現在の山形県を含む出羽国一円に及び、この地方の歴代の権力者から信仰を集めた。その神官（別当）は近世になっても藩内の社家を統率する地位である「社家大頭役」を世襲していた。

3-4　近世（江戸時代）

慶長６年（1601）に小野寺氏が改易されると、秋田は佐竹義宣の領地となった。佐竹氏の祖は、後三年合戦において、都から兄である源義家のもとに駆けつけた源義光である。義宣は自らの本拠地を海に近い久保田（秋田市）の地に定め、秋田藩の政治を行うこととなる。広大な領地を治める藩政の一拠点として横手には須田盛久など直臣を配置して支城とした。５代目からは戸村氏が横手城代となり、以降、幕末まで戸村氏一族が城代を勤めることとなる。

横手城主・城代		着任年月	徳川将軍	秋田藩主	主な出来事・人物等
城主初代	小野寺 輝道 おのでらてるみち	天正７年（1579）頃			・平城の横手光盛を討ち、平鹿郡をほぼ掌握する。天正年間に横手城を築城したとみられる。 輝道が沼館城から横手城へ移り、横手盆地の盟主的存在となる。天正 15 年頃に隠居し、吉田城へ移る。
城主２代	小野寺 光道 みつみち	天正 15 年（1587）頃			・輝道隠居後から翌年にかけ、小野寺領内で戦乱が起こる「仙北干犬」。 ・光道は天正 17 年７月までに死去したとされる。
城主３代	小野寺 義道 よしみち	天正 17 年（1589）頃			・天正 18 年、豊臣秀吉の奥州仕置。横手城に大谷吉継が入り検地行うも、領内一揆で雄勝・平鹿郡の一部（増田）が ・没収、最上義光へ繰り入れられる。 関ケ原合戦が起こった慶長７年に、上記旧領に侵攻したことから、改易され、石見国（島根県）津和野に預けられた。
城代初代	伊達 盛重 だてもりしげ	慶長７年（1602）	初代 徳川家康 とくがわいえやす	初代 佐竹義宣 さたけよしのぶ	・伊達盛重は佐竹義宣の母の兄弟で、伊達輝宗（子政宗）とも兄弟。秋田へ転封された佐竹義宣が、 伊達政宗に反発して出奔した伊達盛重を、伊達領への抑えとして横手城へ配置した。
副城代	向 宣政 むかいのぶまさ	慶長７年（1602）			・秋田移封時の先発隊の一人。飛騨国浪人であったが、常陸に来て佐竹氏に仕え、 義宣から一字拝領し、宣政と名乗る。 ・久保田に移り、渋江政光とともに家老とし指揮する。
城代２代	須田 盛秀 すだもりひで	慶長８年（1603）	初代 家康 いえやす	初代 義宣 よしのぶ	・秋田移封時の先発隊の一人。須賀川城主二階堂盛重の重臣だったが、須賀川城を伊達政宗に攻め落とされ、 佐竹を頼った。義宣隆下となり信任を得る。
副城代	向 正次 まさつぐ	慶長８年（1603）			・向宣政の子。宣政が義宣より久保田に呼び出された後、城代となる。 ・慶長８年９月に、義宣は新家老渋江政光の登用に不満を持つ佐竹譜代の川井伊勢を横手城茶屋口（七曲坂入口付近）で刺殺。
城代３代	須田 盛久 もりひさ	元和８年（1622）	２代 秀忠 ひでただ	初代 義宣 よしのぶ	・元常陸笠間城城主玉生高宗の子で、義宣に従い秋田に移り大坂の陣で活躍。元和８年、由利領受け取りには、 小場宣忠の名で須田盛秀や戸村義国らとともに出陣。盛秀が没した 31 歳の時に須田家を継いで八兵衛盛久と改名。 ・寛永元年（1624）、義宣の命により須田盛秀・盛久父子が本多正純・正勝父子を 横手城外曲輪（上野台）に幽閉所を設営する。
城代４代	須田 盛品 もりしな	寛永 10 年（1633） または 寛分５年（1667）	３代 家光 いえみつ	2 代 義隆 よしたか	・10 月佐竹義宣が卒し、２代藩主に義隆が就任。義隆は、戸村・梅津の両名に加え、 須田盛久を家老に登用したことで、横手から久保田に移る。 ・寛永 14 年（1637）、本多正純幽閉所で息を引き取る。 ・正保年間（1644～47）に城下絵図が作られる。「正保図」 ・明暦年間（1655～57）にも作られる。「横手図書館所蔵寛文九年図」 ・寛文９年（1669）にも作られる。「石川家伝来寛文九年図」
			４代 家綱 いえつな		
城代５代	戸村 義連 とむらよしつら	寛文 12 年（1672）	５代 綱吉 つなよし	3 代 義処 よしすみ	・７月、須田盛品は病気を理由に横手城代を罷免され、戸村義連が着任。 ・８月に横手拾人は新町駆け上がりの坂（幸町大鳥井山付近）で戸村義連を出迎える。 横手城代を補佐した茂木氏が離れ、赤坂氏が補佐することになる。 ・延宝８年（1680）に横手城下絵図が作られる。「延宝図」
城代６代	戸村 義輔 よしすけ	元禄 13 年（1700）	６代 家宣 いえのぶ ７代 家継 いえつぐ	4 代 義格 よしただ	・義連が隠居したことで、戸村家 11 代目当主になり、横手城代に就任。 ・正徳３年（1713）から享保２年（1717）の５年間、家老として久保田城三の丸の屋敷に移り、藩政を主導。
城代７代	戸村 義見 よしちか	享保４年（1719）	８代 吉宗 よしむね	5 代 義峰 よしみね	・義輔が隠居し、嫡子義見が戸村家 11 代目当主となり、横手城代に就任。 ・正徳元年（1711）15 歳の時、藩主義格に拝謁し、義の一字を拝領。 ・享保 13 年（1728）に横手城下絵図が作られる。「享保図」
城代８代	戸村 義孚 よしざね	延享元年（1744）	９代 家重 いえしげ	6 代 義真 よしまさ 7 代 義明 よしはる	・寛保４年（1744）7 月に義見が他界。龍昌院にて葬儀を行う。 ・９月に横手城の本丸で横手城代発令が行われる。二の丸の戸村屋敷で酒が振舞われる。 ・この頃『六郡郡邑記』著される。
城代９代	戸村 義敬 よしひろ	宝暦９年（1759）	10 代 家治 いえはる	8 代 義敦 よしあつ	・９月、佐竹義敦のもと、15 歳だった義敬は家督継承と横手城代に就任。 ・藩は宝暦の銀札騒動や藩主義明の急死など幕府の監視下に置かれていた。 ・義敬は安永 2(1773) から翌年家老として藩政を主導。
城代10代	戸村 義通 よしみち	享和元年（1801）	11 代 家斉 いえなり	9 代 義和 よしまさ	・文化４年（1807）、幕府より蝦夷地箱館の出張警備を命じられ、向細下を中心とする 横手武士が北海道に渡った。増毛などに駐屯した。 ・文化８年（1811）、菅江真澄が藩主義和から出羽六郡の地誌作成の命を受ける。
城代11代	戸村 義効 よしかた	文政 11 年（1828）	12 代 家慶 いえよし 13 代 家定 いえさだ	10 代 義厚 よしひろ 11 代 義睦 よしちか	・11 歳で家督を継承し、義厚より横手城代を命じられる。 ・天保 4,5 年（1833, 34）を中心に大飢饉。 ・文久３年（1868）に藩主義睦より家老を任じられ京都にのぼる。 ・慶応４年（1868）閏４月、白石会議に出席、奥羽列藩同盟に署名する。 ・嘉永２年（1849）に、横手城下絵図が作られる。「嘉永図」
城代12代	戸村 義得 よしあり	文久３年（1863）	14 代 家茂 いえもち 15 代 慶喜 よしのぶ	12 代 義堯 よしたか	・11 歳で佐竹義堯に謁見し、文久３年に父義効が家老となって横手を離れるとき 15 歳にして横手城代に任じられた。 ・慶応４年（1868）の 20 歳の時、秋田藩が奥羽列藩同盟を離脱し、仙台・庄内連合 軍に攻め込まれ、横手城で寵城し応戦するも猛攻に耐え切れず、落ち延びた。

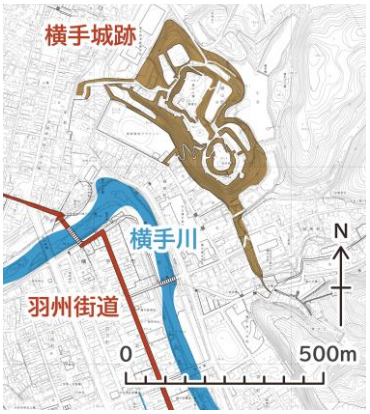
横手城主・城代の一覧（横手市教育委員会作成）

関ヶ原の戦いの後、横手にあった城はほとんどが廃城となり、残されたのは横手城のほか金沢城・増田城・浅舞城・大森城であった。慶長 20 年（1615）の一国一城令にあたり、これらも廃城となり横手城のみ存続する。

佐竹氏は街道整備のほか殖産興業、新田開発にも力を注いだ。羽州街道が整備されるとともに、各主要集落を結ぶ脇街道も整備されたほか、雄物川を基幹とする舟運も盛んになり物流の機能が向上した。また、平和な時代になって人口が増加したことも影響してか、新田開発によって多くの新しい集落が誕生した。十文字地域や大雄地域などを中心に開拓者の名前を冠した地名が残るほか、集落誕生にあたり勧請された神社は現在も集落の鎮守として受け継がれる。なお、こうした集落の誕生や交通網整備も相まって、小野寺氏時代に城下であった村々は徐々に周辺の農村集落も含む物資の集散機能が強化され、商業機能が発達して在郷化し、町の規模も拡大しながらそれぞれが地域の主要拠点としてあり続けた。道路交通網や集落体系や特性のほか、民俗芸能などの現代に生きる本市を取り巻く環境は、この江戸時代を通じて培われたものが基盤となっているものが多い。

◆横手城跡

横手城跡は、山城と内町にある堀・河川から構成される平山城で、その面積は約 36 万㎡と広大である。西側の中央部に城の正面入口にあたる大手口が位置し、麓から急崖に作られた七曲坂の階段を登るとかつては大手門があり、南側には本丸、北側には二の丸が置かれていた。現在も七曲坂のほか郭が良好に残り、本丸跡、二の丸跡、武者溜跡、大手門跡、七曲坂を含む一帯が市の史跡に指定される。『宝暦留書』（1751）等によると、南側に本丸、北側に二の丸、ほかに門９か所、柵門が２か所、井戸が２基あったとされる。城下は、横手川の水運と羽州街道を取り込んで近世の城下町として発展した。この川の城側には武家町である内町、外側には外町として町人町や寺院などが配され、外町は横手商業の発展とともに拡大していった。



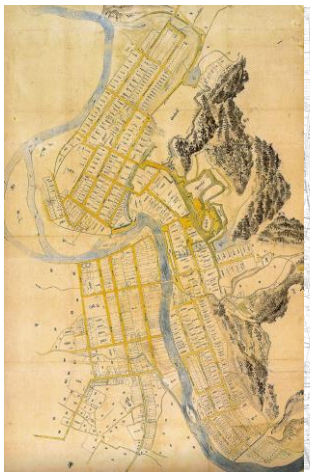
横手城跡の立地
（横手市教育委員会調査）

横手城は戊辰戦争で焼失し、明治４年（1871）に廃城となる。明治 12 年（1879）には本丸跡に秋田神社が建てられ、明治 35 年（1902）に東京の作庭家である長岡安平（1842-1925）の設計により一帯は横手公園として整備され、昭和 40 年（1965）に二の丸跡に天守閣を模した鉄筋コンクリート造の展望台が建てられた。展望台前の武者溜跡からは市街地が一望でき、市民の憩いの場となっている。横手城跡では、昭和 43 年（1968）以降「かまくら行事」が開催されるほか、「さくらまつり」や「送り盆行事」を彩る花火会場の一つとなっている。


蛇の崎橋から見た
鐘楼堂と横手城

◆城下町の整備

慶長８年（1603）、佐竹氏は横手川の流れを付け替え、土地の高低差をならして武士と足軽の住む「内町」を広げた。また、羽州街道に沿って蛇の崎橋を南下した先には、町人町の「外町」を作った。蛇の崎橋などを「内町」と「外町」の結節点とする町割りがなされたのはこの頃とされる。横手市教育委員会が所蔵する延宝８年（1680）ごろの状況が描かれた「横手城下全図」（市指定）や、嘉永２年（1849）の「横手御城下絵図」（秋田県公文書館）などから「内町」「外町」周辺は町名の変更等は一部にあるが、当時の地割を良好に残していることが分かる。


横手城下全図
延宝８年(1680)ごろ



内町・外町エリア
（延宝８年絵図より）

「内町」と呼ばれる地区は根岸町や羽黒町、上内町、本町、二葉町、城南町など、横手川右岸（東側）に広がる集落を指す。戊辰戦争でほとんどが焼失したが、地割りは藩政期の様相を残し、「新町」といわれた二葉町は道路幅が現在でも６間あり、藩主通行の際には家臣団がここで出迎えたとされる。切妻造あるいは入母屋造妻入で、唐破風の屋根による玄関を構えた住宅が随所に残る。前庭の植栽には杉のほか、「横手柿」と通称される柿を植えるところも多い。板塀や生け垣が並ぶ景観は、武家地であった頃の風情を現在に伝える。羽黒町にある旧片野家住宅は敷地を板塀で囲い、中央部に主屋、南側と東側に庭を設ける。主屋は明治期の建築とされ、主屋の西側は煉瓦造の土蔵が付属する。羽黒町や上内町は平成 25 年（2013）、景観重点地区に指定された。このほか、内町と外町を結ぶ蛇の崎橋の脇に所在する観音寺地内には、戦前の建築とされる鐘楼堂がある。昭和６年（1931）12 月５日の秋南新報

には「蛇ノ崎橋は横手町の名所として（中略）橋を越して東に見える鐘楼堂その向ふの一段高きに横手公園ありて共に風光の最も優れたる景勝の地」と記される。現在でも市民に親しまれるのみならず、鐘楼堂のある風景は横手らしい景観を創りあげている。

「外町」地区は大町や四日町、鍛冶町、田中町など、横手川左岸（西側）に広がる旧町人町であり、羽州街道が南北に縦断する。このうち幅６間半の道路割を現在も踏襲する大町と四日町では市が開設され、大町には参勤交代に伴う弘前藩（青森県）の本陣が置かれた。現在でも、四日町や大町には斎太薬局本店店舗や木村屋商店本店などの明治から昭和初期にかけて建てられた建造物が立ち並ぶほか、西側は寺院が並ぶ町並みである。このほか、明治38年(1905)頃の建築とされる鍛冶町のこうじ庵（旧佐々木麹店）主屋などの住宅兼店舗建築があるほか、田中町の正平寺山門は景観のランドマークとなっている明治期の建築で、「赤門」として地域の人に親しまれる。

参考　『羽後平鹿郡　朝倉城全景』柴田楳渓



往時の横手城（朝倉城）の様子を模写したもの。
柴田楳渓（1852-1922）は柴田南谷の子。はじめ南谷に手ほどきを受け、雪樵と号した。30歳で京都に赴き幸野楳嶺に師事した。明治15年（1882）以降の作例とみられる。

◆交通網の整備

陸上交通路は、福島から青森を結んで南北に延びる羽州街道（現国道13号）、東の南部藩と結ぶ南部（小松川）街道（現国道107号）、南の仙台藩領と結ぶ手倉街道（現国道342号）・小安街道（現国道398号、県道108号）、西の矢島藩と結ぶ沼館街道・本荘街道（現国道107号）のほか、波宇志別神社参道などが整備された。いずれも小野寺氏の時代までにある程度整えられていたものが、街道として整備されたものとされる。幹線の羽州街道から領内各地に延びる街道のうち重要なものが「脇街道」と呼ばれ、中世以来の重要な道路であったが、江戸時代初期に整備されて以降、その名称で呼称された。このうち、小松川街道は南部藩領と、手倉街道や小安街道は仙台藩領を結ぶ重要な交易路として利用され国境には番所も設けられた。例として、手倉街道では移出品として、米・大豆・小豆・材木・漆・ろうそく・鉄・銅・鉛・綿・生糸・麻糸など、移入品として生鮭・ほっけ・するめ・あわび・かつおぶし・海苔・わかめなどが扱われた。一方小安街道では移出品として酒・鯉など、移入品として白糸・真綿・海苔・松藻などが扱われた。



羽州街道



羽州街道と主な遠方を結ぶ街道

水上交通（舟運）では、雄物川とその支流が、久保田城下までの物資の大量輸送を支えた。雄物川は、秋田県の北部を流れる米代川と並ぶ秋田の二大河川であり、両河川では江戸から明治期にかけて盛んに舟運が行われた。その河口の土崎港（秋田市）と能代港（能代市）では、北前船を通じて全国の市場と結ばれ、様々な商品が取引さ

れた。北の米代川からは主に銅と木材が運ばれ、南の雄物川からは主に米が運ばれたという。逆に、日本海側から内陸部に運ばれた物資の一部は途中から陸上輸送に切り替えて南部藩などにも移出された。こうして雄物川は、秋田藩のみならず、隣接する諸藩も加えた交易ルートとして、物資流通の大動脈の役割を果たした。


舟運の様子
船絵馬（深井八幡神社）より

本市東部は横手川、南部は皆瀬川とその支流の成瀬川が流れ、いずれも雄物川と合流し、各地に河港や船着き場が設けられた。雄物川沿いの大森、阿気、沼館、大沢、深井などには、舟運の集積地として「浜蔵」が置かれ、河港から各地の在郷町を結ぶ道も整備された。河港に集められた米や材木、木綿などの様々な物資は、雄物川と横手川の合流地点である角間川河港（大仙市）を経由し久保田城下の最大港である土崎港に集積された。ここから北前船などを利用して、物資が江戸や京都、大坂などへ送られた。その一方で、中央の物資とともに情報や文化が本市にもたらされた。舟の到着とともに、河港は多くの人で賑わったことが推測され、多様な文化や情報も各地に広がった。河港は物資の集散拠点であるばかりでなく、文化や情報の発信拠点としても機能していた。各種信仰も広まったとみられ、輸送の安全を祈願する金毘羅信仰や馬頭観音信仰も盛んになった。舟運は明治の鉄道の開通により衰退するが、現在の町の形成や文化の伝播に大きな影響を与えたといえる。

陸路、水路という近世の交通網の整備により、横手の城下、そして大森や沼館、浅舞、増田などが在郷町として発展していく土壌ができあがった。主要街道である羽州街道には、横手と金沢（横手地域）の２か所に宿駅が置かれ、宿場としても発展したほか、山内地域小松川・雄物川地域大沢及び八沢木（大森地域）には番所が置かれた。横手のほか脇街道沿いにある増田、浅舞、大森、今宿（雄物川地域）では定期市が開設され、旬の農産物や舟運によってもたらされた物資なども取引され、地域経済の中心として発展していった。


小松川番所跡

◆近世の産業

秋田の基幹産業は農業・鉱山業・林業であった。近世前期に行われた検地は３度にも及び、十五野新田（十文字地域）や谷地新田（雄物川・十文字地域）といった「新田」という地名が市内各所で確認され、新田開発が盛んに行われていたことが分かる。新田開発により、横手盆地が藩の石高の押し上げに貢献していたと考えられ、次々と新しい集落が誕生した。秋田藩は、寛政３年（1791）から殖産興業政策を行い、米以外に養蚕や紙漉きを奨励した。県南では、文政９年（1826）に増田地域の縫殿河原に桑園が設置され、近隣の集落で養蚕が盛んになった。

鉱業は、本市周辺にも多くの鉱山があったが、小規模なものが多い。代表的な鉱山には、本市の資産家も投資を行い増田銀山と呼ばれた田子内鉱山（東成瀬村）と吉野鉱山（のちの吉乃鉱山、増田地域）がある。吉野鉱山は、享保５年（1720）に銅鉱石の採掘が開始されたが、最大規模の鉱床が発見されて活況を呈するのは大正期である。

◆文化の振興と継承

佐竹氏は、歴史ある波宇志別神社を手厚く保護するとともに、自らも源氏であることから、縁のある金澤八幡宮（横手地域）や浅舞八幡神社（平鹿地域）、沼館八幡神社（雄物川地域）などの源氏にゆかりのある八幡神社も篤く庇護した。なお、後三年合戦の伝承が広く分布していることも、佐竹氏の祖である源義家の弟新羅三郎義光が関わった後三年合戦の歴史を、佐竹氏も含め広く伝えてきたことに要因の一つがあるものとされる。佐竹氏の安定した治世の下、各地で梵天行事や鹿島行事などのほか、集落の神社を拠点とした祭礼に伴う民俗芸能が行われるようになり、周辺集落に派生しながら独自の発展を遂げ、継承されていった。


金澤八幡宮

近世に起源があり、現代に継承されている文化が当地方には多くある。雄物川流域に広がる鹿島信仰や、金沢ささら舞（横手地域）などの民俗芸能は、常陸国から佐竹氏がもたらし、鹿島信仰は雄物川の舟運を通じて各地に広まったとされ、雄物川や支流の横手川流域の各地で鹿島立てや鹿島流しなどの鹿島行事が継承される。また、江戸時代を通じて、地域政治や経済、交通、文化の拠点として発展した横手城下では、武家の左義長と町人の水神信仰が融合し


横手のかまくら

た「横手のかまくら」（横手地域）や、巻き狩りが起源とも伝わる「旭岡山神社の梵天」（横手地域）、飢饉の死者を弔う「横手の送り盆行事」（横手地域）などの祭礼が行われるようになった。各地の在郷町などで行われる「神輿渡御行事」は江戸時代に起源をもつものも多く、使用している神輿は江戸時代に京都などで購入され、雄物川舟運によってもたらされたものである例もある。このほか、新田開発に伴う集落の誕生などにあたり、設けられた鎮守としての神社を基盤として民俗芸能が生まれ、技の伝承を通じてコミュニティや世代間交流を育みながら現代に継承されている例もある。

一方で、神社を管理する別当には修験系の者も多くおり、江戸時代になると中世の山岳修行から転じて「里修験（在地修験）」が主体となり、「掠」と呼ばれた周辺集落の神社も含めたエリアを管理し祭祀を行う例も多かった。その中で修験の要素も民衆に広がり、集落や村を単位とする民俗芸能等が育まれた。江戸後期には、こうした修験系の寺院の数は市内で 50 を超えていたとされる。明治初期の神仏分離令や、いわゆる修験道禁止令等により修験の活動は見られなくなったものの、市内の行事や民間信仰など多くのものに修験の要素が取り入れられている。

◆幕末の動乱

慶応４年（1868）に戊辰戦争が起こり、横手城は落城する。奥羽越列藩同盟を破り官軍についた秋田藩に対し、仙台・庄内・米沢藩などの同盟軍が侵攻を開始した。藩内でも地理的に南に位置していた横手では、増田（増田地域）・沼館（雄物川地域）をはじめとした主要な集落が次々に攻略され、横手城は炎上した。この戦いにより中世から続く多くの建造物が焼失したが、横手城下の地割りはそのまま残された。明治になって、この地割を利用した新たな復興まちづくりが行われ、内町や外町には戊辰戦争後の復興によって建てられた明治期の建造物が多く残る。横手城跡は明治から昭和にかけて公園として整備され、現在も横手地域のシンボルとして親しまれている。

3-5　近現代（明治時代-現在）

明治４年（1871）の廃藩置県、明治 11 年（1878）の郡区町村制の施行により、秋田県と平鹿郡の枠組みが成立した。この時期に全国的に自由民権運動が起きたが、秋田県内では、改進党系の穏健な言論派であった「北羽聯合会」と自由党系の急進派であった「秋田立志会」が結成された。後者は、平鹿郡中吉田の柴田浅五郎を会長とし、その会員は旧藩の士族や多くの下層の農民からなり、「国会開設の議が却下された以上、政府を転覆して立憲政治を達成しなければならない。」というものであった。明治 14 年（1881）に「秋田事件」と呼ばれる、資金調達のために資産家の殺人強奪事件を起こして瓦解した。その後、明治・昭和・平成の市町村合併のうねりを経て現在の横手市の姿になった。

◆交通の変化

近世以降、雄物川水系の舟運は内陸部横手の動脈であり、年貢米や各種物資の運搬はもとより、江戸・京都・大坂（阪）の情報や文化をもたらすルートであったが、明治に入り鉄道や道路の整備に伴い、物流の主役は次第に陸上交通網に変化していった。市を南北に縦断し、東北日本海側の主要交通路であった羽州街道に沿って、明治 18 年（1885）頃から国道 40 号（現在　国道 13 号）として整備が進められ、昭和 27 年（1952）に福島－秋田間が国道 13 号となり、現在も物流の大動脈となっている。鉄道も同じようなルートで進められ、明治 38 年（1905）には奥羽線の横手駅・十文字駅が相次いで開業し、福島から青森までの奥羽線全区間が開通した。これらの南北の主要道や鉄道に加え、太平洋側と日本海側を結んで、横手で交わる東西の道路や鉄道の整備も進められた。古くからの南部（小松川）街道等に沿って明治 14 年（1881）に平和街道が整備されるとともに、日本海側に抜ける本荘街道も整備され現在の国道 107 号となっている。北上と横手を結ぶ鉄道は、大正９年（1920）から軽便鉄道として整備され、大正 13 年（1924）に全線が横黒線（現　北上線）として開通した。横手から日本海側を結ぶ鉄道は、釜石（岩手県）から横手、本荘（由利本荘市）を結ぶ陸羽横断鉄道構想の下で、横手－本荘間の開業を目指し、横荘鉄道株式会社が大正５年（1916）から建設を始めた。現在の本市を横断した横手側の東線は、大正７年（1918）に横手


奥羽本線横手停車場前

-沼館間が開業し、昭和５年（1930）には老方（由利本荘市）まで延伸した。通勤通学や農産物の輸送に親しまれたが、遂に完全開通することなく昭和 46 年（1971）に廃止された。東線と同時期に建設を開始した西線は大正 11 年（1922）に羽後本荘-前郷間が開通したが、後に国鉄に吸収され、現在は、由利高原鉄道の鳥海山ろく線の一部として利用されている。

戦後は自動車の普及が進み、マイカー人口が増加し、自動車交通量は増加、道路は拡幅され、国道の付替や一部４車線化などの改修が継続して行われた。平成３年（1991）には東北横断自動車道釜石秋田線の横手－秋田間が開通し、以後、高速交通網の整備が進められ、令和元年（2019）には横手北スマートインターチェンジが設置され、観光振興や物流の効率化による地域経済の活性化に期待が寄せられている。

◆産業の近代化

明治に入り産業の近代化が提唱されると各地域で特色ある産物が生み出され、新たに整備された道路や鉄道によって東京など遠隔地との物流が盛んになった。横手地域の横手木綿や横手筆、増田地域の生糸・桑・鉱産物、大森地域の荏油や松茸缶詰、平鹿地域の苹果（りんご）、山内地域の生糸・藍・蕎麦・真綿・木炭、十文字地域の菅笠が特産品として知られていた。産業の活性化に伴い、地元資本の銀行の設立も相次ぎ、さらなる投資や改良が進められ、酒・醤油の醸造業や運送業、製材業などが鉄路の開通により販路を大きく拡大するなど、横手地域は多岐に渡り発展し、県南地方の中核都市として発展していった。また、増田地域では生糸・葉タバコの生産や発電事業、平鹿地域では果樹栽培などの近代化が進められた。産地間競争や恐慌・戦争によって廃れてしまったものもあるが、市内にはこうした近代化を示す建造物や遺跡が残る。

鉱工業


吉乃鉱山選鉱場

秋田県では江戸時代から鉱山が多く稼働していた。市内にも多くの鉱山があり、明治以降横手市域の奥羽山脈側にも多くの鉱山が稼働していた。金属鉱物資源では、吉乃鉱山及び増田鉱山（増田地域）・金宝（武道）鉱山及び南郷鉱山（山内地域）、石炭資源では、平鹿炭鉱（山内地域）及び泥炭（大雄地域ほか）がある。泥炭は、盆地中央部に 600ha に渡って広く分布し、「根っこ」と呼ばれ、燃料として切り出されていた。しかし、活発に採掘されていた鉱山は、吉野鉱山のみであった。吉野鉱山は元小坂鉱山（小坂町）所長の武田恭作（1867-1945）が買収、大正４年（1915）に大規模な熊ノ沢鉱床が発見され「吉乃鉱山」に改称した。亜鉛や鉛、銅などの鉱石である黒鉱や黄銅鉱、黄鉄鉱などを産出して活況を呈し、全国各地からの労働者によって 9,000 人を超える鉱山町が形成された。

鉱山の好況による人口の増加は、隣接する増田地域の経済を特に向上させ、地域経済や文化に大きな影響を与え、町の規模も拡大し、現在残る伝統的な町並みが形成された。また、奥羽線の開通を契機に十文字駅周辺の開発も進められ、吉乃鉱山と十文字駅の間には鉱石を運搬する架空策道が設けられ、手倉街道に沿って十文字駅から増田を経由して吉乃鉱山を行き交う人や物資で大いに賑わったと伝わる。明治 44 年（1911）には、増田水力電気株式会社により横手町、増田村にも電灯が灯され、電力需要は工業の成長とともに急増し、北は旧阿仁町（北秋田市）から南は山形県との県境付近まで送電していた。なお、吉乃鉱山は、盛衰をくりかえしながら操業されたが、労働力の不足や鉱石の品質低下で昭和 32 年（1957）に閉山となった。

繊維産業

産業の近代化は繊維産業から始まった。なかでも養蚕は、かねてから農家の副業として行われていたが、1800 年代になって広く普及した。生糸の生産量は明治初期の段階で平鹿郡・雄勝郡で秋田県全体の 77%を占めており、平鹿郡は雄勝郡に次いで養蚕の盛んな地域であった。生糸の密売防止や品質向上を目的として明治９年（1876）に「生糸改増田村分社」が設立され、新しい桑樹仕立法が「秋田式桑樹仕立法」として広く県内外に普及した。明治 42 年（1909）には平鹿郡立農事講習所が増田地域に設置されている。

藩政期から知られていた「横手木綿」は、重要な産業のひとつとして栄え、大正７年（1918）、横手地域に横手織物株式会社が設立され、県内初の動力織機 20 台を導入、大正末期には 17 業者、動力織機 448 台で年間 36 万反を生産する県内織物産業の中心地になっていった。昭和に入ると県内の綿織物の８割以上が横手で生産され、秋田県繊維工業試験場も昭和 29 年（1954）に設立されたが、その後は化学繊維の普及や中央の大手繊維企業との競争により徐々に衰退する。また、織物とともにあった染色業は、正藍浅舞絞り保存会といった市民団体や、その数は少なくなったものの現在も伝統的な技術をもとに営業を続ける染物屋によって今に伝えられている。

農業

本市の経済を支えていた最大の産業は稲作を主体とする農業だが、明治以降は米作の改良とそれ以外の果樹や野菜生産の模索が行われてきた。明治６年（1873）以降、特に平鹿郡の９割の米が、乾燥が不十分とされ、米市場では「秋田腐米」と呼ばれるほど不評であった。そこで明治 13 年（1880）に「秋田改良社」が設立され、横手町では明治 20 年（1887）に五業銀行（養蚕資金貸付、植桑仕入、製糸資金貸付、腐米改良、通常貸付）が設立され、改良に努めた。乾田馬耕法普及や種苗交換会、品種改良、耕地整理によって品質の改善が続けられている。

明治政府が殖産興業の施策として欧米各国の果樹苗木を導入し、これを受けて明治９年（1876）に平鹿地域の伊藤謙吉（1846-1908）がりんごの苗木を購入し、県内で初めてりんごの栽培を始め、藤原利三郎（1868-1935）は増田地域の真人山の麓を開墾し「應鷹園」を、山田貞吉（1849-1924）は平鹿地域の金峰山の麓を開墾し「金麓園」を開いた。当時の米の価格に比べてりんごは高値で取引されたことから市内各地に栽培が広がり、本市東部の斜面地に広がる果樹園の風景が形成された。また、横手地域大沢地区及び隣接する山内地域大沢地区のぶどう栽培の歴史も古く明治 21 年（1888）頃の始まりとされ、本市西部の大森地域を加えた東西の山地斜面などで広く栽培されている。このほか、減反政策の開始などにより生産が拡大した大雄地域のホップ栽培や雄物川地域のすいか栽培のほか、酪農や養蜂、そ菜、花き、葉タバコなど換金作物の栽培も試みられ、複合的な農業経営が行われている。

◆教育と言論の近代化

明治５年（1872）に学制が、明治 12 年（1879）に教育令が公布され、それまでの寺子屋での教育から学校での教育に移行した。明治 23 年（1890）には 27 校舎に高等科５・尋常科 10・簡易課 26 と変化し、中等教育（明治 32 年秋田県立第三尋常中学校）や実業学校も整備された。本市の地域の特色ある教育として「標準語教育」がある。「標準語教育」は、明治 29 年（1896）から西成瀬小学校（増田地域）で教鞭を執った遠藤熊吉によって始められた。そこで遠藤が熱心に取り組んだのは、話しことばの指導、標準語教育である。当時の一般的な標準語教育が、方言を悪いことばと見なし、矯正しようとするものであったのに対し、遠藤は、方言を純化させることにより標準語に至ると考え、方言自体を否定することはしなかった。昭和 39 年（1964）にその功績をたたえる「ことばの碑」が建立された。大正デモクラシーの下で自学自習・個性尊重・自治活動を前面に押し出した自由主義教育が、横手尋常高等小学校を中心に平鹿郡内で行われた。郷土教育も進められ、明治 43 年（1910）に平鹿郡教育会により郡内各町村長と小学校長に郷土誌の編さんが依頼され、３町 11 村 10 集落分が作られた。大正 14 年（1925）には横手尋常高等小学校内に郷土室が設けられ、郷土の物産と刊行物の収集と郷土の自然観察や各種図表・模型製作が行われて自学自習教育の一助とされた。各地域及び学校での郷土学習は途切れることなく現在の「横手を学ぶ郷土学」につながる。

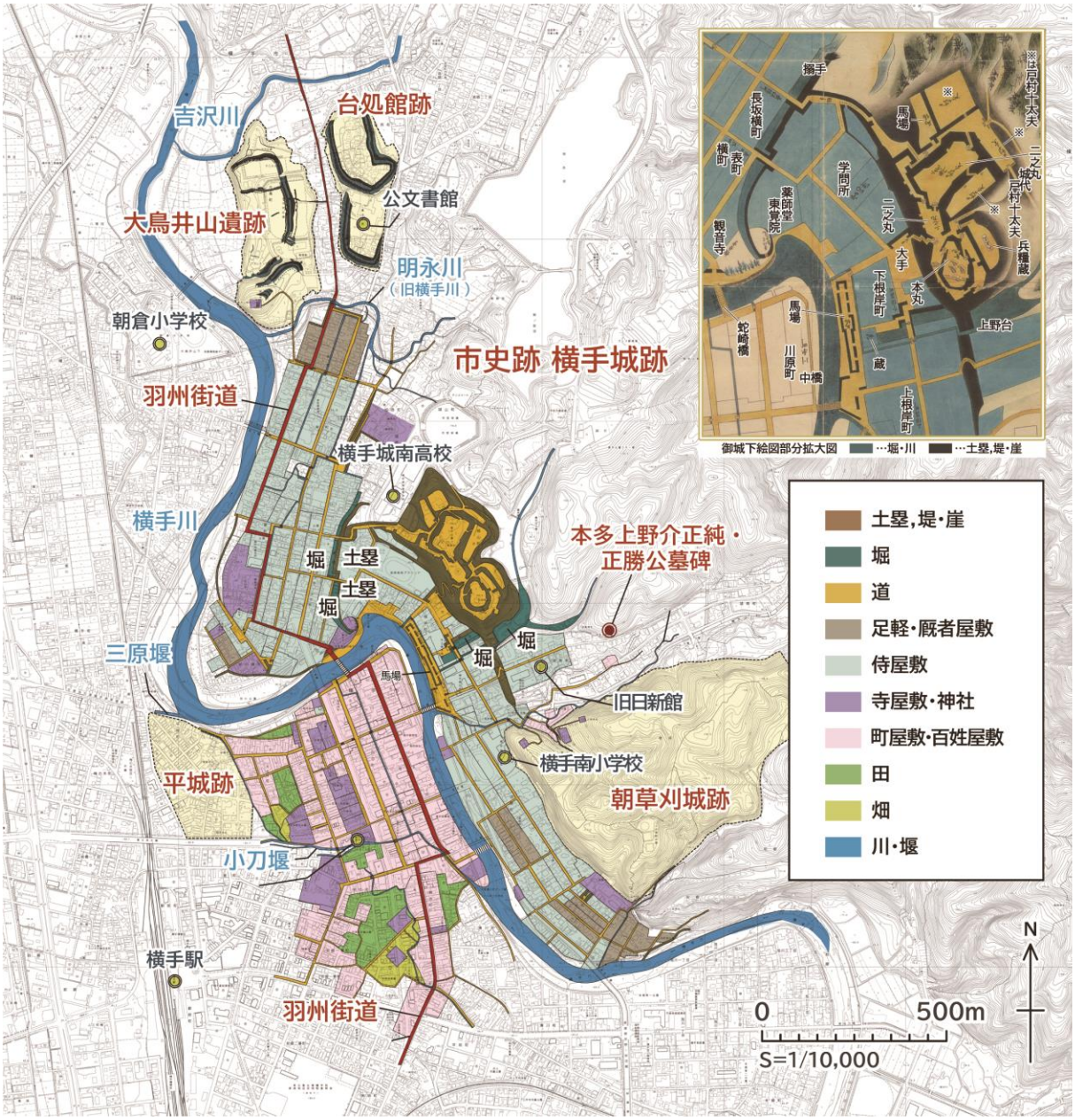

ことばの碑

明治に入ると続々と地方新聞が発行され、地域文化の振興に大きな役割を果たす。明治 25 年（1892）「横手商業新聞」（のち「羽後新報」、横手町大町）、大正 10 年（1921）「雄平新聞」（横手町大水戸町）、「秋南新報」（横手町四日町）、大正 12 年（1923）週刊「横手新報」（横手町羽黒新町）、大正 15 年（1926）両瀬新報（のち「東羽新報」、増田町）、昭和 12 年（1937）「南羽新聞」（横手町大町）などが創刊され、対立や合併をしながら主張を闘わせた。昭和 16 年（1941）に言論統制によって、羽後新報・秋南新報・南羽新聞が「出羽日報」に集合したがやがて廃刊となった。第二次世界大戦後は、最初に「羽後新聞」（横手町大町）や東羽新聞が発刊され、昭和 23 年（1948）に

は武野武治（むのたけじ）による週刊「たいまつ」（横手町本町）、昭和 24 年（1949）には「羽後新報」が復刊、昭和 28 年「横手民報」（のち県南民報、横手市大町）と秋南タイムズ（横手市柳町（やなぎまち））が出た。他に羽後産業新聞や出羽民友などがある。羽後新報社の編集者が発刊した総合文芸誌「平鹿公論」（のち「羽後公論」）は昭和 24 年（1949）から平成８年（1996）までに通巻 304 号まで出され、市内外の文化人の論文や作品が掲載された。

参考　横手城下の今と昔でまちあるき

横手城下は、都市計画によって大きく姿を変えたように見えて、嘉永２年（1849）の「横手御城下絵図」と比較すると、主要な部分をとどめている場所も多くある。こうした過去と現在の様子を比較しながら往時の様子に思いを馳せてまちあるきをすると、今まで気付かなかった新たな発見や、歴史文化遺産の関係性が見えてくる。



嘉永２年(1849)　横手御城下絵図と現在の比較（調査・作成　横手市教育委員会）

第２章　横手市の歴史文化遺産の概要

本市に所在する歴史文化遺産について、類型ごとに概要を記載する。

１．横手市内の指定等文化財

本市の指定等文化財は、令和３年（2021）４月１日現在で、国指定等（国登録を含む）67 件、県指定 40 件、市指定 164 件となっている。

指定等文化財の一覧表（表１）

種別			国指定・選定	秋田県指定	横手市指定	国登録	計
有形文化財	建造物		3	1	20	57	81
	美術工芸品	絵画	3	8	6	0	17
		彫刻	0	8	8	0	16
		工芸品	1	4	12	0	17
		書跡・典籍	0	2	2	0	4
		古文書	0	0	1	0	1
		考古資料	0	6	15	0	21
		歴史資料	0	2	20	0	22
無形文化財			0	0	3	-	3
民俗文化財	有形民俗文化財		0	0	11	0	11
	無形民俗文化財		1	5	19	-	25
記念物	遺跡（史跡）		1	1	25	0	27
	名勝地（名勝）		0	0	1	0	1
	動物、植物、地質鉱物（天然記念物）		0	3	21	0	24
文化的景観			0	-	-	-	0
伝統的建造物群			1	-	-	-	1
計			10	40	164	57	271

※「地域を定めない」天然記念物（国指定 13 件〔カモシカ・秋田犬・声良鶏・軍鶏・比内鶏・クマゲラ・イヌワシ・オオワシ・オジロワシ・コクガン・ヒシクイ・マガン・ヤマネ〕、県指定１件〔金八鶏〕）は含めない。

※記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財は既に国（１）・県（１）の指定を受けており、重複しての掲載を避けた。

※市内には「ふるさと文化財の森」の設定地はない。

種別のうち「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」については、横手市文化財保護条例（平成 17 年 10 月１日条例第 305 号）に規定されており、同条例に基づき市の指定等の保護措置が図られている。

横手市文化財保護条例に規定されていない「伝統的建造物群保存地区」及び「文化的景観」のうち「伝統的建造物群保存地区」については、横手市伝統的建造物群保存条例（平成 24 年９月 20 日条例第 30 号）の下で保護措置が図られている。また「文化的景観」は、本計画作成時点では、保存条例等の整備はなされていない。

２．未指定の歴史文化遺産の分類基準

「歴史文化遺産」の分類は、文化財保護法で規定する６つの「大類型」の下に「小類型」を設け、小類型において本市独自の基準を付加した。これにより歴史文化遺産を構成する「文化財」以外の文化的所産も、文化財保護法に基づく６類型の中で分類している。各類型の分類や本市独自の基準についての考え方を以下に示した。なお、本計画では、歴史文化遺産の図表等での表記は、類型ごとに下図で用いたカラーマークを使用し色彩区分を行っている。

類型	
大類型	小類型
A. 有形文化財	有形文化財。
A1. 建造物	建築物及び工作物（土木構造物を含む）。市内の社寺は原則として建造物に分類。
	A11 寺院、A12 神社、A13 工場・倉庫等、A14 民家その他、A15 工作物
A2. 美術工芸品	絵画にはマンガ原画も含む。
	A21.絵画、A22.彫刻、A23.工芸品、A24.書跡・典籍、A25.古文書、A26.考古資料、A27.歴史資料
B. 無形文化財	伝統工芸の技術や芸能など。
	B11 芸能、B12 工芸技術
C. 民俗文化財	市民の生活の推移を理解するために欠くことのできないもの。
C1. 有形民俗	衣服・器具・家具・農具等。民間信仰による堂宇や偶像等のほか、祭礼用具など。
	C11 衣食住、C12 生業、C13 信仰、C14 年中行事・祭礼、C15 民俗芸能等
C2. 無形民俗	民謡、食、伝承を付加。
	C21 風俗慣習（衣食住）、C22 風俗慣習（生業）、C23 風俗慣習（信仰）、C24 風俗慣習（年中行事・祭礼）、C25 風俗慣習（民謡）、C26 風俗慣習（食）、C27 風俗慣習（伝承）、C28 民俗芸能、C29 民俗技術
D. 記念物	記念物。
D1. 遺跡（史跡）	未調査の中世城館跡を含む。既に消滅した旧跡や伝承地を付加。
	D11 集落跡等、D12 城館跡、D13 社寺跡等、D14 墓・碑、D15 交通施設、D16 その他遺跡、D17 旧跡・伝承地
D2. 名勝地（名勝）	自然の景勝地や人工的な庭園など。
	D21 公園・庭園、D22 景勝地、D23 山岳／河川等、D24 眺望地、D25 湧泉
D3. 動物、植物、地質鉱物（天然記念物）	樹木、生物、地質鉱物など。
	D31 動物、D32 植物、D33 地質鉱物
E. 文化的景観	E11 文化的景観
F. 伝統的建造物群	F11 伝統的建造物群

（青字は、本市独自に加えた分類基準の一部を示す）

歴史文化遺産の分類基準

※小類型は、文化財保護法のほか「国宝及び重要文化財（建造物）指定基準」（昭和 26 年５月 10 日文化財保護委員会告示第２号）、「国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」（昭和 26 年５月 10 日文化財保護委員会告示第２号）、「重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準」（昭和 29 年 12 月 25 日文化財保護委員会告示第 55 号）、「重要有形民俗文化財指定基準」（昭和 29 年 12 月 25 日文化財保護委員会告示第 58 号）、「重要無形民俗文化財指定基準」（昭和 50 年 11 月 20 日文部省告示第 156 号）などを参考としている。

（1）　有形文化財

1）　建造物

寺院、神社、工場・倉庫等、民家その他、工作物に分類した。このうち寺院及び神社は、建造物調査が行われた例が少なく概要が明らかでないものも多いが、便宜的に廃され跡地となっているものを除く全てを建造物として分類した。このため、指定等建造物以外は、本堂や本殿などの施設名称でなく、社寺名称で記載した。時代は開創等の年代でなく、本堂や本殿等の主要な施設の建築年代を基に取りまとめている。原則として宅地内にある個人が建立した社（個人社）や集落以外の講中が管理する神社、境内社等はとりまとめていない。工作物は、土木構造物を含む。

2）　美術工芸品

絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料に分類した。横手市増田（ますだ）まんが美術館で多数のマンガ原画を保存しており、絵画に分類した。このほか、市内各地には人物等の顕彰碑や何らかの事象を記録した記念

碑等が把握されており、その事績や事象を示すものとして歴史資料で分類している。

（2） 無形文化財

芸能、工芸技術に分類した。市にゆかりがあり、市民にとってなじみ深い歌謡曲などは芸能に分類した。

（3） 民俗文化財

1） 有形民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事・祭礼、民俗芸能等に分類した。民間信仰にまつわる石造物（信仰塔）は、ここに分類した。

2） 無形民俗文化財

風俗慣習として、衣食住、生業、信仰、年中行事・祭礼に加え、現在に至るまで祭礼や生業、日常生活の中で紡がれてきた民謡、食、伝承を項目に加えた。このほか、民俗芸能、民俗技術に分類した。このうち、衣食住は、禁忌などの人々が古くから伝わる生活や行事の独特の習わしのほか、その時々の状況やそれにまつわる人々の記憶なども含む。祭礼は信仰的要素を含む場合が多いが、本市の場合、多くは民俗芸能と合わせて成立し、毎年定期的に繰り返される年中行事としての要素も色濃く、不可分なものと判断されることから、年中行事・祭礼として分類した。時代については明らかでないものが多いが､遅くともこの時代には実施されていたと推定される年代の上限で分類している。伝承は、大きく「伝承地等が存在し、そこにまつわる伝承」と、「昔語りとしての口頭伝承」があるが、主として口頭伝承を取りまとめた。

（4） 記念物

1） 遺跡（史跡）

集落跡等、城館跡等、社寺跡等、墓・碑、交通施設、その他遺跡、旧跡・伝承地に分類した。旧跡・伝承地は、史実に基づく確実性に乏しいか、或いは遺構等が既に消滅しているものの、長く当該地と伝承されてきた場所等を分類した。周知の埋蔵文化財包蔵地のうち、調査等によって概要が示された中世城館等はここに分類した。なお、遺跡のうち重要なものとして国や県、市が指定したものを「史跡」と呼ぶ。

2） 名勝地（名勝）

公園・庭園等、景勝地等、山岳・河川等、眺望地、湧泉に分類した。山岳や河川には「奥羽山脈」や「雄物川」等も含まれるが、これらは第 1 章で取り上げており、信仰の対象となった山岳などの一部を除き対象から除外した。横手市景観計画において、市内の良好な景観とされる素材が多く確認されており、眺望地点に分類した。なお、名勝地のうち重要なものとして国や県、市が指定したものを「名勝」と呼ぶ。

3） 動物、植物、地質鉱物（天然記念物）

動物、植物、地質鉱物で分類しているが、絶滅のおそれのある野生生物等に関しては第 1 章の記載にとどめた。なお、動物、植物、地質鉱物のうち重要なものとして国や県、市が指定したものを「天然記念物」と呼ぶ。

（5） 文化的景観

地域における人々の生活または生業及び地域の風土により形成された景観地を分類している。

（6） 伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群を分類している。

３．類型ごとの歴史文化遺産の特徴

歴史文化遺産の把握にあたっては、これまで地方自治体等による公的な調査（以下、既存調査という。）が行われた分野や市町村史、資料館の企画展等で取り上げられた内容を調査したほか、文化財保護団体等による調査、地域住民によるワークショップ形式での調査、住民等ヒアリングなどを実施し取りまとめており、手段については第５章２.に記載した。資料館等で収蔵する資料や、埋蔵文化財発掘調査の出土資料などは、原則として指定等歴史文化遺産に限って取りまとめた。

把握された未指定の歴史文化遺産の総数は、1,921件である。「歴史文化遺産リスト」で取りまとめており、今後もリストの更新を図っていく。なお、本文では歴史文化遺産名称の後に、所在する地域名及び指定等の区分を括弧（かっこ）で表記している。

以下に、前項で示した分類基準に基づき把握された、市内に所在する歴史文化遺産について、指定等歴史文化遺産を中心に、種類や時代、歴史的・地理的な分布状況や類型・様式的な特徴を述べる。

未指定の歴史文化遺産の一覧表（表２）

種別			未指定
有形文化財	建造物		521
	美術工芸品	絵画	62
		彫刻	129
		工芸品	9
		書跡・典籍	11
		古文書	16
		考古資料	13
		歴史資料	61
無形文化財			11
民俗文化財	有形民俗文化財		159
	無形民俗文化財		417
記念物	遺跡（史跡）		290
	名勝地（名勝）		151
	動物、植物、地質鉱物（天然記念物）		37
文化的景観			20
伝統的建造物群			14
計			1,921

（1）　有形文化財

1）　建造物

建造物は、寺院、神社、工場・倉庫等、民家その他、工作物に分類した。詳細調査が行われた例が少なく、建築年代の多くが推定であり、外観上の様式や口伝によるものが多い。現存する建造物で建築年代が中世にさかのぼるものは、「波宇志別神社神楽殿（はうしわけじんじゃかぐらでん）」（大森（おおもり）地域・国指定）に限られる。近世の建築は社寺が多く、民家では町家、農家ともに数例の確認にとどまり、いずれも江戸後期以降の建築に限られる。工場・倉庫や工作物は、近代以降の建築に限られる。

近世以前に建てられた建造物が少ない理由について、当地方は１ｍを超える豪雪地帯であるため、建造物の維持に影響を及ぼしたとみられるほか、記録が散見される戦火や失火、地震などの災害による影響も考えられる。市の中心市街地は戊辰戦争の戦火にあっており、多くの建造物はこの時に焼失した。

寺院

古代・中世の寺院は、文献では天台宗など密教系の記述が散見される。近世初頭の佐竹氏入部以降に多くの寺院が曹洞宗に改宗したとみられ、現在ある市内寺院の宗派は、曹洞宗・浄土真宗系が半数以上を占める。また、市内寺院の半数近くが横手地域にあり、近世以降、横手城下では羽州（うしゅう）街道の西側に「寺町」が形成された。増田地域と山内（さんない）地域は２寺、大雄（たいゆう）地域は１寺と少ない。天明年間（1781-1789）から幕末にかけて建てられた本堂が複数確認されているが、指定等の措置の図られた寺院の堂宇及び付属建物はない。

神社

神社は、延長５年（927）に編さんされた『延喜式神名帳』によると、古代の横手には波宇志別神社と塩湯彦神社（山内地域・未指定）が存在し、それぞれ保呂羽山、御嶽山の山頂に本殿が祀られた。塩湯彦神社は後に廃絶したが、波宇志別神社は現在まで存続しており、保呂羽山麓には「里宮」や「神楽殿」「仁王門」が配され、広大な神域の名残をとどめている。このうち「波宇志別神社 神楽殿」は、鎌倉時代の部材を一部使用した室町時代中期の建造物で、「波宇志別神社 仁王門」（大森地域・市指定）は元和５年（1619）の建築である。

国指定　波宇志別神社神楽殿

指定日：昭和 55 年１月 26 日

大森地域に位置する。「波宇志別神社」は、延長５年（927）にまとめられた延喜式神名帳にその名がみえる神社であり、神楽殿は本殿に代わって神子による湯立神楽、歌舞の祭事が行われた重要な建物である。室町時代中期の建築で桁行３間、梁間４間、一重の切妻造、梁間２間の身舎の前後に庇を付けた両流造の形式をとる。



波宇志別神社神楽殿

市内の神社には、人名または地名からなる例がある一方で、神明社・八幡神社・稲荷社などの勧請された例が圧倒的に多いことから、村が成立する江戸時代以降に村の鎮守として祀られた例が多いとみられる。現存する神社は多くの場合集落単位で置かれ、集落の中央あるいは集落端付近に立地する。複数の集落が隣接して市街地を構成する在郷町では、比較的社殿や境内の規模も大きい。これは、近世から続く村では中心的な社と付属的な社があり、近代以降に中心的な社に合祀されていったことも影響するとされる。文化年間（1804-1818）から近代にかけて建てられた本殿や拝殿が多くみられ、弘化４年（1847）建築の「貴船神社 本殿」（横手地域・市指定）や、明治 26 年（1893）建築の「八幡神社（三嶋） 本殿」（平鹿地域・市指定）などがある。柱に人物・動植物をモチーフとした彫刻を施している場合が多く、これは横手地域出身の中島重栄（1856-1942）の作とされており、当地方の特徴ともなっている。



八幡神社（三嶋）　本殿

工場・倉庫等

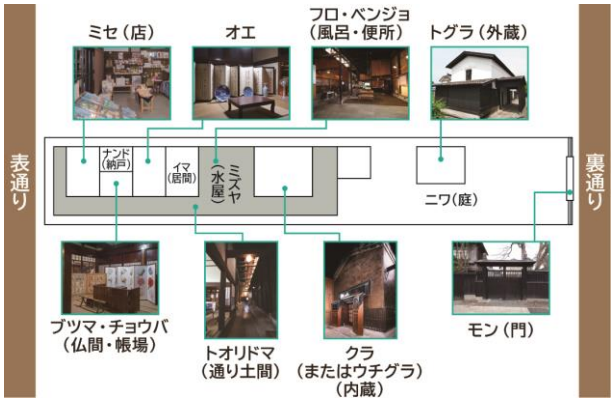
工場等の施設は、既存調査で把握されたものにも既に解体されている例が多い。このうち、明治 43 年（1910）建築の「旧真人発電所 水槽施設」（増田地域・未指定）は、上屋は解体されたものの一部の構造が残る。街道上に位置しており、人々にとってのランドマークとなっているほか、地域が広域に及ぼした発電事業による近代化を示す歴史文化遺産として、探訪などの郷土教育にも活用されている。

倉庫は、明治から戦前にかけて奥羽線や横荘線の開通に伴って駅前等に建設されたものや、組合組織等の結成によって建設された農業用倉庫、農村部の郷蔵等が散見される。大正時代建築の「旧羽後里見駅前 農業倉庫群」（雄物川地域・未指定）や、昭和 11 年（1936）建築の「秋田県果樹協会 倉庫」（平鹿地域・未指定）等がある。

民家その他

町家は、街道に面して商業が発展した在郷町を中心に、短冊形の敷地の間口いっぱいに建てた店舗兼住宅が多くみられ、その周辺に店舗を持たない町家が軒を連ねる。切妻造妻入が一般的だが、入母屋造や寄棟造のものもある。主屋の軒を深くし、道路に面した建物前面に１間幅の下屋庇を設け、内部の南側にトオリドマを設けるなどの採光や雪対策のための工夫がみられる。屋根は木端葺・杉皮葺を主としていたが、現在は金属板葺となっている。

在郷町を離れると街道沿いに農家が点在するようになり、農村集落が広がる。街道沿いの農家は切妻造妻



市内在郷町の町家の典型的な間取り（増田地区）

入を主とするが、敷地間口が広いため平入とする例も多い。街道から離れた農家の敷地は方形や短冊形など多様だが、町家に比べると大規模な敷地を有し、敷地中央に主屋が置かれる場合が多い。直線状に間取りが並ぶ直屋が一般的で、中門造も散見される。中門造は主屋の前面にある突出部が玄関にあたり、降雪期に主屋への出入りを容易にするために採用された構造である。屋根は、かつては茅葺であったが、現在残る茅葺の農家は金属板で覆っている。間取りは、「田」の字にチャノマ・ネドコ・ダイドコロ・ドマが配置され、前座敷形式が多い。縁側ではなく、縁側の縁板を半分だけ敷き、残り半分を土間にし、外側に雨戸を引く土縁となるのも雪対策のための工夫である。

町家や農家に付属する施設として、土蔵や板倉などの「蔵」がある。このうち、土蔵には単独で立地する「外蔵」、土蔵そのものを鞘で覆う鞘付土蔵である「内蔵」、例は少ないが店舗としての機能を持つ「店蔵」がある。「内蔵」は、主屋の背面に土蔵を置き、その横に主屋から続くトオリドマを設け、土蔵及びトオリドマを鞘建物で覆い、主屋と接続させる形式をとる。増田地区や浅舞地区など各地の在郷町に多く残るほか、横手城下の商家町である外町周辺や、一部の農村集落における豪農層の農家にもみられる。こうした土蔵を鞘で覆う形式は、豪雪地帯でもあるこの地方で発展した象徴的な施設ともいえる。また、板倉は農家に多く「セロ」と呼ばれることから、「井籠倉」に起源があることが想定される。穀物の貯蔵に優れており、敷地の入口付近に置かれることが多い。


セロ

近世までの建築で年代が棟札等により特定できる例は、弘化４年（1847）建築の「旧長江八兵衛商店座敷蔵」（増田地域・国登録）など僅かである。町家では、明治初期建築の「佐藤家住宅」（増田地域・国指定）や、大正 15 年（1926）建築の「今野商店店蔵」（大森地域・国登録）などがあり、農家では大正３年（1914）建築の「伊藤八重郎家住宅」（横手地域・国登録）などがある。洋風建築は数が少なく、明治 35 年（1902）建築の「旧日新館」（横手地域・県指定）や、大正 15 年（1926）建築の「平源旅館本店」（横手地域・国登録）などがある。なお、社寺以外の宗教建築には、昭和 13 年（1938）建築の「カトリック横手教会 聖堂」（横手地域・市指定）や昭和 24 年（1949）建築の「東北聖書バプテスト十文字教会」（十文字地域・国登録）がある。このほか、寛政７年（1795）建築で藩の出先機関の門であった「浅舞の御役屋門」（平鹿地域・市指定）などの社寺や公共施設の付属施設のほか、文化３年（1806）建築の「十文字の旦那門」（十文字地域・市指定）などの民家の付属施設がある。

国指定　佐藤家住宅、旧松浦家住宅

指定日：ともに平成 29 年２月 23 日

ともに、増田地域の横手市増田伝統的建造物群保存地区のほぼ中央に位置する。佐藤家住宅は、主屋が長大な土蔵造の居住部に店の間や居室を収め、装飾の施された覆屋で覆うという、類い稀な構成をもつ住宅である。旧松浦家住宅は、主屋から後方に伸ばす「鞘」と呼ばれる覆屋で座敷蔵を覆う一体的な構成であり、建築年代が明らかな主屋、座敷蔵、米蔵の３棟が残るこの地域唯一の例である。


佐藤家住宅

工作物

工作物は、近世では近代以降の工作物には、鉄橋、橋梁、隧道などの交通施設に関連するものなどがあり、大正期の「旧日本国有鉄道横黒線関連施設」（山内地域ほか・未指定）や、昭和初期の「旧横荘鉄道横荘線関連施設」（雄物川地域ほか・未指定）などが挙げられる。このうち、大正７年（1918）に開業し、昭和 46 年（1971）に廃止された横荘線は、横手から浅舞、雄物川、大森の各地域を結び、住民の交通手段であるとともに、穀物・森林資材を運ぶ輸送手段であった。廃止された路線の大部分は、道路として利用され、雄物川地域には昭和５年（1930）建設の「金屋隧道」や「御岳隧道」が残る。このほか、「旧郡立農事講習所　養蚕地下冷蔵庫」（増田地域・未指定）は、蚕の孵化時期を変動させるために蚕養種を冷蔵する施設であり、この地域で盛んであった養蚕業を示す数少ない施設である。


御岳隧道

2)　美術工芸品

絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料に分類した。近世以降の作が多く、古代や中世の資料は、遺跡からの出土や市内の社寺に伝世するものにほぼ限られる。

絵画

絵画は、中世では明応年間（1492-1501）の銘がある「長安寺 方便法身尊像」（横手地域・市指定）のように仏画が多く、江戸時代以前の作と伝わる「当麻曼荼羅図」（山内地域・市指定）は「百万遍念仏（黒沢）」（山内・未指定）の行事でも使用される。江戸時代後期では地元絵師による作品がみられるようになり、狩野派の戸村後草園（1768-1854）や四条派の加瀬谷東嶺（1788-1836）などの作例がある。明治以降では地域で著名な画家の作品が多くみられ、明治 32 年（1899）作の「戸村義国画像 寺崎廣業筆」（横手地域・市指定）などの中央画壇で活躍した画家の作品や、明治 19 年（1886）作の「琴棋書画 佐野江洋筆 六曲屏風」（平鹿地域・市指定）などがある。なお、絵画には「長安寺 方便法身尊像」のように、作品の背景にある歴史性を評価し、本市では「歴史資料」として指定される例もある。


戸村義国画像
寺崎廣業筆

彫刻

彫刻の代表的なものに仏像が挙げられ、奈良時代から現代までの作例が確認される。平安時代末作の「木造阿弥陀如来坐像」や「木造十二神将」（いずれも横手地域・県指定）、鎌倉時代作の「天仙寺 如意輪観音菩薩坐像」（横手地域・市指定）が代表的なもので、江戸時代も「正法寺 七面大天女立像」（横手地域・市指定）など仏像が多いほか、大坂冬の陣で武功のあった「戸村義国坐像」（横手地域・未指定）などの、戦国武将の肖像彫刻もある。このほか、十文字地域出身の彫刻家皆川嘉左エ門（1942-2018）の作品が多く残り、市内各地に展示されるほか、大雄地域の重福寺には皆川が自作の「仁王像」（大雄地域・未指定）がある。


天仙寺 如意輪観
音菩薩坐像

工芸品

工芸品は、平安時代から明治時代にかけての資料が確認されており、鎌倉時代の正元元年（1259）の銘がある「銅錫杖頭」（横手地域・国指定）や、室町時代作の「圓浄寺 金銅装笈」（横手地域・市指定）のほか、江戸末期のものとされる「正藍浅舞絞り単衣着物」（平鹿地域・市指定）などがある。また、近世から近代にかけて市内丘陵部を中心に陶工が活躍し、「中山焼」（平鹿地域）や「深井焼」（雄物川地域）、「焼山焼」（増田地域）などが焼かれ、県や市の指定を受けている。


銅錫杖頭

書跡・典籍

書跡・典籍には、中世作の「雪村友梅、梅花帖詩」（横手地域・県指定）のような著名な禅僧によるものや、浄土真宗系寺院で所蔵する六字名号（未指定）のほか、貞治４年（1365）の「写経（大般若波羅蜜多経）」（横手地域・県指定）のように、歴史及び宗教史研究の上で重要な資料がある。


写経（大般若波羅蜜多経）

古文書

古文書は、中世末期のものが波宇志別神社の別当家などに残る例もあるが、多くは散逸している。近世以降は大半が記録類であり、慶安元年（1648）の「八柏村検地野帳」（大雄地域・市指定）や、明和８年（1771）から明治３年（1870）までの肝煎の記録である「田村郷日記」（大雄地域・市指定）などがあり、近世後期以降の帳簿などは比較的多く残る。古文書は、各旧市町村史の編さん事業において広く調査が行われており、編さん資料としてリスト化されている。なお、古文書でも絵画と同様に、本市では「歴史資料」として指定される例もある。


八柏村検地野帳

考古資料

考古資料には、埋蔵文化財発掘調査で出土した土製品や石製品などが多くあり、縄文時代の「オホン清水Ａ遺跡出土　石棒」（横手地域・市指定）は、長さ 82 ㎝で完全な形で出土している。奈良時代では蝦夷塚古墳群出土の「玉類」（雄物川地域・県指定）があり、平安後期では、大鳥井山遺跡から出土した陽刻の装飾が特徴的な「石硯」（横手地域・未指定）などがある。このほか、平安時代の「経甕」（大森地域・県指定）のように、近世以降に掘り出され保管されていた資料もあり、平安時代末期から鎌倉時代初頭に構築された閑居長根一号経塚から明治時代に掘り出された「古鏡蓋付陶製経壺」（横手地域・県指定）は、経甕の蓋として「葦雁鏡」が利用されていた。こうした埋蔵文化財出土資料の多くは資料館施設等で展示されるほか、公立施設に収蔵されている。このほか、市内に残る板碑の多くは街道や館跡周辺で確認される。貞治２年（1363）の「板碑」（増田地域・県指定）のように、中世の紀年銘と梵字が刻まれる板碑などがある。表面の摩滅が著しいが、確認されるものでは南北朝時代の北朝年号の紀年銘が残される例が多い。

県指定　玉類

指定日：昭和 35 年３月１日

考古資料。奈良時代に形成された雄物川地域に位置する蝦夷塚古墳群から昭和 33 年（1958）に出土したもので、瑪瑙勾玉４点、水晶勾玉２点、水晶切子玉 10 点、碧玉管玉１点、碧玉大玉１点、紺色小玉４点の計 22 点である。古墳群は、東西 60 m、南北 120mの範囲で 17 基の群をなしている。玉類・刀子・鉄鏃・土師器の坏と甕、須恵器の甕などが出土している。


玉類

歴史資料

指定等の措置を受けたものでは、弘化２年（1845）の「沼館村絵図」（雄物川地域・市指定）などの絵図類が多く、雄物川舟運の隆盛を示す明治 18 年（1885）の「八幡神社 船絵馬」（雄物川地域・市指定）や、大正から昭和にかけての資料 73 点で構成する「羽後交通横荘線鉄道資料」（雄物川地域ほか・市指定）などがある。このほか、横手城二の丸跡にある昭和 11 年（1935）年建立の「小野寺氏顕彰碑」（横手地域・未指定）や、昭和３年（1928）建立の「藤原利三郎頌徳碑」（増田地域・未指定）など地域に功績のあった人物顕彰碑や、歴史上の事象を記した記念碑が多くある。こうした碑は、人物の邸宅跡や事件現場などに建てられる場合が多く、ランドマークとしての役割も担う。また、「石町の建石」（横手地域・未指定）のように江戸時代の文献に記載され、地名の由来となっているものもある。

市指定　田根森村適産調及び絵図

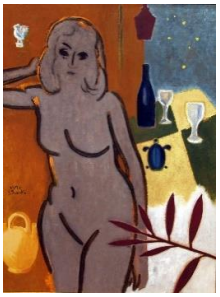
指定日：平成 20 年２月 22 日

歴史資料。雄物川郷土資料館所蔵。県内外で営農について指導し農聖とも呼ばれる石川理紀之助（1845-1915）及びその門弟によって実施された農村調査、いわゆる「適産調」の報告書である。調査報告書は調査書４冊及び絵図２枚によって構成される。明治 32 年（1899）に実施された田根森村（大雄地域）の４つの集落について、土壌調査の結果や土壌種別ごとの反別分けがなされ、形図等も付される。


田根森村適産調及び絵図

その他

本市にはまとまって資料の寄贈や借用を受けた例が複数あり、公立施設でそれぞれ一括して保存される。絵画では、横手地域出身の洋画家佐々木宗一郎（1910-1997）の作品（未指定）が美術品収蔵庫に、雄物川地域出身の洋画家木村榮治（1925-2002）の作品（未指定）が雄物川郷土資料館に収蔵される。また、増田地域出身の漫画家矢口高雄（1939-2020)の「釣りキチ三平　原画」(未指定)等のマンガ原画42,000点を含む406,000点あまりのマンガ原画を横手市増田まんが美術館で収蔵しており、整理や展示とともにアーカイブ化が進められている。



「南十字星」
佐々木宗一郎



「四万十川のアカメ」
の一コマ
『釣りキチ三平』より

複数の類型資料からなる一括資料としては、金澤八幡宮に伝わる様々な資料が後三年合戦金沢資料館（県指定・市指定含む）に、戦前に現在の横手高校などで教鞭をとった作家石坂洋次郎（1900-1986）の関連資料（未指定）が石坂洋次郎文学記念館に収蔵される。また、西成瀬地区交流センターには「豆本」や「書票」などからなる増田地域出身の郷土史家高橋友鳳子（1899-1996）関連資料（未指定）がある。雄物川郷土資料館には、民俗資料や考古資料からなる横手地域出身の郷土史家薄葉篤蔵（1911-1989）関連資料（未指定）があり、かまくら行事に使用した衣装の「ボッチ」や「犬コ」と呼ばれる「しんこ細工」などの有形民俗資料が含まれる。このほか、旧日新館に居住したM.M.スマイザー（1875-1955）が撮影したガラス乾板や、図書、生活用品等の資料（未指定）を市教育委員会で保存する。平鹿図書館には、図書や文書類からなる平鹿地域出身の郷土史家細谷則理（1866-1942）関連資料（未指定）、雄物川図書館には、全国的に活動したジャーナリストむのたけじ（1915-2016）関連資料（未指定）が収蔵される。



「若い人」
石坂洋次郎



豆本「義経千本桜」（喜多川歌麿）文化10年（1813）
9.5cm×6.3cm

（2）　無形文化財

芸能、工芸技術に分類した。いずれも近世以降の起源をもつとされる。

1）　芸能

芸能のうち、「岡本新内」（雄物川地域・市指定）は市内に様々な流れがあり、唄と踊りが伝承されている。このほか、作家石坂洋次郎（1900-86）が著した小説「青い山脈」の映画化にあたり、藤山一郎（1911-1993）が歌った主題歌「青い山脈」や、昭和20年（1945）夏に増田地域の沢口集落付近で撮影された映画「そよかぜ」の主題歌で、旧増田町の名誉町民であった並木路子（1921-2001）が歌った「リンゴの唄」などは、現在もなお地域の住民の郷愁を誘うものとなっており、芸能に分類している。

2）　工芸技術

工芸技術には、近世から近代初頭に起源をもつとされる「十文字和紙」製作（十文字地域・市指定）や「中山人形」製作（現在は横手地域・未指定）、「あけびづる細工」製作（横手地域・未指定）、「浅舞絞り」技術（平鹿地域・未指定）などがある。こうした工芸技術の多くは、生産を職業とする家内制手工業であり、材料調達の可否と後継者の有無が工芸技術における技の継承に直結している。既存調査で把握していながら現在は廃業した例も多い。



十文字和紙　製作

（3）　民俗文化財

1）　有形民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事・祭礼、民俗芸能等に分類した。市町村合併以前より自宅の解体や改装に伴う有形民俗資料の寄贈が相次いだことにより、市では多くの農具をはじめとした資料を資料館施設等で収蔵する。

衣食住

衣食住は、主として近代の家具調度品や衣類等を、農業関係資料とともに市内資料館施設等で収蔵する。

生業

生業は、雄物川郷土資料館で漁撈や稲作、養蚕に供する各種資料を展示するほか、「横手藍染 染型紙」（未指定）も収蔵する。また「中山人形 原型」（横手地域・市指定）は、創始者の作とされる明治期の原型 10 体である。このほか、山内地域の土渕集落を中心に、伝統食である「いぶりがっこ」を製造する「燻し小屋」（未指定）が広がる。

市指定　中山人形　原型

指定日：平成 29 年 1 月 24 日

市の代表的な郷土玩具の一つである中山人形の原型 10 体。中山人形の創始者といわれる樋渡ヨシ（1868-1933）の製作とされる。中山人形は、明治 7 年（1874）頃より平鹿郡吉田村中山で作られ始めた土人形で、節句物、縁起物、歌舞伎物、武者物、童子物、説話物など多岐にわたる。干支土鈴は、昭和 54 年（1979）と平成 26 年（2014）に年賀切手の意匠に採用された。



中山人形 原型

信仰

市内に広く、民間信仰にまつわる石造物（信仰塔）や地蔵堂などが現存しており、後年神社境内に移されているものが多いが、農村集落では街道沿いに置かれるものも多い。鹿島塔や日待の庚申塔、月待の二十三夜塔のほか、鳥海山塔や出羽三山塔、秋田県特有の太平山三吉塔、保呂羽山塔などの山岳信仰塔も多くある。これらは、近世から近代に建立されたものが多く、各旧市町村史等で取りまとめられている。このうち舟運の安全を祈願したいわゆる「金毘羅塔」は、古くは文化 14 年（1817）の「金毘羅大権現塔」（雄物川地域・未指定）から明治 32 年（1899）の「金刀毘羅大神塔」（雄物川地域・未指定）、「金毘羅権現塔」（増田地域・未指定）までの建立が確認され、在郷町を中心に広く分布する。金毘羅信仰塔は、雄物川などでの舟運の安全を祈願して、荷の受発注を行った商人や有力者らが建立したものが多いと推測される。明治 38 年（1905）の奥羽線開通による舟運の衰退と相まって金毘羅信仰塔の建立も消滅したとみられることが示すように、民間信仰にまつわる石造物は、当時の地域の歴史的背景や世相を示している例が多い。このほか、雄物川流域の風土病であるツツガムシ病を忌避するために建立された「ケダニ地蔵」（未指定）が、雄物川流域の各地に分布する。



山岳信仰塔（横手地域）
中央の「保呂羽山・御嶽山・高岡山信仰塔」は
明治 4 年（1871）建立

年中行事・祭礼

年中行事・祭礼には、かまくら行事に使用した明治時代の「祭具」（横手地域・未指定）があり、かまくら館などで収蔵する。雄物川郷土資料館では、「享保雛（内裏雛）」（雄物川地域・市指定）や古今雛、御殿雛（いずれも未指定）に加え、明治から大正にかけてこの地域の富裕層が盛んに制作した「横手押絵」（未指定）を収蔵する。押絵はひな祭りの際に飾られ、縮緬などの端切れを使い、顔は絵師に描かせていたという。

民俗芸能等

民俗芸能等には、獅子舞や神楽などで使用された獅子頭や神楽面等がある。室町時代から江戸時代初頭の「金澤八幡宮 神楽面」（横手地域・市指定）は市内で最も古い作例とされるほか、現存する多くの民俗芸能に関する資料は近世以降のものである。なお、民俗芸能に関する資料には、前述の年中行事・祭礼に関する祭具と合わせ、現在も社寺での祭礼や民俗行事において使用されている古い資料もあるとみられる。

2)　無形民俗文化財

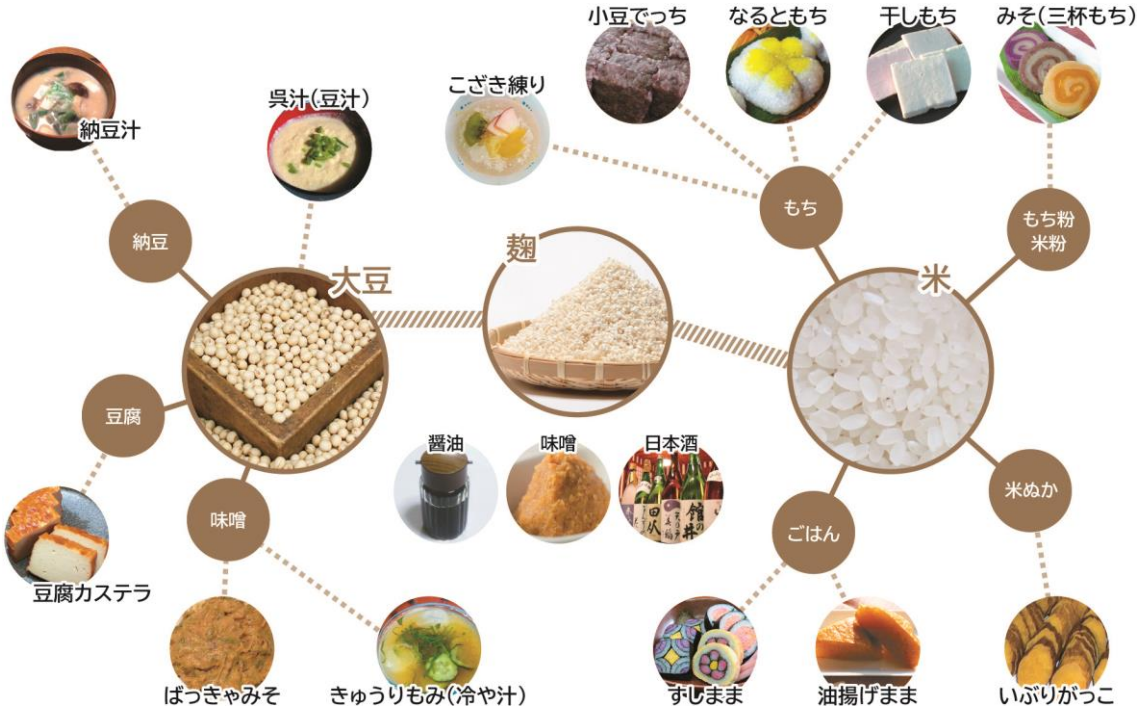
風俗慣習として、衣食住、生業、信仰、年中行事・祭礼、民謡、食、伝承に分類したほか、民俗芸能、民俗技術に分類した。祭礼と年中行事が主体であり、大半が近世あるいは近代に起源があるとみられ、中世に起源がさかのぼる例は稀である。無形民俗文化財は、市内の歴史文化遺産の中で最も「横手らしさ」を具現化しているともいえる。

風俗慣習（衣食住）

衣食住には、地域や各家庭で紡いできた風習なども含むため、全容の把握は十分ではない。また、時代の変遷によって既に社会コミュニティにおいては実施されていないものも確認される。このうち娯楽に関するものとして、各地で祭礼などに合わせて催される「花火」があるが、「増田の花火」（増田地域・未指定）は、令和元年（2019）で 96 回の開催を数える伝統行事であり、かつては、奉納花火として実施されていたとされる。同じく秋に収穫された「いものこ（サトイモ）」等を持ち寄り、野外で「いものこ汁」を作って食べる行事は、当地では「なべっこ遠足」（市内全域・未指定）と呼称され、市内小中学校では昭和 20 年代後半から遠足行事となっている。また、日常の食生活においては米麹を使う料理の多いのが特徴であり、「発酵文化」が浸透している。



なべっこ遠足



横手の発酵文化概念図（『よこてだいすき』の図版を加筆修正）

風俗慣習（生業）

生業は、市内各地で稲作を代表に、「いものこ栽培」（山内地域・未指定）、「養鯉」（平鹿地域・未指定）、「川漁」（雄物川や成瀬川等の流域・未指定）など、地形や気候を反映した多様な生業があるが、主として農業に関するものが多い。これらのうち、果樹栽培の「りんご栽培」や「ぶどう栽培」（いずれも市内全域・未指定）のうち、りんごは平鹿地域及び増田地域、ぶどうは山内地域での生産が明治時代から行われており、斜面地を利用した良好な景観を創出している。生産された農作物等は、各地に出荷され市場に流しており、本市では江戸時代以降各地に定期市（朝市）が開設され、これを拠点に町が発展し在郷町が形成された。現在定期市が継続するのは近世に定期市が開設された「増田の朝市」と「浅舞の朝市」（と



川漁（雄物川地域）

もに未指定）、大正 11 年（1922）に開設された「十文字の朝市」（未指定）である。なお、町の拡大とともに「発酵文化」も広がり、市内の各地に麹店があるほか、内陸でありながら市内に昆布店が多いことは、北前船がもたらした文化の影響を示すものであり、地域の特色でもある。

当地方では、農家の冬の生業として「出稼ぎ」で東京などの都市部で従事する文化があるが、兼業農家が増加した昭和期をピークに減少している。山内地域の農家は、冬場は「山内杜氏」（山内地域・未指定）として県内各蔵元に出稼ぎをし、酒造に従事する例がある。かつては山間部では「炭焼き」、山内地域では「三又マタギ」のほか、「鍛冶」などの特徴的な生業がみられたが、現在は消滅している。

風俗慣習（信仰）

市内において多様な民間信仰形態を把握しているが､広範なものとして｢鹿島信仰」（未指定）があり、雄物川流域などの集落では「鹿島行事」（一部が市指定）が行われるほか、湧泉のある場所ではこれを祀る「清水信仰」（未指定）があり、祭礼や年中行事が行われる。


百万遍念仏講（山内地域）

江戸時代以降、各集落等の共同体で「講」が生まれ、「念仏講」や「恵比寿講」などが組織された。多くは活動を中断しているものの、山内地域では黒沢集落や南郷地区三ツ屋集落で「百万遍念仏」（いずれも未指定）が行われるほか、増田地域羽場集落の「恵比寿講」（未指定）は 11 月に収穫祭として行われるなど、農村集落を中心とした一部の地域で継続する。

風俗慣習（年中行事・祭礼）

年中行事・祭礼は、五穀豊穣を願う生産儀礼に伴うものと、悪霊や疫病退散などの現世利益的な信仰の要素を持つものに大別されるが、原則暦日に合わせて毎年定期的に実施されており、祭礼と年中行事とが一体化し不可分なものとなっているものが多い。「横手のかまくら」や「旭岡山神社の梵天」（いずれも横手地域・市指定）、一部の集落等で行われる「どんと焼き」（未指定）などの小正月行事、「横手の送り盆行事」（横手地域・県指定）や横手地域や増田地域などで行われる「盆踊り行事」（未指定）にみられる盆行事、「ヤマノカミ」（山内地域ほか・未指定）とも呼ばれる山の神信仰に関わる行事をはじめ、多様な形態がある。増田や浅舞、沼館、大森などの在郷町では、鎮守社の祭礼において「神輿渡御行事」（増田、浅舞、沼館は市指定）が行われる。このうち浅舞地区の祭礼では、市内で唯一明治期から「山車巡行行事」（平鹿地域・市指定）も行われる。また、「梵天奉納行事」は小正月から春先にかけて市内各所で行われるが、規模が縮小されてからは｢恵比寿俵」のみの奉納となった事例もみられ、現代になって中断した事例も多い。

「鹿島行事」は、呼称は様々だが「鹿島立て行事」と「鹿島流し行事」に大別される。鹿島立て行事は集落境に鹿島人形を立てて、集落への悪霊や穢れが侵入しないように願う行事であり、鹿島流し行事は鹿島人形を舟に乗せて集落を巡り、集落外れで川に流すか燃やすもので、災厄や疫病を集落から送り出すという願いがある行事とされる。鹿島神宮のある常陸国（茨城県）から佐竹氏が秋田に遷った際に伝わった文化ともされるが、主に雄物川流域で継続する行事であるため、雄物川の舟運がもたらした文化ともいえる。鹿島行事には、「藤巻の厄神立て」（大雄地域・市指定）などがある。一方、本市の東端に位置する黒沢集落の「鹿島様のお召し替え」（山内地域・未指定）は、舟運などの影響は薄いとみられ、南部地方（岩手県）の影響を受けているとされる。

風俗慣習（民謡）

民謡は、祭礼や民俗芸能、芸能の際に歌われる歌を含む。このうち、「梵天唄」（未指定）は、各地の梵天行事で歌われており、横手地域ではコンクールも開かれている。

風俗慣習（食）


いぶりがっこ


なすの花ずし


横手やきそば

食は、米の生産が盛んな本市では米麹を使う食文化、「発酵文化」が浸透している。海が遠く雪深いという地理的条件も、食品を保存させるための生活の知恵として、発酵技術が根付いた要因の一つといえる。山内地域の特徴的な生業である「山内杜氏」は、秋田の日本酒文化の基礎をなし、市内では古くから日本酒の醸造が行われているほか、味噌や醤油、漬物、甘酒なども作られてきた。特徴的な発酵食品には「いぶりがっこ」や、伝統野菜である十文字地域の「新処（あらところ）なす」などを用いて食用菊・もち米・赤唐辛子を加える「なすの花ずし」があり、盆や正月の祝事などに食卓に並ぶ。このほか、本市では全体的に砂糖を多く使う甘めな料理が多く、絞った豆腐に砂糖、卵、塩などを加えて二度練りして焼き上げる県南地域独特の「豆腐カステラ」は、昔から冠婚葬祭の御膳を飾る口取り料理として親しまれる。戦後から広がった「横手やきそば」「十文字中華そば」などの麺文化も広く浸透している。

一方で本市には海藻の食文化も伝わる。「エゴ」は、日本海側の海岸で取れるエゴ草を材料に作る。法事や盆などには欠かせない料理として、御膳の刺身に相当した。また、「おぼろ昆布」は、粘りの強い「がごめ昆布」を 0.07㎜ 以下に 1 枚 1 枚削って作る。削りに使用する包丁は微妙に刃先を内側に曲げる特殊な加工を施しており、全国的に「秋田を入れる」と呼ぶ。市内には昆布店が複数あるが、これら海の恵みの食文化は、北前船を経由した雄物川舟運の影響とされる。

風俗慣習（伝承）

伝承には、横手盆地の開拓に関する「明永長者（みょうえいちょうじゃ）と明保長者（みょうほちょうじゃ）の伝承」や、平安時代の清原氏に関連するともいわれる「満徳長者（まんとくちょうじゃ）と地福長者（ちふくちょうじゃ）の伝承」をはじめ、地名や場所、人物等、様々な物語が語り継がれている。

民俗芸能

民俗芸能は、集落単位での鎮守社の祭礼や行事に伴い、神楽や獅子舞、番楽等の民俗芸能が、行事に付随する歌舞（かぶ）や囃子などとともに継承されており、氏子となる地域住民が主としてその役を担う。『秋田県の民俗芸能－秋田県文化財報告書第 227 号－』の分類に依ると、神楽は、安土桃山時代からの記録が確認される「保呂羽山（ほろわさん）の霜月（しもつき）神楽」（大森地域・国指定）にみられる湯立（ゆたて）神楽系、「仁井田番楽（にいだばんがく）」（十文字地域・県指定）にみられる山伏神楽系、「深間内（ふかまうち）神楽」（平鹿地域・市指定）などにみられる伊勢神楽系がある。風流（ふりゅう）は、「金沢ささら舞」（横手地域・市指定）にみられる一人立獅子舞系、「戸波（となみ）神社の芸能」（増田地域・市指定）を構成する「草音頭」にみられる盆踊系、「鍋倉（なべくら）囃子」（平鹿地域・市指定）や「今泉祇園（いまいずみぎおん）囃子」（十文字地域・市指定）にみられるつくりもの風流・祭り囃子系、「金沢八幡宮掛け歌（うた）行事」（横手地域・県指定）にみられるその他風流系がある。語り物・祝福芸には「横手万歳（まんざい）」（横手地域）のように消滅した事例がある。田楽や延年・おこない、渡来芸・舞台芸等は、既存調査で把握されていない。

国指定　保呂羽山（ほろわさん）の霜月（しもつき）神楽（かぐら）

指定日：昭和 52 年 5 月 17 日

湯で体を清める湯立によって一切の穢れを祓う神事。大森地域八沢木地区の波宇志別神社の里宮で、毎年 11 月 7 日の夕方から 8 日の朝まで夜通し神楽が奉納される。神殿内に大きな湯釜を 2 つ据え、それに沸騰した湯を立てる湯立行事が最大の特徴であり、招魂、祝詞などの前行事の後、「保呂羽山舞」など 33 の神事が古式にのっとり行われる。天正 18 年(1590)の「保呂羽山御開山以来之次第」が霜月神楽に関する現存最古の記録として残る。


霜月神楽

（4）　記念物

1）　遺跡（史跡）

遺跡は、集落跡等、城館跡等、社寺跡等、墓・碑、交通施設、その他遺跡、旧跡・伝承地に分類した。縄文時代から近代にかけて多様な遺跡があるが、開発行為等により記録保存され、消滅したものも多い。

集落跡等

集落跡等には、原始から近世までの集落跡が確認され、縄文時代と平安時代の集落跡が多い。秋田県下でも事例の少ない古墳時代から奈良時代の遺跡が確認されることが特筆される。古墳時代は「一本杉遺跡」（平鹿地域・未指定）、飛鳥・奈良時代は「釘貫遺跡」（雄物川地域・未指定）が代表的な遺跡であり、開発行為にあたっては盛土工法によって遺跡の保全に努めているが、切土などにより消滅する部分については埋蔵文化財発掘調査を行い、記録保存を行っている。市指定となっているものは、埋蔵文化財発掘調査が行われた遺跡のうち、縄文時代の「梨ノ木塚遺跡」（増田地域・市指定）などがある。

城館跡等

城館跡等には、古代の「大鳥井山遺跡」（横手地域・国指定）のほか、中世の山城である「金沢城跡」（横手地域・未指定）、平城である「吉田城跡」（平鹿地域・県指定）や「沼館城跡」（雄物川地域・未指定）、「増田城跡」（増田地域・未指定）、平山城の「横手城跡」（横手地域・市指定）、「大森城跡」（大森地域・未指定）などがある。古代は律令国家や清原氏、中世は平賀氏・南部氏・小野寺氏といったこの地を治めた一族や家臣に関わるものが多い。また、金沢城や沼館城は、それぞれ後三年合戦の戦場となった「金沢柵」、「沼柵」の伝承地に造られたとされる。古代の権威を中世に利用した可能性も考えられ、結果として時代の変遷を経て複合的に利用されている例も多い。

国指定　大鳥井山遺跡附陣館遺跡

指定日：平成 22 年２月 22 日

史跡。横手地域に位置する。大鳥井山遺跡は、北側の小吉山及び南側の大鳥井山と呼ばれる２つの独立丘陵上に立地し、自然地形に沿って三方を二重の土塁跡・堀跡及び柵列で囲まれるほか、櫓とされる大規模な掘立柱建物跡を備えた防御性が高い居館跡である。四面庇付掘立柱建物跡が検出されたほか、10 世紀後半から 11 世紀に至る大量の「かわらけ」と呼ばれる素焼きの器が出土している。横手地域金沢地区の同時代の遺跡である陣館遺跡が平成 29 年（2017）に追加指定された。



調査時の大鳥井山遺跡

社寺跡等

社寺跡等には、現在存続する社寺の旧所在地や、既に廃絶されたが文献上で確認される社寺の跡地などがある。大鳥井山遺跡周辺にある「熊野神社（明永）」（横手地域・未指定）は、かつては塩湯彦神社の里宮であったという伝承があり、東の山地内に「元熊野堂跡」（横手地域・未指定）という広大な敷地が残る。「浅舞の古八幡跡」（平鹿地域・市指定）は、寛政 12 年（1800）まで八幡神社（浅舞地域）の元宮が所在していた地である。「観音寺廃寺跡」（大森地域・未指定）は、『日本三代実録』に記載された観音寺の可能性がある場所で、埋蔵文化財発掘調査において古代末から中世の寺院跡と確認された。

墓・碑

墓・碑は、中世の経塚、板碑、十三塚、墓所や、近世の墓所・碑などが確認されており、近代初頭の墓所や墓碑なども含む。埋蔵文化財発掘調査で確認されたものには、古代では古墳や火葬墓、中世では木棺墓・土葬墓などがある。経塚は、秋田県内で確認された総数のおよそ半数が横手市に存在し、特に横手地域金沢地区に集中することから、後三年合戦や奥州藤原氏との関わりが考えられている。経塚には考古資料を伴う場合が多く、「関居長根二号経塚」（横手地域・未指定）から明治 41 年（1908）に発見された「銅製経筒」（横手地域・県指定）には元久３年（1206）の

銘がある。このほか、中世には「小野寺泰道墓所」（横手地域・市指定）など小野寺氏に関連するものがあり、近世以降は「岡本新内」の創始者である「市川団之丞墓所」（雄物川地域・未指定）など、文化芸能をはじめ地域の発展に尽くした郷土の偉人の墓所や「戊辰戦争戦没者墓所」（横手地域・未指定）などがある。このほか、天保４年（1833）の「巳年のケカチ」と呼ばれる飢饉によって流入した死者を葬った「天保無縁塚」（雄物川地域・未指定）などがある。近代以降では、かつて徳川家康の側近であり、横手で晩年を過ごした本多正純親子を偲んだ「本多上野介正純墓碑」（横手地域・未指定）がある。


本多上野介正純墓碑

交通施設

交通施設は、近世に整備されたとされる羽州街道が横手城下から大鳥井山遺跡を経て、金沢地区まで南北に延びているが、江戸時代の名残は一部で残る。大鳥井山遺跡付近では櫓から延びる土橋と接続していることから、古代後期には機能していたとみられる。街道に関するものとして、「一里塚」（未指定）が羽州街道や脇街道の一部に残るほか、寛政６年（1794）に置かれた「薄井の方示碑」（雄物川地域・市指定）などの方向を示すもの（傍示碑）、元和元年（1615）設置の「大沢口の領界碑」（雄物川地域・市指定）のように境界を示すものなどがある。また街道の関所跡として「八沢木番所跡」（大森地域・市指定）や「大沢口境目御番所跡」（雄物川地域・未指定）、「小松川番所跡」（山内地域・未指定）がある。河川交通に関するものとして、近世から近代にかけて雄物川や成瀬川の舟運などで利用された「河港跡」や「船着き場跡」（雄物川地域ほか・未指定）があるが、これらは河川の水量や護岸の状況により、移転を繰り返したとされる。このほか鉄道に関するものとして、廃線となった大正から昭和にかけての横荘線の「駅舎跡」や「停留所跡」（平鹿地域ほか・未指定）がある。


大沢口境目御番所跡
（雄物川地域）

その他遺跡

その他遺跡には、大正期に最盛期を迎えた「吉乃鉱山跡」（増田地域・未指定）などの産業関連遺跡、廃校となった学校用地である教育関連遺跡がある。このほか、打直し検地にあたり、宝暦元年（1751）に古い検地帳を埋めたとされる「十文字の御帳塚」（十文字地域・市指定）や、小野寺義道の家臣が暗殺された地である「八柏大和守殉難の地」（横手地域・未指定）のような歴史的事象を示す場所もある。さらに、大正２年（1913）に設置され、戦前まで地方競馬場として賑わった「大上競馬場跡」（大雄地域・未指定）などの施設の跡地がある。後の「（7）その他（埋蔵文化財包蔵地）」に記載する埋蔵文化財包蔵地（周知の遺跡）についても、大きくはこの分類に含まれる。


八柏大和守殉難の地

旧跡・伝承地

旧跡には平安時代の歌人小野小町（生没年不詳）が化粧水として使った伝承があり、江戸時代の文献にも残る「梅野寒水跡」（横手地域）や、大蛇伝承があり干ばつの際雨乞いが行われた「バチ淵」（大雄地域）、オシドリ伝説のある「赤沼跡」（大雄地域）などがあり、いずれも河川改修やほ場整備、開発行為等により消滅した。伝承地には「沼柵跡」（雄物川地域・未指定）や「金沢柵跡」（横手地域・未指定）をはじめ、市内各地に後三年合戦に関する伝承地があるほか、こうした伝承に伴って無形民俗文化財に分類される「田楽灯籠」（大森地域・未指定）など合戦の際の出来事にまつわる行事もある。また、「雄勝城跡」（雄物川地域周辺と推定・未指定）などの古代城柵官衙遺跡や、坂上田村麻呂が陣営を置いたとされる「将軍邸」の地に所在する「将軍屋敷跡」（大雄地域・未指定）のような地名となっているものもあり、多くの伝承地が各地にある。いずれも史実としての根拠は乏しいものの、江戸時代の文献に記録があるものも多く、「大鳥井山遺跡」や「陣館遺跡」（横手地域・国指定）のように、地域の人々の思いが

埋蔵文化財発掘調査の実施に至り、その結果として学術的裏付けがなされ国指定へと歩んだ事例もある。戦前以前から伝わる多くの伝承地は、地域にとっては非常に身近で大切なものとして保全されている。

2)　名勝地（名勝）

名勝地は、公園・庭園等、景勝地等、山岳・河川等、眺望地点、湧泉に分類した。公園や個人宅の庭園を除いては、起源は明確でないものが多い。

公園・庭園等

公園・庭園等には、いずれも文化財指定されているものはないが、個人宅の庭園にも近世から近代にかけて整備されたものがある。東京の芝公園などを設計した作庭家の長岡安平（1842-1925）の設計によるものが多く残り、明治 35 年（1902）開園の「横手公園」（横手地域・未指定）や大正６年（1917）年開園の「真人公園」（増田地域・未指定）のほか、個人宅の庭園などを手掛けた。


真人公園

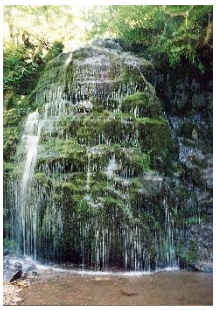
景勝地等

景勝地等には「滝」に関するものが多い。滝は市内の山間部に多くあり、横手地域の「滝ノ沢」（横手地域・市指定）が名勝地に関する唯一の指定である。このほか、狙半内川の「濃美渓谷」（増田地域・未指定）などがある。

市指定　滝ノ沢

指定日：平成７年３月 16 日

横手地域唯一の滝の景勝地で、古くから滝ノ沢霊場として知られる。苔に覆われた岩棚を、白糸のような水が流れ落ちる。江戸時代には藩主佐竹義宣の側室、岩瀬御台も好んで訪れた。大山順造・細谷則理など郷土史家の発願により、昭和 10 年（1935）に石工・福田新三郎が彫った三十三観音が安置され、10 月に開眼式が行なわれた。


滝ノ沢

山岳・河川等

市内には、保呂羽山をはじめ、釣瓶山、金峰山、御嶽山、南郷岳など、信仰の対象となった山が多くある。このほか、延宝４年（1676）に藩主佐竹氏の一族によって開削された「山城堰」（大森地域・未指定）などの水路がある。

眺望地点

眺望地点には、標高の高い場所から市街地あるいは田園景観等を眺望できるものが多く、特に秋田県と山形県にまたがる出羽山地の最高峰にあたる標高 2236mの鳥海山を背景とした景観を眺望する場所が多い。鳥海山は市内各地でみられるが、地形や周辺環境に応じて様々な表情を見せている。特に市内東部から望む姿は、美しい円錐形であることから「出羽富士」とも称され、親しまれている。

湧泉

沼には、長者伝説のある「黒沼」（山内地域・未指定）のように伝承を伴うもののほか、トミヨ属（淡水型）とトミヨ属（雄物型）が生息する「琵琶沼」（平鹿地域）のように、種と併せて生息地指定（県指定）されているものもある。湧泉は、特に平鹿地域を中心に広く分布する。個人の家でも「自噴井戸」（未指定）として周囲を石積みで養生し、その下方に石造りの桝を設けて洗い場とし、横に祠を設けて水神を祭る例がみられ、毎年水神祭りを行う例もある。


湧泉に設けられた石造りの洗い場と祠（平鹿地域）

3)　動物、植物、地質鉱物（天然記念物）

動物、植物、地質鉱物で分類している。

動物

魚類のうち、氷河期からの遺存種であるトミヨ属（淡水型）とトミヨ属（雄物型）は、一年を通して 15℃前後の湧泉などに混生しているが、全国で唯一両種間に生殖隔離の存在が判明する湧泉が平鹿地域を中心に複数あり、このうち良好な環境をとどめる「琵琶沼」「天龍沼」及び「荒小屋沼」が、「トミヨ及びイバラトミヨ生息地」として指定される（平鹿地域・県指定）。鳥類では、県内で繁殖例が少ない「カンムリカイツブリ」や「ササゴイ」、横手公園熊野堂沼東岸のサギ類（アオサギ、ゴイサギ、ダイサギ、アマサギ等）のコロニー（集団営巣地）が観察される。なお、市内には特別天然記念物の「ニホンカモシカ」が分布する。

植物

植物には、「筏の大スギ」（山内・県指定）のような神木のほか、船を繋いだ「造山の傘杉」（雄物川・市指定）や城の造営にあたり人柱を埋めたとされる「二本杉」（増田・市指定）のような歴史的伝承を伴うものもある。多雪地帯のブナ林などに春を告げる「ユキツバキ群生地」（山内、平鹿・未指定）は、群落としては北限の貴重種である。水辺の植物も豊富で、平鹿地域の水路などにみられる「エゾミクリ」（市内全域・未指定）、「イトイバラモ」や「フサタヌキモ」（いずれも横手地域・未指定）は、全国的に生息地が限られる。

県指定　筏の大スギ

指定日：昭和 63 年３月 15 日

天然記念物。樹高およそ 43m、幹周り 11.8m、樹齢およそ 600 年とされるが 800 年あるいは 1200 年との説もある。地上約 5.5mのところで主幹が東西の支幹に分岐し、上方に開いて直立する。両支幹とも地上約 20m付近の高所から横枝を張り出す。

古来より「番神の大杉」「授乳の神木」とも呼ばれ、『雪の出羽路』にも記録がある。比叡山神社の境内に立つ。現在も神木として樹下に小さい祠を安置し、信仰を集めている。



筏の大スギ

地質鉱物

地質鉱物のうち、特筆すべきものに泥炭がある。雄物川右岸の大雄地域から平鹿地域を中心に、地下に泥炭層がみられ、地域では「根っこ」と呼ばれる。レンガ状に切り取られた泥炭は本市一円で販売され、平成８年（1996）頃まで燃料として利用されていた。また、本市域には、金・銀・銅・鉛・亜鉛を含む「黒鉱」と呼ばれる金属鉱床が東西の山地に分布している。東側では増田地域の吉乃鉱山や、山内地域の南郷鉱山などで採掘され、昭和 30 年（1955）代までに操業を終えた。



根っこ

（5）　文化的景観

文化的景観は、秋田県及び本市の文化財保護条例では定義されておらず、国の文化的景観の選定を受けているものもない。しかし、この地域の地形や気候から育まれた生業や、生み出された様々な有形無形の文化的所産は多数あり、こうした素材が地域の個性を生み出しているという歴史的特性から、様々な類型の歴史文化遺産を包含することで文化的景観が構成されるものと位置付けている。国の調査では、大雄地域の「ホップ畑と鳥海山」（大雄・未指定）が把握されている。このほか、りんごやぶどう、さくらんぼなどの果樹生産景観や水田景観、「いぶりがっこ」の加工品生産景観などがある。近年、横手市景観計画や横手市歴史的風致維持向上計画の策定により、景観への意識の高まりもあり、今後文化的景観の把握が進むものとみられる。

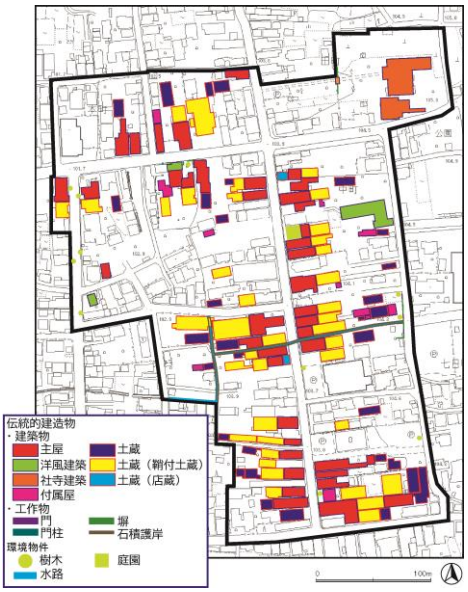
（6）　伝統的建造物群

伝統的建造物群は、秋田県及び本市の文化財保護条例では定義されておらず、本市では、横手市伝統的建造物群保存地区保存条例を別途制定し、伝統的建造物群保存地区として都市計画決定した「横手市増田伝統的建造物群保存地区」（増田地域）が、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。



横手市増田伝統的建造物群保存地区

「横手市増田伝統的建造物群保存地区」（以下、保存地区）は、南北約 420m、東西約 350m、面積約 10.6ha の範囲で、現在の町割りはほぼ近世末期の状況を踏襲する。敷地は、通りに沿って間口５～７間、奥行 50～70 間程度の短冊型に割られ、通りに面した店舗兼住宅である主屋の背面に、主屋と連続する鞘付土蔵が接続し、その背後の庭に独立した土蔵や付属屋がつく。敷地の半分以上を占める主屋と鞘付土蔵は、正面から裏口まで直線状に伸びる「通り土間（トオリドマ）」を南側に設け、奥行 50mにも達する長大な内部空間を作り出している。当地では、鞘付土蔵の土蔵部分は「内蔵」、独立した土蔵は「外蔵」と呼ばれる。主屋は主に切妻造妻入、二階建、鉄板葺（かつてはこけら葺）であり、正面に奥行１間ほどの下屋を設ける。屋根の蟇羽を大きく出し、正面妻面に、実際の小屋構造とは関係なく、化粧梁を何段も重ねている。主屋背後に接続する鞘付土蔵は、土蔵とそれを覆う鞘建物からなる。正面と背面に掛子塗の扉を構え、壁は磨き上げられた黒漆喰塗または白漆喰塗とする。開口部の扉及び腰は、当地では「サヤ（鞘）」と呼ばれる組子の意匠を持つ漆塗の木枠で養生される。



横手市増田伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物

主として明治初頭から昭和 30 年（1955）代までに建てられた主屋や、江戸後期から昭和 10 年（1935）までに建てられた土蔵などの建築物 130 件、門や塀、水路の石積護岸などの工作物 12 件が伝統的建造物に、庭、樹木や水路 13 件が環境物件に特定されている。このうち、明治初期建築の佐藤家住宅及び明治 22 年（1889）建築の旧松浦家住宅の２件５棟は国指定（建造物）である。また、市指定（建造物）が９件 14 棟、登録有形文化財（建造物）30 棟が所在する。なお、保存地区を含む周辺の 46.6ha についても、横手市景観計画に基づき景観重点地区に指定される。概ね近世末期の町割りを踏襲しているが、保存地区に比べると敷地や建造物の規模は小さく、住宅建築を主とし鞘付土蔵も減少する。しかし、建造物の主屋などの技術的特性は保存地区に類しており、明治初頭から昭和 30 年（1955）代までに建てられた歴史的建造物も多く残る。


新町の町並み（大雄地域）

このほか市内で把握された伝統的建造物群は、近世の地割形状を踏襲している事例が確認されるのみであり、建造物はほぼ近代以降の建築になる。昭和中期までは茅葺の農家や切妻造妻入で前庇を有する伝統的な形式の町家が町並みを形成していたが、豪雪の影響もあって随時建て替えられている。主として街道に沿って伝統的な町並みが散見され、平鹿地域浅舞地区には店舗兼住宅の町家、大雄地域新町集落や雄物川地域谷地新田集落などには農家の町並みが残る。一方街道沿いにない農村集落には、雄物川地域石塚集落や増田地域小栗山集落などがある。このほか、横手城下にある旧武家地「内町」の一部である羽黒町や上内町は景観重点地区に指定されており、戊辰戦争で建造物は焼失したが、地割は藩政期の様相を残し、切妻造あるいは入母屋造妻入を主とし、入口には唐破風の屋根を持つ玄関を構えた明治期以降に建てられた住宅が随所に残る。前庭の植栽には、杉のほか「横手柿」と通称される柿を植えるところも多い。対して、旧町人地「外町」の一部、大町や四日町でも伝統的建造物が多く残る。

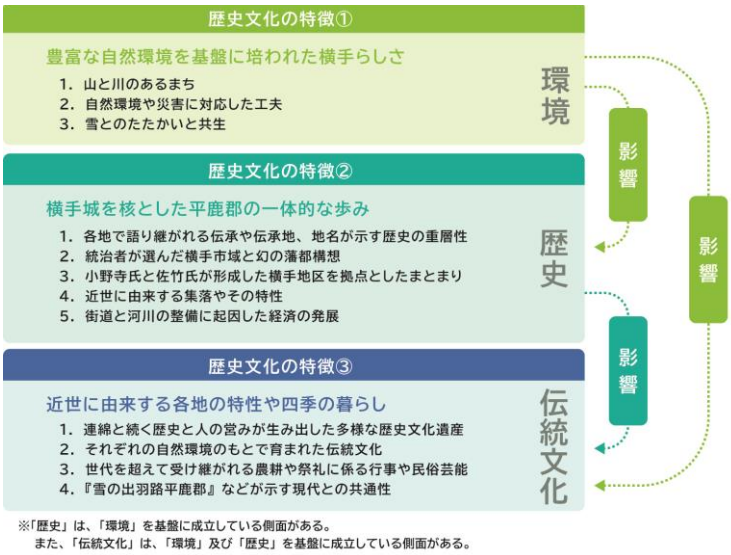
（7）　その他（埋蔵文化財包蔵地）

埋蔵文化財包蔵地は、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地（周知の遺跡）としての取扱いを受けており、平成 20 年３月 31 日現在の周知の遺跡が秋田県遺跡地図（平鹿地区版）によって取りまとめられ、571 か所の遺跡が掲載される。内訳は横手地域 192、増田地域 58、平鹿地域 78、雄物川地域 122、大森地域 43、十文字地域 14、山内地域 54、大雄地域 10 である。開発行為等が生じた場合は、横手市教育委員会が法に基づく対応を実施している。

第３章　横手市の歴史文化の特徴

歴史文化遺産は、本市の歴史文化を理解するうえで欠かせないものである。これまで把握された歴史文化遺産から、本市の歴史文化の特徴を３つに整理した。

こうした整理に基づく歴史文化遺産のイメージから、それぞれ自然的・地理的環境を背景とする「環境」、その環境の下で歴史的・社会的な歩みを背景とした「歴史」、環境や歴史の変遷において人々の営みの中で生み出された「伝統文化」の３つの観点に分類することが出来る。３つの観点のうち、「環境」は「歴史」の基盤となるものであり、「環境」と「歴史」は「伝統文化」の基盤ともなっている。



横手市の歴史文化の特徴

	歴史文化の特徴① 豊富な自然環境を基盤に培われた横手らしさ	歴史文化の特徴② 横手城を核とした平鹿郡の一体的な歩み	歴史文化の特徴③ 近世に由来する各地の特性や四季の暮らし
建造物	民家など ・雪に対応した鞘付土蔵などの建造物 ・住まいの形状や構造の工夫　ほか	社寺、工場など ・小野寺氏や佐竹氏が勧請、寄進した社寺 ・農業倉庫や発電等の産業施設　ほか	神社、民家など ・集落の鎮守社　ほか
美術工芸品	絵画、歴史資料など ・マンガ作品　・文学作品 ・農業書　ほか	彫刻、古文書、考古資料など ・統治者にまつわる資料 ・紀年銘の入った板碑　ほか	考古資料、歴史資料など ・信仰に関わる板碑　・庚申塔、山岳信仰塔 ・「雪の出羽路」ほか
無　形	・各学校の校歌　ほか		・育まれた伝統的な生業　ほか
民　俗	衣食住、生業など ・地方特有の衣類や用具・小正月行事 ・保存食、発酵食文化 ・川漁や適地での作物栽培　ほか	伝承など ・後三年合戦の伝承 ・各地に残る多様な伝承	年中行事、民俗芸能など ・朝市　・集落の多様な行事 ・「講」などの信仰　・方言や食文化 ・風習や各地の民俗芸能　ほか
遺　跡	遺跡 ・古墳時代の北限の古墳の存在	城館跡、伝承地など ・後三年合戦にかかる伝承地 ・小野寺氏などが築城した中世城館の跡 ・鉄道関連施設や鉱山などの産業遺構　ほか	城館跡、墓・碑など ・城館跡などの目に見える遺跡　ほか
名勝地	景勝地、湧泉など ・各地の清水　・眺望地点　ほか	山岳など ・城の築かれた山　ほか	公園など ・行楽の場としての城館跡の再整備　ほか
動物、植物 地質鉱物	動植物など ・域内に生息する希少生物や植物 ・名木　ほか		
文化的景観	・生業を基盤とした建造物や景観	・生業を基盤とした建造物や景観	・生業を基盤とした建造物や景観
伝統的建造物群		・街道沿いや在郷町の町並み	・集落特性や生業を反映した町並み
その他	・地名	・地名	
観　点	環　境	歴　史	伝統文化

歴史文化の特徴に基づく歴史文化遺産のイメージ

横手市の歴史文化の特徴を示す主な出来事

		歴史的背景		交通		生活（日々の暮らしと生業）			文化		工業・製造等	災害等
		政治		陸運	水運	盆地（都市部）	盆地（農村部）	山地（里山・奥山）	信仰・祭礼	文化・娯楽ほか		
原始	旧石器											
	縄文					・河川や清水など、水場の周囲に人が定住			【縄文の祭祀】 ・オホン清水A遺跡　石棒			
	弥生											
	古墳		・ヤマト王権の北進 ・続縄文文化の南下			・日本海側最北の日本海側最北の古墳文化の集落が営まれる			・田久保下遺跡続縄文文化の土坑墓			
古代	飛鳥		・在地集落の形成			・河川沿いの自然堤防に竪穴住居からなる在地集落が形成されていく						
	奈良	【出羽国・雄勝郡・平鹿郡の成立】 712　出羽国設置 759　雄勝・平鹿郡設置、雄勝城の造営	【在地の支配者】 ・古墳群（蝦夷塚古墳群） 【古代城柵の設置】 ・雄勝城の伝承 ・平鹿国府という記述もあり	【古代の道】 ・東山道の沿道であったという伝承がある		【条里制施行の伝承】 ・方格地割			・蝦夷塚古墳群奈良時代の円墳（末期古墳）			
		【律令国家による統治へ】 774-811　陸奥・出羽軍と蝦夷の戦い	・坂上田村麻呂の遠征								【須恵器生産】 ・雄勝城・平鹿郡衙など古代城柵官衙への供給	
	平安	【律令国家の浸透】 878　元慶の乱	・深江弥加止の伝承 864　観音寺が定額寺に （大森地域の観音寺の可能性）		・越後の米を毎年雄勝城に運んだとされ、水運で運ばれたという	・掘立柱建物から成る集落が増加する		・中期以降、山地でも竪穴住居が確認される	【927　延喜式神名帳】 ・波宇志別神社・塩湯彦神社 ・鳥形や形代などの祭祀道具が遺跡で確認		【須恵器・土師器生産】 ・中山丘陵の須恵器生産最盛期 ・ロクロによる土師器生産も導入され、古代城柵官衙遺跡の他、集落へ普及	
		【在地領主の支配と武士の台頭】 1051　前九年合戦 1083　後三年合戦	・河川周辺に館が造られる 【「館」の形成】 ・大鳥井山遺跡 / 金沢柵跡 / 沼柵跡	【古代の道】 ・大鳥井山遺跡と旧羽州街道（秋田城南門に至る）の接続 ・秀衡街道の伝承		【長者伝説】 ・四十八小屋伝承 ・陸運・水運の結節点に清原氏関連の館が形成される			【天台僧の記録】 ・仏教文化の流入 ・仏像 / 八稜鏡 / 円鏡 【経塚の造営】 ・浄土思想の流入	・大鳥井山遺跡での大量の土器出土⇒武士が集い宴会儀礼を行い、身分秩序と合意形成がされていた		
中世	鎌倉	【地頭による地方統治】 ・平賀氏などの統治（塚堀・油河・吉田など各氏の所領）	・手取清水遺跡（塚堀）など平賀氏関連遺跡が河川周辺で確認			・陸運・水運の結節点に平賀氏関連の館が形成される			・館尻遺跡（吉田付近）での木棺墓や層塔（仏塔）	・手取清水遺跡で、将棋の駒が出土		
	室町		【国人領主と城】 山城…金沢城、馬鞍城、樋ノ口城、大森城、山内黒沢館など 平城…平城、増田城、吉田城、沼館城、真壁館など 平山城…横手城など						【経典の奉納】 ・大般若経			
		1359　平賀貞宗、平鹿郡惣領職任命						・高地での山城出現。根小屋（金沢地区）などの麓に城下町が形成される	【修験信仰拡大と神社への別当配置】 ・光明院　獅子頭			
		【小野寺氏の平鹿郡進出】 1520 年代　小野寺氏、平鹿郡へ統治拡大（1400 年代中頃の説もあり）		【街道の基盤整備】 ・城館間を結ぶ間道の整備		・平城・平山城でも国人領主によって、城下町が形成されるようになる			【小野寺氏による社寺への寄進】 ・沼館八幡神社など	・金沢城跡で、闘茶札などが出土		
	安土桃山	1555~70 頃　小野寺氏横手城築城 1590　太閤検地 【統治者の交代】 1601　小野寺氏、石見国へ 【佐竹藩政】 1602　佐竹義宣入部	【横手城築城と城下町の基盤整備】			【集落体系の確立】 ・親郷、寄郷の成立 ・城下町、在郷町、農村集落などの集落特性の確立			【保呂羽山信仰】 ・霜月神楽			1585　戦火で波宇志別神社神官宅類焼
近世	江戸	1603　先竿検地開始 1614　中竿検地開始 1646　後竿検地開始 1683 頃　代官の農村支配	・横手城代の設置 ・横手城を残し平鹿郡内の城が廃城	交通インフラ整備 【街道の整備】 ・羽州街道 ・脇街道（沼館・手倉・小安街道ほか） 文化の伝播	【河川交通の整備】 ・雄物川舟運 ・北前船の物資流入	都市計画 【町割の形成】 ・内町、外町の形成 ・街道を軸とした在郷町の町割	開発 【藩の新田開発】 ・十文字、平鹿、雄物川、大雄地域など ・「□□新田」「□□開」などの地名 【水路網の整備】 ・大宮川、十五野新堰、亀田堰、黒坂堰ほか 1675　山城堰完成	保護 【藩の山林保護】 ・札山制・留山制 ・山菜 ・狩猟（マタギ、野兎ほか） ・木器製造（木地） ・炭焼き ・焼き畑農業	文化振興と庇護 【流入する文化】 ・鹿島信仰、鹿島行事 ・清水の湧く場所を共有地にし、祠を祀った ・清水信仰	【舟運による文化伝播】 ・全国の文化の伝播速度が飛躍的に向上	・醸造業の成立 ・田村根っこの生産	1659　鳥海山噴火 1655　横手城下の半分を焼失（半兵衛火事）
		1795　郡奉行設置 1798　郡方吟味役設置、代官廃止、御役屋設置	・浅舞に御役屋を設置。	1776　真人へぐり開削	・浜蔵の設置	【在郷町の発展】 ・定期市開設（横手、増田、浅舞、今宿、大森など）	・定期市への農作物の出荷		【民間信仰の拡大】 ・民間信仰塔 ・ケダニ地蔵 【佐竹氏による社寺への寄進】 ・金沢八幡宮、沼館八幡宮など	・浅舞で藩主の鷹狩りが幾度も実施される	1720　吉野鉱山開坑 1801 ころ　焼山焼き開窯	1723　成瀬川氾濫 1726　増田大火 1730　横手大火 1732　享保の飢饉 1741　増田大火 1755　宝暦の飢饉 1762　横手大火
		1811　佐竹義和領内巡行 1825　種紙、桑が藩営国産化に 【近代の胎動】 1867　大政奉還 1868　戊辰戦争	1868　横手城落城	1811　猩々の道標　設置	・神輿などの上方からの購入と運搬	江戸後期の生活文化と伝承の記録 【住まいの工夫】 ・「内蔵」の建設	【農家の副業の始まり】 ・養蚕	・藩主に雄物川の松葺献上 【農家の副業の始まり】 ・養蚕、葉タバコ栽培 【保存食の工夫】 ・いぶりがっこ、凍み大根		【地誌の作成】 ・雪の出羽路　執筆 【芸能】 ・岡本新内創作 ・お伊勢参りの流行	・深井焼開窯 ・十文字和紙生産 ・大森染の発展	1784　天明の飢饉 1801　鳥海山噴火 1833　天保の飢饉 1845・1855　横手大火 1867　浅舞大火 1868　戊辰戦争で内町焼失
近代	明治	1871　秋田県誕生 1872　親郷寄郷制廃止 1875　地租改正実施 1878　郡区町村編成法 1881　秋田事件 1888　市制及町村制公布		【交通網の整備】 1882　平和街道整備 1905　奥羽線開通		【町並みの近代化】 ・増田など現在残る商家建築の町並みが形成	【果樹生産の開始】 ・りんご、ぶどう、さくらんぼなど 【葉タバコの専売化】 1898　増田葉煙草専売所		・かまくら行事が現在の形態に	1905　横手公園開園	【産業の近代化】 1887　長坂味噌工場設立 1890　製陶工場設立 1895　増田銀行など各地の銀行がこの頃創業 1910　増田水力電気株式会社送電開始	1894　雄物川河川洪水 1896　陸羽地震 1903　横手町大火
	大正			【交通網の整備】 1918　横荘線開業 1939　沼館橋（木橋）架設 1924　横黒線開通	・衰退 ・橋の架設に伴い渡し場が減少	【市街地拡大】 1919　十文字朝市開設		・山内杜氏		【郷土史研究】 1917　真人公園開園 1919　植木盆栽市	【産業の近代化】 1915　吉乃鉱山隆盛	1913　東北地方大凶作 1914　強首地震
	昭和（戦前）						・この頃に建てられた郷倉が農村部の各地に残る ・養蚕の衰退					1931　東北地方大凶作 1934　東北地方大凶作
現代	昭和			1971　横荘線廃止			出稼ぎ			1945　そよかぜロケ、りんごの唄 1955～　各地の桜まつりなど、なべっこ遠足		1947　雄物川洪水 1965　横手川洪水 1969　横手川氾濫 1973　48 豪雪 1983　日本海中部地震
	平成～	2005　横手市誕生										2004　新潟中越地震 2011　東日本大震災

１．環境　豊富な自然環境を基盤に培われた横手らしさ

市域に広がる多様な立地環境において、山間部や平野部それぞれの自然環境に対応した多様な生業や信仰が育まれ、土地ごとに適応した四季の暮らしが形成されてきた。長年の営みから生み出された知恵や工夫が紡がれ、現代の生活が成立している。これらは、横手が立地する自然環境と共存する歴史の中で育まれた固有の文化でもあり、生み出された有形無形の文化的所産も含め、「横手らしい」特徴となる伝統文化を創出している。

1-1　山と川のあるまち


雄物川と横手盆地、奥羽山脈の山並み

東西を山脈や山地に囲まれる本市は、雄物川とその支流である横手川や皆瀬川などが流れ、流域に沿って河川を基軸とした連続性をもち、流域ごとに一定のまとまりをもっている。河川は長い歴史の中でその流路を絶えず変化させ氾濫平野を生み出し、穀倉地帯を形成した。旧流路が形成した自然堤防（微高地）上には湧泉等が多くみられ、特に平鹿地域などでは豊富である。

平野部は、東の奥羽山脈との標高差がおよそ 1000m、西側の出羽山地との標高差はおよそ 400mに及び、豊富な生態系と多様な自然環境を育み、冬になると最深積雪が 140cm を超える国内有数の豪雪地帯となっている。こうした雄大かつ厳峻（げんしゅん）な自然は、横手を特徴づけるものとして市内各学校の校歌などに取り上げられたほか、たびたび文学作品やマンガなどの舞台に取り上げられている。

1-2　自然環境や災害に対応した工夫


りんご栽培（増田地域）


タバコ栽培（山内地域）


防風対策でもある屋敷林
（雄物川地域）

当地方の人々は、地形及び気候などの環境要因に対応した営みの中で工夫を重ね、多様な生業や習俗を育んできた。近世以降には、河川流域では「鰍（かじか）漁」「鮎（あゆ）はね漁」「ためっこ漁」など時季によって異なる「川漁」が盛んに行われ、山間部や平野部では「葉タバコ」や「いものこ」「にんにく」などの気候や地形に適した農作物も栽培されたほか、「養蚕（ようさん）」も盛んに営まれた。さらに明治初頭からは河岸段丘や扇状地等で果樹栽培が始まり、ぶどうやりんご、さくらんぼの栽培がそれぞれの適地で盛んになるなど、新しい文化や技術を次々と導入して、改良を重ねてきた。なお、近世の『羽陽秋北水土録（うようしゅうほくすいどろく）』、近代には『適産調（てきさんしらべ）』など農業等に関する様々な資料も残されている。

本市域では戊辰戦争（1868）などの戦乱のほか、大火や地震、水害など、度々災害に見舞われてきた。さらには毎年の降雪の影響もあって、現存する近世以前の建造物をはじめとした有形資料は少なく、町並みも戦後に建てられた建造物を主体とするものが多い。こうした災害等からの復旧により新しい技術も導入され、災害に強いまちづくりが行われてきている。また、「鳥海おろし」とも呼ばれる鳥海山から吹き下ろす冷たく乾いた風をしのぐため、雄物川地域などでは、敷地西側に防風のための植林を連続して設けるなどの長年の工夫から施された防災対策もみられる。なお、こうした風を利用して餅を干し、非常食にもなる「干し餅」の生産も盛んになった。

1-3　雪とのたたかいと共生


横手の豪雪

当地方は冬がすべての生活体系を左右してきたとも言え、雪との共存の歴史でもある。この中で、日々の生活様式や住まい、道具、装いばかりでなく「かまくら」などの

行事や習俗においても雪に対応した工夫がなされ、多様な発展を遂げた。冬場の農閑期には「ツル細工」や「縄ない」、「ワラ細工」などの生業が営まれ、技術も磨きあげられたほか、酒蔵などへの出稼ぎも行われた。一方で、気候の影響で収穫時期が左右される食料事情からは、「いぶりがっこ」や「なた漬け」、「凍み大根」、「干し餅」などの保存性を考慮した食文化が生み出された。日々の暮らしに限らず住まいにも、「内蔵」と呼ばれる鞘付土蔵などの豪雪に対応した構造の建造物が生み出されたほか、建物形状や間取りにも環境に適応した工夫がなされている。



昭和期のいぶりがっこ生産。かつては屋内で大根を燻していた。（山内地域）

2．歴史　横手城を核とした平鹿郡の一体的な歩み

本市域は、多少の変容はあるものの、古代から現在まで「平鹿郡」という一体的なまとまりの中で存在してきた。中世以前の資料は乏しく解明されていない部分も多いが、中世末期に小野寺氏が横手城を築き、本拠に定めたことが現在につながる契機となった。横手城を中心に骨格が整えられた横手地区を中心とした本市域のまとまりは、近代になって産業の振興に伴う鉄道や道路網などの整備も相まって一体的な歩みを続け、構築された様々な仕組みが現代につながる基盤となっている。

2-1　各地で語り継がれる伝承や伝承地、地名が示す歴史の重層性

本市域には多数の伝承や伝承地がある。山に川に、沼に樹木にと多様であるほか、後三年合戦などの特に奈良時代から安土桃山時代にかけての古代･中世における歴史的事象にまつわる豊富な伝承や伝承地がみられる。古くは山内地域や横手地域に伝わる「とりのうみ伝承」とも呼ばれる明永・明保長者による「開拓伝承」もあるほか、生活の上での知識にまつわる民話など、多様である。伝承や伝承地は、長く口頭伝承を主体として受け継がれており、真偽が定かでないものも多いが、本市域における歴史の蓄積の中から生じた様々な出来事が、世代を超えて受け継がれてきたことを物語っている。このほか、現代生活が歴史という時間軸によって過去から連綿と続いていることを示すものに地名がある。地名は土地がたどった古い記憶を現在に伝えるものであり、市内には人名・動物名・土地の形質・伝説など多様な種類があり、大字や小字となっているものも多い。こうした伝承や伝承地、地名の豊富さが、世代を超えて受け継がれてきた本市域の歴史の重層性を補完している。



後三年合戦の武将を祀る景政功名塚。一帯は「権五郎塚」の小字が付く。（横手地域）



「おしどり」伝承の残る赤沼跡（大雄地域）

2-2　統治者が選んだ横手市域と幻の藩都構想

奈良時代に造営された雄勝城は、近年の発掘調査から雄物川地域に所在した可能性も高まってきたほか、平安時代の大鳥井山遺跡から江戸時代の横手城に至る古代から近世にかけての時代の変遷において、本市域はこの地方一帯を治める統治者の拠点として選ばれる要衝地帯であった。

鎌倉時代は、平鹿郡地頭であった平賀氏が治め、室町時代後期には、本市域に進出した雄勝郡地頭の小野寺氏や岩手県や青森県に本拠を持つ南部氏が、平鹿郡域に進出するようになる。雄物川地域の「沼館城」を本拠とした期間もあるが、小野寺輝道（1534-1597）によって「横手城」が築城された安土桃山時代以降は、横手地区がこの地域の中心として機能し、現代に継続している。佐竹氏が常陸国から出羽国北半（現在の秋田県



沼館城跡（沼柵伝承地）（雄物川地域）

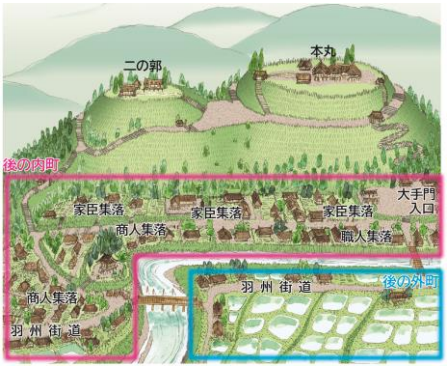


横手城跡（横手地域）

域）に国替えになった際、当地に入った先代当主佐竹義重（よししげ）が横手を藩都とするように息子の義宣（よしのぶ）に進言したという。義宣は最終的に現在の秋田市を拠点としたが、こうした逸話も横手が歴史的に要衝地帯であったことを物語っている。

2-3　小野寺氏と佐竹氏が形成した横手地区を拠点としたまとまり

小野寺輝道（1534-1597）によって横手城が築城された安土桃山時代以降は、横手地区がこの地域の中心として機能した。江戸時代になると横手城には城代が置かれ、当時の都市計画の下で、横手川の流路を変え、武家の住む「内町（うちまち）」を拡張し、羽州街道に沿って町人町としての「外町（とまち）」を作り、横手川を横断する蛇（じゃ）の崎（さき）橋を内町と外町の結節点とした。小野寺氏が整備した道を基盤に、平鹿郡一帯に各地を結ぶ脇街道などが整備されたほか、生産環境整備のため水路や堰の整備も行われた。城と城下のある横手地区は政治、文化、経済の中心地となり、戦国の世が終わり平鹿郡全体の農村部人口も大きく増加していく中で、必然的に横手平鹿地方最大の都市となった。これを基盤として現在の横手市のまとまりが構築されている。



小野寺氏時代の横手城のイメージ
（『横手の歴史』より転載加筆）

2-4　近世に由来する集落やその特性

近世になって中世小野寺氏の時代に城下であった村は交通結節点にあたっていたこともあり、在郷化して商業が発展した。これらは微高地上に位置する場合が多く、古代からの遺跡が多い場所でもある。また、平和な時代となり人口も増加し、藩の奨励の下で多くの新田開発が行われた。新たに水路も開削されて市の南部や雄物川流域などが開拓され、これに伴い「開」「新田」や人名などの入った新しい集落が誕生した。このように当地方では、近世までに整った親郷・寄郷制度の下で成立した集落体系が基盤となっており、城下町・在郷町・農山村集落などの集落特性や地名も含め、その骨格を現在も踏襲する。多くの集落は近世までに成立した地割が残り、街道沿いや在郷町を中心に明治から昭和 30 年代までに建てられた建造物群が軒を連ねる町並みが散見される。


江戸時代の新田開発で開拓された水田と集落。一帯は開拓者でもある「太郎四郎」の小字が付く。（十文字地域）

2-5　街道と河川の整備に起因した経済の発展

大規模な物資輸送には古代から雄物川を利用した舟運が利用されていたとされ、人の移動は陸路が主であった。輸送インフラは時代を下るにしたがって充実し、江戸時代になって、陸路は街道として整備された一方、河川には河港などが築かれた。これにより、人や物資の移動が円滑になり、在郷町を中心とした経済活動も活発化するとともに、各地の地理地形等の条件を活かした産業も勃興していった。こうした時流は近代になってさらに活発化し、奥羽線や横黒線（おうこく）、横荘線（おうしょう）などの鉄道の敷設や道路網の改修など、各地で鉱山や発電、紡績、酒造、林業などの産業の隆盛に伴う輸送インフラの整備へとつながっていった。


落合河港跡（横手地域）

3．伝統文化　近世に由来する各地の特性や四季の暮らし

本市では、江戸時代の集落体系の成立によって発展してきたとみられる、集落や神社などを基本単位とする伝統行事や信仰が、現在も継続している。集落などの社会共同体では、祭礼や年中行事、生業に関する作業を共同で行うことによって地域コミュニティが醸成され、世代間交流も行われた。また、街道の結節点に位置する集落の一部では、

現在も定期市が開かれるなど在郷町としての機能を有し、農山村集落では背後に抱える沃野や山林を活かした生産活動が行われる。こうした集落特性も、土地土地に応じて形成された四季の暮らしにおける多様な要素とともに、近世までにその骨格が成立したものであり、『雪の出羽路』などの古記録がこれらを裏付ける。

3-1　連綿と続く歴史と人の営みが生み出した多様な歴史文化遺産

歴史文化遺産は各地域に満遍なく分布する。一様ではないが、大きくは市域の北部及び西部は、後三年合戦をはじめ古代から中世にかけての歴史的事象が豊富に伝わり、これに関連した「蝦夷塚古墳群」、「波宇志別神社」、「金沢柵（推定地）」や「沼柵（推定地）」などの歴史文化遺産が多くみられる。一方で、江戸時代に新田開発が行われた地域の周辺も含む市域の中央部や南部は、「吉田城」のほか羽州街道を中心に「横手城」、「横手市増田伝統的建造物群保存地区」など中世末から近代にかけての歴史文化遺産が多くみられる。また、近世まで国境に面し、番所も置かれていた山内地域や雄物川地域、大森地域の一部には、隣国の影響を受けたとも想起される行事や風習・習俗が継承される。いずれも長い歴史の中で人々の営みから生み出されたものであり、各時代の人々の考え方や社会的背景も反映された多様かつ特徴的な歴史文化遺産が広く分布している。


吉田城跡（平鹿地域）

3-2　それぞれの自然環境のもとで育まれた伝統文化

本市域は広く、平野部もあれば山間部もあり、川沿いの集落もあれば山中の集落もあり一律ではない。自然環境、生活環境は多様かつ豊富であるが、こうした中でそれぞれの状況に応じた生活の利便性を追求し、適応させてきた。この過程でこの地方固有の言葉（方言）や食、祭礼などハレの日における行事や芸能が育まれた。四季の暮らしのサイクルが整い、日常生活における文化が育まれ、他地方の文化も伝播し、互いに影響し融合しながら地域特有の文化が形成され、伝統として現代生活へと根付くようになった。近世以来、こうした文化の伝播に寄与したものの一つに「朝市」（定期市）があり、各地の在郷町に近隣農村から旬の産物が持ち寄られ販売された。生産者が消費者に直接販売する朝市で主体となるのは「会話」であり、様々な情報も交換され、文化の伝播の一役を担った。朝市は現在も各地で開催されている。


朝市（増田地域）

3-3　世代を超えて受け継がれる農耕や祭礼に係る行事や民俗芸能

本市域では、集落行事や祭礼、年中行事の実施、或いは堰普請などの農作業を共同で行うことで、地域コミュニティが育まれて来た。「庚申」や「二十三夜」などの「講」についても同様で、集落入口や神社境内には、共同で建立された民間信仰にまつわる石造物が残されている。地域のまとまりにおいては、準備から道具の製作、実施に至るまでがその地域で完結されており、氏子や集落民などの社会的共同体において共同作業で行われた。こうした活動の中で育まれた地域コミュニティは、世代を超えて技やしきたりを継承する礎となり、やがてはその集落の「らしさ」も形成しながら現在に至っている。こうしたまとまりは、近世に成立した共同体組織において生じてきたとも考えられ、市内の祭礼や民俗芸能には、江戸時代に起源をもつと伝えられるものが多くあり、こうした社会共同体における活動の一環として始まったことも想定される。


鹿島様のお召し替え行事
（山内地域）

3-4　『雪の出羽路 平鹿郡』などが示す現代との共通性

菅江真澄（1754-1829）の『雪の出羽路　平鹿郡』は、現在の市域の大半が収載された江戸時代の地誌である。市内においては、金沢地区が掲載された『月の出羽路　仙北郡』、西成瀬地区や狙半内地区が掲載された『雪の出羽路

雄勝郡』[2]と合わせ、市内全域における近世後期の様子がつぶさに伝えられている。これらは、文政年間（1818-1830）に秋田藩に提出されたもので、『雪の出羽路　平鹿郡』は、文政７年（1824）８月から同９年（1826）５月にわたって現地調査を行った際の記録であり、以後亡くなる文政 12 年（1829）までの間に仕上げられた。地名や集落の構成、ランドマークとなる樹木、城跡や湧泉のほか、伝承や歴史など、当時の社会や風俗慣習などが絵画描写も交えて多く記録されており、往時の景観を知るための重要な資料となっている。ここでスケッチと共に取り上げられた歴史文化遺産には、現在もそのまま同じ場所に残るものも多くあり、『雪の出羽路』などの資料は、近世から現代へと継続して歩む当地の歴史を繋ぐ架け橋としての役割も果たしている。



増田城跡
『雪の出羽路 平鹿郡 10（写本）』（秋田県立博物館 所蔵）より

参考　横手の歴史文化を生み出した横手の立地



[2] 西成瀬地区の掲載された『雪の出羽路　雄勝郡』は自筆本が存在せず、後年写本から製作されたものが資料として残る。

第４章　横手市の地域遺産（関連文化財群）

本市の歴史文化の特徴を踏まえ、あらためて本市の歴史文化遺産を俯瞰（ふかん）してみると、複数の歴史文化遺産が相互に歴史的関連性を持つなどの多面的な価値を有していることが分かる。こうした相互に関連する「歴史文化遺産のまとまり」は、総体として本市の歴史文化を体現している。このため、「地域特性」を表すストーリーとこれに沿った歴史文化遺産のまとまりをもって、地域に根付く伝統や魅力を語る「地域遺産」を設定し、歴史文化遺産の多面的な価値を引き出したうえで、相互に関連する歴史文化遺産のまとまりについて一体的な活用を図る。地域遺産は、地域特性を視覚的に示す広がりでもあり、地域特性は「地域らしさ」とも換言され、各地で根付き育まれた各地固有の歴史文化でもある。なお、地域遺産は「指針」に基づく設定であるが、本計画では「関連文化財群」を「地域遺産」と読み替えており、その対象を「地域特性」を表すものに限定している。「地域特性」以外の要素も含んだ多様な歴史文化遺産のまとまりの価値付けについては新たな認定制度の創設も視野に入れた検討を、措置において位置付ける。

１．地域遺産の概要と設定の考え方

地域遺産は、複数の歴史文化遺産をまとまりとして価値付けるものであり、「テーマ」によって相互に関連性のある複数の歴史文化遺産を、類型の枠を超えて一体的に活用しようとするものである。

（1）　地域遺産の概要

地域遺産は、地域に根付く伝統や魅力を語るテーマである。地域固有の歴史文化である「地域特性」を表すストーリーと、これに沿った未指定も含む歴史文化遺産のまとまりで構成する。



地域遺産の構成とイメージ

（2）　設定の考え方

地域特性に沿った歴史文化遺産が広域的に広がることで、本市の歴史文化の特徴を顕著に示していることを前提に、下記に示す地域遺産の基本的な方向性に基づき、郷土を知るために必要と判断され、且つ従来から実施している学校教育や社会教育、地域振興等の取組みとの連動が図られるものを設定した。また、関連計画である「横手市歴史的風致維持向上計画」に基づく本市の歴史的風致の要素も加味した設定を行っている（第５章４．参照）。

●地域遺産の保存・活用に関する基本的な方向性

地域遺産を構成する主要な歴史文化遺産の調査や修理を進め、積極的な周知・発信を行うとともに、まちあるきや広域連携など「地域を知る学びの教材」としての活用を図り、郷土への理解を深める。

２．横手市の地域遺産

本市の地域遺産は、以下の６件を設定した。

歴史文化の特徴		地域遺産の名称	
1	横手城を核とした平鹿郡の一体的な歩み	（1）	市域北部及び西部に息づく古代の足跡
		（2）	中世城館を基盤とした地域拠点の成立とまちづくり
		（3）	雄物川流域の河川交通の整備と多様な文化の流入
2	近世に由来する各地の特性や四季の暮らし	（4）	横手盆地を取り囲む信仰の山々
		（5）	豪雪地帯の暮らしと食文化
		（6）	近世由来の伝統文化とコミュニティ

※「歴史文化の特徴」のうち、「豊富な自然環境を基盤に培われた横手らしさ」については、すべての地域遺産に共通する。

横手市の地域遺産

横手市の歴史文化の特徴と地域遺産

		歴史的背景		交通		生活（日々の暮らしと生業）			文化		工業・製造等	災害等
		政治		陸運	水運	盆地（都市部）	盆地（農村部）	山地（里山・奥山）	信仰・祭礼	文化・娯楽ほか		
原始	旧石器											
	縄文					・河川や清水など、水場の周囲に人が定住			【縄文の祭祀】 ・オホン清水A遺跡　石棒			
	弥生											
	古墳		・ヤマト王権の北進 ・続縄文文化の南下			・日本海側最北の日本海側最北の古墳文化の集落が営まれる			・田久保下遺跡続縄文文化の土坑墓			
古代	飛鳥	市域北部及び西部に息づく古代の足跡	・在地集落の形成			・河川沿いの自然堤防に竪穴住居からなる在地集落が形成されていく						
	奈良	【出羽国・雄勝郡・平鹿郡の成立】 712　出羽国設置 759　雄勝・平鹿郡設置、雄勝城の造営	【在地の支配者】 ・古墳群（蝦夷塚古墳群） 【古代城柵の設置】 ・雄勝城の伝承 ・平鹿国府という記述もあり	【古代の道】 ・東山道の沿道であったという伝承がある		【条里制施行の伝承】 ・方格地割			・蝦夷塚古墳群奈良時代の円墳（末期古墳）			
		【律令国家による統治へ】 774-811　陸奥・出羽軍と蝦夷の戦い	・坂上田村麻呂の遠征					横手盆地を取り囲む信仰の山々			【須恵器生産】 ・雄勝城・平鹿郡衙など古代城柵官衙への供給	
	平安	【律令国家の浸透】 878　元慶の乱	・深江弥加止の伝承 864　観音寺が定額寺に （大森地域の観音寺の可能性）		・越後の米を毎年雄勝城に運んだとされ、水運で運ばれたという	・掘立柱建物から成る集落が増加する		・中期以降、山地でも竪穴住居が確認される	【927　延喜式神名帳】 ・波宇志別神社・塩湯彦神社 ・鳥形や形代などの祭祀道具が遺跡で確認		【須恵器・土師器生産】 ・中山丘陵の須恵器生産最盛期 ・ロクロによる土師器生産も導入され、古代城柵官衙遺跡の他、集落へ普及	
		【在地領主の支配と武士の台頭】 1051　前九年合戦 1083　後三年合戦	・河川周辺に館が造られる 【「館」の形成】 ・大鳥井山遺跡 / 金沢柵跡 / 沼柵跡	【古代の道】 ・大鳥井山遺跡と旧羽州街道（秋田城南門に至る）の接続 ・秀衡街道の伝承		【長者伝説】 ・四十八小屋伝承 ・陸運・水運の結節点に清原氏関連の館が形成される			【天台僧の記録】 ・仏教文化の流入 ・仏像 / 八稜鏡 / 円鏡 【経塚の造営】 ・浄土思想の流入	・大鳥井山遺跡での大量の土器出土⇒武士が集い宴会儀礼を行い、身分秩序と合意形成がされていた		
中世	鎌倉	【地頭による地方統治】 ・平賀氏などの統治（塚堀・油河・吉田など各氏の所領）	・手取清水遺跡（塚堀）など平賀氏関連遺跡が河川周辺で確認		中世城館を基盤とした地域拠点の成立とまちづくり	・陸運・水運の結節点に平賀氏関連の館が形成される			・館尻遺跡（吉田付近）での木棺墓や層塔（仏塔）	・手取清水遺跡で、将棋の駒が出土		
	室町	1359　平賀貞宗、平鹿郡惣領職任命	【国人領主と城】 山城…金沢城、馬鞍城、樋ノ口城、大森城、山内黒沢館など 平城…平城、増田城、吉田城、沼館城、真壁館など 平山城…横手城など					・高地での山城出現。根小屋（金沢地区）などの麓に城下町が形成される	【経典の奉納】 ・大般若経			
		【小野寺氏の平鹿郡進出】 1520 年代　小野寺氏、平鹿郡へ統治拡大（1400 年代中頃の説もあり）		【街道の基盤整備】 ・城館間を結ぶ間道の整備		・平城・平山城でも国人領主によって、城下町が形成されるようになる			【修験信仰拡大と神社への別当配置】 ・光明院　獅子頭 【小野寺氏による社寺への寄進】 ・沼館八幡神社など	・金沢城跡で、闘茶札などが出土		
	安土桃山	1555~70 頃　小野寺氏横手城築城 1590　太閤検地 【統治者の交代】 1601　小野寺氏、石見国へ 【佐竹藩政】 1602　佐竹義宣入部	【横手城築城と城下町の基盤整備】			【集落体系の確立】 ・親郷、寄郷の成立 ・城下町、在郷町、農村集落などの集落特性の確立			【保呂羽山信仰】 ・霜月神楽			1585　戦火で波宇志別神社神官宅類焼
近世	江戸	1603　先竿検地開始 1614　中竿検地開始 1646　後竿検地開始 1683 頃　代官の農村支配	・横手城代の設置 ・横手城を残し平鹿郡内の城が廃城	交通インフラ整備 【街道の整備】 ・羽州街道 ・脇街道（沼館・手倉・小安街道ほか） 文化の伝播	【河川交通の整備】 ・雄物川舟運 ・北前船の物資流入	都市計画 【町割の形成】 ・内町、外町の形成 ・街道を軸とした在郷町の町割	開発 【藩の新田開発】 ・十文字、平鹿、雄物川、大雄地域など ・「□□新田」「□□開」などの地名 【水路網の整備】 ・大宮川、十五野新堰、亀田堰、黒坂堰ほか 1675　山城堰完成	保護 【藩の山林保護】 ・札山制・留山制 ・山菜 ・狩猟（マタギ、野兎ほか） ・木器製造（木地） ・炭焼き ・焼き畑農業	文化振興と庇護 【流入する文化】 ・鹿島信仰、鹿島行事 ・清水の湧く場所を共有地にし、祠を祀った ・清水信仰	近世由来の伝統文化とコミュニティ 【舟運による文化伝播】 ・全国の文化の伝播速度が飛躍的に向上	・醸造業の成立 ・田村根っこの生産	1659　鳥海山噴火 1655　横手城下の半分を焼失（半兵衛火事）
		1795　郡奉行設置 1798　郡方吟味役設置、代官廃止、御役屋設置	・浅舞に御役屋を設置。	1776　真人へぐり開削	・浜蔵の設置	【在郷町の発展】 ・定期市開設（横手、増田、浅舞、今宿、大森など）	・定期市への農作物の出荷		【民間信仰の拡大】 ・民間信仰塔 ・ケダニ地蔵 【佐竹氏による社寺への寄進】 ・金沢八幡宮、沼館八幡宮など	・浅舞で藩主の鷹狩りが幾度も実施される	1720　吉野鉱山開坑 1801 ころ　焼山焼き開窯	1723　成瀬川氾濫 1726　増田大火 1730　横手大火 1732　享保の飢饉 1741　増田大火 1755　宝暦の飢饉 1762　横手大火 1784　天明の飢饉 1801　鳥海山噴火 1833　天保の飢饉 1845・1855　横手大火 1867　浅舞大火 1868　戊辰戦争で内町焼失
		1811　佐竹義和領内巡行 1825　種紙、桑が藩営国産化に 【近代の胎動】 1867　大政奉還 1868　戊辰戦争	1868　横手城落城	江戸後期の生活文化と伝承の記録 1811　猩々の道標　設置	・神輿などの上方からの購入と運搬	【住まいの工夫】 ・「内蔵」の建設	【農家の副業の始まり】 ・養蚕	・藩主に雄物川の松茸献上 【農家の副業の始まり】 ・養蚕、葉タバコ栽培 【保存食の工夫】 ・いぶりがっこ、凍み大根		【地誌の作成】 ・雪の出羽路　執筆 【芸能】 ・岡本新内創作 ・お伊勢参りの流行	・深井焼開窯 ・十文字和紙生産 ・大森染の発展	
近代	明治	1871　秋田県誕生 1872　親郷寄郷制廃止 1875　地租改正実施 1878　郡区町村編成法 1881　秋田事件 1888　市制及町村制公布		【交通網の整備】 1882　平和街道整備 1905　奥羽線開通		【町並みの近代化】 ・増田など現在残る商家建築の町並みが形成	【果樹生産の開始】 ・りんご、ぶどう、さくらんぼなど 【葉タバコの専売化】 1898　増田葉煙草専売所		・かまくら行事が現在の形態に	1905　横手公園開園	【産業の近代化】 1887　長坂味噌工場設立 1890　製陶工場設立 1895　増田銀行など各地の銀行がこの頃誕生 1910　増田水力電気株式会社送電開始	1894　雄物川河川洪水 1896　陸羽地震 1903　横手町大火
	大正			【交通網の整備】 1918　横荘線開業 1939　沼館橋（木橋）架設 1924　横黒線開通	・衰退 ・橋の架設に伴い渡し場が減少 雄物川流域の河川交通の整備と多様な文化の流入	【市街地拡大】 1919　十文字朝市開設		・山内杜氏		【郷土史研究】 1917　真人公園開園 1919　植木盆栽市	【産業の近代化】 1915　吉乃鉱山隆盛	1913　東北地方大凶作 1914　強首地震
	昭和（戦前）						・この頃に建てられた郷倉が農村部の各地に残る ・養蚕の衰退					1931　東北地方大凶作 1934　東北地方大凶作
現代	昭和			1971　横荘線廃止		出稼ぎ		豪雪地帯の暮らしと食文化		1945　そよかぜロケ、りんごの唄 1955~　各地の桜まつりなど、なべっこ遠足		1947　雄物川洪水 1965　横手川洪水 1969　横手川氾濫 1973　48 豪雪 1983　日本海中部地震
	平成~	2005　横手市誕生										2004　新潟中越地震 2011　東日本大震災

地域遺産①　市域北部及び西部に息づく古代の足跡（表３）

地域遺産の名称

市域北部及び西部に息づく古代の足跡

地域遺産の概要

市域北部及び西部に広がる古代の足跡

市域の北部及び西部は、四十八小屋伝承もある小屋のつく地名が豊富に残るなど、古くから開拓が行われていたとみられる一帯である。雄物川という交通や生産に供する重要資源と、立地的に出羽山地を挟んだ西側との国境地帯であったことも影響してか、古代から中世において度々歴史の舞台となり、奈良時代の雄勝城や平安時代初期の坂上田村麻呂に関するものなど特に後三年合戦以前の古代史に係る伝承や伝承地が多く残る。また、『延喜式神名帳』（927）に記された県内３社のうち、市内には西に保呂羽山「波宇志別神社」、東に御嶽山「塩湯彦神社」の２社があり、中でも波宇志別神社は奈良時代から現代まで廃絶することなく存続するなど多様な歴史文化遺産が所在しており、中世末期に横手城が核となる以前の主体をなす一帯であった。

後三年合戦と横手

後に武家が統治する要因となった戦いの一つである後三年合戦（1083-1087）は、横手市周辺部で行われたとされる。市内には山内地域・横手地域・雄物川地域・大森地域を中心に、全市域にわたり後三年合戦にまつわる伝承や伝承地が所在している。主戦場となった沼柵や金沢柵周辺部には特に様々な伝承地が残り、貴船神社などの合戦に関連して勧請されたと伝わる社寺や、田楽灯篭行事などの合戦前後の出来事に由来すると伝わる行事などが今に伝わる。また、関連する史跡として、『陸奥話記』で「大鳥山」と伝えられてきた大鳥井山遺跡は学術的な裏付けがなされ、平泉地方（岩手県）との柵の構造や出土資料の共通性から、当時の交流も示唆された。合戦の伝承は、市の中央から北側にかけて広く分布している。

雄物川地域周辺の古代

この一帯に残るのは後三年合戦に関連するものばかりではない。その前代にあたる奈良時代の天平宝字３年(759)に造営された古代城柵官衙（役所）である雄勝城は、近年の発掘調査の成果から、雄物川地域の里見地区周辺に所在した可能性が高まってきている。周辺には蝦夷塚古墳群（８世紀）があり、権力者が埋葬されたことを示す玉類が出土している。こうしたことから、雄物川の舟運ばかりでなく、古代の街道が整備され、比較的早期から開拓されていたことも想起される。平鹿地域の一本杉遺跡（記録保存後、削平）は、秋田県内で初めて確認された５世紀の集落跡で、北陸地方の影響がみられる住居や、畿内で制作されたとみられる須恵器が出土しており、当時から他国との交流があり、その文化も流入していたことを裏付ける。このほか、元慶の乱（878）で活躍した深江弥加止にも関連するとされる正倉（倉庫）跡が町屋敷遺跡（雄物川地域・調査後、盛土対応）で発見されるなど、近年になって、古代史を解明する手掛かりとなる発見も相次いでいる。

古代史を紐解く郷土史家と埋蔵文化財調査

当地方の古代以前の歴史は、記録や資料が少なく、史実的に解明されていない部分も多い。そのためか、多くの口頭伝承を生み、北部及び西部一帯に広がる後三年合戦に係る伝承地や歴史文化遺産とともに様々な物語が世代を超えて紡がれてきた。後三年合戦をはじめとする古代の歴史の解明は、当地の人々にとって古くから関心の対象であり、これに伴う研究も進み、多くの研究者や郷土史家を輩出してきたほか、この伝承を伝える住民活動も近年は盛んに行われている。こうした古代史の解明の主体は埋蔵文化財調査であり、現在も点を線で結び、歴史文化遺産群を面でとらえ古代史を紐解く作業が行われている。

主な構成歴史文化遺産一覧

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
1	祇薗寺	建造物	寺院	曹洞宗。金沢柵の鬼門に位置し、金沢柵の守護寺とされる。真言宗の鬼門鎮護祈願寺だった。戦国時代に廃寺となったが曹洞宗に改宗して再興。本堂は安政2年(1855)の建築とされる。	未
2	蔵光院	建造物	寺院	真言宗御室派。中世沼館城の本丸跡で、沼柵と伝わる場所に所在する。大永年間(1521-28)ころ小野寺稙道が雄勝郡鵜ノ巣から沼館城内に遷した。山門は明治 43 年(1910)、本堂は昭和 14 年(1939)の建築とされる。	未
3	金澤八幡宮	建造物	神社	金沢城跡に所在。寛治7年(1093)に源義家が清原清衡(平泉藤原氏の祖)に命じて金沢柵跡の頂上へ京都石清水八幡宮の神霊を勧請し、出羽国鎮護として祀ったのが始まりと伝わる。本殿は大正 7 年(1918)の建築。	未
4	兜八幡神社(兜石・兜杉)	建造物	神社	源義家と源義光を祀った神社。源義家が凱旋の折に兜を埋めて、石を置いたとされる場所にあり、その石は「兜石」と呼ばれる。神社脇には「兜杉」と呼ばれる大杉があったが失火により焼失し、巨大な根株が残る。	未
5	塩湯彦神社	建造物	神社	御嶽山山頂に位置する。『延喜式神名帳』(延長５年・927)に掲載される式内社で中世以降断絶していたが、正徳4年(1714)再興。昭和 57 年(1982)社殿を建立。	未
6	神明社（杉沢）	建造物	神社	杉沢神明社とも呼ばれる。寛治年間(1087-1094)に源義家が清原武衡・家衡を攻略した際、三嶽森に陣取り、天照皇大神を拝し追討祈願したとされ、その陣跡に神社を建立したと伝わる。享保 15 年(1730)現在地に移転。	未
7	貴船神社	建造物	神社	源義家の弟義光が進軍の際、横手川の水勢が激しく軍を進めることができず、京都貴船神社の御神符を現在の場所に納め祈願したところ水が引いたため、後に貴船神社を建立したとされる。本殿は弘化 4 年(1847)の建築。	市
8	兜台神社（阿気八幡神社）	建造物	神社	坂上田村麻呂が戦勝報告と神助の礼として自らの兜を埋め、社を建てたとの伝承があり勝軍山兜台神社とも呼ばれる。後世、源頼義・義家親子が鐙を奉納したことから「鐙八幡」と呼ばれるようになった。	未
9	波宇志別神社　仁王門	建造物	神社	波宇志別神社の東側の入口にあたり、ここから神社の神域となる。宝永3年(1706)には、屋根などの修理が行われた。元和5年(1619)の建築とされる。	市
10	波宇志別神社神楽殿	建造物	神社	秋田県内現存最古の建造物。以前は「弥勒堂」「本宮」とも呼ばれた。本殿とならび重要な建物である。現在、霜月神楽は里宮で舞われるが、5月8日(旧暦4月8日)の例祭では、神楽殿において神楽が奉納される。	国
11	波宇志別神社（本殿）	建造物	神社	保呂羽山山頂に位置する。正式名は「保呂羽山波宇志別神社」。『延喜式神名帳』(延長５年・927)に掲載される式内社で、北東北で唯一現在まで絶えることなく存続している。明治 24 年(1891)の建築。	未
12	八幡神社（矢神）	建造物	神社	永延2年(988)に京都の男山八幡宮の分霊を勧請創建。延久年間(1069-74)に源義家が社殿を造営。矢神八幡宮とも。本殿は近世の建築とされる。	未
13	沼館八幡神社	建造物	神社	本殿が市指定文化財。明治９年（1876）に類焼し、久保田城内の文化年間（1804-18）建築の稲荷神社社殿を購入し明治 12 年（1879）に移築した。拝殿、幣殿も同時期の建築とされる。神輿渡御及び道中獅子は市指定。	市
14	木戸五郎兵衛稲荷神社	建造物	神社	五郎兵衛稲荷神社とも。沼柵の城戸跡に建つとされ、この地の開拓にあたり宝暦年間(1751-64)に社殿が建立されたという。現在の社殿は大正8年(1919)の建築。	未
15	首塚神社	建造物	神社	源義家が、後三年合戦後に敵味方の戦死者の首を埋め、祠を建てたのが起源とされる。このほか、坂上田村麻呂が埋葬した首塚、深江弥加止の墓など諸説ある。	未
16	八幡神社（三嶋）	建造物	神社	延暦 21 年(802)、坂上田村麻呂が伊豆三嶋大神を勧請し、七田を奉納したのが始まりとされる。治暦３年(1067)に社殿を建立、源義家が馬の鞍を奉納したという。本殿は明治 26 年(1893)の建築。	市
17	金峰神社（明沢）	建造物	神社	坂上田村麻呂東征の後、大和国葛城の金峰山を勧請したという。後三年合戦の際、源義家が金峰山に祈誓を掛け、寛治３年(1089)に祠を建てたと伝わる。	未
18	今木神社（宝竜堂）	建造物	神社	天喜年間(1053-1058)に村人たちが源義家に兵糧と鍋を献上したので、源義家はこの神社に参拝したと伝わる。	未
19	八幡神社（睦合）	建造物	神社	源義家が沼柵から敗走する途中、当地で暖をとり、食事をしたと伝わる。天治 2 年(1125)に郷民が義家を慕い、この地に八幡堂を建立したとされ、拝殿は嘉永元年(1848)とされ、奥殿は昭和 53 年(1978)の建築。	未
20	木造阿弥陀如来坐像	美術工芸品	彫刻	桂徳寺。「黒仏」とも。頭部と体幹部が一木造。後三年合戦で炎上する金沢柵を源義家が弓を立てて眺めたとされる弓立岡にあった阿弥陀堂に安置されていた像とされる。	県

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
21	桂徳寺　宝冠阿弥陀如来坐像	美術工芸品	彫刻	源義家の郎党伴次郎兼仗助兼の兜守りと伝えられる。助兼は金沢柵の攻防において義家拝領の「薄金の兜」を失った。金沢中野の八兵衛が、付近の山で兜を掘り出し、共に出土した仏が本仏とされる。	市
22	玉類	美術工芸品	考古資料	蝦夷塚古墳群推定7号墳より出土した奈良時代の装飾品。古墳の発見は古く、菅江真澄の『雪の出羽路』の挿図に、勾玉などが描かれる。雄物川郷土資料館で所蔵。推定5号墳出土の玉類は京都国立博物館に所蔵。	県
23	田楽灯篭（鹿島流し）	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	7月19日などに開催。大森地区の鹿島行事において、鹿島舟を先導する子供の行列。灯籠に様々な絵をかき、明かりをつけて町を練り歩く。源義家が剣花山の先に高棹をたて、孤灯を掲げて金沢柵との距離を測ったと伝わる。	未
24	八幡神社（沼館）　豆鼓祭	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	沼館八幡神社の宵宮にあたる9月14日（現在は第二土曜日）に、社前において納豆が売られている。このことから沼館八幡神社は納豆八幡とも呼ばれており、『雪の出羽路』にも記述がある。	未
25	藁焚祭	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	10 月7日（旧暦9月9日）に実施。各家が藁束を玄関に置き、その藁を集めて首塚神社で火を放ち、注連縄と御幣を焚く。後三年合戦のころに源義家がこの地で火を焚き三度の勝閧（かちどき）を挙げたという伝承もある。	未
26	八幡納豆	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	納豆は後三年合戦の最中に誕生したとの説があり、各所に納豆発祥伝説がある。豆鼓祭のある9月14日（現在は第二土曜日）が、この地域の納豆の食べ始めともいう。	—
27	満徳長者と地福長者の伝承	無形民俗	風俗慣習（伝承）	満徳長者は清原武道の次男、卜部保昌といい、長者森に住み、荒れ地を開拓し四十八小屋を設けたとされる。地福長者は、大鳥山太郎とも呼ばれた清原頼遠の四男とされ、実入野十一面観音を祀ったとされる。	—
28	四十八小屋の伝承	無形民俗	風俗慣習（伝承）	満徳長者、地福長者が吉沢川、杉沢川を用水として開拓し、四十八小屋を設置したという。朝倉、旭、境町、栄など各地区にある○○小屋の地名はその名残とされる。	—
29	義経三貫桜の伝承	無形民俗	風俗慣習（伝承）	義経主従が平泉に落ち延びる際に起こった倉狩沢付近の古木の桜に関する伝承。	—
30	夜叉鬼の伝承	無形民俗	風俗慣習（伝承）	保呂羽山に大盗賊の夜叉丸が住んでいたとされ、坂上田村麻呂によって征伐されたという。八沢木地区は、かつて「夜叉鬼」（やしゃぎ）と呼ばれた。	—
31	影取沼の伝承	無形民俗	風俗慣習（伝承）	川西地区板井田の南に「影取沼」という人や馬が沼に影が映るとその人が溺死する沼があり、人々の訴えに、藤原秀衡が沼のヒキガエルの姿をした5尺の化魚を退治したという。	—
32	秀衡街道の伝承	無形民俗	風俗慣習（伝承）	約 900 年前、奥羽山脈各地の金山から掘り出した金鉱を、平泉まで輸送した「黄金の道」との説がある。黒沢、南郷、筏などを通る。白木峠を越える「南部街道」が江戸時代から盛んに利用されたため、衰微したといわれる。	—
33	坂上田村麻呂の伝承	無形民俗	風俗慣習（伝承）	平安時代初めに最初の征夷大将軍として東北地方に派遣された坂上田村麻呂にまつわる伝承が各地に残り、大雄地域には将軍邸などの地名も残る。	—
34	大鳥井山遺跡附陣館遺跡（陣館遺跡）	遺跡	城館跡	通称「陣館」と呼ばれる小丘陵上に立地し、金沢柵の前城で、後に源義家が攻略し陣を張った場所として伝承されてきた。斜面部では、人工の段状地形が見られ、寺院と想定される四面庇掘立柱建物跡と参道跡が確認された。	国
35	大鳥井山遺跡附陣館遺跡（大鳥井山遺跡）	遺跡	城館跡	清原光頼の子、大鳥山太郎頼遠が拠点としたとされる。小吉山と大鳥井山の2つの独立丘陵上に立地し、東側以外は横手川に取り巻かれ、街道のある東側には二重の土塁と堀が自然地形に沿って巡る、防御性の極めて高い館。	国
36	保章館跡	遺跡	城館跡	この地で保昌房（満徳長者）が庵を結んだと伝わる。	未
37	真人山城跡	遺跡	城館跡	現在は真人公園。周辺に二階館、役人館、馬場谷地、鍛冶屋敷、鼻森などの地名が残る。清原真人武則が居城したという。	未
38	大義寺跡	遺跡	社寺跡等	藤原清衡の三男小館三郎正衡が建立した明永山大義寺（大義山正平寺の前身）の跡。周囲に明永の小字が残る。	未
39	鹿島神社・八幡宮跡（剣花山）	遺跡	社寺跡等	源義家が後三年合戦にあたり、剣花山鹿島神社に薬師如来像を納めたとされ、寛治5年（1091）に鹿島神社に乾鼻山正八幡宮を奉斎、翌6年八幡社を本殿とし鹿島神社を末社としたとされる。明治末に大森神社に合祀した。	未
40	蝦夷塚古墳群	遺跡	墓・碑	奈良時代に作られた在地有力者の墓とされるが、墳墓は消滅している。円形周溝と馬蹄形の溝跡から土師器・須恵器・勾玉などの玉類・鉄鏃などの副葬品が出土しており、雄物川郷土資料館等に収蔵される。	未
41	腰掛石	遺跡	旧跡・伝承地	源義家が腰を掛けた石と伝わる。	未
42	立石（楯石）	遺跡	旧跡・伝承地	源義家の軍が石を積み、盾としたのがこのあたりで、源義家の郎党伴次郎兼仗助兼が義家より賜った薄金の兜に石弩があたり、転倒したとされる。盾石神の碑は昭和8年（1933）の建立。	未

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
43	金沢柵（推定地）	遺跡	旧跡・伝承地	平鹿仙北の平野を一望できる戦略上の要地。後三年合戦(1083-1087)で清原家衡が立てこもったところで、清原清衡軍がここを攻め落とし、戦いは終わる。	未
44	厨川と片目カジカ	遺跡	旧跡・伝承地	厨川にはかねてより片目のカジカがおり、「盲コ(めこ)」と呼ばれる。源義家配下である鎌倉権五郎景正が片目を負傷し、厨川で傷を洗ったことに由来するとの伝承がある。	未
45	景正功名塚	遺跡	旧跡・伝承地	「権五郎塚」とも呼ばれる。後三年合戦において功名を立てた鎌倉権五郎景正は、義家の命で敵の屍を集めて塚を作り、その上に杉を植えたとされる。この杉は昭和 23 年(1948)焼失し、平成 3 年(1991)に覆屋がかけられた。	未
46	天井ヶ沢（敵が沢）	遺跡	旧跡・伝承地	源義家が敵陣を見下ろした沢と伝わる。	未
47	物見	遺跡	旧跡・伝承地	後三年合戦の際に清原氏がこの地に物見の兵を置いたとされ、付近の山は物見山と呼ばれる。	未
48	西沼	遺跡	旧跡・伝承地	源義家が金沢柵を攻めた時この地で雁の乱れを見て、敵の伏兵を知ったという故事のあるところ。	未
49	立馬郊	遺跡	旧跡・伝承地	西に西沼を望み、源義家が馬を止め伏兵を見つけた場所と伝わる。大正3年(1914)に運動場が造成され、平安の風わたる公園に隣接する。	未
50	蛭藻沼	遺跡	旧跡・伝承地	金沢柵落城後、潜伏していた清原武衡がこの沼付近で捕らえられたといわれている。	未
51	陣所長根	遺跡	旧跡・伝承地	蛭藻沼の西方にある小高い丘で源軍の戦陣が置かれていた。	未
52	鞍石（くらいし）	遺跡	旧跡・伝承地	清原家衡が「六郡第一の名馬」といわれた愛馬「花柑子」を射殺し、乗り捨てた馬の鞍が化石となったとされる。河川改修により平成4年(1992)移転した。	未
53	御所野	遺跡	旧跡・伝承地	陣ヶ森の西方にあり、源義家が本陣を設けた場所とされる。	未
54	陣ケ森	遺跡	旧跡・伝承地	義家が陣営を設けて軍容を整えた場所といわれる。	未
55	善明庵のマツ跡	遺跡	旧跡・伝承地	後三年合戦(1083-1087)の戦没者を埋葬した際に墓標として植えられたという。枯死により伐採され、切り株が残るが、同じ敷地内に株分けされた。	未
56	蛇の崎（橋）	遺跡	旧跡・伝承地	源義家が川を渡ろうとした際に吊橋を落とされ橋から落ちたが、蛇籠につかまり一命をとりとめたと伝えられる場所。	未
57	将軍屋敷跡	遺跡	旧跡・伝承地	かつての坂上田村麻呂の陣営の跡と伝わる。寛政年間(1789-1801)に付近を耕作した際、井戸跡が、後に柱跡や遺物も発見された。地域の人々は「田村将軍御座の間」と呼んでいたが、耕地整理によって削平された。	未
58	沼柵（推定地）	遺跡	旧跡・伝承地	蔵光院付近。後三年合戦の激戦地であり、清原家衡が籠城したと伝わる。中世以降、小野寺氏などによって開発され、後に沼館城となった。	
59	深江弥加止屋敷跡（ミカド屋敷）	遺跡	旧跡・伝承地	元慶2年(878)に起きた出羽国の蝦夷の叛乱で、乱を鎮静する端緒となる活躍をした「深江弥加止」の屋敷跡とされる。	未
60	十足馬場	遺跡	旧跡・伝承地	沼柵が存在していた頃の馬場跡と伝わる。	未
61	雄勝城（推定地）	遺跡	旧跡・伝承地	横手盆地にあった古代城柵。藤原朝狩が天平宝字3年(759)に築造したとされる。詳細な場所は不明。推定地は県南地域に複数あるが、近年里見地区造山付近の可能性が高まっている。	未
62	八幡野	遺跡	旧跡・伝承地	源義家が沼柵に攻めた時に陣を敷いたところとされる。	未
63	剣花山	名勝地	山岳・河川等	大森城址北東に位置した三角錐の山。横手盆地が一望できることから、後三年合戦前に源義家の命で頂上に灯籠を立て、金沢と布陣している馬木坂の灯りを照らし合わせ遠近の距離を測ったと云われ、田楽灯篭の起源とされる。	未
64	柵内の沼	名勝地	湧泉	一時泉。沼柵推定地内にあり、清原武衡と家衡が会談した場所とされ、どんな干ばつでも涸れることがないと言い伝えられてきた。5mほどの円形状に水が溜まっている。「柵内之沼」の石柱が立つ。	未
65	片目清水	名勝地	湧泉	狙半内の小栗山集落にある水神社の前に湧く。鎌倉権五郎景正が目を洗ったという後三年合戦の伝承があり、この湧泉に住むカジカは片目で、他から普通のカジカを放流しても皆片目カジカになるという。	未

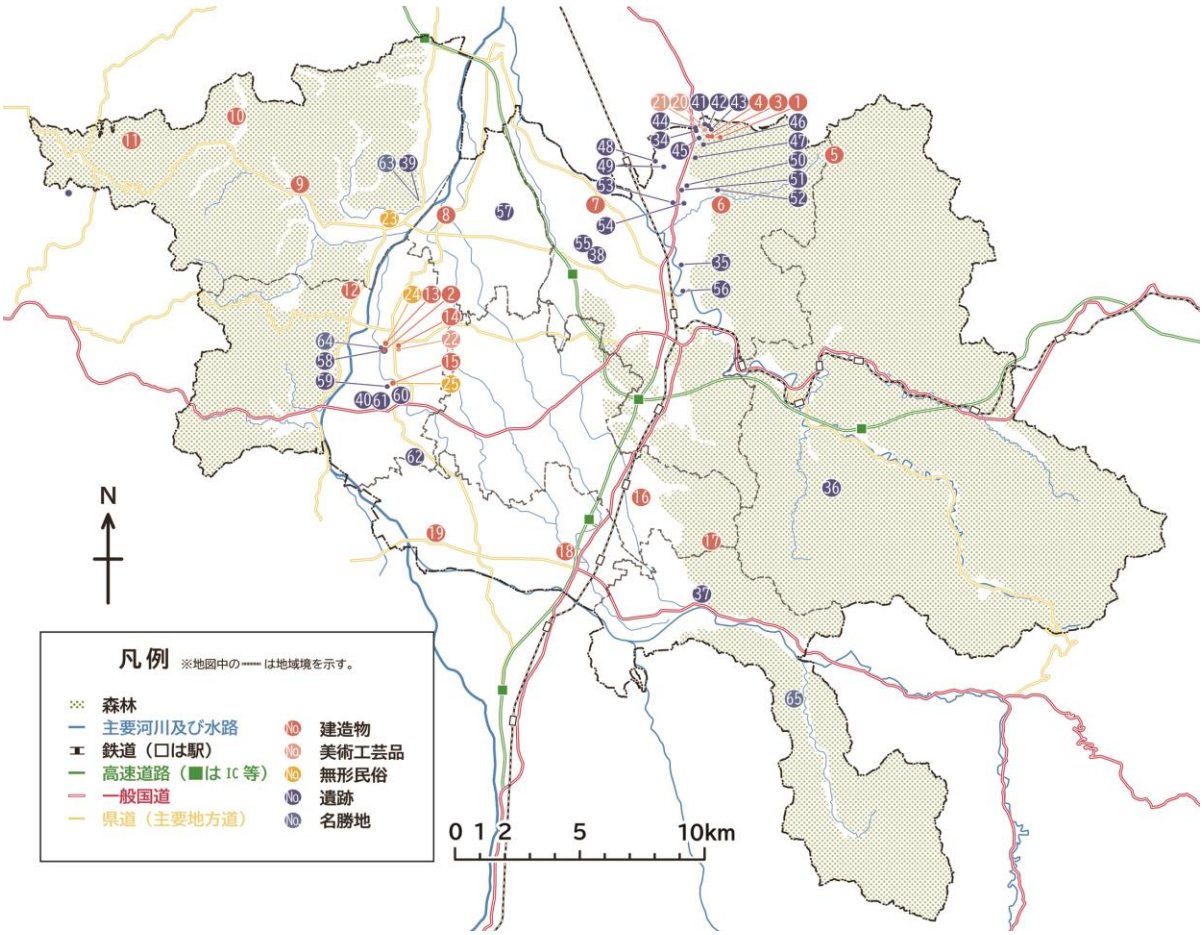
・構成する歴史文化遺産は主なものを示しており、ここで挙げた歴史文化遺産が地域遺産の概要を示す全ての歴史文化遺産と限るものではない。

・本表の歴史文化遺産は、類型別に原則として北から順に並べている。

・指定等を受けている歴史文化遺産については、その名称を付している。

・神社の名称は、同一のものが多い場合、名称の後に所在する大字または小字或いは通り名を括弧で付した。

主な構成歴史文化遺産の分布



・場所を特定できない歴史文化遺産については、図で示していない。
・番号 44「厨川と片目カジカ」については、本来は水路の流路を示すが、便宜上点で図示した。

地域遺産の概要を示す写真



波宇志別神社 神楽殿
（大森地域）
建物は室町時代だが、波宇志別神社の歴史は奈良時代にさかのぼる。古代から今日まで絶えることなく続く保呂羽山と波宇志別神社は、これを示すように多数の歴史文化遺産が存在している。（番号 10）



大鳥井山遺跡
（横手地域）
「大鳥山」と伝えられてきた大鳥井山遺跡は、調査によって後三年合戦の時代と同時期に機能した城館跡としての関連性が確認された。本市において、発掘調査によって伝承地から史実の起こった場所として解明された初の例でもある。（番号 35）



玉類
（雄物川郷土資料館）
古代の様々な伝承が残る市域の西部や北部においても、有形資料が確認される例は少ない。蝦夷塚古墳群から出土した玉類からは、当地を治めたであろう有力者の存在が想起され、こうした伝承の信ぴょう性を考察するための資料にもなりうる。（番号 22）



町屋敷遺跡正倉跡
（雄物川地域）
『日本三代実録』に記述された正倉跡の発見は、埋蔵文化財調査が歴史を解明する重要な手段であることを示すとともに、この地域が古代から発展していたことを示した。

地域遺産②　中世城館を基盤とした地域拠点の成立とまちづくり（表４）

地域遺産の名称

中世城館を基盤とした地域拠点の成立とまちづくり

地域遺産の概要

小野寺氏の中世城館

本市域には、中世から近世初頭までに築かれた中世城館跡が市内の各地に残る。中世前期に平鹿郡地頭であった平賀氏や一族にまつわる伝承もあるが、特に中世後期にこの地方を治めた小野寺氏に関わる城館跡が多く残る。雄勝郡地頭であった小野寺氏は稲庭城（湯沢市）に本拠を構え、沼館城や湯沢城（湯沢市）を経て横手城を築城し本拠とした。その過程で小野寺氏は各地に城館を築き、一族や重臣を配して防備や統治にあたった。こうした統治機能拡大の過程で、各城館を結ぶ道が整備され、城館の置かれた集落は交通結節点となり、複数の集落の集合体である「村」を形成していった。このような道の整備や城下としての機能が、現在につながる陸上交通網や地域拠点を形成する骨格となった。

江戸時代の交通網整備

江戸時代になると横手の内町・外町など各地の町割りも整えられ、秋田藩によって基幹道にあたる羽州街道のほか、小野寺氏らが骨格を整えた道もいわゆる脇街道として整備された。また、主要河川流域に阿気や深井をはじめとする河港も整備され、水陸両面の交通網が構築された。このため、物資流通も円滑になり、各地の農産物や物資が盛んに往来したという。街道の交差路には江戸時代に設けられた方示碑（榜示碑）などの道標が残る。

経済流通圏の形成と地域拠点化

交通体系の整備に加え、新田開発などによる人口増加に伴う集落の成立や親郷・寄郷制度の導入も影響して、街道結節点にある村は周辺の農村部を含めて一つの経済圏を形成し、「在町」（地方の町）と呼ばれた在郷町が形成された。横手のほか増田や浅舞、大森、今宿などには定期市（朝市）が開かれ、近隣の集落から集まった産品が各方面に販売されたほか、情報や文化も各地に伝播した。活況とともに町の範囲も広がり、横手の市は常設化したほか、経済流通の要となったことで各地に地域の拠点が形成され、今日残る町並みの形成につながった。浅舞、増田のほか、大正時代に開設された十文字の朝市が現在も存続する。これらの多くは、近代になって町村制が導入された後も引き続き地域の行政や経済の中枢として機能し、現在も多くが各地域内において多面的な拠点機能を有しており、近世までに成立した地割に沿って伝統的建造物が残る。

なお、明治の終わりから大正にかけて奥羽線や横黒線、横荘線といった鉄道が相次いで敷設され、舟運は衰退したが全国への貨物輸送も容易になった。主な地域拠点には駅が築かれ、経済活動の拡大に伴い町の規模も拡張された。また、大正時代に最盛期を迎えた吉乃鉱山の鉱石は奥羽線を利用して運搬され、十文字駅から増田を経由し鉱山へ向かう手倉街道は大いに賑わった。横荘線は廃線になったが、多くが道路に転用され交通網拡張につながっているほか、手倉街道沿いには発電所跡も含めた当地方の近代化を示す多様な遺跡が残る。

各地の拠点にみる小野寺氏と佐竹氏のまちづくり

地域拠点化した村は、多くが小野寺氏一族やその重臣が治めた城館跡が立地する旧城下町であり、城館跡や町割りのほか、小野寺氏一族にゆかりのある社寺などの歴史文化遺産も多くある。中でも横手城下には小野寺氏と佐竹氏の足跡が多く残り、特に戊辰戦争によって灰燼に帰した内町や外町については、その地割を活かして行われた近代以降の都市計画の変遷や代表的な建造物をたどることが出来る。このようにまちづくりという観点から在郷町や城下をみると、小野寺氏が基盤を築き佐竹氏が引き継いで実施した歴史の重層性をみることができ、これを示す遺跡を中心とした歴史文化遺産が多く残る。

主な構成歴史文化遺産一覧

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
1	龍昌院	建造物	寺院	曹洞宗。佐竹氏一門の戸村氏が文明 16 年(1484)常陸国で開創。貞享3年(1686)義連が横手城代となり寺を現在地に移転した。横手城代戸村家の菩提寺。本堂は明治 44 年(1911)建築。	未
2	観音寺	建造物	寺院	真言宗豊山派。佐竹氏家臣茂木氏が開創。寛文 12 年(1672)、横手城の裏鬼門鎮護の祈願寺となった。	未
3	桃雲寺	建造物	寺院	内町の町並みを構成する。浄土宗。佐竹家家臣・向家が関東に建立。佐竹氏の秋田転封後、現在地に移転。慶応 4 年(1868)の戊辰戦争で焼失し翌年庫裡を再建、本堂は昭和 63 年(1988)建築。	未
4	斎太薬局本店店舗	建造物	民家その他	外町の町並みを構成する。土蔵造2階建。元々は妻入の蔵造り店舗。明治 30 年(1897)ごろの建築。	登録
5	斎太薬局本店調剤室・応接室	建造物	民家その他	外町の町並みを構成する。木造2階建。店舗(№4)向かって右側の建築で、昭和初期の建築とされる。	登録
6	柏谷家住宅主屋・米蔵・蔵座敷・店蔵	建造物	民家その他	外町の町並みを構成する。店舗は明治 22 年(1889)、主屋は明治 36 年(1903)、蔵座敷・米蔵は大正 3 年(1914)の建築。	市
7	平源旅館本店	建造物	民家その他	外町の町並みを構成する。木造2階建。明治6年(1873)の旅館創業以前は横手木綿を染める紺屋。大正 15 年(1926)の建築。現在は結婚式場。	登録
8	平源旅館土蔵	建造物	民家その他	外町の町並みを構成する。土蔵造切妻造2階建。建築様式から明治6年(1873)の旅館創業時から遅くとも明治中期までには建てられた。	登録
9	木村屋商店本店	建造物	民家その他	外町の町並みを構成する。土蔵造切妻造平入り2階建。オブラートの製法を改善した山下九助が明治 37 年(1904)頃に建てたとされる。	登録
10	こうじ庵（旧佐々木麹店）主屋	建造物	民家その他	外町の町並みを構成する。切妻造妻入鉄板葺。かつての麹店であるが、現在は市が「こうじ庵」として開放している。明治 38 年(1905)頃の建築とされる。	未
11	旧片野家住宅	建造物	民家その他	内町の町並みを構成する。敷地を板塀で囲い、中央部に主屋、南側と東側に庭を設ける。主屋は切妻造平入、鉄板葺。主屋西側に付属する煉瓦造の土蔵は切妻造妻入、いずれも明治期の建築とされる。	未
12	遠藤家住宅主屋	建造物	民家その他	内町の町並みを構成する。木造2階建。玄関を入ると土間、奥に台所、北西面に前座敷、奥座敷の 2 室を設ける。明治 44 年(1911)の建築。	登録
13	遠藤家住宅土蔵	建造物	民家その他	内町の町並みを構成する。土蔵造切妻造2階建。腰部は煉瓦積である。明治 44 年(1911)の建築。	登録
14	旧真人発電所水槽施設	建造物	工作物	増田水力電気株式会社の主力発電所として明治 43 年(1910)に建設され、昭和 42 年(1967)に発電を終了した。上屋や発電に係る設備は撤去されたものの、水を溜め込み発電に供した水槽施設や石積み部分が残される。	未
15	電気堰（吉野堰）	建造物	工作物	真人発電所が作られると発電用の堰としても利用され、「電気堰」と呼ばれた。成瀬川から取水し、総延長はおよそ3,900m、流域に8か所の素掘りの隧道を設け、隧道延長はおよそ 1,300m。江戸時代には戸村堰と呼ばれた。	未
16	横手城下全図	美術工芸品	歴史資料	江戸時代の横手城を中心とした内町や外町の状況が詳細に描かれる。延宝 8 年(1680)の図。	市
17	横手城下全図	美術工芸品	歴史資料	寛文9年(1669)とされるが判然としない。須田氏時代の城下の家並みと横手城の建物が描かれる。	未
18	羽後交通横荘線鉄道資料	美術工芸品	歴史資料	羽後交通横荘線で使用された大正-昭和にかけての時代備品等 73 点一括資料。	市
19	猩々の道標	美術工芸品	歴史資料	方示碑。文化 8 年(1811)の建立。「猩々の　左は湯沢　右よこて　うしろハます田　まへハ浅舞」と刻まれる。保存のため移転し、十文字図書館併設の十字館で展示される。	市
20	馬頭観音堂	有形民俗	信仰	「仙北城戸の観音」と呼ばれ、横手城の城南に安置して天下泰平を祈願したという。その後、小野寺景道が現在地に祀った。本殿は近世の建築とされる。	未
21	浅舞の朝市	無形民俗	風俗慣習（生業）	毎月末尾に 1.4.6.8 のつく日に開催。『雪の出羽路』によると元和 3 年(1617)に六日町が成立したとされ、諸説あるがそのころに朝市が開設したとも言われる。	未
22	十文字の朝市	無形民俗	風俗慣習（生業）	毎月末尾に 3.7.0 のつく日に開催。大正 11 年(1922)の「十文字町」町制施行を記念して朝市が開設された。	未
23	増田の朝市（マチノヒ）	無形民俗	風俗慣習（生業）	毎月末尾に 2.5.9 のつく日に開催。寛永 20 年(1643)の開設とされる。	未
24	金沢城跡	遺跡	城館跡	元和2年(1616)廃城。中世には南部氏配下の金沢右京亮等の居館であった。本丸跡、二ノ丸跡、西ノ丸跡、武者溜跡、兵糧蔵跡などがある。別名孔雀城とも言われ、金沢柵との伝承もある。	未
25	杉沢城跡	遺跡	城館跡	天正年間(1573-92)に小野寺輝道の家臣、杉沢道景が築城したとされる。慶長6年(1601)頃廃城。	未

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
26	真壁館跡	遺跡	城館跡	本丸、二の丸と２つの屋敷(桐ノ木屋敷)からなり、小野寺氏配下の真壁対馬守の居館とされる。	未
27	黒川館跡	遺跡	城館跡	小野寺氏家臣西野修理亮道俊の居館とされ、後に有屋峠合戦の功により天正 14 年(1586)、黒川館は黒沢甚兵衛に与えられたという。天正 18(1590)年に破却。	未
28	横手城跡	遺跡	城館跡	諸説あるが天正7年(1579)頃に小野寺輝道により築城された。太閤検地の際に大谷吉継が入城した。関ケ原合戦後に小野寺義道が諸大名に包囲され、降伏。その後、伊達盛重が佐竹氏城代として入城。戊辰戦争で落城する。	市
29	平城跡	遺跡	城館跡	天文年間(1532-55)の築城。城主横手佐渡守光盛は金沢八幡宮衆徒の金乗坊とともに小野寺稙道を滅ぼしたが、後にその子四郎丸(輝道)により攻められ落城したという。宅地開発が進み、城館の痕跡はほとんど見られない。	未
30	朝草刈城跡	遺跡	城館跡	愛宕山の南寄り。小野寺泰道が寛正6年(1465)ごろ築城したとされる。	未
31	八柏城跡	遺跡	城館跡	小野寺氏家臣落合十郎が寛正元年(1460)頃に築城したとされる。落合十郎は後に八柏大和守道友を名乗った。	未
32	大森城跡	遺跡	城館跡	横手城主小野寺義道の弟である五郎康道が、岩渕城と呼ばれた城に入り大森城と名づけ、この地を治めた。元和6年(1620)廃城。太閤検地の際に上杉景勝が入城した。	未
33	吉田城跡	遺跡	城館跡	城主小野寺(吉田)陣道は小野寺康道弟で小野寺輝道の三男という。慶長6年(1601)廃城。土塁・堀が残る。	県
34	皿木館跡	遺跡	城館跡	横手城下から見て東の門口にあたる。天正元年(1573)ごろ、山内南郷での仙北・和賀合戦(藤倉合戦)で指揮した小田島大刀が城主であったとされる。	未
35	和田城跡	遺跡	城館跡	現在の鶴ヶ池公園付近。城主和田四郎と伝わる。陣場で誤って愛馬を絶命させ、そのため近郷で白馬を飼うことが禁忌とされたという。	未
36	山内黒沢館跡	遺跡	城館跡	天文年間(1532-1555)の築城。和賀氏に対する防御のための城で、黒沢甚兵衛の居城といわれる。	未
37	大屋館跡	遺跡	城館跡	寛正6年(1465)頃、小野寺泰道の三男道寿が築城し、永禄年間(1558-70)に日野備中守某が居城、その後小野寺道治も居城したとされる。	未
38	樋ノ口城跡	遺跡	城館跡	馬鞍城主道当の次男、小野寺弥五郎道守(道周)の居城。戦国初期に家臣佐藤忠経を置いたとされる。	未
39	浅舞城跡（浅舞館）	遺跡	城館跡	浅舞氏の居館跡とされ、その後横手城の支城として小野寺氏の居城となったという。城主は小野寺義道の長男小野寺光道(友光)とされる。	未
40	沼館城跡	遺跡	城館跡	後三年合戦の沼柵跡と伝わる。中世以降沼館城となった。小野寺稙道、輝道なども居城した。本丸跡の土塁は良好に保存されており、現在は蔵光院が建つ。	未
41	西野館跡（悪戸城跡）	遺跡	城館跡	別名「悪戸城」とも。礎石・井戸跡が確認され、城主としては小野寺氏重臣西野修理亮道房が伝えられる。	未
42	鍋倉城跡	遺跡	城館跡	小野寺氏の家臣であった鍋倉氏の居館。鍋倉氏は上鍋倉や下鍋倉を治めていたとされる。	未
43	馬鞍城跡	遺跡	城館跡	小野寺氏の前衛基地とされ、家臣の馬鞍氏(関口氏とも)が館を構えた。慶長５年(1600)に最上勢約 5,000 名が 3 方より城攻めを行ったが、不落であったという。	未
44	小鼓城跡	遺跡	城館跡	植田城とも言う。小野寺氏家臣大石与九郎定景が治めたという。その城下が植田にあたり、浅舞と西馬音内(羽後町)を結ぶ街道上の要衝としても賑わったとされる。	未
45	新田目城跡	遺跡	城館跡	小野寺義道に仕えた新(荒)田目内膳が治めた。後年子孫は佐竹義宣に仕え、角間川給人となった。	未
46	前田城跡	遺跡	城館跡	大永年間(1521-27)初期に土肥頼景の築城とされる。増田城の支城という。	未
47	増田城跡	遺跡	城館跡	貞治2年(1363)ごろの築城。中世城館。南部氏配下の小笠原義冬の築城とされ、その後は小野寺氏家臣の土肥氏などが城主を務め、以来土肥館といった。	未
48	八木城跡	遺跡	城館跡	小野寺氏家臣の土肥親家が永禄年間(1558-70)に築城という。親家の子道家は八木藤兵衛道家を名乗った。	未
49	戸波城跡	遺跡	城館跡	城主は戸波氏で、小野寺氏の家臣とされる。	未
50	亀田の久蔵碑	遺跡	墓・碑	「真人へグリ」と呼ばれた現在の旧真人発電所付近を独力で開削した久蔵(生年不明-1776)の碑で久蔵自身の建立ともされる。真人へグリは明和8年(1771)から6年かけて開削され、手倉街道の往来や輸送機能が向上した。	市
51	落合河港跡	遺跡	交通施設	大戸川河岸。享保 15 年(1730)頃開港とされ、水量が多い時には大きな胴船が入港したという。浜蔵があったとされ、江戸末期には物資が横手・浅舞方面に運ばれた。	未
52	方示碑	遺跡	交通施設	「野村集落内交差点、あけむら、ぬまたて(右方)田むら、あさまひ(左方)」と刻まれる。天保8年(1837)建立。	未
53	田村河港跡	遺跡	交通施設	田村港からの下り船には年貢米や田村根っこ、田村木綿、大豆などが積まれたという。浜蔵として、5間と7間の石蔵2棟があったと伝わる。一帯は「浜」と呼ばれ、市もたつほど賑わったとされる。	未

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
54	関根船着き場跡	遺跡	交通施設	横手川流域。開田に伴う水量の減少で幕末には落合河港が2百俵積み胴船の終点となり、利用が減少したという。	未
55	阿気河港跡	遺跡	交通施設	付近に金毘羅神社（旧阿気農協北側）、ケダニ地蔵堂、浜蔵跡が所在した。大森や由利地方との物資運送や人々の往来に利用された。	未
56	大森河港跡	遺跡	交通施設	近江屋（上田）太兵衛の浜蔵２棟、小屋１棟が明治末まであったという。大森の在郷町としての発展に貢献した。	未
57	薄井河港跡	遺跡	交通施設	かつては薄井集落の西方にあったとされるが、洪水等による流路の変更で旧地は開田され、大中島付近に設けられたとされる。浜蔵１棟が所在していた。	未
58	薄井の方示碑	遺跡	交通施設	寛政 6 年(1794)、医者であった薄井村の矢野喜右衛門によって建立された。正面に「南　沼館村今宿在」、左側面に「西　大森村八沢木在」とある。	市
59	沼館河港跡	遺跡	交通施設	雄物川との合流点から数百メートル上流部の五郎兵衛堰流域に所在。一帯の河原は「浜」と呼ばれ、大船も着岸したという。浜蔵等も所在した。	未
60	深井河港跡	遺跡	交通施設	川が深く好条件であり、舟運の物資は大部分がここで陸揚げされ浅舞方面へ供給された。福岡利兵衛らの浜蔵が並び、福地や里見の米が集まったという。	未
61	大沢河港跡	遺跡	交通施設	対岸の深井港との渡船があった。隣国の矢島領の米も大沢番所を超えて運ばれ、川下げされたという。	未
62	下堀河港跡	遺跡	交通施設	明治 10 年(1877)には土蔵2棟が建ち、米運搬と倉庫業が行われたという。	未
63	方示碑	遺跡	交通施設	小安街道沿いの羽場渡し場跡付近にある。嘉永５年(1852)の建立。	未
64	八沢木番所跡	遺跡	その他遺跡	元禄 16 年(1703)に小道留所を設置したのがはじまり。その後番所は個人宅などに移り嘉永年間(1848-54)に現在地に移された。この番所を抜けると由利方面に向かう。明治２年(1869)廃止。	市
65	小松川番所跡	遺跡	その他遺跡	慶安年間(1648-52)に開設され、番士が交代で年間約2000 人の通行人や、塩・馬などの交易を統制する役務にあたっていた。この番所を抜けると白木峠に入り南部（岩手県）方面に向かう。明治２年(1869)に廃止。	未
66	大沢口境目御番所跡	遺跡	その他遺跡	秋田藩と矢島藩の境界付近にある番所跡。藩家老梅津氏の組下である角間川給人が常駐し通行改をした。この番所を抜けると由利方面に向かう。明治3年(1870)廃止。沓脱石なども残る。	未
67	旧増田水力電気会社火力発電所跡	遺跡	その他遺跡	増田水力電気株式会社が昭和5年(1930)に建設したもの。太平洋戦争開始後、発電機が戦争のために供出されたことにより変電所に変換され、現在に至っている。	未
68	増田葉煙草専売所跡	遺跡	その他遺跡	全国に 61 か所のみ置かれた国営の煙草専売所。明治 31 年(1898)に設置され、昭和 24 年(1949)に「日本専売公社増田出張所」に改称、昭和 60 年(1985)に民営化、平成 17 年(2005)に閉鎖。	未
69	吉乃鉱山跡	遺跡	その他遺跡	享保5年(1720)の開坑とも。元小坂鉱山所長の武田恭作が大正4年(1915)に「熊ノ沢大鉱床」を発見し、「吉乃鉱山」に改称、最盛期となった。昭和 32 年(1957)閉山。送電施設や一部処理施設が残る。	未
70	一里塚（野中）跡	遺跡	旧跡・伝承地	羽州街道はこの付近にあった小山を通過して金沢方面に抜けたという。小山に一里塚が所在していたが、昭和 40 年代に消滅。現在の場所は移設されたもので碑が建つ。	未
71	大町、四日町、鍛冶町など外町の町並み	伝統的建造物群	—	横手城の城下町で商家町。羽州街道沿いにある「外町」と呼ばれた旧町人町。現在も概ね近世の町割りが残る。明治から昭和初期に建てられた歴史的建物が多く残る。	未
72	羽黒町・上内町の町並み	伝統的建造物群	—	横手城の城下町。藩政期の「内町」と呼ばれた旧武家町の一部。戊辰戦争の戦火に遭ったものの、町割りは概ね近世のものを踏襲する。板塀や生け垣が立ち並び、前庭には横手柿が植えられる。	未
73	大森の町並み	伝統的建造物群	—	在郷町。中世大森城下として発展し、河港も所在したため物資の往来も増加したほか、雄物川右岸の人々が波宇志別神社に参詣する際の門前としても機能した。明治から戦前にかけての建造物が多く残る。	未
74	沼館の町並み	伝統的建造物群	—	在郷町。沼館城廻村ともいわれ、中世沼館城下として発展し河港と横手、本荘をつなぐ街道沿いに栄えた。沼館城の造営と前後して八幡神社（沼館）が現在地に置かれ、これを中心に「館小路」・「下小路」・「荒町」などの町並みが短冊形に整備された。	未
75	浅舞の町並み	伝統的建造物群	—	在郷町。浅舞城下として発展したとされる。沼館街道沿いにあり、増田街道などが分岐する交通の結節点である。豊富な湧泉を利用した醸造業・染色業が盛んだった。近世に始まる朝市が現在も継続する。	未
76	植田の町並み	伝統的建造物群	—	在郷町。小鼓城下として発展したとされ、浅舞と西馬音内（羽後町）の中継地としても機能した。大規模な敷地を持つ旧家や意匠性の高い土蔵などの歴史的建造物が残る。	未

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
77	十文字の町並み	伝統的建造物群	—	商家町。明治 38 年(1905)の奥羽本線十文字駅開業により発展した。農業倉庫や旅館、銭湯、医院、料亭など、この地区に人が集積したことを示す大正から昭和 30 年代までに建てられた特徴的な建築が多くみられる。	未
78	横手市増田伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群	—	在郷町。中世増田城下として発展した。羽州街道から分岐し、手倉街道や小安街道が増田で分岐する。近世期に整備された地割や水路をよく残す。近世に始まる朝市が現在も継続する。	国
79	吉野集落の旧鉱山町	伝統的建造物群	—	鉱山町。手倉街道沿いにある吉乃鉱山が大正期に最盛期を迎えたことにあわせ、町は最盛期を迎え、およそ 9,000 人が利用する鉱山町が形成された。山神社や鉱夫長屋跡地など吉乃鉱山隆盛期を物語る遺跡が点在している。	未

・構成する歴史文化遺産は主なものを示しており、ここで挙げた歴史文化遺産が地域遺産の概要を示す全ての歴史文化遺産と限るものではない。

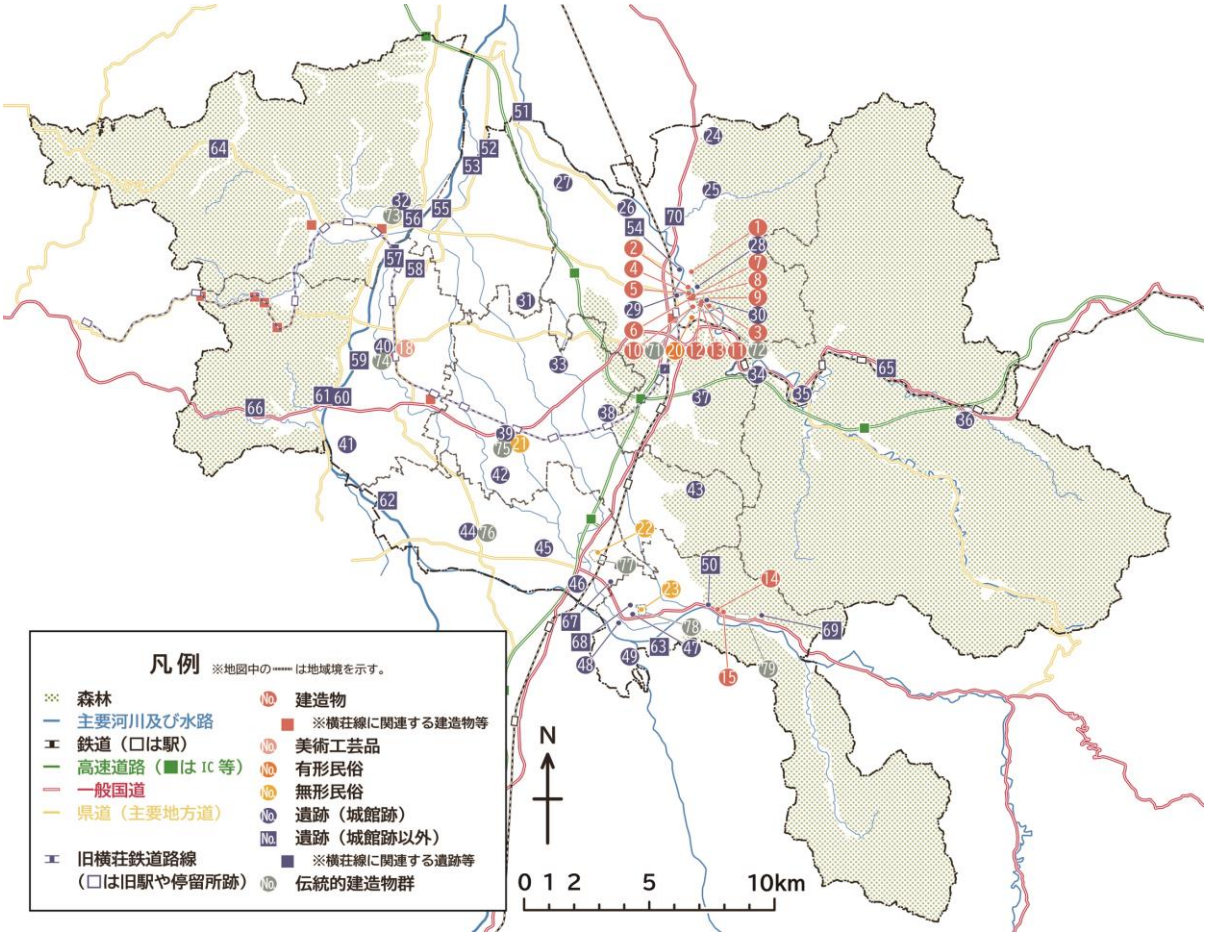
・指定等を受けている歴史文化遺産については、その名称を付している。

・神社の名称は、同一のものが多い場合、名称の後に所在する大字または小字或いは通り名を括弧で付した。

・河港については、主なものを記載した。また、河港は流路の変遷によって幾度となく場所が移動している。

・小野寺氏に関連すると伝わる中世城館は市内に多数あるが、このうち主なものを掲載している。

主な構成歴史文化遺産の分布



地域遺産の概要を示す写真



大森城跡（大森地域）

横手城主小野寺義道の弟である五郎康道が、大森城を拠点とし、一帯を治めたとされる。元和6年（1620）廃城。太閤検地にあたっては、上杉景勝がこの城で一時期指揮を執ったという。山上からの横手盆地全体を臨む眺望は、見るべきものがある。（番号 32）



方示碑（大雄地域）

行き先を示す方示碑（榜示碑）の存在は、道の整備に伴って、多様な目的地に向かうための往来が増加したことを物語る。市内には街道の交差路を中心に、近世に建てられた方示碑が散見される。（番号 52）



御嶽隧道（雄物川地域）

大正7年（1918）に横手－沼館間が開業した横荘線は市の西部を横断し、舟運に代わる輸送の動脈となった。「横荘（おうしょ）っこ」と親しまれたこの路線は通勤通学にも利用され、沿線の市街地化も進んだ。昭和46年（1971）の廃線後、多くは車道に転用され、当時の隧道などは現役で利用される。



旧片野家住宅（横手地域）

戊辰戦争によって灰燼に帰した内町では、武家地であった頃の地割を活かして新たなまちづくりが行われた。旧片野家住宅はその代表的な建造物であり、中世から紡がれる城下町の歴史的な重層性が凝縮されるばかりでなく、戊辰戦争からの復興まちづくりにおける象徴の一つでもある。（番号 11）

地域遺産③　雄物川流域の河川交通の整備と多様な文化の流入（表５）

地域遺産の名称

雄物川流域の河川交通の整備と多様な文化の流入

地域遺産の概要

雄物川を主とした舟運

鉄道が開通する以前、明治中期までの大量の物資流通は河川交通（舟運）を主体としていた。舟運の歴史は古く、平安時代初期の雄勝城には越後の米が毎年運ばれていたが、舟で運ばれたものとも伝わる。近世に拡大発展し、年貢米を運んだ「御物川」に由来があるとされる雄物川とその支流が、物資運搬の大動脈として機能した。雄物川と横手川が合流する角間川河港（大仙市）は雄物川舟運における最大の河港であり、土崎港（秋田市）からここまでは大船が出入りした。そこから中型舟に付け替えられ、上流にあたる雄物川地域や大森地域方面のほか、支流を通じて横手地域など各地に向けて物資が運ばれたという。

舟運が運んだ多様な文化と北前船

土崎港（秋田市）からは北前船が利用されており、河川交通を通じて横手は全国とつながっていた。各地の有力商人たちは、河川流域に整備された河港を通じて土崎港に向けて物資を運搬し、支流の合流点となる阿気や落合などをはじめとした河港には、物資を保管する浜蔵が建てられ大いに賑わったと伝わり、これを物語る絵馬なども残されている。河港は、外の世界や異文化を知る玄関口でもあり、全国の物資や各地で継続する行事や祭礼具、食文化などが流入した。市内には、北前船で運ばれたとみられる伊万里焼や九谷焼などの陶器のほか、京都から購入したと伝わる神輿などが残る。また、昆布やエゴなど海藻を食材にした料理が多いのも舟運の影響とみられる。このほか、佐竹氏の秋田入りによってもたらされたとされる鹿島信仰は、鹿島神社などもあるが、特に雄物川などの河川流域に残る鹿島流しや鹿島立てなどの鹿島行事に象徴されており、舟運によって流域の各地に広まったものとみられる。

舟運の発展が生んだ副次的効果

舟運の発展により、陸上の物流機能も向上した。横手から黒川地区を通り角間川（大仙市）を結んだいわゆる角間川街道は、河川交通の重要性から慶長年間（1596-1615）に整備されたという。こればかりでなく、時代を経るごとに牛馬などによる頻繁な物資の往来が生じたことにより、各地の河港と在郷町を結ぶ道は整備され、近代以降は荷車による輸送へと変化していった。河川交通の発展は舟運にかかる直接的な効果だけでなく、こうした副次的な効果も生んでおり、市内には街道輸送の安全を祈願する馬頭観音信仰塔や舟運の安全を祈願する金毘羅信仰塔などの、舟運に起因して建立されたとみられる民間信仰にまつわる石造物も多く確認されている。

雄物川流域に広がる舟運の痕跡

河川交通は近代までの物流の主体であり、現在は消滅していることから直接的な資料は多くない。しかし、関西ほか遠方との北前船などを介しての交流が、今日ある当地方の文化や特性の形成に及ぼした影響は計り知れないものがある。何より、北前船を通じて短期間で国内の先進的な物資がもたらされるようになったことは大幅な流通の革新であり、文化や情報の伝播速度も飛躍的に向上させた。土崎港からは横手の物資が全国に運ばれた一方で、全国の様々な物資や文化が本市域にもたらされ横手の名を全国に紹介する端緒となったともいえる。河川付近での活動は、そこに生息するツツガムシを忌避するケダニ地蔵信仰なども生み、雄物川流域を中心に広く分布し継承されている各地の鹿島行事や、雄物川を経由して伝播したともいわれる岡本新内など、舟運が途絶えた現在に至っても人々の活動に舟運の発展がもたらした影響が息づいている。

主な構成歴史文化遺産一覧

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
1	金毘羅神社（鍛治町）	建造物	神社	街道沿いにあり船運等交通の無事を願って創建したものとみられる。本殿は土蔵造。鍛治町町内会で祭事を行う。	未
2	金比羅神社（神明町）	建造物	神社	嘉永2年(1849)に創建され、旧八軒町と旧横手町の崇敬者により講が組織された。舟運などの無事を願って創建したものとみられる。	未
3	琴比羅神社	建造物	神社	旧阿気農協北側に隣接し琴比羅神社を主神に三吉神社と大山神社が併設される。舟運の安全を祈願したという。	未
4	ケダニ神社（水波女神社）	建造物	神社	7月1日が祭日。雄物川古川に棲み人を水底に引き入れていた大水蛇(おおみずち)を水波(みずは)神として祀った社。現在もケダニ(ツツガムシ)除けの護符が配られる。	未
5	稲荷神社（大沢）	建造物	神社	境内地から大沢河港の停泊、運航に指示を出したという。	未
6	鹿嶋神社（北沢）	建造物	神社	木下集落の鹿島立て行事で奉納される鹿島人形を祀る。	未
7	祇園社	建造物	神社	永泉寺の境内社。享和2年(1802)の創建。皆瀬川岸にケダニ(ツツガムシ)の被害が続出したため、文化6年(1809)に京都から牛頭天王の尊像を勧請したという。	未
8	金刀比羅神社	建造物	神社	月山神社の境内社。地元の商人による扁額などがあり、物資の舟運での無事を願って奉納したものとみられる。	未
9	月山堂・神輿渡御再建奉加帳	美術工芸品	古文書	文化 14 年(1817)の作。神輿を京都に注文したことについて記載されている。この神輿は雄物川を経由して当地に運ばれたとみられる。月山神社の神輿渡御行事(市指定)の開始は文化年間(1804-18)とされる。	未
10	八幡神社　船絵馬	美術工芸品	歴史資料	八幡神社(深井)の拝殿に所在。明治 18 年(1885)、近松法橋栄和によって描かれたもの。船絵馬は一般的に海を題材にとるが、川を題材とした例は非常に珍しい。	市
11	岡本新内	無形	芸能	江戸の歌舞伎役者市川団之丞が幕末に町内の子女に教えたとされ、西野集落の愛好者らによって伝承されてきた。河川流域に沿って広まったとも言われ、市内には多くの流派がある。唄・踊・三味線で構成。	市
12	鹿島塔	有形民俗	信仰	鹿島神社や庚申塔の代わりとして或いは、鹿島行事を中断した代わりに造立したものが多い。平鹿地域4基、大森地域4基、十文字地域5基のほか、鹿島行事が現在行われていない増田地域では 29 基が確認される。	—
13	馬頭観音堂	有形民俗	信仰	「仙北城戸の観音」と呼ばれる。大鳥井太郎頼遠が納めた馬頭薩陀が本尊とされ、横手城の城南に安置して天下泰平を祈願したという。その後、小野寺景道が現在地に祀った。本殿は近世の建築とされる。	未
14	馬頭観世音塔	有形民俗	信仰	中島稲荷神社境内にある。舟運の輸送関係者が信仰したものとされる。慶応2年(1866)の建立。	未
15	馬頭神社塔	有形民俗	信仰	かつては深井河港にあったが、昭和 20 年代の雄物川改修で、八幡神社(深井)境内に移された。舟運の物資を輸送する馬車引きに信仰された。明治 19 年(1886)建立。	未
16	金毘羅信仰塔	有形民俗	信仰	文化14年(1817)建立の沼館八幡神社境内の「金毘羅大権現塔」から明治 32 年(1899)建立の深井八幡神社境内(かつて深井河港に所在)の「金刀毘羅大神塔」などが確認される。舟運衰退とともに建立も衰退した。	—
17	昆布の加工販売	無形民俗	風俗慣習（生業）	北前船により北海道の昆布が秋田に入り、これが雄物川を経由し当地域に伝わり、昆布の加工販売が始まったとされる。市内の昆布店の多くは、大正時代に開業している。	—
18	ケダニ地蔵信仰	無形民俗	風俗慣習（信仰）	雄物川流域にはケダニ(ツツガムシ)が生息し、かつては死に至る病であったため地蔵尊に救いを求め供養とケダニ除けを祈願して建立された。地域では現在でも初物のキュウリは川に流す等の慣習があり、法要も行われる。	—
19	鹿島信仰	無形民俗	風俗慣習（信仰）	茨城県鹿嶋市の鹿島神宮への信仰。江戸時代中期から後期になると、田植え前後の稲の生育期と重なる頃に頻発した地震と結び付き、地震の防止と被害を回復する神としても信仰されるようになったという。	—
20	鹿島行事	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	市内の鹿島行事は、「鹿島立て行事」と「鹿島流し行事」に大きく二分される。概ね6月から8月の間に行われており、多くは7月である。行事の呼称は地域によって異なる。	—
21	鹿島流し（鹿島送り）行事	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	「鹿島送り」「鹿島流し」など地区によって呼称は異なる。農作物の害虫を追い払う虫送り行事とも結び付き、災厄払いや五穀豊穣などが願われる。集落外れまで人形を運び、川に流す例や燃やす例、流さずに立てる例がある。	—
22	鹿島立て（厄神立て）行事	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	ワラ人形を立てる行事。「鹿島立て」「厄神立て」と呼称される。基本的に集落の外れに置かれ、道祖神と同じような意味を持つ。悪霊、穢れ、疫病などの侵入防止の願いが込められ、大草鞋を集落境の木にかける例もある。	—
23	神輿渡御（祇園社）	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	8月 15 日実施。祇園社では、文政 11 年(1828)に京都から神輿を購入し、以来神輿渡御を実施する。この神輿は雄物川を経由して運び込まれた。大名行列と神明神楽、祇園囃子(市指定)、獅子の口割が行われる。	未

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
24	エゴ	無形民俗	風俗慣習（食・食文化）	日本海側の男鹿の海岸で取れるエゴ草を、丁寧に洗い煮て作る。こんにゃくにも似た独特の食感で、おかずにも酒の肴にもなる。法事やお盆などには欠かせない料理で、お膳の中では祝い膳の刺身に相当するものだったという。	—
25	カスベ料理	無形民俗	風俗慣習（食・食文化）	北海道や東北地方では、エイの干物は「カスベ」と呼ばれ、保存のきく海産物と重宝された。旭岡山神社の露踏み神事ではカスベ料理がつきものという。	—
26	袴形船着き場跡	遺跡	交通施設	明治中期の移出品は米、大豆、小豆などであったという。	未
27	十日町船着き場跡	遺跡	交通施設	剣花、女郎出など各集落の米を運んだ。船頭であった家では内神として金毘羅宮を祀っていたという。	未
28	阿気河港跡	遺跡	交通施設	付近に金毘羅神社(旧阿気農協北側)、ケダニ地蔵堂、浜蔵跡が所在。大森や由利地方との物資運送や人々の往来に利用された。浜蔵は昭和 40 年(1965)に解体された。	未
29	大森河港跡	遺跡	交通施設	近江屋(上田)太兵衛の浜蔵 2 棟、小屋 1 棟が明治末まであったという。対岸の館合、薄井への渡し舟もあり、明治 43 年(1910)に大上橋が完成するまで行われた。	未
30	薄井河港跡	遺跡	交通施設	下開舟場とも呼ばれた。浜蔵 1 棟が所在していた。	未
31	沼館河港跡	遺跡	交通施設	一帯の河原は「浜」と呼ばれ、大船も着岸したという。浜蔵等も所在した。	未
32	深井河港跡	遺跡	交通施設	川が深く好条件であり、舟運の物資は大部分がここで陸揚げされ浅舞方面へ供給された。福岡利兵衛らの浜蔵が並び、福地や里見の米が集まったという。昭和初期まで筏による木材運搬が行われた。	未
33	大沢河港跡	遺跡	交通施設	対岸の深井港との渡船があった。隣国の矢島領の米も大沢番所を超えて運ばれ、川下げされたという。	未
34	下堀河港跡	遺跡	交通施設	増田の商人たちも、この河港で商品を積み下ろしし、刻み煙草は輸出の花形だったという。明治 10 年(1877)に植田の近庄兵衛らが土蔵 2 棟を建て、米運搬と倉庫業を行ったという。	未
35	下今泉船着き場跡	遺跡	交通施設	明治 10 年(1877)に植田の近庄兵衛らが土蔵 1 棟を建て、米運搬と倉庫業を行ったという。明治に入ってからは、主に下堀河港が使用された。文政4年(1821)には存在していたが短期間の利用とされる。	未
36	田村河港跡	遺跡	交通施設	田村港からは年貢米や田村根っこ、田村木綿、大豆などが積まれたという。浜蔵として、5 間と7間の石蔵2棟があり、一帯は「浜」と呼ばれ、市もたつほど賑わったとされる。	未
37	落合河港跡	遺跡	交通施設	大戸川河岸に所在した。享保 15 年(1730)頃の開港とされ、水量が多い時には大きな胴船が入港したという。森谷文左衛門の浜蔵があったと伝わり、江戸末期には日用生活物資が横手・十文字・浅舞方面に運ばれたという。	未
38	関根船着き場跡	遺跡	交通施設	横手川流域に所在。雄物川に接続。開田に伴う水量の減少で、幕末には落合河港が二百俵積みの胴船の終点となり、利用機会が減少した。	未
39	小勝田沼	名勝地	湧泉	不断泉。国道を挟んで南北に2つの沼がある。北側の沼は広さ 10 畳ほどの池状をなし、岸には、鹿嶋人形が 2 体祀られる。南側の沼は約 800 ㎡の四角い沼で、昭和初期に新設された。水神を祀る祠がある。	未

・構成する歴史文化遺産は主なものを示しており、ここで挙げた歴史文化遺産が地域遺産の概要を示す全ての歴史文化遺産と限るものではない。

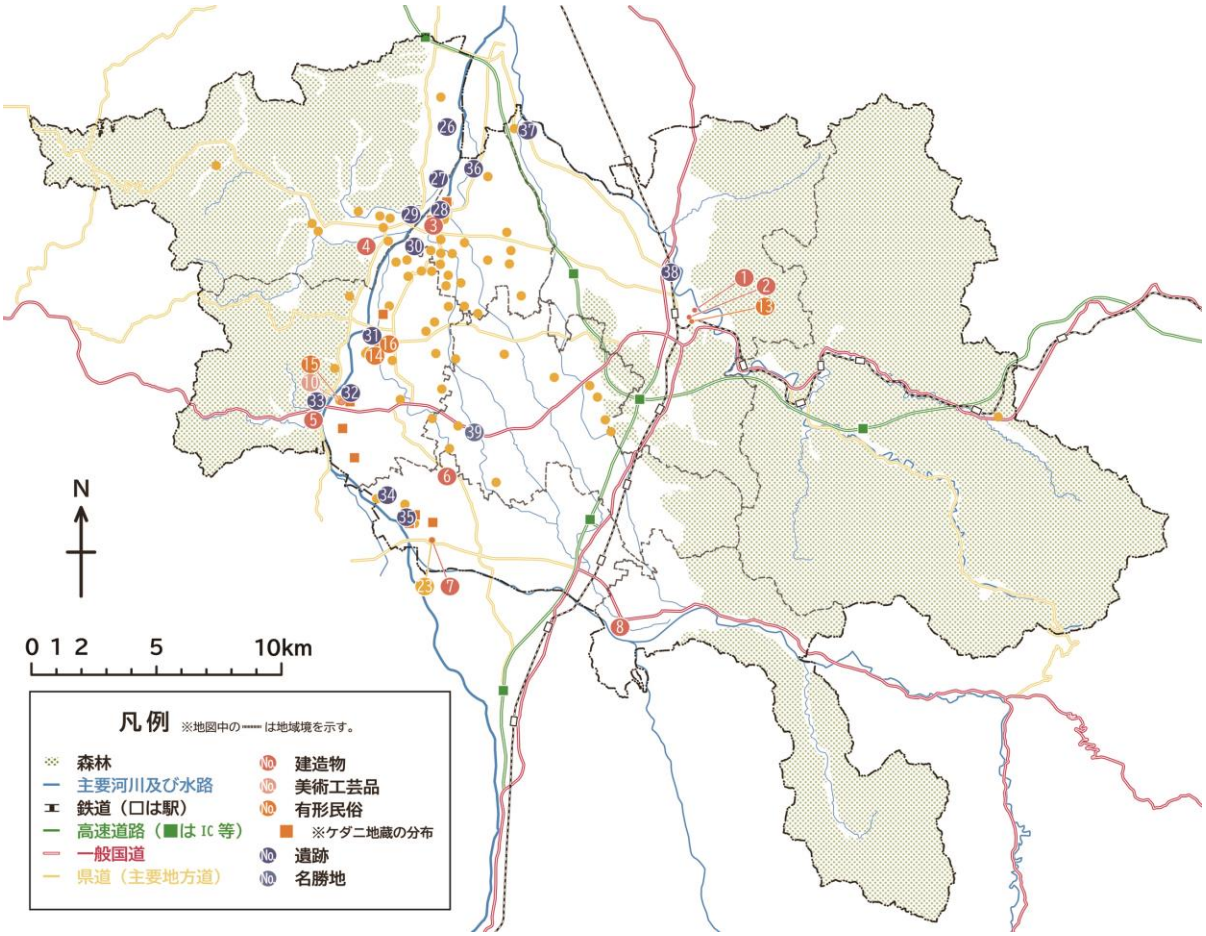
・指定等を受けている歴史文化遺産については、その名称を付している。

・神社の名称は、同一のものが多い場合、名称の後に所在する大字または小字或いは通り名を括弧で付した。

・河港については、主なものを記載した。また、河港は流路の変遷によって幾度となく場所が移動している。

・各地に所在するケダニ地蔵・鹿島行事については、個別の概要の記載を省略し、その分布状況については、以後に掲載する図版の中でその分布を示しいている。また、有形民俗（信仰）に位置づけられる金毘羅信仰塔については、各市町村史に詳しいが、市内の在郷町を中心に 50 基あまり所在しており、個別の概要の記載及び分布状況の図化を省略している。また馬頭信仰塔などについても同様である。

主な構成歴史文化遺産の分布



・場所を特定できない歴史文化遺産については、図で示していない。

地域遺産の概要を示す写真



舟運の様子（雄物川地域）

中央からの物資を運ぶ船は、地域の人々にとっては宝船であったかもしれない。八幡神社（深井）に奉納された舟絵馬は、当時の雄物川舟運の様子を伝える。（番号 10）



伊万里焼（増田地域）

北前船を通じて当地の産品が全国に流通し、逆に当地にも全国から様々な物資が寄せられた。写真は元治元年（1864）に購入され、当地に運び込まれた陶器（伊万里焼）。



金毘羅信仰塔（大森地域）

高さ約３ｍ、安政３年（1856）の建立。様々な商品を雄物川から全国に送った商人たちは、物資輸送の安全を祈願し金毘羅塔を建立した。舟運の衰退によって塔の建立も衰退する。（番号 16）



ケダニ地蔵（十文字地域）

河川流域での活動が増えるほどツツガムシ病の被害も増加した。現代罹患する例は減少したが、今日なお大切に祀られる地蔵は、当地の風土と歴史を物語っている。（番号 18）

地域遺産④　横手盆地を取り囲む信仰の山々（表６）

地域遺産の名称

横手盆地を取り囲む信仰の山々

地域遺産の概要

市内に立地する多数の山々

総面積の 55.3%を森林が占める本市には、横手盆地の東に奥羽山脈、西に出羽山地が位置し、大小様々な山が連なる。山は木材や山菜、動物など、衣食住のうち特に食住に関係する様々な恩恵を与えてきた存在であり、近世には札山制や留山制によって山林が保護された一方で、「マタギ」や「炭焼き」など山の生業も生まれ、現在は途絶えてしまったが「まきだし（木だし）」や「イカダ流し」「柾割（木端）」「木地師」などの山仕事や手仕事の技術も育まれた。山は現在も登山や遠足などの行楽的な要素を持つばかりでなく、「山菜取り」などの場としても親しまれている。

山への信仰の広がり

一方で、山は神が住まう神聖な存在として長く信仰の対象となってきた。市内には旭岡山、釣瓶山、八幡山など山上に本殿を構える社も多い。また、山の神は、春になると「田の神」となって里に下り、冬になると「山の神」となって山に戻るとされ、山村部を中心に山の神を祀る「山神社」が置かれ、現在も「山の神祭り」として祭礼が営まれる集落も多くあるほか、「山の神を守る」役を担う家もある。

歴史をたどると、平安時代前期までには、奥羽山脈の御嶽山には塩湯彦神社、出羽山地の保呂羽山には波宇志別神社が置かれ、山上で祭祀が営まれてきた。中世以降には、神仏習合や熊野三山などの山岳信仰と、密教が結合した信仰である修験道の影響があり、保呂羽山や御嶽山のほか、南郷岳、金峰山（明沢岳）、天ヶ台山などが、修験者（山伏）の行場となった。その後、神社や寺を預かった修験系の別当らの活動によって、山岳信仰が民衆に浸透したことにより、市内には太平山塔や出羽三山塔などの山岳信仰塔も広く残っている。

ランドマークとしての山

現代の人々にとって、山は必ずしも信仰の対象ではない。市内の山々は、平野部を中心に眺望することが可能であり、遥か西方に望む鳥海山ばかりでなく、保呂羽山、御嶽山、金峰山、真人山など、暮らす地域によって対象は様々だが、各々が身近に感じる山があり、ランドマーク的な存在にもなっている。こうした日ごろ目にする山の様子は歳時記としても機能し、残雪の状況を見て田植えの時期を判断するなどといった、山の見た目の変化で歳時の作業開始の目安を計るなどの風習は現在も広く浸透している。

現代に息づく行事や祈り

山は現代においても多様な資源を人々に提供する存在であり、一方で、山そのものに神が宿るとする信仰は古くから息づいている。市内には様々な山に係る伝承や「波宇志別神社の霜月神楽」、「湯殿山神社裸参り」などの行事も継承されているほか、神楽や用具、山岳信仰塔など山岳信仰に起因した行事や資料も多く残り、「保呂羽山の霜月神楽」のように、その運営を地域住民らで結成された保存会が支えている例も多い。山間部の集落や山林業に従事する人々の間では「12 月の祭礼日には山に入らない」などの風習も伝わる。住民に身近な山々は、長きにわたって生活へ恩恵を与えてきた半面で、神が宿る畏怖の存在としても信仰されてきており、山に関する様々な習俗も現代生活に受け継がれている。

主な構成歴史文化遺産一覧

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
1	塩湯彦神社	建造物	神社	御嶽山山上に位置する。『延喜式神名帳』(927)に掲載される式内社で中世以降断絶していたが、正徳 4 年(1714)再興。昭和 57 年(1982)社殿を建立した。「明永長者と明保長者の伝承」がある。	未
2	金澤八幡宮	建造物	神社	地元で「八幡山」とも呼ばれる山上にあり、金沢城跡に所在する。寛治7年(1093)に源義家が清原清衡に命じ金沢柵跡の頂上へ出羽国鎮護として祀ったのが始まりと伝わる。本殿は大正 7 年(1918)の建築。	未
3	八木沢神社	建造物	神社	物見山上にある。参道に明治天皇の御前水とした石清水がある。	未
4	大森神社	建造物	神社	地元で「館の山」とも呼ばれる山上にあり、大森城跡の本丸跡に所在する。元々大平山神社が所在していたものに、明治 40 年(1907)剣花山八幡宮、鹿島神社などを合祀して新たに建立したもの。	未
5	鉢位山神社	建造物	神社	鉢位山山上に所在する。小野寺氏から崇敬を受けたが、慶長 5 年(1600)の大森合戦で鉢位山も落ちたという。	未
6	波宇志別神社　里宮	建造物	神社	波宇志別神社神官大友氏の神殿であり、霜月神楽が行われる。昭和 33 年(1958)の火災により全焼し、翌年再建された。正面奥に祭壇があり、その前に神楽座、その周囲に参拝者のための畳敷の拝観座を設ける。	未
7	波宇志別神社神楽殿	建造物	神社	女人禁制の本殿に代わって神子による湯立神楽、歌舞の祭事が行われることから、本殿とならぶ重要な建物。5 月 8 日(旧暦 4 月 8 日)の例祭では、神楽が奉納される。	国
8	波宇志別神社　下居堂	建造物	神社	保呂羽山参道沿い、本殿へ登る急坂の下にあり、普賢菩薩を祀る。女人禁制の本殿に代わる女性のための遥拝所として建てられたという。本殿に次ぐ重要な役割を担い、本殿改修の際はここに御神体を安置した。	未
9	波宇志別神社（本殿）	建造物	神社	保呂羽山山上に位置する。『延喜式神名帳』(延長5年・927)に掲載される式内社で、北東北で唯一現在まで絶えることなく存続する。明治 24 年(1891)の建築。	未
10	秋田神社	建造物	神社	地元で「お城山」とも呼ばれる朝倉山の山上にあり、横手城跡の本丸跡に所在する。明治 12 年(1879)に秋田市の秋田神社を分社して創建した。	未
11	旭岡山神社	建造物	神社	大同2年(807)征夷大将軍坂上田村麻呂東征の際に、祭神を勧請し創建したと伝えられる。小野寺、佐竹両氏の尊崇を受けた。梵天奉納行事(2 月 17 日)が行われる。本殿は近世、拝殿は嘉永7年(1854)の建築とされる。	未
12	大鳥井山神社	建造物	神社	平安時代の城館跡である大鳥井山遺跡のある大鳥井山山上に所在する。旧社殿は小野寺氏時代の、平城の城門の一部を用いて建立したものと伝えられている。昭和 31 年(1956)焼失。翌年再建した。	未
13	釣瓶山八幡神社	建造物	神社	天正元年(1573)頃の開基といわれ、市指定の本殿は岩を削り建てられる。落武者原田越前某が修験の場として開いたとも伝わり、観音堂、神楽殿(拝殿)、神門(下居堂)などがある。本殿は近世の建築とされる。	市
14	湯殿山神社（新光山慈眼院）	建造物	神社	慶長から寛永(1596-1644)の間の創建で、開基は佐々木下総、開山は東海上人とされる。出羽三山信仰が現在に残る。修験道場跡でもある。	未
15	金峰神社（大沢）	建造物	神社	雄物川地域西部の金峰山の麓に所在し、養老7年(723)に大和の蔵王権現を勧請したといわれる。山上には奥宮がある。本殿は元禄 14 年(1701)、拝殿は近世の建築とされる。	未
16	金峰山神社（南郷）	建造物	神社	「キンプサン」とも呼ばれる。山内地域の南郷嶽山上にある。下南郷、中南郷、三ツ屋、上南郷の4つの集落が交代で別当にあたり、神社参拝者や梵天奉納者をもてなした。江戸末期の建築とされる。	未
17	金峰神社（明沢）	建造物	神社	醍醐地区の金峰山山上にある。坂上田村麻呂東征の後、大和国葛城の金峰山を勧請したという。後三年合戦の際、源義家が金峰山に祈誓を掛け、手柄をたてた後、寛治 3 年(1089)神祠を建て興したとも伝わる。	未
18	三吉神社（男亀山）	建造物	神社	男亀山山上に所在する。	未
19	三吉神社（真人）	建造物	神社	真人山山上に所在する。	未
20	戸波神社（薬師神社）	建造物	神社	神社背後の天ヶ台山で修行する行者が草庵に薬師像を祀り、修行布教の拠点としていた。応永元年(1394)に天ヶ台山の裾野である現在地に山頂にある本宮(草庵)の遥拝所も兼ねた薬師堂を建てたとされる。	未
21	保呂羽山御開山以来之次第	美術工芸品	古文書	霜月神楽に関する現存最古の記録。天正 18 年(1590)のものは、大友右衛門太郎吉継 書。このほか、享保 9 年(1724)、文政 11 年(1828)のものがある。	未
22	保呂羽山参道口碑	美術工芸品	歴史資料	皇紀 2600 年(昭和 15 年:1940)記念として、六郷の保呂羽山講中が建立した石碑。	未

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
23	白滝観音	有形民俗	信仰	御嶽山中の観音沢に所在する。秋田六郡三十三観音第一番札所。観音像は保昌房が仏師・定朝に依頼して制作されたとの伝承もある。	未
24	山神塔	有形民俗	信仰	「白木の山の神」と呼ばれ、かつて旅人や地元の猟師などが山中の安全を祈願したという。嘉永６年(1853)建立。	未
25	田神塔	有形民俗	信仰	阿気本村農村公園内にある。田神塔は各地に祀られており、田の神は、秋には山に帰って山の神となり、春には里に戻ってくると伝えられている。	未
26	黒尊仏（狗留孫仏）	有形民俗	信仰	山上に所在する岩を神体としている。釈迦が悟りを開く以前の七仏の一人である狗(倶)留孫仏であり、これが訛って黒尊仏といわれた。	未
27	東鳥海講（上狐塚・下狐塚）	無形民俗	風俗慣習（信仰）	旧暦6月１日に「お田の神様祭り」として実施。湯沢市の東鳥海神社で御祈祷後、お札をもらい、年番が自宅か会館でふるまう。上狐塚、下狐塚の一部が一緒に集まる。山岳信仰に関する講の一例。	未
28	元旦の氏神参り（大沢）	無形民俗	風俗慣習（衣食住）	大沢地区には氏神が25か所ほどあり、これを元日に全て周る風習がある。元日以外は戸々で祀っており、集落全体で祭礼を行うのは田の神が5月1日、山の神と熊野神社が6月第3日曜にまとめて実施しているという。	未
29	波宇志別神社　春祭り	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	5月8日(旧暦4月8日)に実施。例祭では神楽殿で神子舞が奉納されるほか、神輿が神楽殿の周りを3回廻る「神輿廻り神事」が執り行われる。	未
30	波宇志別神社　本殿参り	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	1月4日の保呂羽山の山開き行事。波宇志別神社の神官一行が保呂羽山上に登山し、神事を行う。かつては、この神事にあたり梵天が奉納されていたが、現在は休止している。	未
31	湯殿山神社裸参り（お柴灯）	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	現在は1月7日に実施。「二井山裸参り」とも呼ばれ、お柴灯行人と呼ばれる信者が、午後7時ころ、神社前の杉の泉で水垢離をとって身を浄め、ロウソクと初穂を持って、男は裸参り、女は浴衣でお参りをする。	未
32	山ノ神祭り（大沢）	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	高照山神社の下にある山神堂。5月12日に山ノ神祭りがある。3軒1組が当番を務める。この日が、山ノ神が田ノ神となる山降りの日と伝えられ、逆に12月15.16日は田ノ神が山ノ神に昇る日とされ餅をついて供えるという。	未
33	山ノ神祭り（三又）	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	5月12日、10月(旧暦9月16日)に実施。山神社で営まれる。各地に残る山ノ神祭りの一例。	未
34	明永長者と明保長者の伝承	無形民俗	風俗慣習（伝承）	塩釜大明神の末裔と言われた明永長者と明保長者は御嶽山にたどりつき、そこから見た西方の湖(鳥の海)を干拓した。これが横手盆地と言われる。長者は自ら御嶽山に鎮まったとされる。	—
35	鉢位山の伝承	無形民俗	風俗慣習（伝承）	「漆万杯、黄金千両」の言い伝えがあり、かつて「鉢山八千坊」と言われ、神官や社僧などが多くいたという。財宝が埋められているとの伝承がある。	—
36	米とぎ歌	無形民俗	風俗慣習（民謡）	祭り歌。霜月神楽における祭り歌。	未
37	保呂羽山の霜月神楽	無形民俗	民俗芸能	11月7日の夜から8日朝にかけて里宮において執り行われる。里宮の神殿内に大きな湯釜を2つ据え、それに沸騰した湯を立て神職が執り行う湯立行事が特徴。天正18年(1590)以前から行われている。	国
38	波宇志別神社神楽殿境内地	遺跡	社寺跡等	藩主家紋を模した扇池を配する。元禄15年(1702)以降に現在の形に整備されたという。	市
39	波宇志別神社　垢離掛け場・祓所跡	遺跡	社寺跡等	保呂羽山表参道沿いにある。禊をするための滝と祓所(はらいどころ)がある。参拝時、この水で身を清めた。	未
40	八沢木の百人塚	遺跡	墓・碑	嘉永6年(1853)神官の守屋家で起きた火災によって、波宇志別神社本殿への参拝者百人以上が亡くなった。死者を供養するために、安政6年(1859)に守屋氏によって建立された。	市
41	木地師の墓所	遺跡	墓・碑	滝ノ下集落奥の山中にある。文政４年(1821)の江州木地師小椋嘉右ヱ門の墓。木地師とは塗り物の下地職人。	未
42	子守り岩	遺跡	旧跡・伝承地	女人禁制の保呂羽山に子守女が登り、転げ落ちて岩になってしまったといわれる丸い石がある。	未
43	御嶽山	名勝地	山岳・河川等	標高 751m。山上に塩湯彦神社が所在するほか、秋田六郡三十三観音一番札所である白滝観音がある。	未
44	保呂羽山	名勝地	山岳・河川等	標高 438m。出羽山地にある台形状の山体で、山上に波宇志別神社が所在する。平鹿・仙北・由利の三郡（久保田・亀田・矢島の三藩）にまたがり、霊山として古くから山自体が崇敬されてきた。	未
45	剣花山	名勝地	山岳・河川等	標高 101m。大森城址北東に位置した三角錐の山。横手盆地が一望できることから、後三年の合戦前に源義家の命で頂上に灯籠を立て、遠近の距離を測ったとされる。	未
46	釣瓶山	名勝地	山岳・河川等	標高 297m。山中に釣瓶山八幡神社が所在する。周辺集落の人々にとっては、外部から入山して欲しくない程に大切な山だったと伝わる。	未

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
47	金峰山（大沢）	名勝地	山岳・河川等	標高 373m。山上に金峰神社（大沢）奥宮が所在する。古くから霊場として修験道場の役割を果たし、小野寺氏の崇敬を受けた。	未
48	南郷嶽	名勝地	山岳・河川等	標高 681m。山上に金峰山神社（南郷）が所在する。昭和 30 年（1955）までは、女性は 8 合目（お隣堂）まで登り礼拝していたとされる。	未
49	金峰山（醍醐）	名勝地	山岳・河川等	標高 450m。明沢嶽。山上に金峰神社（明沢）が所在する。古くから霊場として修験道場となり、古くは三十三坊、天正年間（1573-92）には十一坊あったという。増田城主土肥氏や馬鞍城主小野寺氏の崇敬を受けた。	未
50	真人山	名勝地	山岳・河川等	標高 390m。山上に三吉神社（真人）が所在する。麓に真人公園が広がる。清原真人武則居城跡との伝承がある。	未
51	天ヶ台山	名勝地	山岳・河川等	標高 315m。戸波集落西方に所在し湯沢市と接する。中尊寺と立石寺の行者が荒行中にこの地に入り、合流した地点を天ヶ台と名付けたという。正応年間（1288-92）に山上に行者が草庵を結び、修行布教の拠点としたという。	未
52	十二ノ木のケヤキ	動物、植物、地質鉱物	植物	十二ノ木集落の地名の由来。樹齢およそ 300 年とされる。12 種類の枝葉がこの 1 本の木から出ていたので「十二ノ木」と呼ばれた。かつては巨木で夏には田の神、冬は山の神が祭られ、祭事が行われていたという。	市
53	八沢木地区の町並み	伝統的建造物群	—	門前町。仁王門から始まる波宇志別神社表参道入口付近に形成された。この参道は、西側に隣接する本荘藩や亀田藩と秋田藩を結ぶ街道でもあり、元禄 16 年（1703）に設置された番所跡（市史跡）がある。	未

・構成する歴史文化遺産は主なものを示しており、ここで挙げた歴史文化遺産が地域遺産の概要を示す全ての歴史文化遺産と限るものではない。

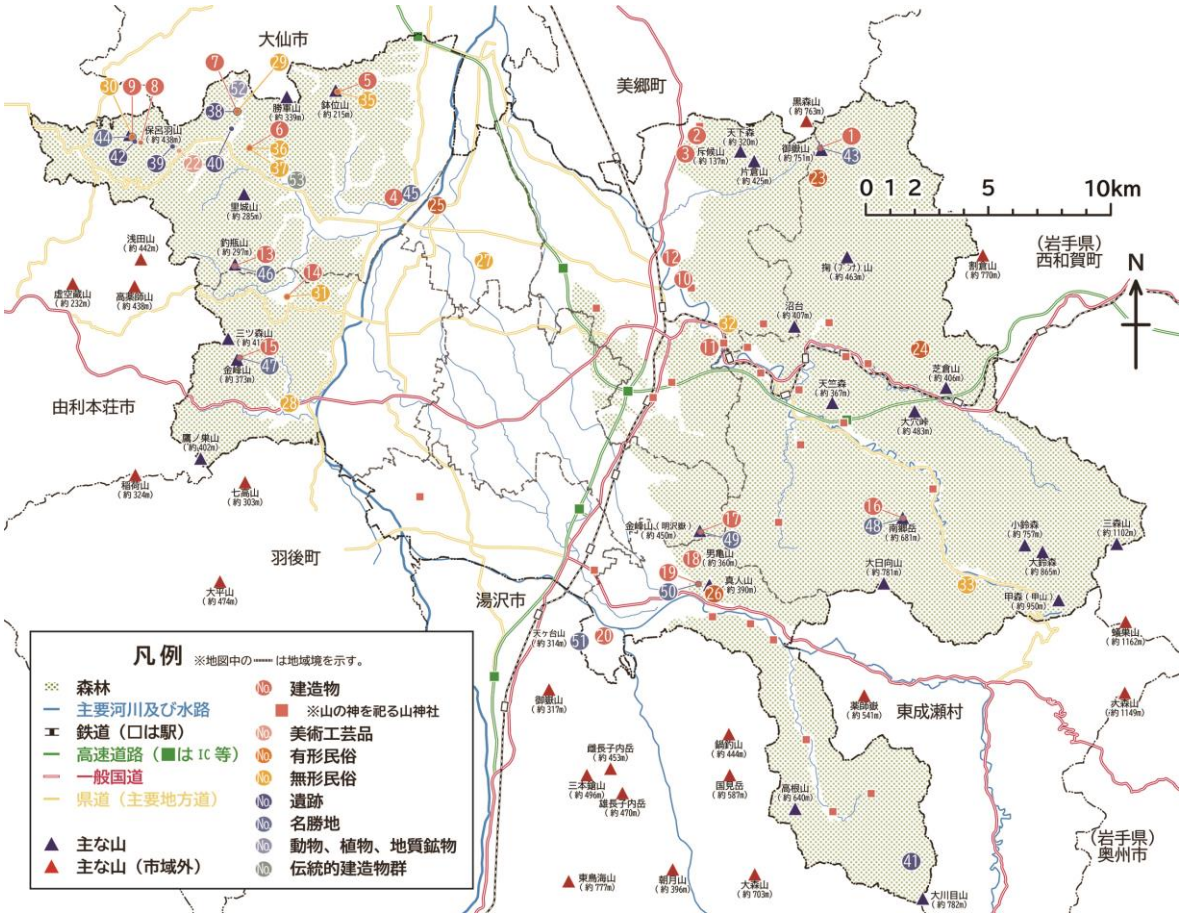
・指定等を受けている歴史文化遺産については、その名称を付している。

・神社の名称は、同一のものが多い場合、名称の後に所在する大字または小字或いは通り名を括弧で付した。

・山神社については、数も多いため個別の概要の記載を省略し、その分布状況については、把握されているものについて、以後に掲載する図版の中でその分布を示しいている。

・いわゆる「山の神祭り」等の行事や講の活動状況については、全体の分布を把握しきれていないため掲載を省略した。今後の調査が待たれる。

主な構成歴史文化遺産の分布



地域遺産の概要を示す写真



山神社
（山内地域）

周囲を山に囲まれた本市域では、山間部を中心に山の神信仰や行事が見られ、多くは集落や講などの単位で継続される。山神社も主に山間部に立地する場合が多い。



田神塔
（大雄地域）

「作の神」でもあり、五穀豊穣を願う「田ノ神さん」と呼ばれる祭礼を行う例もある。山の神と田の神は、同一神的なとらえ方をする例が多く、5月に神の山降り、12月に山昇りがあるという。（番号 25）



ランドマークとなる山々

育った場所や環境などによって身近な山、ランドマークとなる山は多様である。写真は、「三角山」とも称され、市内の様々なところから望むことができる平鹿地域の金峰山（明沢嶽）。



保呂羽山の霜月神楽
（大森地域）

遅くとも中世末期には行われている霜月神楽は、全てが古式に則り催される。数百年の過去と現在とを紡ぐ連綿とした歴史の連続性を体現するいわゆる時代絵巻的な側面もある。（番号 37）

地域遺産⑤　豪雪地帯の暮らしと食文化（表７）

地域遺産の名称

豪雪地帯の暮らしと食文化

地域遺産の概要

豪雪地帯横手

横手は過去 10 年間の平均気温が 11.4℃あまりの冷涼な気候で昼夜の寒暖差も大きく、冬になると１ｍを超える積雪がある豪雪地帯である。災害級の豪雪に見舞われる年も多くあり、かつては冬季になると特に山間部の農村集落を中心に外部と寸断され、他所との往来もままならい暮らしを余儀なくされたほか、町部にあっても往来は不便であり、生産活動や経済活動にも影響を与えてきた。当地方の豪雪は、マンガ作品でもたびたび取り上げられ、その原画が横手市増田まんが美術館に収蔵されている。

雪に対応して工夫された暮らし

こうした暮らしの中で人々は試行錯誤を繰り返し、様々な生活の知恵を暮らしに反映させてきた。民家では入口の前にある風雪除けの風除室を設けたほか、生活用品では運搬具としてのソリや藁製の履物、ボッチや「どんぶく」と呼ばれる衣類など、多様な発展を遂げた。スコップ（シャベル）も、一般的には丸型だが、当地方では四角い形の利用が多く、冬季の除雪にあたり雪を効率よく切り出すための工夫である。また、山村部を中心に冬季は自給自足の生活を強いられるほか、作物生産が困難なために長期保存の食も重視され、雪室（ゆきむろ）に雪を溜め込み貯蔵する雪中貯蔵は夏季まで利用されたほか、「凍（し）み大根」などの保存食や「酒造り」「いぶりがっこ」などの発酵文化も浸透した。このほか、冷涼な気候を利用したりんごやぶどう、さくらんぼなどの果樹栽培が明治時代から盛んになり、なかでも雄平フルーツライン沿いに広がるりんごの樹園地からは西側に鳥海山を望むことができ、平野部に広がる出荷や生産に係る施設も含め一体として良好な景観を創出している。

豪雪が生み出す穀倉地帯と湧泉

雪の行事の象徴として「かまくら行事」が挙げられる。「横手のかまくら」は、水神信仰と左義長（さぎちょう）と呼ばれた火祭りが融合したものとされ、雪室の中に水神の札を祀る水の信仰の一形態である。水は生活において欠かせないが、当地方を埋め尽くす豪雪は春の雪解けとともに豊富な水源となり、一大穀倉地帯としての発展に寄与した。こうした水源が各地に分布する湧泉の豊富さにも起因しており、平野部の平鹿地域などで多くの湧泉が確認され、氷河期からの依存種であり、「ハリザッコ」ともいわれるトミヨ（トミヨ淡水型）などトミヨ（トミヨ雄物型）の2種が混生する希少な湧泉も確認されている。浅舞地区では敷地奥に湧泉や自噴井戸を構え枡状の洗い場を設けたり、周囲を石積みで養生するなどの特徴が見られ、「清水まつり」が行われる例もあるなど水に係る様々な特徴が見られ、浅舞絞りの技術も継承される。湧泉の豊富さは、これらにまつわる様々な伝承の形成にも影響している。

現代に息づく先人の知恵

共生すべき自然現象とはいえ、当地では雪とのたたかいの歴史を繰り返してきた。雪との共生から生み出された象徴的なものに住まいがあり、至る所に冬を意識したつくりがみられ、国や県、市の指定や国登録の民家建築がこれをよく示している。他の地方と比べると比較的勾配もきつく、床も一段高くなっている。２階建ての主屋の背面に、１階の屋根から２階屋根に上るための梯子が常設的に構えられている例が多いのは、冬季の雪下ろしのための工夫である。また、市内在郷町を中心に、主屋の背面に土蔵を構え、これを鞘（さや）となる建物で覆い主屋と接続させる「内蔵（うちぐら）」と呼ばれる土蔵がみられる。これも、土蔵を鞘で覆うことで、雪や雨から土蔵を保護するとともに、土蔵脇のトオリドマの通年的な使用を目的として発展してきたものとされる。

雪との共生は現在なお進化している。流雪溝などのシステムのほか、旧来の形式を応用した雪中貯蔵や雪冷房など、日々新しい取組みが行われている。

主な構成歴史文化遺産一覧

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
1	伊藤八重郎家住宅	建造物	民家その他	木造切妻造平屋建。敷地面積は約 1,000 坪と非常に広大である。大正 3 年(1914)の建築。	登録
2	戸田家住宅	建造物	民家その他	木造切妻造平屋建。大正 5 年(1916 年)の建築。	登録
3	今野商店店蔵	建造物	民家その他	土蔵造寄棟造2階建。大正15年(1926)の建築とされる。	登録
4	今野商店土蔵	建造物	民家その他	和様式土蔵の外壁に防火のために煉瓦を貼った土蔵。明治 43 年(1910)の建築。	登録
5	赤川家住宅蔵	建造物	民家その他	土蔵造切妻造2階建。和様式土蔵の外壁に防火のため煉瓦を積む改造を施した土蔵。明治 18 年(1885)の建築とされる。	登録
6	小西家住宅座敷蔵	建造物	民家その他	土蔵造切妻造 2 階建。大正 11 年(1922)の建築。	登録
7	小西家住宅主屋	建造物	民家その他	木造寄棟造 2 階建一部平屋建。昭和 15 年(1940)の建築。	登録
8	小西家住宅文庫蔵	建造物	民家その他	土蔵造切妻造 2 階建。明治中期の建築とされる。	登録
9	鈴木家住宅主屋	建造物	民家その他	木造切妻造平屋建。喰違い 4 間取の平面を保つ切妻造、前後庇付の比較的規模の大きな住宅。元治元年(1864)の建築。	登録
10	旧日新館	建造物	民家その他	秋田県唯一の明治期の木造洋風住宅。旧制横手中学校(現横手高校)に赴任するアメリカ人英語教師の住居として建てられた。明治 35 年(1902)の建築。	県
11	斎太薬局本店店舗	建造物	民家その他	土蔵造2階建。元々は妻入の蔵造り店舗であり、正面右手に昭和初期の洋風の調剤室を増築している。明治 30 年(1897)ごろの建築とされる。	登録
12	斎太薬局本店調剤室・応接室	建造物	民家その他	木造2階建。ファサード(建物正面)が特徴的で、中央上部をアーチ型とし、上部に装飾を入れた華やかな意匠を施す。昭和初期の建築とされる。	登録
13	柏谷家住宅主屋・米蔵・蔵座敷・店蔵	建造物	民家その他	卓越した技術や技能が用いられている。店舗は明治 22 年(1889)、主屋は明治 36 年(1903)、蔵座敷･米蔵は大正 3 年(1914)の建築。	市
14	泉川家住宅	建造物	民家その他	木造平屋建。明治の政治家泉川庫之助、書家泉川白水の住居。明治 31 年(1898)の建築。	登録
15	平源旅館土蔵	建造物	民家その他	土蔵造切妻造2階建。建築様式から明治6年(1873)の旅館創業時から遅くとも明治中期までには建てられた。	登録
16	木村屋商店本店	建造物	民家その他	土蔵造切妻造平入り2階建。軟膏オブラートの製法を考案した山下九助が明治 35 年(1902)に横手に定住し、明治 37 年(1904)頃に建てたとされる。	登録
17	遠藤家住宅主屋	建造物	民家その他	木造2階建。主屋、鞘付土蔵、漬物蔵、板倉(セロ)がある。明治 44 年(1911)の建築。	登録
18	遠藤家住宅土蔵	建造物	民家その他	土蔵造切妻造2階建。腰部は煉瓦積である。明治 44 年(1911)の建築。	登録
19	雄物川民家苑木戸五郎兵衛村　民家	建造物	民家その他	雄物川町及び羽後町、雄勝町(現湯沢市)の民家を移築したもの。旧寺田家住宅は明治 13 年(1880)、旧佐藤家住宅は明治-大正時代、旧石黒家住宅は明治-大正時代、旧近野家住宅は江戸末期の建築とされる。	市
20	浅舞酒造店舗	建造物	民家その他	木造切妻造平屋建。昭和初期の建築とされる。	登録
21	浅舞酒造仕込み蔵・貯蔵蔵及び作業場	建造物	民家その他	木造平屋一部2階建。大正時代の建築とされる。	登録
22	浅舞酒造吟醸蔵及び酛場	建造物	民家その他	土蔵造及び石造切妻造平屋建。昭和初期の建築とされる。	登録
23	佐藤家住宅	建造物	民家その他	明治中期に行われた覆屋の拡張や装飾化などに増田の隆盛期における趣向をよく示している。土蔵を鞘で覆い主屋としているのは伝建地区内で唯一。明治初期の建築。	国
24	旧松浦家住宅	建造物	民家その他	重伝建地区において、明治期に遡る主屋、鞘付土蔵、外蔵が完存する唯一の例。増田における住宅の近代的変容の端緒をよく示す。主屋は明治 22 年(1889)、座敷蔵は明治 36 年(1903)、米蔵は明治 23 年(1890)頃の建築。	国
25	旧杏華堂石田医院座敷蔵	建造物	民家その他	土蔵造切妻造2階建。和様折衷の鞘付土蔵。大正 15 年(1926)建築。観光案内所「ほたる」の一部として利用。	登録
26	谷藤家住宅　主屋、座敷蔵及び味噌蔵	建造物	民家その他	主屋は木造2階建で昭和初期の和風邸宅。座敷蔵は土蔵造2階建で味噌蔵は前家主であった左官職人が建てた。主屋は昭和 17-18 年(1942-43)、座敷蔵は明治前期、味噌蔵は明治後期の建築。	市
27	果樹生産や出荷に係る施設	建造物	工場・倉庫等	りんごの生産や出荷、研究に係る施設が羽州街道中央部を中心に多く残る。昭和 40 年(1965)前後に栄や醍醐、亀田地区など各地の農事組合法人により選果場や冷蔵施設や選果場などの施設が建設された。	—

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
28	釣りキチ三平　原画	美術工芸品	絵画	増田地域狙半内地区を主な舞台にした釣りを題材としたマンガ。原画が横手市増田まんが美術館に収蔵される。	未
29	藤原利三郎　頌徳碑	美術工芸品	歴史資料	應鷹園の開墾とりんご栽培に功績のあった藤原利三郎を称え、應鷹園有志により昭和３年(1928)に建立。毎年祭礼が行われる。	未
30	リンゴの唄	無形	芸能	昭和 20 年(1945)夏に亀田地区の沢口集落付近で撮影された佐々木康監督(雄物川地域出身)の映画「そよかぜ」の主題歌を並木路子が歌う。平成元年(1989)に真人公園内に「リンゴの唄の碑」が設置された。	未
31	仁井田菅笠	無形	工芸技術	天文年間、加賀笠の技法が伝えられたのが始まりとされる。素材は菅(自家栽培)、竹等。製作過程が綿密なため、他産製品より耐久力が強く品質が良い。	市
32	いぶし（燻し）小屋	有形民俗	生業	収穫した大根を水洗いし、縄で縛り燻す小屋。昭和 40 年代以降に燻す用途のために建てられた例が多いが、中には茅葺形式の小屋もある。秋になると各家々から、大根を燻す煙が辺りに立ち込める。	未
33	自噴井戸などの水神の祠	有形民俗	信仰	浅舞地区では、湧泉や自噴井戸を家々の敷地裏手などに構え、生活用水として共同で利用していた。井戸付近に祠を建てて祀る例も多く、水神祭りも行われていた。	未
34	犬コ	有形民俗	年中行事・祭礼	しんこ細工。２月 15 日のかまくらの夜に、犬コを窓や入口に置く風習があり、昭和前期の犬コが羽黒町や上内町などの個人によって保管される。湯沢の「犬コ」と同様のもの。	未
35	かまくら行事の祭具	有形民俗	年中行事・祭礼	旧栄通町(田中町)の祭具一式。大正6年(1917)奉納の祠と、明治 28 年(1895)の墨書のある錦地の幕、明治 35 年(1902)の墨書のある版木、「水」の形の燈明台がかまくら館で公開されている。	未
36	発酵文化	無形民俗	風俗慣習（衣食住）	海が遠く雪深い米どころという地理的条件から、米糀を使った保存技術が発達した。昭和 30 年代には、100 件を超える糀製造所があったとされ、清酒のほか、甘酒、糀割合の高い横手味噌、なた漬け、花ずしなどがある。	—
37	出稼ぎ	無形民俗	風俗慣習（生業）	居住地に家族を残し他の地域へ一定の期間居住し就労する労働形態。高度成長期の昭和 40 年代、農閑期となる冬季間、首都圏の労働者不足を補填する労働力として農家が多く従事した。現在は激減している。	—
38	山内杜氏	無形民俗	風俗慣習（生業）	酒造出稼ぎ。明治末期から大正にかけて最盛期。山内杜氏組合は大正 11 年(1922)に創立、酒造講習会が行われたが戦時中に中断、昭和 24 年(1949)に再発足した。	—
39	ぶどう栽培	無形民俗	風俗慣習（生業）	横手地区東部と山内西地区西部が一大生産地となっている。明治 11 年(1878)に甲州ぶどうを試作したのが始まりとされ、明治 42 年(1909)にキャンベルスやナイヤガラの栽培に成功し、樹園地が増加した。	
40	いぶりがっこ製造	無形民俗	風俗慣習（生業）	山内地域では、十分に天日に当てられない大根を家の中に干して囲炉裏の火と煙で燻した。昭和 30 年代に「「いぶし小屋」での焚き火干し」に変化する。燻し期間は 11 月上旬-12 月上旬で、その後米糠・塩等で漬け込まれる。	未
41	りんご栽培	無形民俗	風俗慣習（生業）	明治9年(1876)に醍醐村の伊藤謙吉が県からリンゴの苗木の払い下げを受けたのが平鹿りんごのはじまりとされる。明治期に應鷹園や金麓園などの樹園地が開かれ、昭和 30 年代から斜面地が大規模に開墾された。	—
42	さくらんぼ栽培	無形民俗	風俗慣習（生業）	明治初期に秋田県にさくらんぼの苗木が導入され、十文字でもそのころから栽培されていると伝わる。三重地区の富沢集落などで特に盛んに行われている。	未
43	清水信仰	無形民俗	風俗慣習（信仰）	湧泉を清水(しず)と呼び、神聖視してお清水様(水神)を祀った。泉の傍らに祠を建て、５月１日に毎年清水まつりを行っている家庭もある。	—
44	雪中田植行事（阿気）	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	２月 11 日に兜合神社境内で実施。藁と豆殻を束ねたものを苗に見立てて雪面に植えつけ五穀豊穣、家内安全を祈願する。どんと焼きも合わせて行われる。	未
45	横手のかまくら	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	２月 15･16 日実施。小正月行事。水神祭り。雪室(直径 3m、高さ 2.5mの円筒形)を作り、神棚に供え物をする。子供たちが集まって甘酒や餅を食べる。左義長の火祭りと井戸水神信仰に由来すると伝わる。	市
46	甘酒(甘えっこ)	無形民俗	風俗慣習（食・食文化）	横手の甘酒は、飲用だけではなく、なた漬けや花ずしなどの漬物で使用したり、その他料理の際の調味料としたりしても使用している。「甘(あま)えっこ」とも称し、家庭でも自家用として作り、愛用している。	—
47	しみ（凍み）大根	無形民俗	風俗慣習（食・食文化）	大根を寒風に晒して干したもの。地域独特の食べ物となっている。	—
48	清香園	遺跡	その他遺跡	伊藤謙吉が「植物自由試験所」を設立し、県内で初めて栽培を始めた場所。実がついたのが明治 12 年(1879)頃で、その後樹園地を拡大した。園内には秋田県知事青山貞が碑文を自ら揮毫したという進徳修行の碑がある。	未

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
49	應鷹園	遺跡	その他遺跡	りんご樹園地。藤原利三郎(1868-1935)が真人山の麓を開墾し、近隣農家 16 戸で、計 25ha を開墾してりんごを植栽。明治 43 年(1910)に完成させた。当時醍醐村村長の山田貞吉がこの地を「應鷹園」と命名したという。	未
50	そよかぜ(映画)ロケ地	遺跡	その他遺跡	昭和 20 年(1945)夏に亀田地区の沢口集落付近で撮影された映画「そよかぜ」が同年 10 月 10 日に封切りされた。地元の女性たちもエキストラとして多数参加しており、主題歌の「リンゴの唄」は現在も歌われ続ける。	未
51	トミヨ及びイバラトミヨ生息地	動物、植物、地質鉱物	動物	氷河期からの依存種で、ハリザッコ、トゲウオともいわれるトミヨ(トミヨ淡水型)とイバラトミヨ(トミヨ雄物型)の2種が混生し、横手、平鹿、十文字地域の一部の湧泉で、全国で唯一両種間に生殖隔離の存在が判明し、学術的にも貴重とされる。その中でも特に状態の良好な平鹿地域の琵琶沼、荒小屋沼、天龍沼が生息地として指定される。	県
52	街道沿いに広がるぶどう棚の景観	文化的景観	—	農耕に関する景観地。横手地域東部から山内地域西部にかけては、明治時代から行われるぶどうの主産地であり、奥羽山脈の麓にぶどう棚の景観が広がる。秋の収穫期には、直売所が街道沿いに並び、賑わいを創出する。ぶどう栽培はこの付近を核に広がっている。	未
53	浅舞地区の湧泉群にみる景観	文化的景観	—	水の利用に関する景観地。平鹿地域は、旧皆瀬川などの河道及びその氾濫平野が広がり、その中に点在する微高地上に多くの湧泉がみられる。浅舞地区などでは、これを田畑の灌漑用水或いは酒造業、染色業などの産業にも活用してきた。	未
54	いぶりがっこの生産景観	文化的景観	—	農耕に関する景観地。豊かな森林資源に囲まれた谷間の農家の小屋から晩秋になると白い煙が立ち上る。いぶりがっこを製造し、食文化を育む山間の情緒ある景観。	未
55	斜面地でのりんごの樹園地景観	文化的景観	—	農耕に関する景観地。雄平フルーツライン沿いには斜面地に切り開かれた樹園地が広がる。周辺には應鷹園、金麓園など、当地方のりんご栽培の草分けとなった樹園地が広がるほか、西方に見える鳥海山との対比も相まって、良好な景観を形成している。	未
56	さくらんぼの農耕景観	文化的景観	—	農耕に関する景観地。三重地区の土壌がさくらんぼ栽培に適しており、明治以降盛んになった。こうした河岸段丘上のさくらんぼ畑が周辺の水田とあいまって、遠方に見える鳥海山とともに良好な景観を形成している。	未
57	浅舞の町並み	伝統的建造物群	—	在郷町。沼館街道沿いにあり、増田街道などが分岐する交通の結節点である。豊富な湧泉を利用した醸造業・染色業が盛んだった。敷地奥に湧泉や自噴井戸を構え祠を設けるなど、水と人との共生の歴史が垣間見える。	未
58	横手市増田伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群	—	在郷町。近世期に整備された地割や水路をよく残す。切妻造妻入を主とする店舗兼住宅の主屋が軒を連ね、その背後に主屋と連続する鞘付土蔵を接続し、豪雪に対応した長大な空間を形成している。	国
59	小栗山の町並み	伝統的建造物群	—	農村集落。街道から狙半内川を挟んだ対岸丘陵上の小栗山神社を中心に集落が形成。平野部の建物と比べ屋根が急勾配であるなど、豪雪に対応したつくりがみられる。神社と境内の「ねじりの大杉」はランドマークとなっている。	未

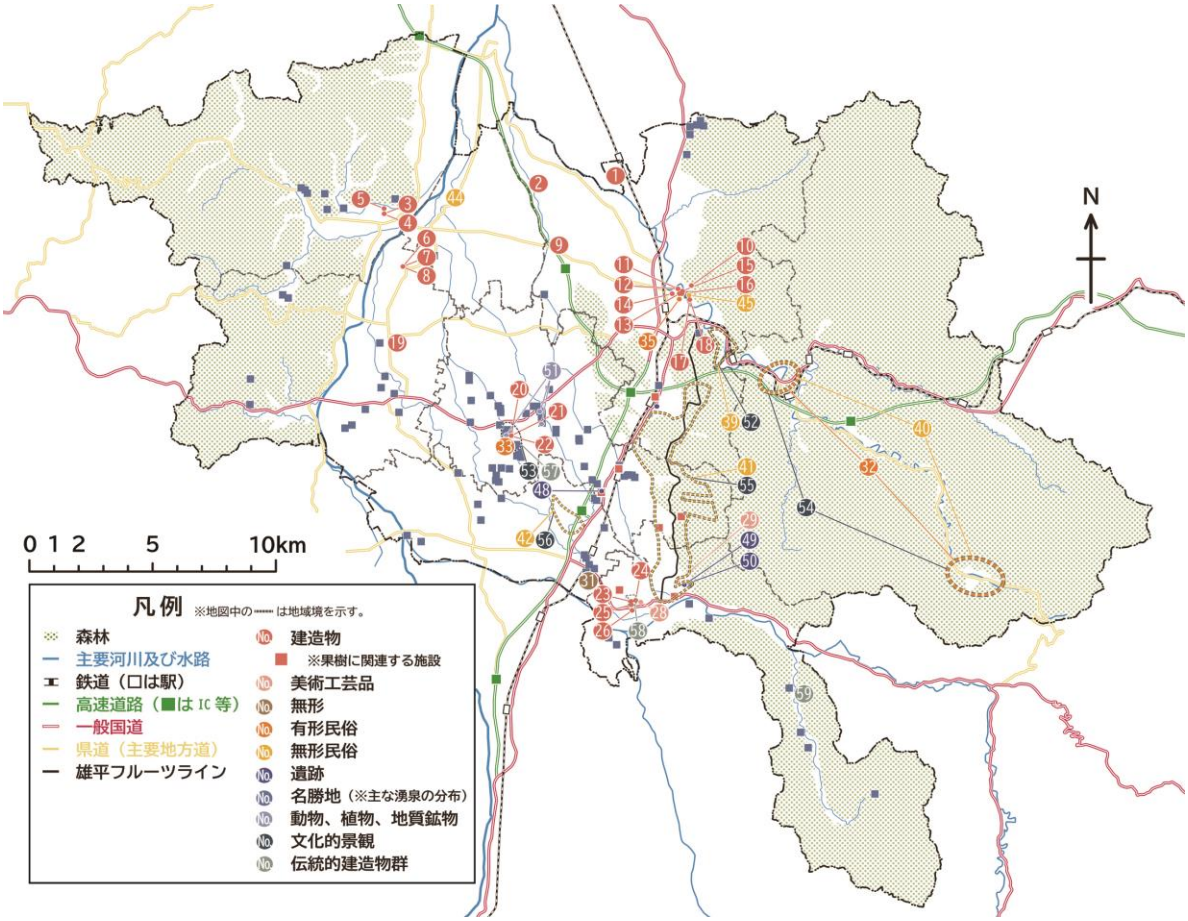
・構成する歴史文化遺産は主なものを示しており、ここで挙げた歴史文化遺産が地域遺産の概要を示す全ての歴史文化遺産と限るものではない。

・指定等を受けている歴史文化遺産については、その名称を付している。

・建造物については、雪国に特徴的なつくりをしているものが多いが、ここでは、こうした特性を象徴する指定等歴史文化遺産のうち、民家建築に位置づけられるものについて網羅的に取り上げた。但し、横手市増田伝統的建造物群保存地区内に所在する市指定及び国登録の建造物については、数も多いため、個別の概要の記載及び図示を省略している。

・名勝地に位置づけられる湧泉は、市内に多く存在するが、数も多いため個別の概要の記載を省略し、その分布状況については、以後に掲載する図版の中で示している。山内地域を中心に、把握が十分でない地域もある。

主な構成歴史文化遺産の分布



・番号 32「燻し小屋」や番号 40「いぶりがっこ製造」、番号 54「いぶりがっこの生産景観」については、山内地域に広く分布しているが、図上では、比較的集中的に分布する山内西地区の土渕周辺や、山内南地区の三又周辺で示している。
・番号 33「自噴井戸などの水神の祠」についても、平鹿地域をはじめ市内に広く分布しているが、図上では、比較的集中的に分布している浅舞地区で示している。

地域遺産の概要を示す写真



横手の豪雪

豪雪地帯横手では、多い時には平野部で2回、山間部では5回以上の雪下ろしを行い、屋根の雪を下す。生産環境や交通にも影響を与える雪との共生は恒久的な課題でもある。



いぶりがっこ製造（山内地域）

室町時代から行われたとの伝承も残るいぶりがっこ製造は、日照時間が少なく降雪も早いという山内地域の立地から育まれた発酵文化の食品として象徴的な存在の一つである。（番号 40）



傘杉の清水（雄物川地域）

かつてはそばに茶屋があり、夕涼みの客で賑わったという。弘化２年(1845)の「沼館村絵図」(市指定)にも描かれた傘杉（市指定）と不断泉の湧泉は、穀倉地帯の象徴でもある。



内蔵（増田地域ほか）

土蔵とトオリドマを鞘となる建物で覆うことで、冬期間の建物内の往来や土蔵の管理を容易にした。風雨にさらされないことで、土蔵は磨き上げられた漆喰など技術的な象徴ともなった。

地域遺産⑥　近世由来の伝統文化とコミュニティ（表８）

地域遺産の名称

近世由来の伝統文化とコミュニティ

地域遺産の概要

近世由来の神社と住民活動

市内の神社は祭神や設立経緯も多様であるものの、集落の設立に起因して設立されたものが多い。歴史的経緯から、在郷町の中心となる地域全体の鎮守として機能してきた比較的大規模な神社は、小野寺氏や佐竹氏の庇護を受けてきたものも多い。当地方のこうした神社の多くは、主として近世から近代にかけて、村や集落単位で鎮守などを目的に氏神や産土神（うぶすながみ）を祀る神社として置かれたものである。村や集落の神社では、住民が氏子として日常の神社管理のほか、ハレの日としての祭礼を行っていた。こうした活動を通じて集落の結束が高まり、祭礼における神前奉納や地域への披露を目的とした民俗芸能も育まれ、神社は地域一体となった活動拠点の一つとしての役割も担っていた。

多様な行事や民俗芸能

本市域の祭礼には、民俗芸能と一体的に育まれ継承されてきたものが多くあり、神社例祭における神輿渡御（みこしとぎょ）とともに披露される囃子や踊りのほか、神楽、番楽、ささら舞いなど多様である。一方、必ずしも神事を伴うものばかりでなく、鹿島行事や松明（たいまつ）焼きのように、集落等で実施する民間信仰的な側面が強い年中行事もある。こうした祭礼や年中行事としての「行事」とこれに付随する「民俗芸能」は、いずれも村や集落単位で実施或いは継続されてきたものが多い。同じ種類の行事であっても、画一的でなく個々に変容がみられることからも、各地に伝わる行事や民俗芸能は、各々その地域が歩んできた歴史を示すものともいえる。

現在に息づく修験の要素

現在継続する行事や日々の生活における習俗には、修験の要素も取り込まれている。江戸時代には、神社を管理する修験系の別当によって修験の要素も民衆に広がったとされる。「鳥海山講」や「月山講」などの講も組織されたほか、近代初頭までには「出羽三山塔」など多くの山岳信仰塔も建てられた。「獅子舞」に使用された獅子頭などの有形資料が残るほか、「番楽（ばんがく）」などの民俗芸能、年中行事として行われる「春祈祷」、「虫送り」、「火祭り」、行事における音の要素としての「法螺貝（ほらがい）」、力比べの要素としての「旗頭（はたしょ）負い」、「綱引き」など、現代に息づいているものも多くある。

世代間交流が紡ぐ伝統文化

各地に残る行事や民俗芸能などの社会共同体としての活動は、共同での農作業等と同等に地域コミュニティ醸成の重要なツールであり、世代間交流による技術伝承の機能も果たしていた。継承することを意識せず、生活の一端として活動を実施してきたことが、結果として継承につながったともいえる。こうした無意識の蓄積はいつしか伝統となり、近世までに整えられた集落体系や集落特性が現在まで基盤となっている本市域においては、それぞれの地域の歴史と「らしさ」を体現する行事や民俗芸能として、本市に残る多様な伝統文化の広がりを示している。

主な構成歴史文化遺産一覧

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
1	市内の神社	建造物	神社	市内には多数の神社があり、集落単位で置かれている例が多い。八幡神を祀る八幡神社や天照大神を祀る神明社などが多く、107 社の宗教法人社がある。このほか、新田開発等に伴い創建された神社などもある。	—

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
2	貴船神社	建造物	神社	本殿が市指定文化財。３月に梵天が奉納される。本殿は弘化４年（1847）の建築。文久３年（1863）の神輿がある。	市
3	沼館八幡神社	建造物	神社	本殿が市指定文化財。明治９年（1876）に類焼し、久保田城内の文化年間（1804-18）建築の稲荷神社社殿を購入し明治 12 年（1879）に移築した。拝殿、幣殿も同時期の建築とされる。神輿渡御及び道中獅子は市指定。	市
4	八幡神社（三嶋）	建造物	神社	本殿が市指定文化財。本殿は明治 26 年（1893）の建築で彫刻は横手地区の中島重栄の作。	市
5	ことばの碑	美術工芸品	歴史資料	旧西成瀬小学校校庭に所在。昭和 39 年（1964）の建立。旧西成瀬小学校では平成 14 年（2002）の閉校まで標準語教育が続き、「ことば先生」制度のもとで高・低学年の児童間での言語指導も確立していた。	未
6	各地に残る信仰塔や供養塔など	有形民俗	信仰	市内各地に江戸時代から明治にかけての山岳信仰塔や庚申塔、二十三夜塔などの塔が残る。かつては講も組織され祭礼も行われた。市街地では近隣の神社等に移された例も多いが、農村部では集落外れに多く残る。	—
7	ゆいっこ	無形民俗	風俗慣習（衣食住）	労働力の相互扶助の「結い」のこと。市内でも広く息づいている。	—
8	増田の花火	無形民俗	風俗慣習（衣食住）	９月 14 日開催。二尺玉のほか約 80 発の花火が打ち上げられる。90 回以上の開催を数え、かつては月山神社例祭の奉納花火として催された。県内で最も歴史があり、かつ最も遅い開催の花火大会とされる。	未
9	標準語の村	無形民俗	風俗慣習（衣食住）	遠藤熊吉（1874-1952）が西成瀬小学校で方言を大切にしながらも学校では標準語を話せるように低学年から指導した。この実践により西成瀬地区は標準語が飛び交う村となり標準語の村と呼ばれた。	—
10	百万遍念仏（黒川）	無形民俗	風俗慣習（信仰）	春彼岸の頃に百万遍と呼ばれる疫病退散のための祈祷念仏が行われる。各家から女性一人が出て、村はずれの辻、または地蔵尊の前などに円座になって座り、木の数珠をたぐりながら法名を唱える。	未
11	百万遍念仏（黒沢）	無形民俗	風俗慣習（信仰）	旧暦２月 15 日（現在は３月中旬）に実施。当麻曼陀羅の開帳に合わせて、行われる数珠廻し。現在は、曼荼羅堂（オマンダラ様）で行われ、33 回廻す。この行事には男性も参加するという。	未
12	百万遍念仏（南郷）	無形民俗	風俗慣習（信仰）	新暦の１月 17 日またはこれに近い休日に実施。数珠をたぐり南無阿弥陀仏を唱え、100 回廻す。集落の両端と中央の 3 か所でそれぞれ三分の一ずつ廻して百万遍とする。男性や子供も入る場合がある。	未
13	念仏講	無形民俗	風俗慣習（信仰）	百万遍念仏に限らず市内には集落等を単位とした念仏講が残る集落もあり、期日は不特定ながら、集落の要所で念仏を唱えるという。実際の開催状況の把握が待たれる。	—
14	地蔵様祭り（浅舞）	無形民俗	風俗慣習（信仰）	旧暦６月 23・24 日に実施。地蔵の衣替えをし、お膳を２つ供える。僧侶より読経をしてもらい、講中の参拝者にはお神酒をふるまう。	未
15	地蔵尊祭り（増田）	無形民俗	風俗慣習（信仰）	７月 24 日。地蔵講による延命地蔵（コロリ地蔵）の大祭。	未
16	鹿島流し（鹿島送り）行事	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	「鹿島送り」「鹿島流し」など地区によって呼称は異なる。ここで製作される鹿島人形は、集落住民が集まって共同で製作される場合が多い。	—
17	鹿島立て（厄神立て）行事	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	「鹿島立て」「厄神立て」と呼称される。製作される鹿島人形や大草鞋は、集落住民が集まって共同で製作される場合が多い。	—
18	金沢八幡宮掛け歌行事	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	９月 14 日から 15 日未明にかけて例祭の宵宮の行事として実施。初めに神前に奉納された後に仙北荷方節の節に即興で歌詞をつけて相手と掛け合い、歌の優劣を競う。	県
19	梵天奉納行事（金澤八幡宮）	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	２月 18 日に実施。鉢巻きの装飾がないので「腰巻きぼんでん」とも呼んでいる。各町内で御幣を渡し、御祈祷となる。午後より参道大鳥居での先陣争いとなり、争って八幡宮に納める。	未
20	梵天奉納行事（貴船神社）	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	３月第３日曜日に実施。恵比須俵も奉納される。	未
21	梵天奉納行事（若宮権現神社）	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	４月５日に実施。一時中断した。戦前は 15 本程奉納されたが現在は１本程度の奉納である。	未
22	梵天奉納行事（田村神社）	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	田村神社例祭日の５月３日に氏子内に 33 歳になる厄の者がいる場合、厄除けとして恵比寿俵とともに梵天を奉納する。	未
23	梵天奉納行事（長太郎稲荷神社）	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	２月第１日曜日実施。「初午ボンデン祭」。梵天と恵比須俵を近隣集落の若者たちが競って奉納する。早朝より中島集落では梵天の巡行があり、途中でぶつかり合いとなる。大正 15 年（1926）からの記録がある。	未

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
24	三助稲荷神社の梵天奉納行事	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	現在は１月３日実施。奉納日は変動している。豊作祈願に梵天と恵比須俵を奉納する。300 年前からの行事とされ、押し合いも行われる。起源は江戸前期。永禄年間（1558-70 年）頃との説もある。	市
25	神輿渡御行事（大森神社）	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	５月１日に実施。氏子の人々で構成された神輿渡御の行列が町内を巡行する。	未
26	梵天奉納行事（大森神社）	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	１月７日に実施。現在は大森神社里宮に梵天と恵比須俵を奉納する。	未
27	ねむり流し	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	「小舟」や「ねぶ流し」とも言われ、８月６日に子どもたちが、送り盆行事の屋形舟より一回り小さい舟を、サイサイ囃子とともに蛇の崎河原に引き出す。睡魔や災厄を川に流し、農作業の安全を祈るものとされ、本来七夕行事であるが、現在は盆行事の一連とされる。	未
28	横手の送り盆行事	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	８月 16 日実施。各町内のサイサイ囃子と屋形舟が蛇の崎橋河原に繰り出す。屋形舟は寺の屋根を模した骨組みに万霊供養の灯篭を立て、青竹に短冊を下げる。読経の後灯篭流しがあり、舟のぶつけ合いが行われる。	県
29	神輿渡御行事（神明社）	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	５月５日実施。各町内に矢来が組まれ、神輿が巡行する。路地では唐櫃が御分霊を載せて巡行する。	未
30	旭岡山神社の梵天	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	２月 17 日実施。頭飾りが大きく、他の梵天行事と比べると装飾も豊かであるとされる。小若梵天や恵比寿俵も奉納される。起源については天保年間（1830-1844）や嘉永年間（1848-54）など諸説ある。	市
31	小屋コ焼き（城野岡の山神神社火祭り）	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	12 月 12 日に実施。杉丸太と藁で山神神社に戸羽小屋を作る。夕方より小屋焼きとなる。	未
32	梵天奉納行事（五郎兵衛稲荷神社）	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	旧暦２月初午に実施。初午まつりとも呼ばれる。近年は梵天ではなく恵比寿俵が奉納される。家内安全、豊作、商売繁盛を願い町内一巡後に拝殿で押し合いながら奉納し、その後俵を開いて参拝者に餅を撒く。	未
33	沼館八幡神社　神輿渡御行事	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	９月の第二日曜日に実施。獅子舞や御幣を背にした馬が神輿の前を歩むなど特徴ある。神社を出発した後、南側から順に氏子の住む集落を回り、主要な辻で獅子舞を披露しながら、「御神輿宿」（御宿）を目指す。	市
34	荒処の沼入り梵天行事	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	祭日は５月１日。厳島神社での神事の後、年番宅から弁財天沼まで梵天と若集一行が囃子と共に巡行し、沼の前で祈祷の後、沼中央部まで運び、梵天を立てる。	県
35	神輿渡御行事（鶴ヶ池塩湯彦神社）	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	６月の第２または第３日曜日に祭山会による神輿奉納がある。同日、駅前子供会による恵比須俵も奉納される。	未
36	鹿島様のお召し替え（田代沢）	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	４月 29 日実施。鹿島立て行事の一種。岩手県との県境付近に立てられ疫病を防ぐとする。集落の人々が藁束を持ち寄って衣替えを行う。衣替えが終わるとお神酒をあげる。木組みをして藁で作り大きさは４ｍ程。	未
37	浅舞八幡神社　神輿渡御行事と山車巡行行事	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	現在は９月の第二日曜日に実施。氏子の人々で構成された神輿と浅舞地区の 12 の町内による「飾り山」や「踊り山」と呼ばれる山車が奉納され、浅舞地区と周辺集落を巡行する。	市
38	松明焼き（金屋）	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	1 月 15 日に実施。各家で男の数だけ松明を作り、藁に火をつける。どんと焼きとは異なり札や門松は燃やさない。男性のみで行う行事。	未
39	松明焼き（上醍醐）	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	1 月 15 日に実施。各家で男の数だけ松明を作り、藁に火をつける。上醍醐地区には刀鍛冶が、金屋地区には弓矢職人がおり、互いに火の神を奉り参拝し合ったのが始まりと伝わる。	未
40	梨木水かぶり	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	２月第３日曜日に実施。若者たちが恵比須俵に続き、締め込み姿で集落を練り歩き、その年の息災を祈る。神社に戻ると、家内安全を祈り履いていた草鞋を境内の槻の木に投げ、引っ掛ける。宝暦元年（1751）始まりという。	市
41	神輿渡御行事（祇園社）	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	８月 15 日実施。文政 11 年（1828）に京都より神輿を購入し、以来神輿渡御を実施する。大名行列と神明神楽、祇園囃子（市指定）、獅子の口割が行われる。	未
42	梵天奉納行事（三所神社）	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	2 月 20 日（現在は 2 月第３日曜日）に実施。制札と法螺貝を先頭にぼんでん唄を歌い、ジョヤサと掛け声をあげながら町内を巡り、神社に奉納する。	未
43	月山神社　神輿渡御行事	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	９月 15 日実施。早朝、白装束の「旗背負い」一行が前触れをする。その後氏子の人々で構成された神輿の行列が町内を巡行する。江戸後期から行われる。	市
44	火祭り	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	２月ごろに実施。神主が集落を周り祈祷する行事。春祈祷の一種。増田地域狙半内地区では、かつては宿を拠点に神主が厄年の家に入っていたが現在は各集落会館で実施する。市内では各戸で実施する例も多い。	未

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
45	虫追い	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	松明を作り毎年 7 月上旬の夕暮れに村外れの田で焼いて虫除けと豊作を祈願する。増田、十文字各地域の一部集落では現在も開催される。中断の後近年再開された集落もあるが、市内全体での把握が待たれる。	—
46	梵天唄	無形民俗	風俗慣習（民謡）	祭り歌。市内の梵天奉納行事において歌われる。	未
47	祇園囃子	無形民俗	風俗慣習（民謡）	踊り歌。風流歌。祭りの行列や舞踊で歌われる。	未
48	恵比寿俵歌	無形民俗	風俗慣習（民謡）	祭り歌。	未
49	金沢ささら舞	無形民俗	民俗芸能	金沢八幡宮の例大祭にあたる９月 15 日に実施。一人立三頭獅子で、武士・農民・花笠・ゲホ・唐扇などとともに地区内を巡りながら舞を披露する。最後に八幡宮の鳥居前で舞を神社に奉納する。演技には狂言とささら 17 番があるが、現在は 1 演目のみ実施される。	市
50	八沢木獅子舞	無形民俗	民俗芸能	「本木神楽」とも呼ばれ、昭和 30 年（1955）から八沢木獅子舞として伝承される。現在は新暦 8 月 11 日などに舞が披露される。起源には諸説ある。	県
51	田村囃子	無形民俗	民俗芸能	8 月 22 日の新町鹿島流しの際に実施。鹿島送りに演奏されるサイサイ囃子。横手の送り盆行事でも演奏。秋田甚句、秋田おばこ、おいとこなどの演目。昭和32年(1957)から行われている。	未
52	四津屋サイサイ囃子	無形民俗	民俗芸能	7 月海の日直前の日曜日に実施。鹿島送りに演奏されるサイサイ囃子。以前は横手の送り盆行事でも演奏。	未
53	八柏のサイサイ囃子	無形民俗	民俗芸能	7 月 24 日に実施。鹿島送りに演奏されるサイサイ囃子。近年は、横手の送り盆行事にも参加している。	未
54	横手囃子（サイサイ）	無形民俗	民俗芸能	送り盆行事の屋形舟に帯同して演奏されるサイサイ囃子。寄せ太鼓（どどろこ）・横手盆踊り・秋田おばこ・秋田甚句・甚句くずし・おいとこ・道中拳ばやし・道中節がある。	未
55	二井山神楽	無形民俗	民俗芸能	8 月 13、16、20 日に実施。平成 10 年代から中断中だが、近年再開に向けた動きも芽生えている。300 年前から行われているとされる。村中安全、家内安全、無病息災を祈願する。	市
56	沼館八幡の獅子舞	無形民俗	民俗芸能	沼館八幡神社　神輿渡御行事を構成する。いわゆる道中獅子で、沼館八幡神社祭典における神輿渡御に際し、行列の先頭に配され、町内安全、五穀豊穣、悪魔退散の獅子振りが町内各箇所で実施される。	市
57	深間内神楽	無形民俗	民俗芸能	8 月 23 日実施。深間内集落伊多多神社境内で演じられる。伊勢神楽系。関ヶ原の合戦に敗れた豊臣方の落人が伝えたといわれ、獅子舞・お亀舞・早鳥舞で構成される。お亀舞の歌舞は独特とされる。	市
58	鍋倉囃子	無形民俗	民俗芸能	五穀豊穣・無病息災・家内安全・虫送りの願いを込めて行った鹿島送りに奉納されたのが始まりで 100 年以上の伝統を持つという。現在では鹿島送り行事や浅舞八幡神社の祭礼において披露している。	市
59	今泉祇園囃子	無形民俗	民俗芸能	神輿渡御行事（祇園社）を構成する。行列の最後列につく囃子。行列自体が古式を留め、番楽面を先頭に獅子舞、神輿と続き、舞を演じ、囃子と踊りを披露する。	市
60	仁井田番楽	無形民俗	民俗芸能	毎年９月７日に新山神社へ奉納、翌８日には氏子の家々を巡る。山伏神楽系。郷中安全、五穀豊穣を祈願した神前奉納舞楽は古来のもので、能楽以前のものとされている。演目は 14。	県
61	盆踊り行事（増田）	無形民俗	民俗芸能	８月 15 日に開催。中七日町通りから本町通りを会場にして実施する。起源は不明だが、増田城築城にあたり生き埋めにされた姫を弔うために始まったとの伝承がある。大正初期の記録がある。	未
62	増田の福嶋サイサイ	無形民俗	民俗芸能	月山神社　神輿渡御行事を構成する。増田の盆踊りの囃子方でもある。文化８年（1811）の藩主巡覧にあたり、親方衆が福嶋集落の若者に囃子を習得させ、披露したのが始まりという。	市
63	八木番楽	無形民俗	民俗芸能	９月８・９日実施。八木神社へ奉納する番楽で、花番楽・信夫の太郎・御上使・曽我兄弟など８番の演目がある。	市
64	戸波神社の芸能	無形民俗	民俗芸能	５月５日、８月 14・15 日実施。祇園ばやし・草音頭・狐ばやし。薬師神社に奉納する踊りで、はぎこの衣装にトリオイ笠、素足に藁草履の衣装で踊る。近世に加賀浪人が伝えたとされている。	市

・構成する歴史文化遺産は主なものを示しており、ここで挙げた歴史文化遺産が地域遺産の概要を示す全ての歴史文化遺産と限るものではない。

・指定等を受けている歴史文化遺産については、その名称を付している。

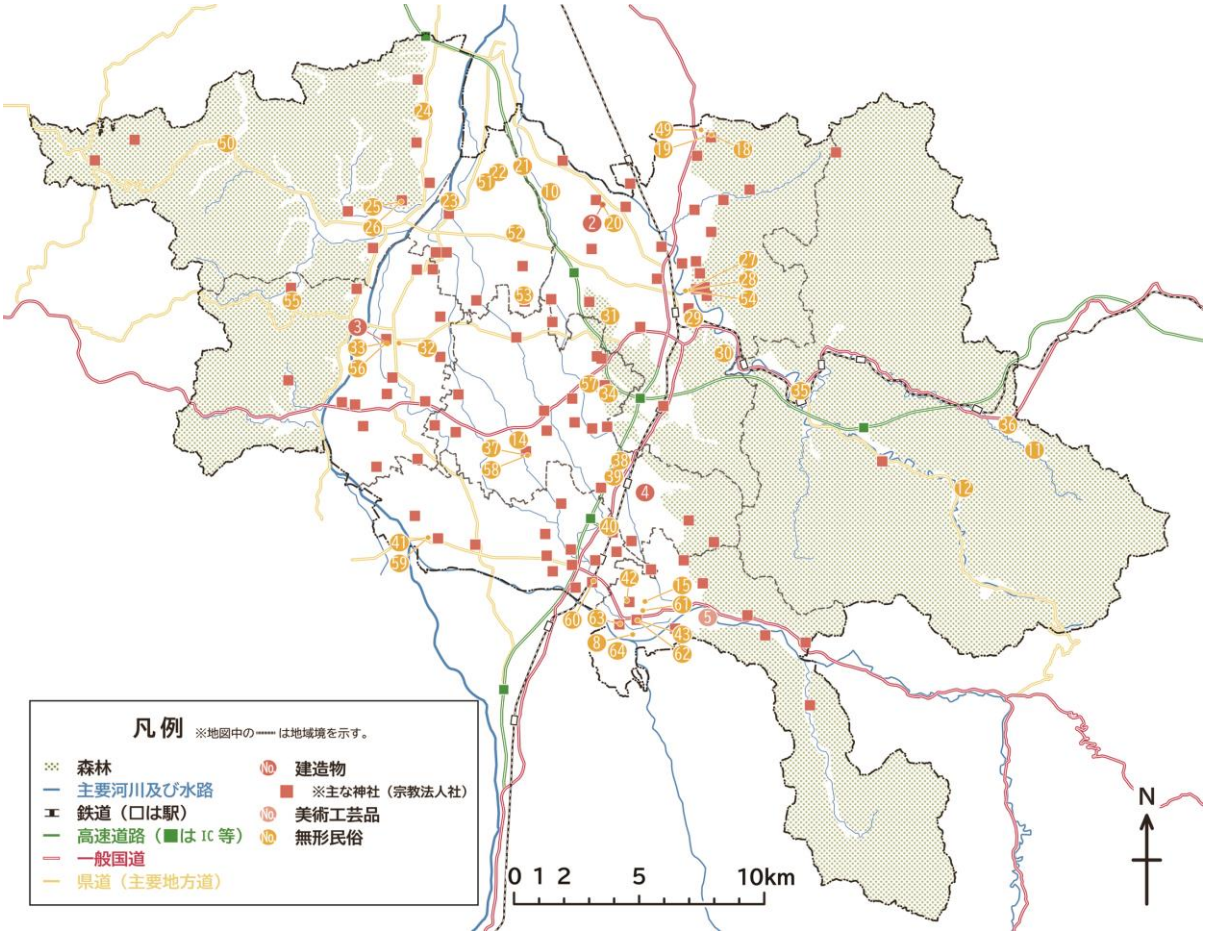
・本地域遺産を構成する神社については市内に多く所在するが、全容の把握はなされていないため、指定等歴史

文化遺産のみ個別の概要の記載を記載することとし、その分布状況については、神社の中でも代表的な 107 社の宗教法人社について、以後に掲載する図版の中でその分布を示している。

・同様に有形民俗（信仰）に位置づけられる民間信仰にまつわる石造物（信仰塔）などについては、各市町村史に詳しいが、市内に多数所在していることから、個別の概要の記載及び分布状況の図化を省略している。

・念仏講等の講組織は把握したものを掲載したが、現在実施されていない例もあるため今後の調査が待たれる。

主な構成歴史文化遺産の分布



※神社については、数も多いことから便宜上宗教法人格のある神社のみを掲載し、民俗芸能等もこれに倣った。

地域遺産の概要を示す写真



集落社の例（十文字地域）

市内では集落ごと神社が置かれている例が多い。新田開発によって新たに村が開かれた際に創建されたなど、起源の明白な神社も多い。こうした神社を拠点の一つとして、地域コミュニティが育まれてきた。



鹿島行事（平鹿地域）

市内の行事・祭礼や民俗芸能は多様であるが、多くは氏子や集落の単位で実施・継承されてきた。毎年の実施を重ねることで特徴も備えるようになり、同じ種類の行事であっても地域ごとの特徴がみられる。（番号 16・17）



旗背負い（雄物川地域）

修験は、現代では表立って見ることは少ないが、行事や日々の慣習において、修験に起因する様々な要素が残る。神輿渡御における旗背負いのように、伝統的な行事の中に組み込まれている例もある。（番号 33）



技の伝承の例（平鹿地域）

行事にあたっての様々な技の伝承は、氏子や集落単位であったり、家庭で親から子へ孫へと伝承されてきた。こうした従来要素が減少したことにより、体験会や講座等が開催される機会が増加しつつある。

第５章　歴史文化遺産及び地域遺産の保存・活用に関する方針

ここでは、個々の歴史文化遺産と、地域遺産について、総合的な保存・活用を進めていくための課題と方針について取り上げる。

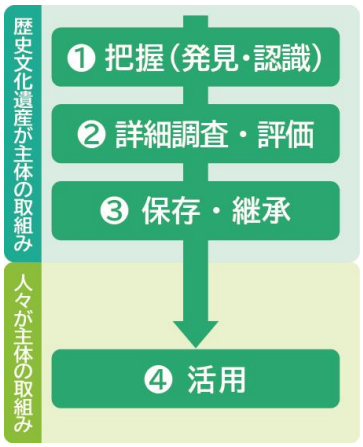
１．前提条件の整理

方針の設定にあたり、「把握から活用に至るプロセス」と、「プロセスを機能させる基盤の強化」について整理した。

（1）　歴史文化遺産の把握から活用に至るプロセス

歴史文化遺産の把握から活用に至る一般的なプロセスとして①「把握」、②「詳細調査・評価」、③「保存・継承」、④「活用」の４つの段階がある。「把握」から「詳細調査・評価」、「保存・継承」の段階は、「歴史文化遺産が主体」となる取組みであり、歴史文化遺産の抱える個々の事情を加味した取組みが優先される。一方で「活用」は、「人々が主体」となる取組みであり、人が歴史文化遺産を「利用する」行為でもある。

取組みの主体を問わず、全ての段階に「人」が関与することから、いずれの段階でも「周知・発信」が大きく影響する。各段階における考え方は以下のとおりである。なお、本計画中で「保存・活用」と表記しているものは、「保存・継承」及び「活用」を包含したものである。



把握から活用に至るプロセス

①　把握（発見・認識）　　これまで未確認であった歴史文化遺産の存在が確認され、把握・認識される段階。

新しい発見のほか、所在が不明であったものが改めて確認される例も含む。分布調査や現地踏査、ヒアリング、ワークショップによる確認のほか、把握したものに関するデータとしてのリスト化も含む。

②　詳細調査・評価　　歴史文化遺産を詳細に調査し、その特性や価値を学術的な面からも明らかにする段階。

詳細調査によって、地域の歴史文化との関連性も含めた歴史文化遺産の多面的・本質的な価値が明らかになる場合も多く、保存・継承の必要性を判断する根拠ともなる。ここで得た特性に応じ指定等の価値付け（評価）を行う。

③　保存・継承　　特性や価値の明らかになった歴史文化遺産を保存し、次世代に継承していく段階。

指定等によって生じる義務的な保存ばかりでなく、所有者や地域の人々が愛着を持ち大切にする意識的な保存、維持などの無意識的な保存など多様である。何らかの事情で継承が困難な歴史文化遺産は、調査の一種となる記録保存の手法がとられる例もある。保存にあたっては防犯・防災の意識を持ち必要な対応の実施に留意する必要がある。

④　活用　　歴史文化遺産の本質的価値の性質を理解し、活かす段階。

活用には、第三者の理解を深める公開ばかりでなく、住居等の日常利用や正月等に掛軸を飾る行為、行事や民俗芸能等の準備や実施のほか、探訪や学習教材としての利用も含む。歴史文化遺産を「利用・実施」することが活用ととらえられ、その形態は多様であり、景観との調和など周辺環境に配慮した整備や「周知・発信」も活用である。なお、日常利用や年中行事化の影響もあって、保存と活用が一体化している例もある。観光振興や地域振興の取組みと連動した活用は、学びの場としての側面も持つほか、歴史文化遺産や地域そのものへの理解を深め、賑わい創出の目的を含む。但し、観光振興は、市外の人々や企業などの需要によって成立する戦略的な活用でもあることから、公開のほか各種整備及びソフト面の施策を踏まえた回遊性を高める検討を踏まえ、歴史文化遺産の価値を高め、磨き上げ、活かす機能を高めるための措置も必要である。

歴史文化遺産は、すべて把握を経て認識されたものであるが、以降の進捗は一律でなく、把握でとどまるもの、保存・継承でとどまるものなど多様であり、活用に結び付かない歴史文化遺産も多くある。活用は、歴史文化遺産に対し人々が何らかのアプローチをする行為であるため、適切な活用によって、歴史文化遺産の本質的な魅力が所有者はじめ多くの人に伝わり、歴史文化遺産への親近感を創出し愛着へとつながる。愛着は自主的な意思による歴史文化遺産の保存や活用、発信などの多様な行動に結び付く。このため、活用は保存を進めていく上でも様々な効能があり、特に建造物や行事等の無形民俗文化財について効果的である。なお、ここでの活用は先に示したように日常利用等の「利用」も含む。このように、なるべく多くの歴史文化遺産を保存・継承していくにあたっては、可能な範囲での活用を進めることが保存・継承体制の強化にもつながる。

これらを効果的に促進するには、歴史文化遺産の「把握」から「活用」のためのシステム作りによる基盤の強化と十分な周知・発信が必要である。

(2)　歴史文化遺産の把握から活用のプロセスを機能させるための基盤強化

第１章で述べた本市を取り巻く状況を踏まえ、「把握」から「活用」を効率的に機能させるために必要な要素について整理した。

社会情勢や経済情勢などは、特に昭和後期から平成にかけて大きく変化している。人口減少や少子高齢化のみならず、核家族化や農業の兼業化など、人々の生活様式も多様化してきた。昔ながらの食文化も失われ、行事や風習の意味も忘却されつつあるが、多様化による影響は特に祭礼や行事などが顕著である。これらは一定の周期で開催され、事前の準備から当日まで多くの関係者の協力により成立し、長年継承されてきた。年中行事と一体化している影響もあり、実施日は多くの場合固定されている。こうした「周期的に開催」、「事前準備から当日までの長期間の関与」、「多数の人員が必要」といった要素は、その一部が脆弱（ぜいじゃく）化すると行事そのものの存続に危機を及ぼす。また、建造物のうち民家も同様である。世代交代や家族構成の変更、従事する職業の変化等により、同じ場所、同じ建物に住み続ける必要性が薄れている。このように時代の変化は、人々の思考や保存・継承する環境の変化を生みだしている。このほか社会情勢等の変化によって様々な状況が生じているが、こうした変化は今日初めて生じたものではなく、時代の変遷に伴い常に何らかの形で生じてきたものである。今日残る多様な歴史文化遺産も変化する社会情勢に対応し、今日の姿を形成してきた。これを踏まえ、保存・活用の課題や方針の検討にあたっては、社会情勢の変化を一定程度許容したうえで、前項で示した「把握」から「活用」の各段階において必要な①「仕組みづくり」、②「人づくり」、③「周知・発信」という３つの要素に着目した。

把握から活用に至るプロセスは、本市の歴史文化遺産を持続させていくために各段階で機能していく必要がある。また、このプロセスが全体として効率的に機能するためには、これまで実施してきた取組みを系統立てて整理したうえで措置を設定し、その実施によって基盤を強化する必要もある。このため、本計画では上記の３つの要素に基づいて系統立てた課題及び方針を整理し、方針に基づく措置の実施によってプロセスを効率的に機能させる基盤を強化し、歴史文化遺産の保存・活用につなげるものとする。

２．既存の調査の概要

本計画の作成にあたり、指定・未指定を問わず市内にある多様な歴史文化遺産の総合調査を実施した。これにより把握した歴史文化遺産のリストは、【別添】に掲載している。

（1）　歴史文化遺産の把握の手段

歴史文化遺産の把握は、下記の手法により実施した。

1）　文献調査

以下の種別の文献を対象とした。このうち、自治体史及び国・地方公共団体による文化財及び埋蔵文化財の調査報告書については、基礎資料として重点的に調査を実施した。

自治体史

横手市及び市町村合併以前の旧横手市や平鹿郡の各自治体が主体となって作成した市町村史。この他に郷土史資料などもある。

国・秋田県・横手市等による文化財等調査報告書

本市を対象に国や秋田県、横手市及び市町村合併以前の旧横手市及び平鹿郡の各自治体が主体となって実施した「把握」及び「詳細調査」の報告書。分布調査の結果に基づき詳細調査を行った調査も多く、各類型或いは分野に関する総合的な調査として位置付けられるものも多くある。

埋蔵文化財発掘調査報告書

横手市教育委員会及び秋田県教育委員会等が実施した、開発行為に伴う記録保存や学術研究を目的とした埋蔵文化財発掘調査の報告書。

資料館等の紀要

横手市雄物川郷土資料館において作成された、調査や研究の成果でもある資料館紀要。

文化財愛護団体等による報告等

横手郷土史研究会や市内各地区の文化財保護協会などの文化財愛護団体が作成した書籍や報告書。地域の歴史のほか、遺跡、伝統行事等、多岐な分野にわたる報告がなされている。

地域誌・記念誌等

公民館や集落等が主体となって資料集や調査を実施し、取りまとめた冊子等。地域にとって大切なもの、地域で伝承されてきたものなどが適切にまとめられている。

2）　まちあるきワークショップ

市内８地域（33 地区）で、計 12 回、のべ 159 名の参加によりワークショップ形式による歴史文化遺産等の分布状況を調査し、350 件あまりの現状を把握した。



まちあるきワークショップの様子

3）　文化財愛護団体による現地調査

地域の文化財愛護団体の協力により、これまで把握した市内の湧泉の現況と、雄物川及びおもな支流における舟運に要した河港跡等の現況について調査を実施した。

4)　現地調査及びヒアリング

地域住民にヒアリングを行い、かつての町の様子や現在との違い、地域独特の風習や慣習、思い出などの調査を実施し、現地調査を実施した。

5)　所有者等アンケート調査

歴史文化遺産への意識や守り育てる活動について､所有者や民俗芸能保存団体などを対象にアンケートを実施した。後世残すべき歴史文化の設問で得た回答から歴史文化遺産を抽出した。

(2)　既存の調査概要

前項の歴史文化遺産の把握に関する文献調査のうち、「把握」及び「詳細調査」の報告として位置づけることのできる「国・秋田県・横手市等による文化財等調査報告書」を基に、これまでに実施された 58 件の調査報告について類型ごとの状況を述べる。なお、埋蔵文化財発掘調査は含んでいない。

調査主体の内訳は国５件、秋田県が 33 件、横手市が 20 件であり、一覧として「巻末資料」（表 12）にまとめた。なお、埋蔵文化財発掘調査報告及び市町村史についても、「巻末資料」（表 13）及び（表 14）にまとめている。また、市内各地域及び類型ごとの調査状況については、「巻末資料」（表 15）及び（表 16）にまとめた。

種別			主体		
			国	県	市
有形文化財	建造物		0	6	5
	美術工芸品	絵画	-	-	1
		彫刻	-	-	-
		工芸品	-	-	-
		書跡・典籍	-	-	-
		古文書	-	-	-
		考古資料	-	-	1
		歴史資料	-	-	-
無形文化財			-	3	-
民俗文化財	有形民俗文化財		-	3	2
	無形民俗文化財		-	12	6
記念物	遺跡		1	2	-
	名勝地		2	1	-
	名勝地及び動物、植物、地質鉱物		-	1	-
	動物、植物、地質鉱物		1	2	3
文化的景観			1	1	-
伝統的建造物群			-	-	2
埋蔵文化財			-	2	-
計			5	33	20

既存の調査報告数

1)　有形文化財

建造物は、民家や近世社寺、近代化遺産、近代和風建築等の調査のほか、波宇志別神社神楽殿（はうしわけかぐらでん）などの個別の建造物詳細調査を含む 11 件が行われている。調査主体の内訳は秋田県が６件、横手市が５件である。秋田県が行った調査を中心に、本市全域の網羅的な調査が実施されていることから、分布状況については概ね把握される。しかし、建造物の特性上、調査後に改築や解体された事例も多くあり、こうした状況については把握が十分でない。

美術工芸品は、横手市史編さん事業に伴う横手地域の寺院が所蔵する資料と、郷土史家が収集した考古資料調査の２件が行われているのみであり、いずれも調査主体は横手市である。主要な美術工芸品等については、各市町村史等に掲載されているもののほか、市内各地域の文化財愛護団体によって当該地域内の文化財を網羅的に調査した報告書等もある。これを踏まえても、特に詳細調査は全般的に十分でない状況にあり、類型別にみると市町村合併以前の各市町村史の編さん作業において調査された古文書や埋蔵文化財発掘調査に基づいた考古資料を除く絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍、歴史資料については、調査が不足している。地域別にみると、横手地域や増田地域は比較的調査が進んでいるが、これ以外の地域では未調査の分野が多い。

2)　無形文化財

無形文化財は、「工芸技術」の調査３件を行っているほか、民俗芸能調査の中で「芸能」の一部が取り扱われている。調査主体はいずれも秋田県である。これまでの調査で、概ね把握はなされているとみられるが、現状の確認や詳細調査については十分でない。

3)　民俗文化財

民俗文化財は最も調査の歴史があり、古くは昭和 38 年（1963）の民俗資料緊急調査がある。民俗芸能、年中行事・行事、民謡のほか、横手の送り盆行事や沼入り梵天行事等の個別行事の詳細調査など 23 件が行われている。内訳は、有形民俗文化財５件、無形民俗文化財 18 件である。調査主体の内訳は、有形民俗文化財は秋田県が３件、横手市が２件であり、無形民俗文化財は秋田県が 12 件、横手市が 6 件である。横手市が調査主体となったものは、行事等における個別の詳細調査を主体とする。網羅的な分布調査は、主として秋田県が行っている。行事等については、調査後に中断や消滅した事例も多くあるほか、集落単位で行われている比較的小規模な祭礼に伴う行事や、民間信仰に由来する活動などの状況については把握が十分でない。このほか、県内大学による調査が近年行われている。

4)　記念物

遺跡は、中近世城館跡や歴史の道など３件の調査が実施されている。調査主体の内訳は、国が１件、秋田県が２件である。埋蔵文化財発掘調査等の報告については、ここでは対象としていない。

名勝地は、国が実施した庭園・公園等の調査や名勝地に関する総合調査など４件の調査が行われている。このうち秋田県が実施した１件は、名勝地及び動物、植物、地質鉱物両分野の分布及び詳細調査である。調査主体の内訳は、国が２件、秋田県が２件である。庭園に関する調査が多く、景勝地や山岳・河川、眺望地点等の調査は十分でない。

動物、植物、記念物は、秋田県が実施した動物、植物及び地質鉱物の調査のほか、横手地域で環境基本計画策定にあたり調査した動植物の分布調査、魚類である「イバラトミヨ」の生息地調査など７件が行われており、うち１件は名勝地と重複する。調査主体の内訳は、国が１件、秋田県が３件、横手市が３件である。いずれも網羅的な調査が行われており、動植物等については保護の観点から生息地を明らかにしない場合も多い。樹木等については、調査後に枯死や倒伏、伐採した事例もあるが、こうした状況については把握が十分でない。

5)　文化的景観

文化的景観については、国が実施した所在調査のほか、秋田県が実施した文化的景観調査の２件が実施されている。本市では横手市景観計画の策定にあたり、一定の素材の把握が進められたものの、調査には至っていない。

6)　伝統的建造物群

伝統的建造物群については、増田地域の伝統的建造物群保存対策調査及び防災対策調査の２件が行われている。調査主体は、いずれも横手市である。本市では横手市景観計画の策定にあたり、各地で一定の素材の把握が進められたものの、調査には至っていない。

7)　その他（埋蔵文化財）

埋蔵文化財包蔵地に関し、遺跡地図作成のための調査が 2 件行われている。調査主体は、いずれも秋田県である。遺跡地図を基に、開発行為などに伴い埋蔵文化財発掘調査が実施されている。埋蔵文化財発掘調査は、開発行為等に伴う埋蔵文化財の記録保存のための調査（緊急発掘調査）や保存のための調査（学術調査）が行われている。

3．歴史文化遺産及び地域遺産の保存・活用に関する課題

本市の歴史文化遺産及び地域遺産について、その特性や現状を踏まえた保存・活用を進めるための課題について整理した。各課題について、本章１．で整理した前提条件に基づき、「把握」から「活用」の各段階において必要な①「仕組みづくり」、②「人づくり」、③「周知・発信」の３項目に基づき分類した。

①「仕組みづくり」に関する課題

①-1）総合把握と見直し調査の不足

歴史文化遺産の総合的な把握が不十分な分野や地域があり、類型的・地域的なアンバランスがみられる。また、地域遺産のいずれも構成要素として位置づけが可能な歴史文化遺産が多くあるとみられ、ストーリーに沿った歴史文化遺産としての把握を深める余地がある。また、地域遺産②や⑥で取り上げた神社のように、総合的な把握が進んでいない事例もある。

①-2）詳細調査の不足

歴史文化遺産の学術的な調査や検証等が十分でなく、記録されないままに滅失している事例も多いほか、既存調査の対象も類型的・地域的なアンバランスがみられる。また、地域遺産を構成する主要な歴史文化遺産について詳細調査が進んでいない例がある。

①-3）歴史文化遺産の破損や劣化の進行と町並み景観の連続性の喪失

指定等歴史文化遺産を中心に、適切に保存されていないものがあり、管理が不十分な歴史文化遺産の破損や劣化が進行している。特に建造物が顕著であるが、伝統工法による修理には多額の経費を要することから所有者負担のみでは困難な状況にある。また、空き家や空き地化により町並みの連続性が喪失しつつある。本市全体の空き家件数は、平成 25 年（2013）3 月の 1,150 棟に対し、令和 2 年（2020）9 月では 1,807 棟であり、景観阻害や安全等の問題が生じている例もある。

①-4）防災・防犯体制の不足

安全・安心の確保に向けた防災・防犯対策や意識啓発のほか、災害発生時における官民連携の体制整備が十分でない。また、指定等歴史文化遺産のうち、特に建造物について防災対策が十分でないものもある。

①-5）まちなか回遊性の不足

地域遺産を構成する主要な歴史文化遺産を回遊するための仕組みが不足しており、地域遺産を基にした回遊ルートの設定等も十分でなく、学校教育や社会教育などの利用にも強化の余地がある。観光振興との連携にも強化の余地があり、食や体験等も含む素材のパッケージ化などの検討が十分でない。こうした活用を進めるための官民連携にも強化の余地がある。また、市内に点在する多様な歴史文化遺産や、来街者が地域遺産を感じられるようなスポットへ誘導するための対策が確立されていない。

方向案内板や観光案内板については外国人観光客への配慮も不足しており、既存の案内板等の老朽化対策も遅れている。さらに、来街者が安心して快適に回遊するための歩行者空間や交通アクセスの整備も不十分であるほか、国指定の大鳥井山遺跡のある大鳥公園などの都市公園では、史跡の保全活用に向けた整備が遅れている。

①-6）地域遺産以外の歴史文化遺産のまとまりに関する価値付け手法の未確立

歴史文化遺産のまとまりは、地域遺産として設定したもの以外にも多く存在するが、これらについて、既存の価値付けのもとでは、十分に価値を見出すことが困難である。

②「人づくり」に関する課題

②-1）保存・活用等に関わる担い手や団体の人材育成の不足

歴史文化遺産や地域遺産の保存・継承のほか、活用にあたる担い手や指導者及び団体が不足している。特に建造物等の調査や修理を担う技術者や団体の育成が十分でないほか、民俗芸能や生業を中心とした歴史文化遺産に係る技術伝承や体験の機会も不足している。本市の人口は、国勢調査によると市町村合併時の平成 17 年(2005)の 103,652 人に対し、平成 27 年(2015)には 92,197 人と 10 年間で 1 万人以上が減少（第 1 章２．2-2 参照）しており、少子高齢化や働き方の変化もあって、保存・継承・伝承が困難となってきている。また、地域遺産②や⑤で取り上げた横手市増田伝統的建造物群保存地区をはじめとする伝統的建造物等の修理を進めていくにあたっては、現代工法とは異なる専門的な知識を持った技術者の確保が必要となる。修理技術者に関しては、これまでも講習会を開催し育成に努めてきているが、長期的視点で継続して育成していく必要がある。

②-2）横手の魅力を発信できる人材の不足

本市の歴史文化や地域遺産の魅力を発信できる人材の育成や確保が十分でなく、ガイドの担い手の不足も懸念されている。また、観光庁「宿泊旅行統計調査」によると、平成 22 年（2010）の外国人延べ宿泊者数が 615 人に対し、令和元年（2019）は 2,019 人に増加している一方で、多言語に対応したガイドが不足している。

②-3）多様な分野の専門職員の不足

事業の多様化、多角化に対応するための行政における専門職員の育成が十分でなく、部局間の連携にも強化の余地がある。

③「周知・発信」に関する課題

③-1）既存調査等の情報公開の不足

個々の歴史文化遺産及び各地域遺産の概要と構成する歴史文化遺産のほか、既存の調査成果に関する整理や情報の周知が十分でない。

③-2）保存・継承等に係る不安の増加とこれに対応した情報収集と発信の不足

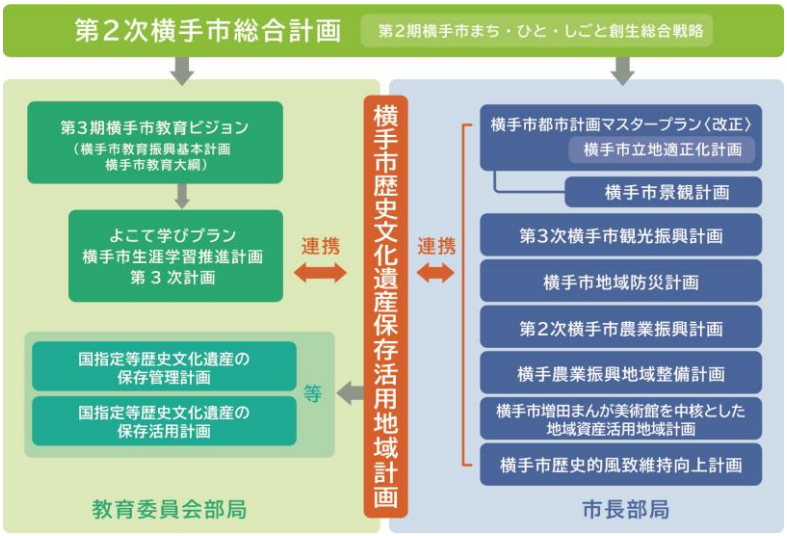
地域遺産⑥等でも取り上げた、地域の祭礼や民俗芸能等で使用する材料が不足しているほか、これに関連する技術の継承が危ぶまれている。また、資金不足等より行事等で使用する用具や装束等の修繕や更新のほか、建造物等の管理も困難な状況を迎えており、所有者や団体の不安も増加している。こうした状況に対応するための歴史文化遺産の保存管理や支援策等に関する情報収集及び周知が十分でないほか、保存・継承や観光振興も見据えた歴史文化遺産の活用について所有者等が気軽に相談できる環境が整っていない。

③-3）横手の魅力や地域を知る機会の提供が不足

地域遺産を構成する主要な歴史文化遺産等の価値や魅力が広く認識されていないものが多い。同様に、地域遺産のテーマが創出する横手の魅力が十分に浸透しておらず、学びに対する情報や機会の提供も十分でない。また、伝統行事についても、少子高齢化により伝統行事の規模が縮小され継承機会も減少しており、市民が伝統行事等に触れ、認識を深める機会が減少している。

4．既存計画との関連性

本計画は、「第２次横手市総合計画」及び、それに即して策定された「第２期横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「第３期横手市教育ビジョン（横手市教育振興基本計画　横手市教育大綱）」に基づき、本市の歴史文化に関連する部分について特化し、歴史文化遺産及び歴史文化遺産群の保存・活用に関する基本構想及び行動計画として位置付けるものである。また、本計画の推進にあたっては、関連する計画の推進を前提とし、連携または調和を図りながら進めることとする。



横手市歴史文化遺産保存活用地域計画に関連する行政計画

（1）　第２次横手市総合計画

策　定　年　月　平成 28 年３月〔計画期間：平成 28 年度～令和７年度〕

計　画　の　概　要

総合的かつ計画的に市政運営を図るための長期的なまちづくりの指針であり、市の最上位計画。厳しい社会経済環境に対応した持続可能で魅力あるまちづくりに取り組む。地域の多彩で豊富な文化・観光資源などを活用し、横手の魅力を創造し全国へ発信する。また、にぎわいの創出とともに、市民が愛着と誇りを持ち、安らぎと温かさを感じることのできる、日本一住みよいまちを目指す。

まちの将来像：「みんなの力で未来を拓（ひら）く　人と地域が燦（かがや）くまち　よこて」

まちづくり戦略

１．「ひと」と「まち」が元気で幸せな地域社会の実現を目指す

２．地域力の結集で夢と希望の実現に向かって邁進する

３．自分たちの力で未来を創造する

重点目標

働く場が充実し、みんなが元気に暮らし続けられるまち

安心して子どもを産み育てられ、みんなが笑顔で住み続けられるまち

基本目標①みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり

政策１　伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

基本目標②　楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり

政策２　学びの充実とスポーツ・芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます

基本目標③　美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくり

政策３　豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます

基本目標④　地域資源をいかした活力ある産業のまちづくり

政策４　魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります

基本目標⑤　安全で快適な住みよいまちづくり

政策５　暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます

基本目標⑥　みんなの知恵を持ちよりみんなが輝くまちづくり

政策６　やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます

基本目標⑦　計画実現のために

政策７　横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます

本計画の位置付け　施策２－５　よこての伝統文化の継承と再発見

歴史的資源を活かした地域づくりを進めるため、その把握と周知、保存・活用を推進すること、また、地域の歴史的資源の周知を通じて市民の郷土への愛着と誇りを育むことを取組み方針とし、本計画を含む歴史まちづくり事業のほか歴史文化遺産の保存・活用に関する事業を位置付けている。

（2）　第２期横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略

策　定　年　月　令和３年３月〔計画期間：令和３～７年度〕

計　画　の　概　要

まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に則り、第２次横手市総合計画基本構想に位置付ける重点目標を基軸として、本市が抱える地域課題の解決と人口減少や地域経済の縮小を克服し、新しい時代の流れを力にするまちづくりを推進するために短中期的な目標と方向性及び具体的な施策を位置付ける。

本計画の位置付け

基本目標２「新しい人の流れづくり」では、豊かな自然や文化・観光資源などを最大限に生かし、交流人口の増加による市内経済の好循環を促すなどにより、新しく人やモノの循環を生み出し、「交流人口」「応援人口」「定住人口」の３者が交わるまちづくりを進めるとしている。本計画でも位置付ける文化・観光の取組みにより、市内全域への回遊性を促し、交流人口の増加による市内経済の好循環を図るとしている。

基本目標４「新たな時代に対応した地域づくり・人づくり」では、次世代を担う市内の小中学校の児童生徒に対し、地域の歴史、地元企業、地域自治活動とその課題の共有を通じ、身近な社会（＝横手市）への関わりの意識付けを図り、郷土の愛着と誇りを持って地元で活躍できる人材の育成につなげるとしている。本計画で位置付けた、学校教育や社会教育における歴史文化遺産の活用等による人材育成等が、この戦略と連動するものである。

（3）　第３期横手市教育ビジョン（横手市教育振興基本計画　横手市教育大綱）

策　定　年　月　令和３年３月〔計画期間：令和３年度～令和７年度〕

計　画　の　概　要

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）に基づく教育振興基本計画及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）に基づく教育大綱として位置付ける。「第２次横手市総合計画」の教育関連分野と整合性を図り、教育目標である「郷土を愛し、共に語り、共に未来を切り拓く人を育てるまち」を実現するための取組みをまとめる。

政　策：学びの充実とスポーツ・芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます

施策１：横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実

施策２：安全で安心して学べる教育環境の整備

施策３：元気なまちを築く生涯スポーツの促進

施策４：心を豊かにする生涯学習の推進

施策５：よこての伝統文化の継承と再発見

本計画の位置付け

施策５　よこての伝統文化の継承と再発見において、歴史的資源の保存・活用の方針を定めるマスタープランとなる本計画の作成と、それに基づく歴史的資源の把握と地域の特性を活かした保存・活用と情報発信を主要な事業とし

て位置付けることにより、歴史的資源と地域固有の特性を、学校教育や社会教育、地域振興や観光振興など多様な分野と連動した取組みに活かし、歴史的資源を活用した郷土への愛着と誇りの醸成を図ることを目指している。

（4） よこて学びプラン 横手市生涯学習推進計画 第３次計画

策 定 年 月 平成 29 年４月〔計画期間:平成 29 年度～令和3年度〕

計 画 の 概 要

学びの振興のための基本計画であり、学びの推進に関わる施策の体系と方向性を示し、市民の学びを全市的に支援していくため事業の具体化を図る。

本計画との関連性

学び推進の施策展開３「芸術文化の振興」では、芸術文化に親しむ活動を推進するとともに、市民が主体的に行う芸術・文化活動を支援し、成果発表の機会と場の提供に取り組むことを位置付けている。また、子どもたちの豊かな情操と心身の健全な成長のため、地域の伝統文化等の体験活動事業などにも取り組んでいる。本計画の目的とする本市の「歴史文化」や「地域に根付く伝統や魅力」を知るための郷土の学びに関する取組みを掲げる。

（5） 横手市都市計画マスタープラン＜改正＞

策 定 年 月 平成 31 年 3 月〔計画期間：平成 30 年度～令和９年度〕

計 画 の 概 要

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく都市計画に関する基本方針。横手らしさを形づくるまちなみや田園集落、良好な住宅ストック（既存住宅）などを次世代へ継承することを目的とする。「元気に暮らし続けられるまちづくり」と、「安全で安心して暮らし続けられるまちづくり」、「風土や歴史を活かしたまちづくり」の３つの理念による取組みを定める。

「横手市立地適正化計画」は、都市計画再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づき、持続可能で機能的な都市構造を確保するため、居住や都市機能を誘導する区域等を表す。

本計画との関連性

本市の豊かな自然環境などの風土や、伝統行事、文化などの歴史的な風致を活かしたまちづくりを進めることを位置付けており、風土を活かした景観形成や歴史的なまちなみ景観の向上、及び観光交流の推進等、歴史文化遺産や地域特性を考慮したまちづくりにおいて、本計画と連携するものである

（6） 横手市景観計画

策 定 年 月 平成 24 年９月

計 画 の 概 要

景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく。景観づくりに係わる方針や基準等をまとめた景観行政を進める上での基本的な計画。本市は平成 21 年 10 月に景観行政団体に位置付け。本市の景観は豊かな自然環境を背景に多くの歴史的・文化的な資源を有しており、景観を守り育てる人材を育成しながら、協働によって次世代へつなげていくことを本計画の基本理念とする。

目指すべき将来像を「山と川、豊かな自然と歴史あふれる景観を、守り、育て、つなげる田園都市」と設定し、「自然景観」、「歴史・文化景観」、「都市景観」の、３つの景観形成の方向性に即して、土地利用や景観資源の分布などを踏まえ、将来像図をゾーニングし進めることとしている。

本計画との関連性

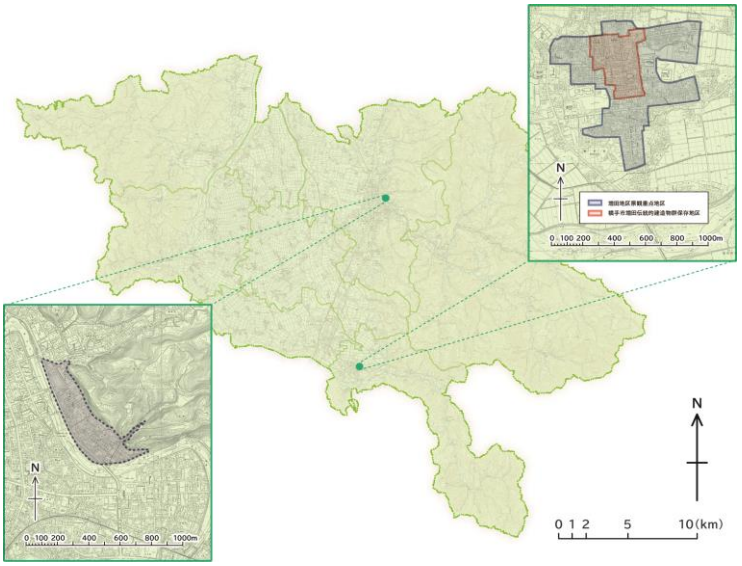
羽黒町・上内町地区や増田地区の街並みを景観重点地区に位置付け積極的に景観保全を図るほか、田園・里山景観や、歴史的な資源とその周辺地域の景観、視点場（眺望点）の景観を保全するとしており、本計画と連携しながら歴

史的・文化的景観の形成及び保全を進めるものである。

参考　景観重点地区

本市では、「羽黒町・上内町地区」と「増田地区」の２地区が景観重点地区に指定されており、地区住民等の合意形成に基づき、地区独自の基準を定め、景観形成を図ることとしている。

「羽黒町・上内町地区景観重点地区」は、東西を愛宕（あたご）山と横手川に囲まれた緑豊かな歴史的な雰囲気を感じられる住宅地である。昭和 62 年（1987）以降、景観に関するまちづくり条例や行政と住民との申し合わせ事項に基づいて、自主的に建築物や塀、生垣等の独自の景観を維持すべく取り組んできており、現在も武家町の面影や武家風の屋敷が残り、愛宕山の自然と板塀が連なる通りが情緒ある景観を保っている。引き続き、旧武家町の町並みの骨格である板塀や生垣にみられる景観の保全形成を図り、歴史的建造物を核とした修景事業を強化していく方針である。



横手市景観計画に基づく市内の景観重点区域

「増田地区景観重点地区」は市南東部に位置し、横手市増田伝統的建造物群保存地区を囲むエリアである。本地区は、秋田県と岩手県・宮城県を結ぶ交通の要衝として、また雄物川水系成瀬川と皆瀬川の合流地点に位置することから政治・経済の上でも重要な役割を果たした歴史豊かな地区である。増田地区景観重点地区は、重要伝統的建造物群保存地区約 10.6ha を囲む 46.6ha の範囲であり、明治から昭和 30 年（1955）代までに建てられた主屋が軒を連ねる町並みや歴史的雰囲気を感じる水路が残存し、景観上も保全を継続していく必要がある。引き続き、歴史的建造物への修景事業を継続するとともに、賑わいの創出や地域活力の増進に繋がる環境整備も展開していく方針である。

（7）　第３次横手市観光振興計画

策　定　年　月　令和３年４月〔計画期間：令和３年度～令和７年度〕

計 画 の 概 要

新型コロナウイルス感染拡大の影響からの反転攻勢及び稼ぐ力を生み出す「観光地域づくり」と高い「観光力」の構築を目指す。基本理念「横手ブランドの創造」に基づく観光振興を図り、新たな観光客の取り込み、更にリピーターの拡大を目的とする。

本計画との関連性

基本方針②「新たな観光資源の活用」に本計画に基づく地域の歴史文化を活かしたテーマによる素材のパッケージ化が位置付けられており、新たな観光客の誘客とリピーターの増加を図るために、本計画と連携し、テーマ性を持った観光素材のパッケージ化と商品化に取組むものである。なお、計画中で取り上げている歴史文化遺産を活かした観光振興の一部については、本計画を拠り所としている。

（8）　横手市地域防災計画

策　定　年　月　平成 19 年２月〔平成 27 年４月修正〕

計 画 の 概 要

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び横手市防災会議条例（平成 17 年条例第 272 号）に基づき、横手市

防災会議が作成する計画。市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、市域の災害対策に関し、総合的かつ基本的な事項を定める。

本計画との関連性

同計画「文化財災害予防計画」では、文化財を災害から防護し、これを後世に伝えるために管理体制を確立するとともに、計画的に復元修理等の事業を推進すると定めており、建造物、絵画、工芸等の文化財について、特に防火に関する指導の徹底と、史跡、名勝、天然記念物等について、各管理者に対する災害防護対策が位置付けられる。本計画で課題とする歴史文化遺産の防災対策に関しては、特に火災や水難に関する災害対策について同計画においても位置付けるものである。

（9） 第２次横手市農業振興計画

策　定　年　月　平成 28 年 11 月〔計画期間：平成 28 年度～令和７年度〕

計 画 の 概 要

第２次横手市総合計画における農林水産業・農村分野の基本となる計画であり、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」や「食料・農業・農村基本計画」、関係機関等との整合性を図りつつ、本市の農林水産業・農村の総合的な振興を図る基本計画として策定。将来の姿として、市民が意欲を持って、農林業に取り組むことを目指し、「人を育て、農林業で生き残れる道を開こう」を計画の基本テーマに掲げ、５つの柱により農林業振興施策を推進する。

本計画との関連性

基本テーマの柱の１つ「農林業・農村の多面的機能の発揮」の中では、生活改善活動の支援と食文化の継承の取組みの中で、農村の伝統的な食文化の継承を図ることを位置付けている。関係機関との連携による食育や発酵文化等の推進により、地域の歴史文化の継承や周知等に繋がるものである

（10） 横手農業振興地域整備計画

策　定　年　月　平成 21 年９月〔見直し年度：平成 28 年度〕

計 画 の 概 要

平成 17 年（2005）年度に農業振興地域の指定を受け策定した。優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するための総合的な農業振興の計画で、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を計画的に推進することを目的としている。

本計画との関連性

広域農道雄平フルーツライン沿いの傾斜地にある樹園地及びこれに隣接する平坦部の樹園地等について、観光農園を含め利用を促進することとしている。農業の担い手の確保、育成を図り、地域の特性を活かした地域農業の活性化を目指していることが、本計画の目的とする地域特性の継承とそれを活かした活用施策に関連するものである。

（11） 横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画（文化庁　認定）

策　定　年　月　令和２年６月〔計画期間:令和2年度～令和6年度〕

計 画 の 概 要

「横手市増田まんが美術館」を中核として、本市の有する多様な地域資源を生かした「文化観光」の振興に取組み、関連する団体・事業者と協力し、新たな魅力の創出に努め、地域経済の活性化を目指す。

本計画との関連性

本市の文化資源であるマンガ原画やデジタルアーカイブ資料を中心としたマンガ文化の魅力の向上とともに、自然環境や風景、歴史・文化遺産等を文化観光資源として磨き上げ、文化観光を推進することとしており、本計画でも位

置付けている歴史文化遺産等の総合的な魅力を増進し、観光活用に関する事業を展開するものである。また、計画中で取り上げている文化観光資源としての歴史や文化遺産については、本計画を拠り所としている。

（12）　横手市歴史的風致維持向上計画（文部科学省・農林水産省・国土交通省　認定）

認　定　年　月　平成 30 年７月〔計画期間：平成 30 年度～令和９年度〕

計　画　の　概　要

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号　通称歴史まちづくり法）に基づき策定。平成 30 年７月文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣より認定される。本市固有の歴史的風致を守り育て未来へと継承し、歴史的資源を積極的に活用した横手らしいまちづくりを推進する。

【横手市の歴史的風致】

北部地域の歴史的風致	１－１横手城下の伝統行事に見る歴史的風致
	１－２後三年合戦の顕彰に見る歴史的風致
南部地域の歴史的風致	２－１増田の町並みと祭礼に見る歴史的風致
	２－２手倉街道周辺の物資集散と顕彰に見る歴史的風致
	２－３斜面地の果樹栽培に見る歴史的風致
中西部地域の歴史的風致	３－１浅舞八幡神社の祭礼と山車巡行に見る歴史的風致
	３－２沼館八幡神社の道中獅子に見る歴史的風致
	３－３波宇志別神社と霜月神楽に見る歴史的風致
	３－４雄物川流域の鹿島行事に見る歴史的風致

【重点区域】

北部重点区域	横手地域の羽州街道沿い
南部重点区域	増田、十文字地域の手倉街道及び雄平フルーツライン沿い
西部重点区域	大森地域の保呂羽山参道にあたる県道や主要地方道沿い

【課題、方針】

１．「歴史的建造物等の保存活用」に関する事項
２．「歴史的風致の周辺環境の整備」に関する事項
３．「活動の後継者や担い手の育成・確保」に関する事項
４．「歴史的風致の認識向上」に関する事項
５．「歴史的風致を活かした観光振興」に関する事項

本計画との関連性

いわゆる歴史まちづくり法に基づく歴史的風致の維持向上を図るために策定した計画が「横手市歴史的風致維持向上計画」であり、当該計画内において策定が位置付けられたのが、本計画である。

文化財保護法に基づき作成する本計画は、未指定も含めた幅広い歴史文化遺産を対象に、歴史文化遺産の保存・活用を進めていくためのマスタープランかつアクションプランとして位置付けている。

このため、横手市歴史的風致維持向上計画で取り上げた「歴史的風致」や「重点区域」及び、それぞれの課題や方針、事業の概要については、本計画で設定する「地域遺産」及び「歴史文化遺産保存活用区域」のほか、それぞれの課題、方針、措置の設定によって包含若しくは関連付けがなされ、両計画の調和を図っている。

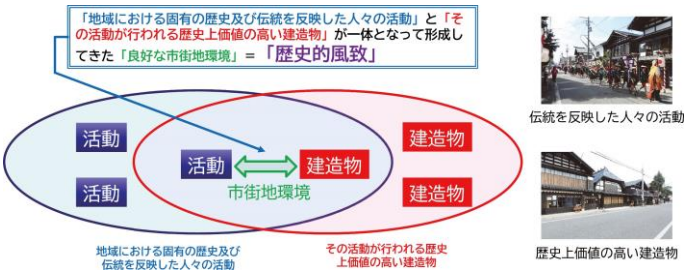
なお、以下に、計画の詳細を示している。

参考　横手市歴史的風致維持向上計画

●「歴史的風致」と「重点区域」

歴史まちづくり法に基づく、用語の定義は下記となる。

歴史的風致　地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（歴史まちづくり法第１条）をいう。



歴史的風致の概念図

重点区域　文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地または、重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域及びその周辺の土地の区域であり、当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域（歴史まちづくり法第２条より）をいう。

●本計画と、横手市歴史的風致維持向上計画の関連性について

・横手市歴史的風致維持向上計画における「歴史的風致」と本計画における「地域遺産」

「歴史的風致」が、人々の「活動」とその活動が行われる「建造物」及び「市街地環境」を要件とすることに対し、本計画における「地域遺産」は、市内に数多く存在する「地域特性」を表すストーリーとこれに沿った「歴史文化遺産のまとまり」で構成しており、歴史的風致の要素を包含しつつ、より幅広くとらえている。

・横手市歴史的風致維持向上計画における「重点区域」と本計画における「歴史文化遺産保存活用区域」

「重点区域」は、国指定等文化財をはじめとする文化財が数多く集まり、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われ、それらが一体となって本市の歴史的風致の良好な環境を形成している範囲としている。対して本計画における「歴史文化遺産保存活用区域」は、主として地域遺産を構成する歴史文化遺産が集積する区域を設定している。

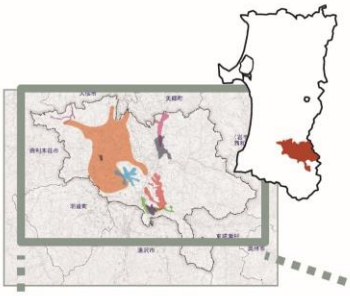
いずれも計画期間内に重点的に施策を位置付けており、人、物、文化の交流の舞台となった羽州街道や雄物川を意識した設定を行っている点は共通し、本計画で設定する「羽州街道歴史文化遺産保存活用区域」は、横手市歴史的風致維持向上計画で設定した「北部重点区域」及び「南部重点区域」を、「雄物川歴史文化遺産保存活用区域」は、「西部重点区域」を包含する。

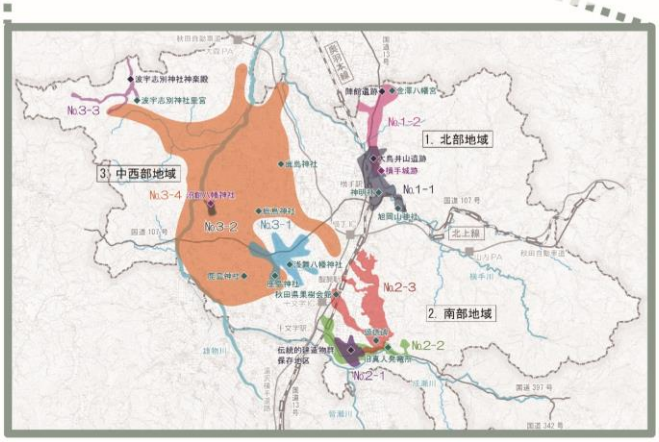
横手市歴史文化遺産保存活用地域計画		横手市歴史的風致維持向上計画で関連する主な要素	
区分	名称	歴史的風致	重点区域
地域遺産	1. 市域北部及び西部に息づく古代の足跡	1-2　後三年合戦の顕彰に見る歴史的風致	
	2. 中世城館を基盤とした地域拠点の成立とまちづくり	1-1　横手城下の伝統行事に見る歴史的風致 2-2　手倉街道周辺の物資集散と顕彰に見る歴史的風致　ほか	
	3. 雄物川流域の河川交通の整備と多様な文化の流入	3-4　雄物川流域の鹿島行事に見る歴史的風致	
	4. 横手盆地を取り囲む信仰の山々	3-3　波宇志別神社と霜月神楽に見る歴史的風致	
	5. 豪雪地帯の暮らしと食文化	2-3　斜面地の果樹栽培に見る歴史的風致　ほか	
	6. 近世由来の伝統文化とコミュニティ	2-1　増田の町並みと祭礼に見る歴史的風致 3-1　浅舞八幡神社の祭礼と山車巡行に見る歴史的風致 3-2　沼館八幡神社の道中獅子に見る歴史的風致　ほか	
歴史文化遺産保存活用区域	羽州街道歴史文化遺産保存活用区域	1-1　横手城下の伝統行事に見る歴史的風致 1-2　後三年合戦の顕彰に見る歴史的風致 2-1　増田の町並みと祭礼に見る歴史的風致 2-2　手倉街道周辺の物資集散と顕彰に見る歴史的風致 2-3　斜面地の果樹栽培に見る歴史的風致	北部重点区域 南部重点区域
	雄物川歴史文化遺産保存活用区域	3-2　沼館八幡神社の道中獅子に見る歴史的風致 3-3　波宇志別神社と霜月神楽に見る歴史的風致 3-4　雄物川流域の鹿島行事に見る歴史的風致	西部重点区域

横手市歴史文化遺産保存活用地域計画における、横手市歴史的風致維持向上計画との関連要素

横手市の代表的な歴史的風致

横手市は秋田県の内陸南部に位置し、東は奥羽山脈、西は出羽山地に囲まれた横手盆地の中央に位置している。古代には後三年合戦（1083―1087）が繰り広げられたとされ、中世以降は城下町として繁栄したほか、雄物川と東部を貫く羽州街道を基盤に人・物・文化が行き交い、近世以降は各地で定期市が開設され、常に新しい情報と融合しながら横手の文化を築いてきた。一方で、波宇志別神社のように古代から連綿と伝統を受け継ぐ社寺もある。こうして育まれた横手の多様な文化は、歴史と伝統を受け継ぐ祭礼行事とともに現在も受け継がれ、今に残る旧来の町割りや歴史的建造物と一体となって良好な歴史的風致を形成している。





風致 No.1-1【北部地域】

横手城下の伝統行事に見る歴史的風致

横手地域では、近世に敷かれた内町、外町の町割りが現在も踏襲され、歴史的建造物が町並みを形成する。この町並みでは、藩政時代に原型が成立した送り盆行事や旭岡山神社の梵天行事、かまくら行事といった伝統行事に加え、神明社の春祭りでは神輿渡御が行われるなど、四季折々の祭礼が展開し、歴史的風致を形成している。


送り盆行事

風致 No.1-2【北部地域】

後三年合戦の顕彰に見る歴史的風致

市内北部及び西部地域は後三年合戦の舞台とされ、遅くとも江戸時代には源氏中興の祖とされる源義家が活躍した後三年合戦に関する史跡や伝承地が保護継承されてきた。こうした史跡は近代以降も地域住民の顕彰対象となり、大鳥井山遺跡や陣館遺跡などの関連史跡や金澤八幡宮などの伝承地の顕彰が行われ、歴史的風致を形成している。


後三年合戦史跡の探訪

風致 No.2-1【南部地域】

増田の町並みと祭礼に見る歴史的風致

増田地区では、鎮守社である月山神社例祭の本祭となる神輿渡御行列が、伝統的建造物群保存地区や周辺の歴史的町並みで展開する。巡行路の端々では神事が行われるなど江戸時代からの古式を踏襲しており、福嶋サイサイ囃子の音色や、90回を超える宵宮の花火大会とあいまって、歴史的風致を形成している。


御輿渡御

風致 No.2-2【南部地域】

手倉街道周辺の物資集散と顕彰に見る歴史的風致

奥羽本線（鉄道）の開通とともに十文字と増田は一体的に近代化し、両者を結ぶ手倉街道沿線にはその発展を示す建造物が残る。発展の源泉となる朝市は、現在も周辺の農村集落に支えられ、商店街の一角に開設する。近代化に寄与した施設跡地では市内の産業遺産観光等の先駆けとなった顕彰活動も行われ、歴史的風致を形成している。


朝市

風致 No.2-3【南部地域】

斜面地の果樹栽培に見る歴史的風致

栄地区から醍醐、亀田地区にかけての奥羽山脈の麓には斜面地を利用したりんごの樹園地が広がっている。斜面地には生産に係る施設が、平野部には出荷施設があり、全体として平鹿りんごの生産地帯を形成する。「リンゴの唄」で知られるこの地域では、明治期からのりんご栽培のほか開拓者の顕彰も行われ、歴史的風致を形成している。


収穫期のりんご

風致 No.3-1【中西部地域】

浅舞八幡神社の祭礼と山車巡行に見る歴史的風致

浅舞地区の浅舞八幡神社例祭において、神輿渡御行事とともに行われる「山車巡行」では、置き人形を載せた山車が、湧水や自噴井戸の豊富な歴史的町並みを巡行する。巡行は山車を曳き、お囃子を奏でながら、各町内会ゆかりの地域を巡行し、例祭日には一帯で囃子の音色が響き渡り、歴史的風致を形成している。


山車巡行

風致 No.3-2【中西部地域】

沼館八幡神社の道中獅子に見る歴史的風致

沼館地区の沼館八幡神社例祭における神輿渡御行列の先頭に「御獅子舞」が配され、道中の交差路などで、舞手と共に「口割り」の演舞を行う。市内でも他に例を見ない道中獅子は、後三年合戦における「沼柵」における戦場跡として地名や伝承が随所に残る歴史的な町並みで展開されており、歴史的風致を形成している。


道中獅子

風致 No.3-3【中西部地域】

波宇志別神社と霜月神楽に見る歴史的風致

八沢木地区の波宇志別神社は古代から存続する県内唯一の社であり、古くから一帯は霊域として信仰された。この地域では、霜月神楽が中世から現在まで連綿と継続し、その運営を地域住民らで結成された保存会が支えている。また、地域住民によって八沢木獅子舞が継承されており、地区内の各所で舞を披露し、歴史的風致を形成している。


霜月神楽

風致 No.3-4【中西部地域】

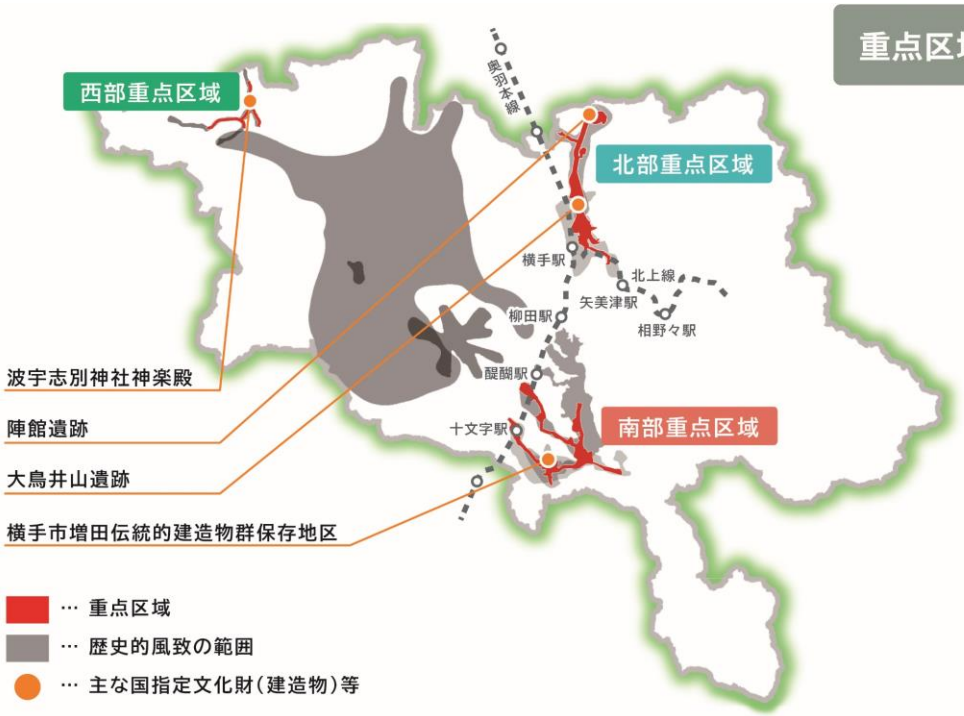
雄物川流域の鹿島行事に見る歴史的風致

雄物川は明治期まで舟運による物流の大動脈であり、流域沿いの町は賑った。この流域沿いはほとんどの集落で「鹿島立て」や「鹿島流し」などの「鹿島行事」が継承される。地域の神社などで製作された鹿島人形が町内を巡行し、集落の境に建てられるなど、集落ごとに特徴的な鹿島行事が継承されており、歴史的風致を形成している。


鹿島立て行事

横手市歴史的風致維持向上計画で位置付ける横手市の歴史的風致

重点区域位置図



重点区域とは

国指定文化財を取り巻く歴史的風致のうち、特に重点的かつ一体的に歴史的風致の維持及び向上の施策を推進する区域を指す。
「重点区域」は、文化財保護法に基づき指定された「重要文化財」や「史跡名勝天然記念物として指定された建造物」の用に供される土地または「重要伝統的建造物群保存地区」内の土地を含む必要がある。（歴史まちづくり法第2条より）

3か所の重点区域の設定

人、物、文化の交流の舞台となった各街道や雄物川を意識し、そこからもたらされ、生み出された歴史や文化を実感できるような施策に取り組むために、歴史的特徴が際立って残っている「北部地区」、「南部地区」及び中西部地域の中で雄物川以西の「西部地区」の3カ所を重点区域として設定した。各重点区域の課題に対応した施策を展開することで一体的な歴史的風致の維持及び向上を図る。

3か所の重点区域の概要と方針

北部重点区域

国史跡の大鳥井山遺跡など、羽州街道沿いに古代から近世までの各時代の拠点となった史跡があり、顕彰活動が行われるほか、近世に由来する伝統行事が城下町の名残を残す町並みで継続している。

維持及び向上の方針

調査が継続している後三年合戦関連遺跡の埋蔵文化財調査を優先して実施する。その成果も踏まえ、横手城や羽黒町・上内町など、羽州街道周辺の拠点となった史跡や町並みの整備について検討する。後三年合戦関連史跡については、国史跡の整備計画を検討するほか、探訪事業や周知事業を継続する。このほか、アクセス改善のための道路整備事業も実施していく。

南部重点区域

十文字駅周辺や伝統的建造物群保存地区などの発展に伴い形成された建造物や市街地の広がりが手倉街道沿いにあり、朝市などの商業活動のほか、近世に由来する祭礼や地域の発展に資した史跡の顕彰活動が継続している。また、真人山麓から北に広がる樹園地では、りんご栽培が継続されている。

維持及び向上の方針

保存地区において実施中の修理事業のほか、防災事業等を実施し保護措置を図るほか、電線類地中化などの整備を行い、歴史的風致の維持とともに観光振興を図る。また、手倉街道沿いの建造物を中心とした整備事業を検討するほか、市外からの来街者が通年を通して一定数を維持していることから、拠点として回遊性の措置を高めるための発信機能を持たせるなどの対応を検討していく。

西部重点区域

保呂羽山に鎮座する波宇志別神社が、古来より広く信仰を集めており、国指定の波宇志別神社神楽殿などの建造物が残るほか、中世から「霜月神楽」が継続しており、周辺住民がこの行事を支えている。

維持及び向上の方針

市内最古の建築である波宇志別神社神楽殿の修理事業を実施し、保護措置を図るとともに、来街者が訪れやすいよう案内看板の増設等の対応を行っていく。

横手市歴史的風致維持向上計画で位置付ける重点区域

５．歴史文化遺産及び地域遺産の保存・活用に関する方針

本市の歴史文化遺産や地域遺産の保存・活用を進めるための課題に対応する方針を整理した。なお、コロナ禍の状況を踏まえ、その影響については常に把握し、必要な場合は方針に加えるとともに、措置にも反映させるものとする。

①「仕組みづくり」に関する方針

①-1）総合把握と見直し調査の実施

歴史文化遺産の把握を推進し、総合的な把握が不十分な類型や地域の補完を図り、類型的・地域的なアンバランスの解消に努める。また、既存の調査成果に基づく現況確認や定期的な見直し調査を実施し、結果に基づき歴史文化遺産リストや関係する台帳等の更新を図るとともに、詳細調査の必要な歴史文化遺産について判断する。

把握にあたっては、全ての地域遺産を対象に地域遺産を構成する歴史文化遺産の補完を図るほか、ストーリーについても随時見直しを行い、地域遺産の磨き上げを行う。このほか、地域遺産④や⑥で取り上げた神社のように、建造物ばかりでなく関連する行事や民俗芸能、美術工芸品等の把握が進んでいないものについて、総合的な把握を行う。既に指定等された歴史文化遺産についても定期的に現況確認を行い、適切な管理を促すほか、何らかの事情により既にその価値を滅失している場合、指定解除等の必要な手続きを進める。

類型ごとの把握及び調査は、既存の調査成果に基づき下記を前提とする。なお、地域遺産は、各地で根付き育まれた各地固有の歴史文化でもあることから、把握及び調査は、地域遺産を構成する歴史文化遺産を優先して進める。

①有形文化財

建造物は、既に把握された歴史文化遺産の見直しを優先して進め、現状変更等の状況の把握に努める。こうした成果を踏まえて対象を抽出し、詳細調査を実施する。対象の選定にあたっては、技術的、意匠的のみならず景観形成上も重要と判断される建造物を優先し、地域的バランスにも配慮する。

美術工芸品は、特に絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍、歴史資料について把握及び調査が十分でないため、民間団体による既存の成果等も含めた把握を進める。把握が十分でない横手地域及び増田地域以外の地域を優先的して進めるほか、地域遺産の構成要素としても検討する。これらの成果を基に、詳細調査は今後検討を進める。

②無形文化財

現状の把握を適宜進めるものとする。

③民俗文化財

既に把握されている歴史文化遺産の見直しを優先して進め、実施状況等の把握に努めるほか、必要に応じ記録保存のための調査を実施する。地域遺産④や⑥で取り上げたように、集落単位で行われている比較的小規模な祭礼に伴う行事や、民間信仰に由来する活動などの状況についての把握を実施するため、市内神社等に関する建造物や美術工芸品、無形民俗等に関する総合的な把握を実施する。

④記念物

遺跡は、埋蔵文化財分布調査及び詳細調査が実施されていることから、この報告に依る。

名勝地及び動物、植物、地質鉱物は、既に把握されている歴史文化遺産の見直しを実施し、現状把握に努めるほか、横手市景観計画等とも連動しながら新たな名勝地や動物、植物等の把握に努める。生息地が指定されている「トミヨ及びイバラトミヨ生息地」について、トミヨ属の生息状況調査を継続して実施する。

⑤文化的景観

有識者の意見を基に、横手市景観計画のほか関連計画との関係も踏まえ、地域遺産の構成要素となりうることを前提に、詳細調査の必要性について今後検討を進める。

⑥伝統的建造物群

有識者の意見を基に、横手市景観計画のほか関連計画との関係も踏まえ、地域遺産の構成要素となりうることを前提に、詳細調査の必要性について今後検討を進める。

①-2）詳細調査の推進と多様な類型の指定推進

詳細調査を推進し、歴史文化遺産の学術的な調査や検証等の充実を図る。対象の選定にあたっては、地域遺産を構成する主要な歴史文化遺産について優先して進め、類型的・地域的な状況も考慮するほか、公共所有の歴史文化遺産の調査も充実を図る。詳細調査は、地域遺産②や⑤、⑥などを構成する建造物の調査を行うほか、地域遺産①で取り上げた学術研究を目的とした埋蔵文化財発掘調査も進める。原則として価値付けを見据えて実施するものとし、調査成果に基づく指定等の価値付けを多様な類型に渡り行う。また、特に地域遺産⑥等でも取り上げた各地の行事や民俗芸能など、何らかの事情により保存や継承が困難な歴史文化遺産の記録保存を進める。

価値付けにあたっては、地域遺産に基づく地域特性も考慮し、県指定や国指定等の可能性を持つ歴史文化遺産については優先的に指定を進める。また、横手市歴史的風致維持向上計画や横手市景観計画など関連計画に基づく価値付けも検討を進める。

①-3）適切な保存管理の推進と町並み景観の保全

指定等歴史文化遺産を主として、文化財保護法や秋田県文化財保護条例、横手市文化財保護条例、横手市伝統的建造物群保存地区保存条例等に基づき、適切な周期に基づく修理を促し、建造物にあっては耐震診断の実施とその結果に基づく耐震補強等も促す。地域遺産を構成する国指定等の歴史文化遺産について、優先して修理を進め、修理等にあたっては経費的・技術的な支援を行い、所有者による適切な保存管理を推進する。また、民俗芸能等に係る用具の更新など、地域課題の解決のために住民等が行う事業についても必要に応じ支援を行うほか、民間機関の行う助成事業等の活用も検討する。歴史文化遺産の保存・活用を進めていくにあたり、文化財保護管理指導員の設置について検討を進めるほか、現状に即した例規や制度の見直しも検討する。

歴史文化遺産保存活用区域では横手市景観計画と連動した町並み環境の保全を図り、景観重点地区での建造物等の景観誘導を進めるほか、景観まちづくり委員会などとも空き家や空き地利用に関する課題の共有を図る。

①-4）防災・防犯対策や意識啓発の推進と災害時の支援体制構築の検討

横手市地域防災計画や横手市伝統的建造物群保存地区防災計画等の関連計画や「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」等に基づき必要な対策を進め、安全・安心の確保に向けて、防災・防犯対策や意識啓発を進める。災害発生時における官民連携の体制整備を図るため、文化財保存活用支援団体の指定も視野に入れた検討を行い、有事の際の有識者派遣や文化財レスキューの手段についても検討を進める。

指定等の歴史文化遺産については、市内の指定等建造物や美術工芸品等の耐震対策も含む防災対策に関する啓発を行い、必要に応じ設備等の設置に係る経費を支援する。空き家等に関しては横手市地域防災計画等に基づき、老朽化した危険家屋等の把握に努める。防犯対策についても指定等歴史文化遺産について警察や消防とマップ等の情報共有を行い迅速な対応に努める。このうち、横手市増田伝統的建造物群保存地区については、横手市増田伝統的建造物群保存地区防災計画に基づき、災害に対する予防体制の確立及び災害リスクの軽減の促進を図り、住民が主体となった予防活動や訓練活動等の取組みに対する支援を行う。来街者の多い地区であることを念頭に、防犯意識啓発は特に不特定多数の来街者を受け入れることから優先して実施するほか、関係団体との連携のもと、発災時の誘導等も意識した訓練を実施する。このほか、整備した防災施設の点検を実施するほか、建築基準法適用除外の追加方針についても検討を進める。

歴史文化遺産保存活用区域内の公共施設等の公開活用にあたっては、個々の施設管理計画に基づき職員の意識啓発や避難路確保に努めるほか、優先的な整備を念頭に必要な対応を実施する。

①-5）地域遺産を活用した回遊性の向上と、歴史文化遺産保存活用区域における文化観光の推進

地域遺産を構成する核となる国指定等の歴史文化遺産の修理や整備を進め、歴史文化遺産の価値を高め、磨き上げを行う。これを基に、学校教育や社会教育でも利用可能な地域遺産毎の主要な歴史文化遺産を辿る回遊ルートの設定を進め、テーマを通して市内全域の歴史文化遺産を体感できる仕組みづくりを進める。

また、主として地域遺産を構成する歴史文化遺産が集積する区域を歴史文化遺産保存活用区域に設定し、「第３

次横手市観光振興計画」や「横手市歴史的風致維持向上計画」、「横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画」などに基づく観光振興等の取組みと連動した面的な整備や活用によって、地域の特性を活かしたブランド力を向上させ、国指定等文化財やマンガ原画等の訴求力の高い歴史文化遺産を核にした区域内のまちなか回遊性の向上を図り、文化観光等を推進する。

横手市公共サインガイドラインを基に、方向案内板や多言語に対応した広域観光案内板等の設置を進めるとともに、映像やガイドマップ等の作成・公開を行うなど、関連計画に基づく整備等を実施し、来街者の受入れ体制を整える。地域遺産①を構成する大鳥井山遺跡等では、整備基本計画の作成を進め、周辺環境も含めた適切な環境整備について検討するほか、面的な整備の検討に際し必要な場合は公共所有の歴史文化遺産に関する保存活用計画等の作成について、別途検討する。各地域遺産を重層的にとらえ、各種素材のパッケージ化を進めるほか、歴史文化遺産の修理や整備による磨き上げは、歴史文化遺産保存活用区域内で重点的に実施する。歴史文化遺産保存活用区域内での徒歩によるまちあるきモデルルートも設定を進め、（一社）横手市観光推進機構や（一社）横手市観光協会、（一社）増田町観光協会ほか各地の観光協会及び（一財）横手市増田まんが美術財団などの、観光振興等を通じて伝統行事の継承や人づくりを担う企業や団体との連携を進める。

「文化観光」…有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（文化資源）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。

【文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）】（令和２年法律第 18 号）

①-6）新しい価値付けの制度化の検討

より幅広い視点で地域固有の歴史文化を明らかにするとともに、これに沿った多様な歴史文化遺産について、相互の関連性を明らかにし多面的な価値を引き出すため、地域遺産に設定したものを除く多様なテーマに沿った歴史文化遺産のまとまりについて、「横手遺産（仮称）」認定制度の創設を検討し、一体的な価値付けを図る。

市民が提案する「地域の宝」として、多くの人に周知し、身近な地域の本質について、共有を図ることを想定し、認定の手法等にかかる詳細は今後検討し、関係例規等の整備を検討する。「横手遺産」は、「ミニ地域遺産」的な役も担うため、内容に応じて学校教育や社会教育、地域振興の取組みとの連動も想定される。横手市歴史文化遺産保存活用推進協議会の意見を聞きながら方針を定めるものとする。

②「人づくり」に関する方針

②-1）保存・活用等に関わる担い手や団体等の育成と支援

地域住民組織や保存団体と連携しながら、歴史文化遺産や地域遺産の保存・継承や活用のために必要となる支援を推進し、担い手や指導者及び団体の育成を図る。学校教育の場や継承に取り組む組織と連携協力しながら後継者の育成を図るほか、探訪事業等を通じて市内の歴史文化を知る機会の提供に努める。観光振興については、（一社）横手市観光推進機構や各地の観光協会をはじめとする観光関係の団体等が、現場にあって観光施策の多くを実践しており、こうした取組みを支援し、連携を深める。また、地域遺産②や⑤で取り上げた横手市増田伝統的建造物群保存地区をはじめ、市内各地に所在する指定等建造物の修理を行う際に必要となる修理技術者等については、高度な専門的知識が必要であることから、ヘリテージマネージャー等と連携しながらこれまで行ってきた講習会を今後も継続して実施し、養成に努める。また、把握や詳細調査の機会を活用しての団体育成も視野に入れ、関係団体との協力体制を進めるほか、ヘリテージマネージャーが建造物に限らず幅広い類型の歴史文化遺産の保存・活用に対応できるよう育成を図る。地域遺産⑤や⑥等で取り上げた食や行事、民俗芸能等の技術継承や体験に関し、行政や公民館、団体等が行う関連講座等の周知・発信を行う。

②-2）横手の魅力を発信する市民を育む機会の提供

本市の歴史文化や地域遺産を通じて、横手の魅力を発信できる人材の育成や確保に努める。地域遺産を活用して、実際に現地を訪れ教材として学ぶ機会を提供し、市民が地域を知る機会を創出する。市民からの発信も含めて横手

の魅力の浸透を図るほか、地域コミュニティの維持や世代間交流の増進などの効果も図る。これにあたり、各地域遺産との親和性が高く、体験等を提供可能な「観光エキスパート制度」の活用を視野に、すでに観光エキスパートとして登録される伝統工芸や民俗芸能等、それぞれの分野で長年活躍する人材のほか、来街者に体験を提供して横手の魅力を市外に向けて発信できる人材の育成や確保に努め、体験型メニューの構築も図る。また、大学や研究機関等との連携を強化し、本市に関心を持ち、発信できる人材の育成に努める。

歴史文化遺産保存活用区域では、地域や学校等と連携した幅広い年齢層のガイドに加え、今後増加することが予想される外国人に対応できるガイドの育成も図るほか、全国から集った参加者が本市の魅力を発信するサポーターとなることを目指し、会議や研修会等の全国的な大会等の誘致も積極的に進める。

②-3）多様な分野の専門職員の育成と庁内連携の強化

多様な観点に基づく時代の変化に即した総合的な歴史文化を活かした行政運営に対応するため、文化財・観光振興・まちづくりなどの各分野で精通した専門職員の育成に努める。また、様々な計画や制度に基づく事業展開を踏まえ、部局間の連携強化を促進する。

③「周知・発信」に関する方針

③-1）既存成果や情報の整理と公開

個々の歴史文化遺産及び各地域遺産の概要と構成する歴史文化遺産等について、雄物川郷土資料館等の資料館施設を拠点に既存の調査成果に関する成果を整理しアーカイブ化を進める。市のホームページ等を活用した公開を進め、市内外を問わず広く本市の魅力を知る機会の提供に努める。

③-2）保存・継承や活用に向けた市民が相談しやすい環境づくりの促進と幅広い情報と知識の収集

保存・活用を進めるための推進体制づくりを進め、専門的知識を有する団体の支援も得ながら、保存・活用に係る情報収集や困りごとを気軽に相談できる環境づくりを行う。歴史文化遺産の取扱いや保存・活用に関する手法のほか、修理や行事に要する材料の調達手段や助成金等の活用も含む相談体制を構築し、一層の基盤強化を図る。相談窓口は、博物館法に基づく博物館相当施設である雄物川郷土資料館を拠点とした設置を検討し、所有者等がアプローチしやすい環境を構築する。所有者や保存団体に随時情報を共有しながら、各種支援制度について積極的な情報提供を図るほか、保存団体等と課題を共有し製作技術を含めた後世への継承を図るための対策も検討する。また、ヘリテージマネージャーらが中心となって伝統的建造物群保存地区内の建造物を対象に実施している歴史的建造物に関する相談業務の対象を全市域へ拡充することを検討する。

これにあたり、新たな技術や公開手法、活用等についての情報収集や分析を継続的に行い、様々な施策の立案に反映させるほか、必要なものについて周知を図る。

③-3）横手の魅力の多角的な発信による地域を知る機会の提供促進

各地域遺産に代表される、本市の歴史文化を象徴するテーマについて浸透を図るためのパンフレット等の作成や、各種団体と協働しながらまちあるきや探訪等を開催する。伝統行事等の開催にあわせたまちあるきの実施も検討し、市民が伝統行事に触れる機会の創出に努める。また、有識者や関係団体等の協力も求めながら講座や講演会などを開催し、地域遺産等を題材に郷土を学ぶ機会の創出に努めるほか、地域遺産を活用した広域連携等も視野に入れる。

各地域遺産を構成する指定等歴史文化遺産を中心に標柱設置や更新などを行い、現地での情報発信も意識するほか、市報やホームページ等も活用しながら、広く本市の魅力を知る機会の提供に努める。また、横手市増田まんが美術館や雄物川郷土資料館をはじめとする市内の資料館施設を、地域遺産を核として郷土の歴史文化を知るための学びの拠点として活用し、横手市増田伝統的建造物群保存地区とあわせて学校教育や社会教育における教材としての利用を促進する。歴史文化遺産保存活用区域内に所在する資料館施設等では、特別展の開催等を通じて横手の魅力の発信に努める。

６．横手市の歴史文化遺産保存活用区域

既に横手市歴史的風致維持向上計画で位置づけられている北部及び南部、西部重点区域を核として、歴史文化遺産の保存・活用とまちなか回遊の範囲をさらに拡大し、本市が進める文化観光をはじめとする観光振興等に関する取組みと連動した面的な施策の展開を図るため、歴史文化遺産保存活用区域を設定する。なお、歴史文化遺産保存活用区域は、地域遺産と同様に「指針」に基づく設定であり、本計画では「文化財保存活用区域」を「歴史文化遺産保存活用区域」と読み替えている。

6-1　歴史文化遺産保存活用区域の設定の考え方

歴史文化遺産保存活用区域は、歴史文化遺産が集積する一定の範囲について、本市を象徴する歴史文化が広がる文化的な空間として周辺環境や景観も含めて面的に保存・活用しようとする区域である。

本市の歴史文化の形成に大きく影響し、各々の地域遺産を形成する重要な要素となっている市域東の「羽州街道」と、市域西の「雄物川」を基盤として、主として地域遺産を構成する歴史文化遺産が集中的に遺存する範囲のうち、下記に示す歴史文化遺産保存活用区域の基本的な方向性に基づき、従来から実施している「第３次横手市観光振興計画」や「横手市歴史的風致維持向上計画」、「横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画」などに基づく歴史文化遺産の保存･活用を通じた文化観光等の観光振興に関する取組みとの連動が図られる範囲を設定した。また、関連計画である「横手市歴史的風致維持向上計画」に基づく重点区域を包含する設定を行っている（第５章４．参照）。なお、本区域の範囲については、計画期間中の把握や詳細調査等の結果に基づき、必要に応じて変更を行うものとする。

●歴史文化遺産保存活用区域の保存・活用に関する基本的な方向性

歴史文化遺産の価値を高め、磨き上げを行うとともに、観光振興等に関する取組みと連動した面的な整備等を行うことで回遊性の強化を図り、まちのブランド力を向上させ、文化観光を推進する。

6-2　横手市の歴史文化遺産保存活用区域

本市の歴史文化遺産保存活用区域は、以下の２か所を設定した。

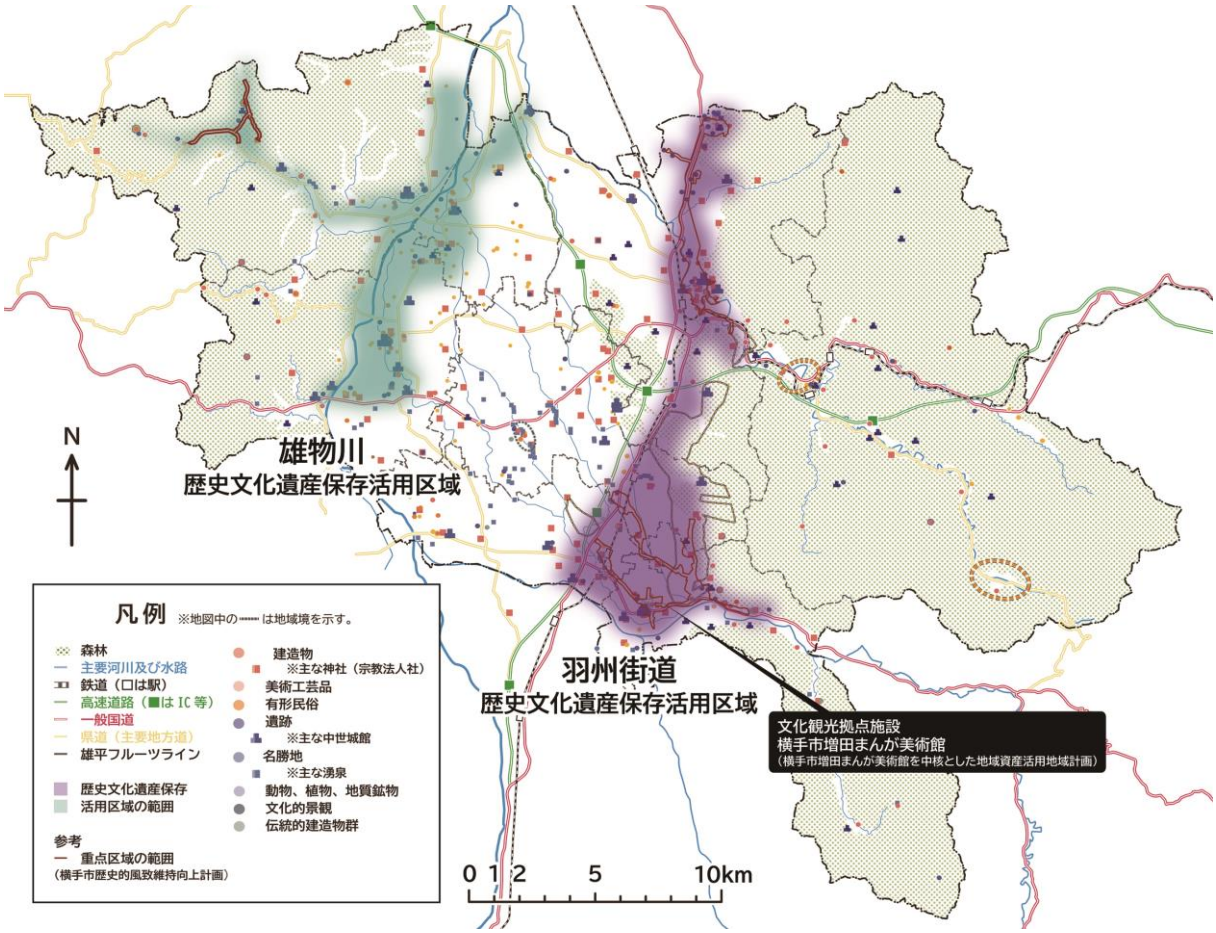
歴史文化遺産保存活用区域の名称	
1	羽州街道歴史文化遺産保存活用区域
2	雄物川歴史文化遺産保存活用区域

羽州街道歴史文化遺産保存活用区域

羽州街道歴史文化遺産保存活用区域は、東の奥羽山脈を背景に、主に南北に縦断する羽州街道を基軸とした文化の伝播体系がみられる。区域の北側には古代に後三年合戦の舞台となった金沢地区や大鳥井山遺跡が所在する朝倉地区、中世末から近世にかけて築かれた横手城跡や町割りが残る横手地区があり、中央には、近代以降果樹生産が盛んになった栄地区、醍醐地区、亀田地区がある。南側には在郷町として発展し朝市が継続する増田地区や近代に鉄道の開通によって急激に市街地化した十文字地区がある。北から南にかけて、古代から近代に至る本市の主な歴史的変遷をたどることができ、各時代における歴史の歩みや発展を象徴する多様な歴史文化遺産が集中して遺存する区域である。近世以降の視覚的な歴史文化遺産が多くあることから、回遊することで当地域の歴史の変遷を把握することが可能な、比較的理解しやすい区域でもある。

雄物川歴史文化遺産保存活用区域

雄物川歴史文化遺産保存活用区域は、西の出羽山地を背景に、南北に縦断する雄物川を基軸とした文化の伝播体系がみられる。「舟運」の恩恵を顕著に受けてきた区域であり、大森、沼館・今宿など河港に近く経済が発展した在郷町があるほか、近世の舟運の隆盛とともに流域に広く伝播した鹿島行事のように、ほかの文化と融合しながら各地で独自の発展を遂げた行事や信仰など多様な歴史文化遺産が集中して遺存する区域である。比較的古くから開拓されていたとみられ、波宇志別神社神楽殿や蝦夷塚古墳群、沼柵など古代以前の歴史文化遺産もみられるが、未だ解明されていない部分も多く、今後の調査研究に期待のかかる区域でもある。



横手市の歴史文化遺産保存活用区域と、市内に広がる地域遺産を構成する歴史文化遺産の分布

（1）　羽州街道歴史文化遺産保存活用区域（表９）

歴史文化遺産保存活用区域の名称

羽州街道歴史文化遺産保存活用区域

歴史文化遺産保存活用区域の概要

羽州街道は近世初頭に整備された街道であり、多くが現在の国道 13 号と重なる。奥州街道とも呼ばれる仙台・松前道の桑折（福島県）から分岐して新庄（山形県）へ抜け、湯沢（湯沢市）-横手-大曲（大仙市）-久保田（秋田市）を通り青森（青森県）で再び奥州街道と合流する。藩主佐竹氏や弘前藩の参勤交代に利用されるなど、交通の大動脈であった。横手は湯沢と共に藩南部地方の主要な宿場であり、十文字はこの中間地点に位置する。羽州街道の北部にあたる横手からは、東側の山内や西側の浅舞、沼館、大森方面を結ぶ脇街道が結節し、南部にあたる十文字からは、西側の浅舞方面と東側の増田方面を結ぶ脇街道が羽州街道と十字に結節していた。こうした羽州街道を中心に、歴史文化遺産が集中的に遺存する。

羽州街道北部１　古代の伝承と遺跡が息づく金沢・朝倉エリア

羽州街道の北部、横手地域の北部は、後三年合戦（1083-1087）の決戦地・金沢柵のあった場所として古くから伝えられ、その伝承や伝承地が多く残る「古代の伝承が息づく」一帯である。

後三年合戦に関連した伝承地は市内に広く分布するが、「大鳥井山遺跡」から「金沢城跡」、「陣館遺跡」にかけての羽州街道沿いの横手地域に特に集中している。南は、川に落ちた源義家が一命を取り留めたとされる「蛇の崎」から始まり、北上すると清原氏の関連遺跡である「大鳥井山遺跡」に達する。そこから北に向かうと「御所野」「陣ケ森」など、源義家が金沢柵の戦いを前に陣を張ったとされる伝承地があり、さらに進めば、義家が「西沼」の葦の間に潜む清原軍の伏兵を雁行の乱れから察知した場所と伝えられる「立馬郊」がある。さらに街道を北東に進むと、後三年合戦と関わりの深い「景正功名塚」などの伝承地や「金澤八幡宮」などの社寺が多数確認される。この他にも、「物見山」「鞍石」「陣所長根」「蛭藻沼」など枚挙にいとまがない。「物見」や「権五郎塚」など、古代の伝承がそのまま地名（字名）として多く残るのも特徴である。

後三年合戦関連遺跡は毎年発掘調査が行われており、「陣館遺跡」のほか「大鳥山」とされる「大鳥井山遺跡」など、史跡としての価値付けがなされた例もあり、古代史の解明も相次いでいる。明治からの歴史がある地域団体による遺跡保護や顕彰活動も引き継がれている。

羽州街道北部２　中世から近世の歴史が凝縮された横手エリア

羽州街道の北部よりやや南下した横手城を中心とする一帯は、中世小野寺氏が横手城を築いて以降平鹿郡の中心都市として機能し、特に中世後期から近世までの遺跡や祭礼・行事が多く残る一帯である。

中世には横手川や丘陵等の地形を利用して「平城」や「朝草刈城」などの拠点が築かれ、小野寺氏が横手城を築いた天正 7 年（1579）ごろからは、付近一帯がこの地方の中枢として機能した。慶長 20 年（1615）の一国一城令により小野寺氏時代までに築かれた市内の全ての城は破却されたが、横手城は佐竹氏の支城となり横手城代が治めるとともに、それまでに整備された武家地の「内町」や羽州街道が縦断する町人地の「外町」などの町割りのもと、四日町では市も開設されるなど政治や文化、経済の中心地として発展した。横手城は戊辰戦争で焼失し明治 4 年（1871）に廃城となり、戦火により羽黒町など多くの町並みが焼失したが、既存の町割りを活かして新たなまちづくりが行われ、明治初頭以降に建てられた建造物が多く残る。

このエリアには小野寺氏や城下町、歴史的事件等に係る中世・近世の遺跡が多い。また市内においても大規模な行事である「送り盆行事」や「かまくら行事」、「旭岡山神社の梵天」、「神明社の神輿渡御行事」等が近世から行われている。なお、横手城跡は明治 35 年（1902）に作庭家長岡安平（1842-1925）の設計により横手公園

として整備され、昭和 40 年（1965）に二の丸跡に展望台が建てられた。展望台前の武者溜り跡からは市街地や鳥海山が一望でき、市民の憩いの場にもなっている。

羽州街道中部　近代に市街地化し、果樹生産が飛躍した栄・醍醐・亀田エリア

横手と十文字を繋ぐ栄地区や醍醐地区の一帯は、明治 38 年（1905）の鉄道開通以降駅も設置され、市街地が広がった。明治中期からリンゴ栽培が拡大し、両地区から亀田地区にかけて樹園地が広がる一帯である。

当地方では、明治初期に秋田県に果樹の苗木が入って以降、徐々に果樹栽培が広がった。明治時代から栽培される代表的な果樹にぶどう、りんご、さくらんぼなどがあり、ぶどうは、横手地区と山内西地区の境界付近を中心に樹園地が広がる。りんごは、金峰山や真人山の山麓に金麓園や應鷹園などの樹園地が拓かれ、多くの果樹倉庫も建てられた。醍醐地区は戦後になって平鹿果樹農業協同組合や県の平鹿果樹試験場、秋田県果樹協会も設立され、果樹の生産・出荷の拠点ともなっていった。一帯は現在も平鹿リンゴの生産を支える地帯であり、栄地区から醍醐地区、亀田地区を縦断する農道（雄平フルーツライン）に沿ってその広がりが感じられ、斜面地には鳥海山を望む樹園地景観が広がる。また、應鷹園の広がる真人山麓では大正６年（1917）に長岡安平の設計により真人公園が整備され、桜の名所となっている。なお、羽州街道南部、十文字地区西側に位置する三重地区では、明治からさくらんぼ栽培が盛んであり、河岸段丘上にさくらんぼの園地が広がる。

羽州街道南部　近代以降の発展の軌跡が見える十文字・増田・西成瀬エリア

羽州街道の南部、十文字地域やその東側の増田地域では、特に近代以降に産業や交通が大きく発展し、これを伝える町並みや遺跡が多く残る一帯である。

増田は南部・小野寺・最上各氏の家臣が治めた旧城下町であり、廃城となった近世以降は商業地として発展した。中心部を流れる下タ堰は、かつては増田城の堀に利用されたとされ、良好な景観を形成するとともにその歴史を物語る。現在の奥州市（岩手県）に通じる手倉街道、栗原市（宮城県）に通じる小安街道などの太平洋側と結んだ街道が、増田で結節し十文字で羽州街道と合流するため、増田は他国から秋田県側に入った最初の在郷町として機能し、朝市も開設され賑わった。さらに明治末には成瀬川から取水する水力発電が始まり、県南一帯に送電されたことから「電気と水は増田からくる」と言われた。一方、十文字は鉄道開通が発展の礎となった。西成瀬地区の吉乃鉱山が大正期に最盛期を迎えたこともあり、十文字駅から鉱石や米、清酒などを輸送し、県内屈指の貨物輸送を誇った。駅周辺に倉庫や事務所、工場などが設置され、大正 11 年（1922）には朝市も開設された。十文字－増田－吉乃鉱山間における手倉街道筋の往来は飛躍的に増加し経済も拡大、十文字と増田は一体的に発展しバスなどの公共交通も整備された。「内蔵」と呼ばれる増田に多い鞘付土蔵も明治からこの時期にかけて多く建てられている。

増田では「横手市増田伝統的建造物群保存地区」のほか、「三所神社の梵天奉納行事」、「盆踊り行事」、90 回を超える「増田の花火」のほか、「月山神社の神輿渡御行事」（市指定）が近世から継続するなど四季折々の行事が行われる。十文字駅周辺から吉乃鉱山跡までの手倉街道沿線には、近代化に資した施設の跡地が残り、増田、十文字のいずれも朝市が継続して開設されており、成瀬川から取水した大宮川水系の下にある浅舞を含む３地区では、同じ商人が 3 朝市を掛け持ちする例も多く、経済的な結びつきの強い地域でもある。なお、吉乃鉱山跡のある旧雄勝郡西成瀬村（西成瀬地域、狙半内地域）は、かつて養蚕や葉タバコ生産が盛んであり、隣村の東成瀬村と西成瀬村が秋田県の生産量の大半を占めた中枢地帯だった。狙半内川とこれが合流する成瀬川を主軸に広がる一帯の豊富な自然環境は、マンガ「釣りキチ三平」などの作品が生み出される土壌となり、国内著名漫画家の多くのマンガ原画が当地に集積されることにもつながっている。

このように羽州街道歴史文化遺産保存活用区域は、羽州街道を基軸に北から古代、中世、近世、近代と各時代の代表的な歴史文化遺産が集中して遺存する区域であり、平安時代から現代に至る本市の歴史の歩みを体感することができる。

区域内の主な構成歴史文化遺産

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
1	祇薗寺	建造物	寺院	曹洞宗。金沢柵の鬼門に位置し、金沢柵の守護寺とされる。真言宗の鬼門鎮護祈願寺だった。戦国時代に廃寺となったが曹洞宗に改宗して再興。本堂は安政2年(1855)の建築とされる。	未
2	龍昌院	建造物	寺院	曹洞宗。佐竹氏一門の戸村氏が文明 16 年(1484)常陸国で開創。貞享3年(1686)義連が横手城代となり寺を現在地に移転した。横手城代戸村家の菩提寺。本堂は明治 44 年(1911)建築。	未
3	天仙寺	建造物	寺院	曹洞宗。横手城代・須田盛秀が福島県に建立した金剛院を移転し、初期の横手城代須田氏の菩提寺。本堂は江戸末期の建築とされる。境内には、戊辰戦争の際城山から逃げ延びた落ち武者に、炊き出しをした際に用いられたと伝わる釜をご神体とする、御釜神社(鎮守堂)がある。	未
4	春光寺	建造物	寺院	曹洞宗。小野寺春光が出家して春光庵を開創。現在の春光寺は、初代藩主佐竹義宣の側室・岩瀬御台を開基として延宝年間(1673-81)に現在地に遷したとされる。	未
5	観音寺	建造物	寺院	真言宗豊山派。佐竹氏家臣茂木氏が開創。寛文 12 年(1672)、横手城の裏鬼門鎮護の祈願寺となった。地内にある鐘楼堂は戦前の建築とされ、横手城跡、蛇の崎いずれからも横手らしい景観を構成する重要な要素。	未
6	桃雲寺	建造物	寺院	浄土宗。佐竹家家臣・向家が関東に建立。佐竹氏の秋田転封後、現在地に移転。慶応4年(1868)戊辰戦争で焼失し翌年庫裡を再建、本堂は昭和 63 年(1988)建築。	未
7	正平寺	建造物	寺院	曹洞宗。長禄2年(1458)小野寺泰道が荒廃した藤原小館三郎正衡開創の明永山大義寺を再興し、曹洞宗に改宗し大儀山正平寺と改めた。清原氏・小野寺氏の菩提寺ともいわれる。山門は赤門と呼ばれ、ランドマークである。	未
8	金澤八幡宮	建造物	神社	金沢城跡に所在。寛治7年(1093)に源義家が清原清衡(平泉藤原氏の祖)に命じて金沢柵跡の頂上へ京都石清水八幡宮の神霊を勧請し、出羽国鎮護として祀ったのが始まりと伝わる。本殿は大正 7 年(1918)の建築。	未
9	兜八幡神社（兜石・兜杉）	建造物	神社	源義家と源義光を祀った神社。源義家が凱旋の折に兜を埋めて、石を置いたとされる場所にあり、その石は「兜石」と呼ばれる。神社脇には「兜杉」と呼ばれる大杉があったが、失火により焼失し、巨大な根株だけが残る。	未
10	神明社（杉沢）	建造物	神社	杉沢神明社とも呼ばれる。寛治年間(1087-94)に源義家が清原武衡・家衡を攻略した際、三嶽森に陣取り、天照皇大神を拝し、追討祈願したとされ、その陣跡へ神社を建立したと伝わる。享保 15 年(1730)現在地に移転。	未
11	熊野神社（明永）	建造物	神社	白鳳元年(672)に開基した元熊野宮が 2 回の移転後、天保 11 年(1840)にこの地に再移転。この間金澤八幡の金乗坊と小野寺四郎丸との戦により天文 21 年(1552)に社殿、僧房すべて焼失した。昭和 56 年(1981)の建築。	未
12	秋田神社	建造物	神社	地元で「お城山」とも呼ばれる朝倉山の山上にあり、横手城跡の本丸跡に所在する。明治 12 年(1879)に秋田市の秋田神社を分社して創建した。	未
13	正一位稲荷神社（蛇の崎稲荷）	建造物	神社	弘化2年(1845)、横手城代戸村十太夫がオエノ狩り(悪獣退治)を行い、四日町で獲れた白狐を町人に下賜した。老人たちが祟りを恐れ放したところ、数日後に白狐が戻ってきた。これにより町人たちは神社を建立したとされる。	未
14	神明社（神明町）	建造物	神社	「郷社」とも呼ばれる。享保元年(1716)に横手の鎮守として大乗院塚に社殿が建てられ、明治 13 年(1880)に現在地へ移転した。明治 18 年(1885)社殿を全焼、翌年再建した。社宝の銅錫杖頭は重要文化財。	未
15	旭岡山神社	建造物	神社	大同２年(807)征夷大将軍坂上田村麻呂東征の際に、祭神を勧請し創建したと伝えられる。小野寺、佐竹両氏の尊崇を受けた。麓にある仁王門、社務所も特徴的。本殿は近世、拝殿は嘉永7年(1854)の建築とされる。	未
16	八幡神社（三嶋）	建造物	神社	延暦 21 年(802)、坂上田村麻呂が伊豆三嶋大神を勧請し、七田を奉納したのが始まりとされる。治暦３年(1067)に社殿を建立、源義家が馬の鞍を奉納したという。本殿は明治 26 年(1893)の建築。	市
17	今木神社（宝竜堂）	建造物	神社	天喜年間(1053-1058)に村人たちが源義家に兵糧と鍋を献上したので、源義家はこの神社に参拝したと伝わる。	未
18	月山神社	建造物	神社	増田地区の鎮守社。応永 22 年(1415)、増田城主小笠原信濃守冬広(光冬の子光広)の創立といわれる。元和年間(1615-24)に小原縫殿之助が増田城の馬場跡であった現在地に遷座。文化 13 年(1816)の建築とされる。	未
19	果樹生産や出荷に係る施設	建造物	工場・倉庫等	りんごの生産や出荷、研究に係る施設が羽州街道中央部を中心に多く残る。昭和 40 年(1965)前後に栄や醍醐、亀田地区など各地の農事組合法人により選果場や冷蔵施設や選果場などの施設が建設された。	—

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
20	旧日新館	建造物	民家その他	秋田県唯一の明治期の木造洋風住宅。旧制横手中学校（現横手高校）に赴任するアメリカ人英語教師の住居として建てられた。明治 35 年(1902)の建築。	県
21	旧片野家住宅	建造物	民家その他	内町の町並みを構成する。敷地を板塀で囲い、中央部に主屋、南側と東側に庭を設ける。主屋は切妻造平入、鉄板葺。主屋西側に付属する煉瓦造の土蔵は切妻造妻入、いずれも明治期の建築とされる。	未
22	柏谷家住宅主屋・米蔵・蔵座敷・店蔵	建造物	民家その他	外町の町並みを構成する。店舗は明治 22 年(1889)、主屋は明治 36 年(1903)、蔵座敷・米蔵は大正3年(1914)の建築。	市
23	カトリック横手教会　聖堂	建造物	民家その他	外壁モルタル塗り、切妻屋根で建設当時のアーチ窓を規則正しく配し、玄関上部には鐘楼を載せる。昭和 13 年(1938)の建築。	市
24	こうじ庵(旧佐々木麹店）主屋	建造物	民家その他	外町の町並みを構成する。切妻造妻入鉄板葺。かつての麹店であるが、現在は市が「こうじ庵」として開放している。明治 38 年(1905)頃の建築とされる。	未
25	東北聖書バプテスト十文字教会	建造物	民家その他	昭和 10 年(1935)、ミルドレッド・クレーグが来日し十文字、増田で布教を行った。昭和 24 年(1949)には礼拝堂で日曜学校と託児所を開始した。会堂の設計はヴォーリズ建築事務所で昭和 24 年(1949)の建築。	登録
26	旧加藤茶舗店蔵	建造物	民家その他	十文字の町並みを構成する。かつての緑茶販売店。通り正面に切妻造平入の店蔵が置かれ、その奥に主屋を接続する。ゲストハウスとしても利用される。	登録
27	佐藤家住宅	建造物	民家その他	明治中期に行われた覆屋の拡張や装飾化などに増田の隆盛期における趣向をよく示している。土蔵を鞘で覆い主屋としているのは伝建地区内で唯一。明治初期の建築。	国
28	旧松浦家住宅	建造物	民家その他	重伝建地区において、明治期に遡る主屋、鞘付土蔵、外蔵が完存する唯一の例。増田における住宅の近代的変容の端緒をよく示す。主屋は明治 22 年(1889)、座敷蔵は明治 36 年(1903)、米蔵は明治 23 年(1890)頃の建築。	国
29	旧杏華堂石田医院座敷蔵	建造物	民家その他	観光案内所「ほたる」の一部として利用される。土蔵造切妻造 2 階建。和様折衷の鞘付土蔵。大正 15 年(1926)の建築。	登録
30	谷藤家住宅　主屋、座敷蔵及び味噌蔵	建造物	民家その他	主屋は木造2階建で昭和初期の和風邸宅。座敷蔵は土蔵造 2 階建で味噌蔵は前家主であった左官職人が建てた。主屋は昭和 17-18 年(1942-43)、座敷蔵は明治前期、味噌蔵は明治後期の建築。	市
31	横手城展望台	建造物	民家その他	二の丸跡に立地。天守閣を模した鉄筋コンクリート造。内部は資料館になっている。昭和 40 年(1965)の建築。	未
32	旧真人発電所水槽施設	建造物	工作物	増田水力電気株式会社の主力発電所として明治 43 年(1910)に建設され、昭和 42 年(1967)に発電を終了した。上屋や発電に係る設備は撤去されたものの、水を溜め込み発電に供した水槽施設や石積み部分が残される。	未
33	電気堰（吉野堰）	建造物	工作物	真人発電所が作られると発電用の堰としても利用され、「電気堰」と呼ばれた。成瀬川から取水し、総延長はおよそ 3,900m、流域に8か所の素掘りの隧道を設け、隧道延長はおよそ 1,300m。江戸時代には戸村堰と呼ばれた。	未
34	戸村義国画像　寺崎廣業筆	美術工芸品	絵画	当時平鹿郡教育会長であった土田萬助が戸村家と姻戚関係にあった寺崎廣業に頼んで明治 32 年(1899)に描いたものとされる。戸村義国は横手城代戸村氏の祖で慶長 19 年(1614)大坂の陣で武勲を立てた。	市
35	釣りキチ三平　原画	美術工芸品	絵画	増田地域狙半内地区を主な舞台にした釣りを題材としたマンガ。原画が横手市増田まんが美術館に収蔵される。	未
36	木造阿弥陀如来坐像	美術工芸品	彫刻	桂徳寺。「黒仏」とも。頭部と体幹部が一木造。後三年合戦で炎上する金沢柵を源義家が弓を立てて眺めたとされる弓立岡にあった阿弥陀堂に安置されていた像とされる。	県
37	桂徳寺　宝冠阿弥陀如来坐像	美術工芸品	彫刻	源義家の郎党伴次郎傳仗助兼の兜守りと伝えられる。助兼は金沢柵の攻防において義家拝領の「薄金の兜」を失った。金沢中野の八兵衛が、付近の山で兜を掘り出し、共に出土した仏が本仏とされる。	市
38	木造阿弥陀如来立像	美術工芸品	彫刻	満福寺。寄木造、玉眼入り。漆さびを塗ったまま、木心乾漆のように見せる珍しい技法。鎌倉末期から南北朝時代にかけての作とされる。	県
39	佐竹義重の甲冑	美術工芸品	工芸品	秋田藩初代藩主佐竹義宣の父・佐竹義重が着用した実戦用の甲冑。昭和 2 年(1927)に金沢八幡神社（現、八幡宮）改築落成記念として藩主佐竹氏子孫・佐竹義春より寄贈された。永正年間(1504-21)の作とされる。	市
40	銅錫杖頭	美術工芸品	工芸品	嘉永年間(1848-54)に四日町に住む豪商が譲り受けたのち大乗院に納めたが、三井寺山大乗院の大火炎上による廃寺に伴い、神明社に奉納されたもの。正元元年(1259)の銘がある。	国

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定
41	古鏡蓋付陶製経壺	美術工芸品	考古資料	珠洲系の四耳壺と蓋に使用した青銅和鏡の古鏡（盧雁鏡）。明治 22 年(1889)に金沢地区の閑居長根一号経塚から地元農民によって掘り出された。	県
42	骨壷	美術工芸品	考古資料	高台付き須恵器の長頸壺。大正２年(1913)、金沢字保土森の火葬墓から発見されたといわれる。	県
43	銅製経筒	美術工芸品	考古資料	明治 41 年(1908)に金沢地区の閑居長根二号経塚から発見された銅製の経筒。蓋に青銅和鏡を使用。元久3年(1206)の銘がある。	県
44	石櫃（小吉山火葬墓）	美術工芸品	考古資料	小吉山火葬墓で、昭和 3 年(1928)に近隣住民が夢告により掘り出したもの。平安時代の作とされ、蓋付きの石櫃二基が掘り出されたという。	未
45	戎谷南山筆「後三年合戦絵詞」	美術工芸品	歴史資料	臨模３巻と改定補遺２巻。臨模３巻は、東京帝室博物館に通って模写したもの。改定補遺は絵巻の欠落を戎谷南山が補って描いたもの。南山は昭和 13 年(1938)に完成させ、昭和 20 年(1945)に金澤八幡宮へ奉納した。	市
46	横手城下全図	美術工芸品	歴史資料	江戸時代の横手城を中心とした内町や外町の状況が詳細に描かれる。延宝８年(1680)の図。	市
47	横手城下全図	美術工芸品	歴史資料	寛文9年(1669)とされるが判然としない。須田氏時代の城下の家並みと横手城の建物が描かれる。	未
48	戸村家顕彰碑	美術工芸品	歴史資料	龍昌院本堂前にある。戸村家は明治までの約 200 年、横手城代をつとめた。昭和 32 年(1957)に建立。	未
49	小野寺氏顕彰碑	美術工芸品	歴史資料	中世の領主小野寺氏を顕彰する碑。横手城跡二の丸の展望台に隣接する。昭和 11 年(1935)に建立。	未
50	猩々の道標	美術工芸品	歴史資料	方示碑。文化８年(1811)の建立。「猩々の　左は湯沢　右よこて　うしろハます田　まへハ浅舞」と刻まれる。保存のため移転、十文字図書館併設の十字館で展示している。	市
51	猩々モニュメント（十文字駅前）	美術工芸品	歴史資料	昭和 36 年(1961)、十文字地方史研究会有志により駅前に建立された。7月に猩々まつりも開催される。	未
52	藤原利三郎　頌徳碑	美術工芸品	歴史資料	應鷹園の開墾とりんご栽培に功績のあった藤原利三郎を称え、應鷹園有志により昭和3年(1928)に建立。	未
53	リンゴの唄	無形	芸能	昭和 20 年(1945)夏に亀田地区の沢口集落付近で撮影された佐々木康監督（雄物川地域出身）の映画「そよかぜ」の主題歌を並木路子が歌う。平成元年(1989)に真人公園内に「リンゴの唄の碑」が設置された。	未
54	かまくら行事の祭具	有形民俗	年中行事・祭礼	旧栄通町（田中町）の祭具一式。大正6年(1917)奉納の祠と、明治 28 年(1895)の墨書のある錦地の幕、明治 35 年(1902)の墨書のある版木、「水」に形の燈明台がかまくら館で公開されている。	未
55	増田の花火	無形民俗	風俗慣習（衣食住）	二尺玉のほか約 80 発の花火が打ち上げられる。90 回以上の開催を数え、かつては月山神社への奉納花火として催された。県内で最も歴史があり、かつ最も遅い時期に開催される花火大会とされる。	未
56	ぶどう栽培	無形民俗	風俗慣習（生業）	横手地区東部と山内西地区西部が一大生産地となっている。明治 11 年(1878)に甲州ぶどうを試作したのが始まりとされ、明治 42 年(1909)にキャンベルスやナイヤガラの栽培に成功し、樹園地が増加した。	—
57	りんご栽培	無形民俗	風俗慣習（生業）	明治9年(1876)に醍醐村の伊藤謙吉が県からリンゴの苗木の払い下げを受けたのが平鹿りんごのはじまりとされる。明治期に應鷹園や金麓園などの樹園地が開かれ、昭和 30 年代から斜面地が大規模に開墾された。	—
58	さくらんぼ栽培	無形民俗	風俗慣習（生業）	明治初期に秋田県にさくらんぼの苗木が導入され、十文字でもそのころから栽培されていると伝わる。三重地区の富沢集落などで特に盛んに行われている。	未
59	十文字の朝市	無形民俗	風俗慣習（生業）	3、7、0 のつく日に開催。大正 11 年(1922)に町制施行を行い「十文字町」が誕生し、これを記念して曙町通りに町営の十文字朝市が開設された。昭和 40 年(1965)代に現在地へ移転した。	未
60	増田の朝市（マチノヒ）	無形民俗	風俗慣習（生業）	近世の「雪の出羽路」でも、「2、5、9のつく日の九斎市で、本町、田町など七町で開かれる」旨が記される。昭和 30 年代まで中七日町通りで開催されていたが、その後現在地に移転。寛永 20 年(1643)の開設とされる。	未
61	金沢八幡宮掛け歌行事	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	9月 14 日から 15 日未明にかけて例祭の宵宮の行事として実施。初めに神前に奉納された後に仙北荷方節の節に即興で歌詞をつけて相手と掛け合い、歌の優劣を競う。	県
62	ねむり流し	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	「小舟」や「ねぶ流し」とも言われ、８月６日に子どもたちが、送り盆行事の屋形舟より一回り小さい舟を、サイサイ囃子とともに蛇の崎河原に引き出す。睡魔や災厄を川に流し、農作業の安全を祈るものとされ、本来七夕行事であるが、現在は盆行事の一連とされる。	未
63	横手の送り盆行事	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	8月 16 日実施。各町内のサイサイ囃子と屋形舟が蛇の崎河原に繰り出す。屋形舟は寺の屋根を模した骨組みに万霊供養の灯篭を立て、青竹に短冊を下げる。読経の後灯篭流しがあり、舟のぶつけ合いが行われる。	県

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定
64	横手のかまくら	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	2月15･16日実施。小正月行事。水神祭り。雪室(直径3m、高さ2.5mの円筒形)を作り、神棚に供え物をする。子供たちが集まって甘酒や餅を食べる。左義長の火祭りと井戸水神信仰に由来すると伝わる。	市
65	神輿渡御行事（神明社）	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	5月5日。御輿渡御祭りとして、その中に出御祭り･駐輦所祭り･還御祭りがあり、それぞれ神楽が奉納される。神輿渡御の折には、各町内に矢来が組まれ、路地では唐櫃が御分霊を載せて巡行する。	未
66	旭岡山神社の梵天	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	2月17日実施。頭飾りが大きく、他の梵天行事と比べると装飾も豊かであるとされる。小若梵天や恵比寿俵も奉納される。起源については天保年間(1830-1844)や嘉永年間(1848-54)など諸説ある。	市
67	梨木水かぶり	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	2月第3日曜日に実施。若者たちが恵比須俵に続き、締め込み姿で集落を練り歩き、その年の息災を祈る。神社に戻ると、家内安全を祈り履いていた草鞋を境内の槻の木に投げ、引っ掛ける。宝暦元年(1751)始まりという。	市
68	梵天奉納行事（三所神社）	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	現在は2月第3日曜日に実施。制札とほら貝を先頭に、ぼんでん唄をうたい、ジョヤサと掛け声も勇ましく町内を廻り、お神酒を受けて神社に奉納する。	未
69	月山神社　神輿渡御行事	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	9月15日実施。早朝、白装束に身を固めた者が、月山神社の大幟を背負って町内を回り前触れをする。その後、大雷の狼煙を合図に、各々分担を持つ氏子の人々で構成された神輿の行列が繰り出される。江戸後期から行われる。	市
70	産女の伝承	無形民俗	風俗慣習（伝承）	講談や与謝蕪村の妖怪画巻(天明)の中に画かれている。横手城代戸村氏の家臣妹尾兼忠が登城の折、蛇の崎橋の袂で乳児を預かったが預けた女は大力を与える土地の氏神だったという。蛇の崎の伝説。	—
71	牛沼の泥貝の伝承	無形民俗	風俗慣習（伝承）	小野寺家家臣鳥海酉之助が登城した際、牛沼から大石でも引き出したような跡が続いており、辿ってみると本丸の座敷に続いていた。不吉の予想通り、小野寺義道が配流になったという。	—
72	金沢ささら舞	無形民俗	民俗芸能	金沢八幡宮の例大祭にあたる9月15日に実施。一人立三頭獅子で、武士・農民・花笠・ゲホ・唐扇などとともに地区内を巡りながら舞を披露する。最後に八幡宮の鳥居前で舞を神社に奉納する。演技には狂言とささら17番があるが、現在は1演目のみ実施される。	市
73	横手囃子（サイサイ）	無形民俗	民俗芸能	送り盆行事の屋形舟に帯同して演奏されるサイサイ囃子。寄せ太鼓(どどろこ)･横手盆踊り･秋田おばこ･秋田甚句･甚句くずし･おいとこ･道中拳ばやし･道中節がある。	未
74	仁井田番楽	無形民俗	民俗芸能	毎年9月7日に新山神社へ奉納、翌8日には氏子の家々を巡る。山伏神楽系。郷中安全、五穀豊穣を祈願した神前奉納舞楽は古来のもので、能楽以前のものとされている。演目は14。	県
75	盆踊り行事（増田）	無形民俗	民俗芸能	8月15日に開催。中七日町通りから本町通りを会場にして実施する。起源は不明だが、増田城築城にあたり生き埋めにされた姫を弔うために始まったとの伝承がある。大正初期の記録がある。	未
76	増田の福嶋サイサイ	無形民俗	民俗芸能	月山神社　神輿渡御行事を構成する。盆踊り行事(増田)の囃子方でもある。文化8年(1811)の藩主巡覧にあたり、親方衆が福嶋集落の若者に囃子を習得させ、披露したのが始まりという。	市
77	八木番楽	無形民俗	民俗芸能	9月8･9日実施。八木神社へ奉納する番楽で、花番楽･信夫の太郎･御上使･曽我兄弟など8番の演目がある。	市
78	金沢城跡	遺跡	城館跡	元和2年(1616)廃城。中世には南部氏配下の金沢右京亮等の居館であった。本丸跡、二ノ丸跡、西ノ丸跡、武者溜跡、兵糧蔵跡などがある。別名孔雀城とも言われ、金沢柵との伝承もある。	未
79	大鳥井山遺跡附陣館遺跡（陣館遺跡）	遺跡	城館跡	通称「陣館」と呼ばれる小丘陵上に立地し、金沢柵の前城で、後に源義家が攻略し陣を張った場所として伝承されてきた。斜面部では、人工の段状地形が見られ、寺院と想定される四面庇掘立柱建物跡と参道跡が確認された。	国
80	大鳥井山遺跡附陣館遺跡（大鳥井山遺跡）	遺跡	城館跡	清原光頼の子、大鳥山太郎頼遠が拠点としたとされる。小吉山と大鳥井山の2つの独立丘陵上に立地し、東側以外は横手川に取り巻かれ、街道のある東側には二重の土塁と堀が自然地形に沿って巡る、防御性の極めて高い館。	国
81	横手城跡	遺跡	城館跡	諸説あるが天正7年(1579)頃に小野寺輝道により築城された。横手盆地や城下を一望できる朝倉山にあり、朝倉(阿桜)城とも呼ばれる。近世には城代が置かれた。戊辰戦争で落城し、明治になって横手公園として整備された。	市
82	平城跡	遺跡	城館跡	天文年間(1532-55)の築城。城主横手佐渡守光盛は金沢八幡宮衆徒の金乗坊とともに小野寺稙道を滅ぼしたが、後にその子四郎丸(輝道)により攻められ落城したという。宅地開発が進み、城館の痕跡はほとんど見られない。	未

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定
83	朝草刈城跡	遺跡	城館跡	愛宕山の南寄り。小野寺泰道が寛正6年(1465)ごろ築城したとされる。	未
84	増田城跡	遺跡	城館跡	貞治2年(1363)ごろの築城。南部氏配下の小笠原義冬の築城とされ、その後は小野寺氏家臣の土肥氏が城主を務め、以来土肥館といった。	未
85	小吉山火葬墓	遺跡	墓・碑	昭和3年(1928)に近隣住民の夢告により石櫃が掘り出された。平安時代のものとされ、市教育委員会が保管する。この場所は中世にも利用され、経石が出土している。	未
86	戊辰戦争戦死者墓所	遺跡	墓・碑	龍昌院の境内にある。慶応 4 年(1868)の戊辰戦争における横手城での戦死者 21 名の墓がある。	未
87	岩瀬御台の墓所	遺跡	墓・碑	初代藩主佐竹義宣の側室、岩瀬御台の墓所。天仙寺境内にある。寛永 16 年(1639)の建立。	市
88	お房の方墓碑	遺跡	墓・碑	正法寺境内にある。津軽藩主、津軽寧親の側室お房の方が文化元年(1804)に江戸から津軽への道中、横手で子供と共に客死の後、建立された。明治まで津軽家より 50 俵の篤志があったという。	未
89	小野寺泰道墓所	遺跡	墓・碑	長禄年間(1457-60)に正平寺を現在地に移転建立した中興の祖、横手城主小野寺泰道の墓所で、墓碑と供養塔の五輪塔がある。	市
90	本多上野介正純墓碑	遺跡	墓・碑	徳川家康の側近だった本多正純親子の墓碑。寛永元年(1624)に横手に配流され、同 14 年(1637)に亡くなった。墓碑は明治 42 年(1909)に建立された。一帯は横手城三の丸と呼ばれた場所で、俗に「上野台」とも呼ばれる。	未
91	新庄藩官軍戦没者の墓碑	遺跡	墓・碑	明治元年(1868)の戊辰戦争戦没者の墓碑。仙台藩と新庄藩の兵が平鹿堰を挟んで対戦したという。昭和 44 年(1969)改修された。	未
92	亀田の久蔵碑	遺跡	墓・碑	「真人ヘグリ」と呼ばれた現在の旧真人発電所付近を独力で開削した久蔵(生年不明-1776)の碑で久蔵自身の建立ともされる。真人ヘグリは明和8年(1771)から6年かけて開削され、手倉街道の往来や輸送機能が向上した。	市
93	醍醐村道路元標	遺跡	交通施設	石碑。正面に「醍醐村道路元標」側面に「昭和十六年四月一日　移転再律」とある。移転前の原票は昭和 13 年(1938)ごろまでは大橋にあったと伝わる。	未
94	十文字町道路元標	遺跡	交通施設	羽州街道と増田(浅舞)街道の交差点にあり、両街道の路程標の役割をしていたものとみられる。大正 11 年(1922)の建立。	未
95	方示碑	遺跡	交通施設	小安街道沿いの羽場渡し場跡付近にある。嘉永5年(1852)の建立。	未
96	育英書院跡	遺跡	その他遺跡	藩政時代、士族の子弟が教育を受けた学校。寛政7年(1795)に設置され、旧城南高校跡にあった。明治に平鹿郡役所となったが、明治 14 年(1881)焼失した。	未
97	旧本陣跡	遺跡	その他遺跡	大町の稲荷神社の付近。かつて参勤交代にあたり弘前藩主などが宿泊した本陣が置かれた。	未
98	中の橋	遺跡	その他遺跡	小野寺氏の時代、登城に使われたとされる。現在の橋は昭和 61 年(1986)の完成。東端に八柏大和守殉難の地がある。	未
99	八柏大和守殉難の地	遺跡	その他遺跡	中の橋の東端にある。八柏城主の八柏大和守道為が暗殺された場所。文禄元年(1592)、小野寺義道は最上義光の謀略にはまり疑心暗鬼となり八柏大和守を城に呼び出し、黒沢甚兵衛らが大手門前の中の橋で殺害したという。	未
100	御本陣跡	遺跡	その他遺跡	「持田のお茶屋」とも。嘉永2年(1849)藩主が参勤交代の道中に休息した御陣屋があったと伝わる。栄小学校の入口付近にある。	未
101	清香園	遺跡	その他遺跡	伊藤謙吉が「植物自由試験所」を設立し、県内で初めて栽培を始めた場所。実がついたのが明治 12 年(1879)頃で、その後樹園地を拡大した。園内には秋田県知事青山貞が碑文を自ら揮毫したという進徳修行の碑がある。	未
102	旧増田水力電気会社火力発電所跡	遺跡	その他遺跡	増田水力電気株式会社が昭和5年(1930)に建設したもの。太平洋戦争開始後、発電機が戦争のために供出されたことにより変電所に変換され、現在に至っている。	未
103	増田葉煙草専売所跡	遺跡	その他遺跡	全国に 61 か所のみ置かれた国営の煙草専売所。明治 31 年(1898)に設置され、昭和 24 年(1949)に「日本専売公社増田出張所」に改称、昭和 60 年(1985)に民営化、平成 17 年(2005)に閉鎖。	未
104	應鷹園	遺跡	その他遺跡	りんご樹園地。藤原利三郎(1868-1935)が真人山の麓を開墾し、近隣農家 16 戸で、計 25ha を開墾してりんごを植栽。明治 43 年(1910)に完成させた。当時醍醐村村長の山田貞吉がこの地を「應鷹園」と命名したという。	未
105	そよかぜ（映画）ロケ地	遺跡	その他遺跡	昭和 20 年(1945)夏に亀田地区の沢口集落付近で撮影された映画「そよかぜ」が同年 10 月 10 日に封切りされた。地元の女性たちもエキストラとして多数参加しており、主題歌の「リンゴの唄」は現在も歌われ続ける。	未

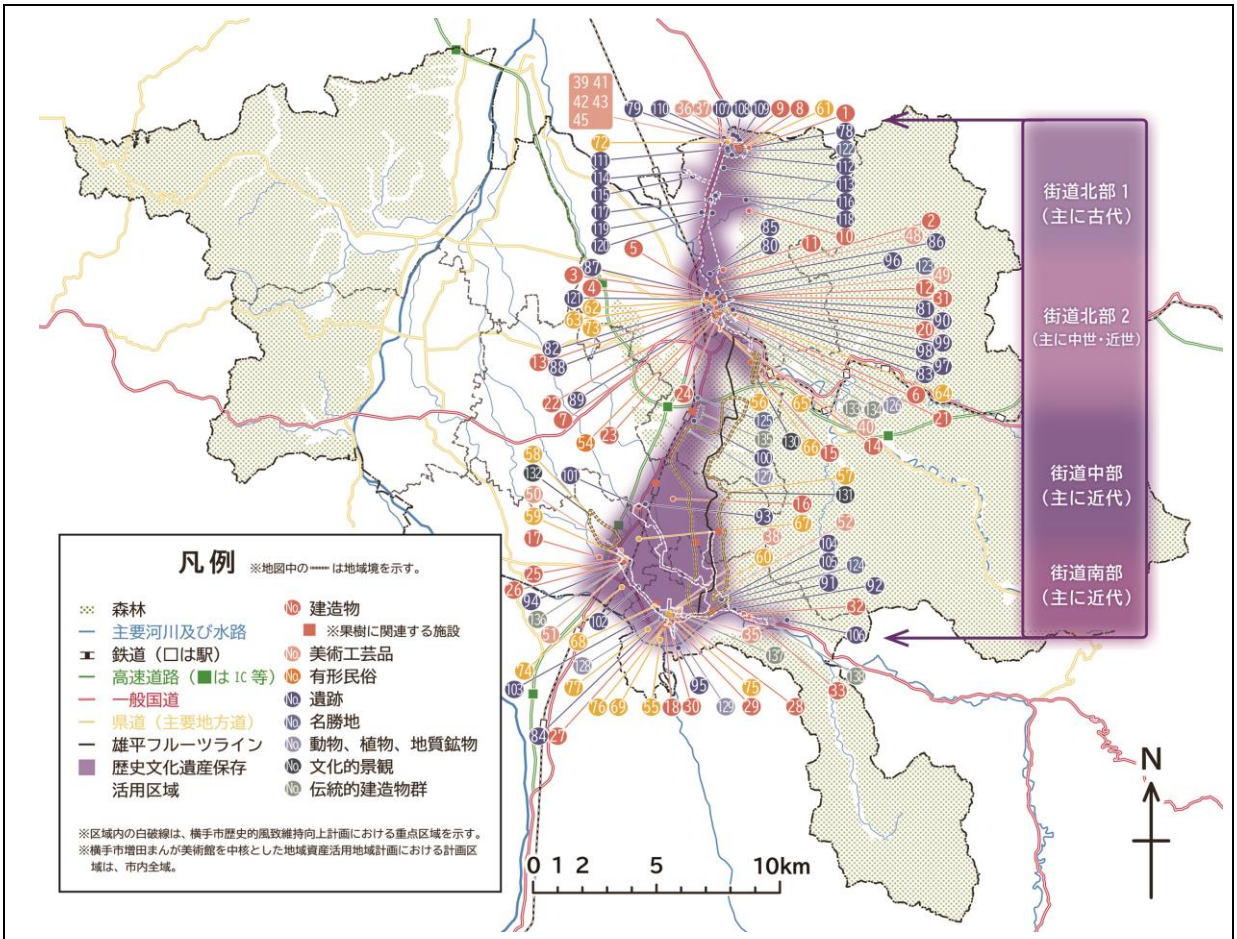
番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
106	吉乃鉱山跡	遺跡	その他遺跡	享保5年(1720)の開坑とも。元小坂鉱山所長の武田恭作が大正4年(1915)に「熊ノ沢大鉱床」を発見し、「吉乃鉱山」に改称、最盛期となった。昭和 32 年(1957)閉山。送電施設や一部処理施設が残る。	未
107	腰掛石	遺跡	旧跡・伝承地	源義家が腰を掛けた石と伝わる。	未
108	立石（楯石）	遺跡	旧跡・伝承地	源義家の軍が石を積み、盾としたのがこのあたりで、源義家の郎党伴次郎儀仗助兼が義家より賜った薄金の兜に石弩があたり、転倒したとされる。盾石神の碑は昭和8年(1933)の建立。	未
109	金沢柵（推定地）	遺跡	旧跡・伝承地	平鹿仙北の平野を一望できる戦略上の要地。後三年合戦(1083-1087)で清原家衡が立てこもったところで、清原清衡軍がここを攻め落とし、戦いは終わる。	未
110	厨川と片目カジカ	遺跡	旧跡・伝承地	厨川にはかねてより片目のカジカがおり、「盲コ(めこ)」と呼ばれる。源義家配下である鎌倉権五郎景正が片目を負傷し、厨川で傷を洗ったことに由来するとの伝承がある。	未
111	景正功名塚	遺跡	旧跡・伝承地	「権五郎塚」とも呼ばれる。後三年合戦において功名を立てた鎌倉権五郎景正は、義家の命で敵の屍を集めて塚を作り、その上に杉を植えたとされる。この杉は昭和 23 年(1948)焼失し、平成 3 年(1991)に覆屋がかけられた。	未
112	天井ヶ沢（敵が沢）	遺跡	旧跡・伝承地	源義家が敵陣を見下ろした沢と伝わる。	未
113	物見	遺跡	旧跡・伝承地	後三年合戦の際に清原氏がこの地に物見の兵を置いたとされ、付近の山は物見山と呼ばれる。	未
114	西沼	遺跡	旧跡・伝承地	源義家が金沢柵を攻めた時この地で雁の乱れを見て、敵の伏兵を知ったという故事のあるところ。	未
115	立馬郊	遺跡	旧跡・伝承地	西に西沼を望み、源義家が馬を止め伏兵を見つけた場所と伝わる。大正 3 年(1914)に運動場が造成され、平安の風わたる公園に隣接する。	未
116	蛭藻沼	遺跡	旧跡・伝承地	金沢柵落城後、潜伏していた清原武衡がこの沼付近で捕らえられたといわれている。	未
117	陣所長根	遺跡	旧跡・伝承地	蛭藻沼の西方にある小高い丘で源軍の戦陣が置かれていた。	未
118	鞍石	遺跡	旧跡・伝承地	清原家衡が「六郡第一の名馬」といわれた愛馬「花柑子」を射殺し、乗り捨てた馬の鞍が化石となったとされる。河川改修により平成 4 年(1992)移転した。	未
119	御所野	遺跡	旧跡・伝承地	陣ヶ森の西方にあり、源義家が本陣を設けた場所とされる。	未
120	陣ケ森	遺跡	旧跡・伝承地	義家が陣営を設けて軍容を整えた場所といわれる。	未
121	蛇の崎（橋）	遺跡	旧跡・伝承地	源義家が川を渡ろうとした際に吊橋を落とされ、橋から落ちたが、蛇籠につかまり一命をとりとめたとの伝承がある場所。	未
122	金沢公園	名勝地	公園・庭園等	金沢城跡内にあり、金澤八幡宮の麓にある。景正功名塚などが所在する。明治 39 年(1906)の開園とされる。	未
123	横手公園	名勝地	公園・庭園等	「お城山」として親しまれ、横手城跡に位置する。明治5年(1872)に旧士族有志が資金を捻出し町の施設とした。明治 35 年(1902)に長岡安平の設計により一帯は横手公園として整備された。	未
124	真人公園	名勝地	公園・庭園等	造園以前から老松が茂り、地域の憩いの場であったが、明治 44 年(1911)より長岡安平の設計に基づき 10 ヵ年計画で整備した。「全国さくら名所百選」として市民に親しまれている。大正 6 年(1917)開園。	未
125	みさごの清水	名勝地	湧泉	一時泉。街道を往来する人に、お茶やトコロテンなどを売って休息の場を提供したという。『雪の出羽路』に記述がある二体の延命地蔵が祀られ、参勤交代の折、無礼討ちにされた美佐子の霊を慰めるもの。	未
126	羽黒の柳	動物、植物、地質鉱物	植物	シダレヤナギで、屋敷の境界と護岸を兼ねて植えられたものといわれる。推定樹齢 100 から 200 年とされるが、400 年との口伝もある。昭和 50 年代に入り、樹木の老化現象が進み、養生が行われている。	市
127	大屋の梅	動物、植物、地質鉱物	植物	推定樹齢は 300 年以上で個人の宅地内にある。栄地区大屋は 600 本以上の屋敷梅が点在する梅の名所。元慶の乱(872)の際、小野春風の部下・江津彦右衛門らがこの地に住みつき、梅を植樹したのが始まりとされる。	市
128	二本杉	動物、植物、地質鉱物	植物	小笠原義冬が増田城築城の際、城の堅固を祈って自分の娘と牛を生き埋めにして城を築いた。慰霊のため、乾の方角に塚を造り、その上に 2 本の杉を植えたのがこの杉という伝承がある。1 本は落雷のため、根元のみ残る。	市
129	舟繋ぎのサイカチ	動物、植物、地質鉱物	植物	かつて成瀬川はこのサイカチ付近を流れていたとされ、川渡りの舟をつないだという。木のそばに皂莢(サイカチ)神社がある。地域では「しゃかじ」や「しゃかち」などと呼ばれている。樹齢およそ 800 年とされる。	市

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
130	街道沿いに広がるぶどう棚の景観	文化的景観	—	農耕に関する景観地。横手地域東部から山内地域西部にかけては、明治時代から行われるぶどうの主産地であり、奥羽山脈の麓にぶどう棚の景観が広がる。秋の収穫期には、直売所が街道沿いに並び、賑わいを創出する。ぶどう栽培はこの付近を核に広がっている。	未
131	斜面地でのりんごの樹園地景観	文化的景観	—	農耕に関する景観地。雄平フルーツライン沿いには斜面地に切り開かれた樹園地が広がる。周辺には應鷹園、金麓園など、当地方のりんご栽培の草分けとなった樹園地が広がるほか、西方に見える鳥海山との対比も相まって、良好な景観を形成している。	未
132	さくらんぼの農耕景観	文化的景観	—	農耕に関する景観地。三重地区の土壌がさくらんぼ栽培に適しており、明治以降盛んになった。こうした河岸段丘上のさくらんぼ畑が周辺の水田とあいまって、遠方に見える鳥海山とともに良好な景観を形成している。	未
133	大町、四日町、鍛冶町など外町の町並み	伝統的建造物群	—	横手城の城下町で商家町。羽州街道沿いにある「外町」と呼ばれた旧町人町。現在も概ね近世の町割りが残る。明治から昭和初期に建てられた歴史的建物が多く残る。	未
134	羽黒町・上内町の町並み	伝統的建造物群	—	城下町。藩政期の「内町」と呼ばれた旧武家町の一部。戊辰戦争の戦火に遭ったものの、町割りは概ね近世のものを踏襲する。板塀や生け垣が立ち並び、前庭には横手柿が植えられる。	未
135	大屋新町の町並み	伝統的建造物群	—	農村集落。羽州街道沿いに立地する。戦国期には、小野寺氏の家臣が大屋新町鬼嵐に居城を置いたといわれる。現在は、板塀や生け垣が並ぶ良好な景観が広がる。	未
136	十文字の町並み	伝統的建造物群	—	商家町。明治 38 年(1905)の奥羽本線十文字駅開業により発展した。農業倉庫や旅館、銭湯、医院、料亭など、この地区に人が集積したことを示す大正から昭和 30 年代までに建てられた特徴的な建築が多くみられる。	未
137	横手市増田伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群	—	在郷町。通りに沿って短冊形に割られた敷地に、主に明治から昭和初期に建てられた店舗兼住宅の主屋が軒を連ねる。その背後に主屋と連続する鞘付土蔵を接続して、豪雪に対応した長大な空間を形成している。	国
138	吉野集落の旧鉱山町	伝統的建造物群	—	鉱山町。手倉街道沿いにある吉乃鉱山が大正期に最盛期を迎えたことにあわせ、町は最盛期を迎え、およそ 9,000 人が利用する鉱山町が形成された。山神社や鉱夫長屋跡地など吉乃鉱山隆盛期を物語る遺跡が点在している。	未

・区域内には多数の歴史文化遺産が所在していることから、一覧では概要で説明した内容に直接的に起因する歴史文化遺産及び主要な国、県または市の指定文化財の掲載にとどめた。
・本表の歴史文化遺産は、類型別、所在地別の順に並べている。
・文化財指定等を受けている歴史文化遺産については、その名称を付している。
・神社の名称は、同一のものが多い場合、名称の後ろに所在する大字または小字或いは通り名を括弧で付した。

歴史文化遺産保存活用区域の範囲

現在の羽州街道と重なる国道 13 号を基軸にして、地域遺産を構成する歴史文化遺産が集中的に遺存する範囲かつ、関連計画である横手市歴史的風致維持向上計画で設定する北部及び南部重点区域を包含する範囲を設定した。羽州街道中部及び南部はそこから東に延びる脇街道のうち、本市の近代化の足跡を示す代表的な遺跡の一つである手倉街道沿いの吉乃鉱山跡（番号 106）までと、果樹生産が広がる奥羽山脈の麓部分までという、各時代の足跡が顕著にみられる範囲を設定した。



・場所を特定できない歴史文化遺産については、図で示していない。

・番号 110「厨川と片目カジカ」については、本来は水路の流路を示すが、便宜上点で図示した。

歴史文化遺産保存活用区域の概要を示す写真



西沼
（横手地域）

金沢地区周辺では、字名として地名化している後三年合戦の伝承地も多く、人々は無意識的に後三年合戦と共に歩んできた。源義家が金沢柵を攻めた時この地で雁の乱れを見て、敵の伏兵を知ったという、いわゆる「雁行の乱れ」の故事を生んだ西沼周辺は、「平安の風わたる公園」として整備され、憩いの場となっている。（番号 114）



横手城跡・横手公園
（横手地域）

俗に「お城山」と呼ばれ、現在は横手公園となっている横手城跡は、中世後期以降、本市域の中枢として機能してきた場所でもある。蛇の崎橋から見るお城山も本市を代表する景観に挙げられるが、山上から見る横手の町並みもまた代表する景観である。遠方に望む鳥海山は、本文化財活用区域に共通するランドマークでもある。（番号 81･123）



りんごの樹園地景観
（平鹿地域・増田地域）

醍醐地区から亀田地区にかけての雄平フルーツライン沿いからは、遠方に臨む鳥海山を背景に、りんごの樹園地景観を見渡すことが出来る。明治の初めから試行錯誤を経たりんご栽培の歩みは、「平鹿りんご」という一大ブランドを育て上げた。斜面地いっぱいに切り開かれた樹園地が、その広大さを物語り、春に咲く白い花、秋に実る真っ赤な実が景観を彩る。（番号 131）



下タ堰
（増田地区）

横手市増田伝統的建造物群保存地区の中央部を流れる下タ堰は、かつては増田城の堀の水としても利用されたと伝わる。水路に沿って伝統的建造物の奥行きを望むことができるため、多くの人が足を止め、当地の特性を把握するキーアイテムにもなっている。絶え間ない水の流れは、この地に息づく人々の営みと相まって良好な景観を形成するとともに、歴史の重層性を示す重要な構成要素となっている。（番号 137）

（2）　雄物川歴史文化遺産保存活用区域（表 10）

歴史文化遺産保存活用区域の名称
雄物川歴史文化遺産保存活用区域
歴史文化遺産保存活用区域の概要

雄物川は、本市西部の出羽山地に沿って南から北へ流れる一級河川である。この雄物川と支流の横手川、皆瀬川及びこれに合流する成瀬川に囲まれた一帯は、県内有数の穀倉地帯となっている。雄物川は、正保４年（1647）の『出羽一国御絵図』（秋田県立博物館蔵）では「御物川」と記されるなど、秋田藩では「御物」（年貢米）を輸送する川と認識されており、雄物川とその支流が交易路として物資の大量輸送を支えた。流域沿いの各地に物資の積み下ろしを主体とした河港や、主に対岸への渡し船を主体とした船着き場などが設けられた。河港に集められた米や材木、木綿などの物資は角間川河港（大仙市）を経由して土崎港（秋田市）に集積された。ここから北前船を通じて全国に送られ、反対に多くの物資や文化が当地にもたらされた。

市内を流れる雄物川の上流域は、睦合地区や福地地区などが位置する。近世に新田開発されて開かれた集落も多く、皆瀬川の合流点の手前にある植田地区も含め、「佐馬」「太郎四郎」「乱場」「悪戸」「谷地新田」など、土地の記憶や形質を伝える地名が豊富に残る。中流域は里見地区、沼館、館合地区などがあり、これらの地区の旧町名は雄物川町であることからも、福地地区もあわせ雄物川は雄物川地域を縦断している河川であることが分かる。下流域は阿気地区や大森地区、川西地区などがあり、舟運の拠点となった角間川河港に近いことからも、舟運の影響が強くみられる一帯でもある。また、西側の八沢木地区には保呂羽山と波宇志別神社があり、大森河港や大森の町を通って多くの人がこの保呂羽山と波宇志別神社に参詣した。

この雄物川の中流域と下流域を中心に、歴史文化遺産が集中的に遺存する。

雄物川舟運によって繁栄した在郷町と輸送体系の変遷

本市西部は、雄物川を核として発展した地域であり、特に河川交通（舟運）が盛んになった近世以降が顕著で、雄物川中流から下流域にかけては舟運によって繁栄した在郷町や河港跡が豊富に残る一帯である。

鉄道が開通する以前、明治中期までの大量の物資流通は舟運を主体としていた。様々な種類の物資の移出入があり、一帯的に経済の発展と生活水準の向上をもたらした。流域に沿った「大森」「阿気」「深井」などの河港には、浜蔵も建てられるなど物資の集散地として賑った。こうした物資は在郷町に集められ、大森や沼館・今宿、さらには浅舞を経由して横手や増田、植田などに運ばれ、近隣の集落へと広まった。浅舞は、河港の近くには所在しないものの、横手や増田など東部の城下町や在郷町を結ぶ結節地点としての機能も果たしてきた。なお、明治 38 年（1905）の鉄道（奥羽線）開通とともに、物流の主体は舟運から鉄道へと変化するが、この一帯では大正 7 年（1918）に横荘線の横手－浅舞－沼館間が開業し、昭和 5 年（1930）までに老方（由利本荘市）まで延伸し物流の主体となり、昭和 46 年（1971）に廃線となるまで米や材木などを輸送した。市民には様々な思い出とともに「横荘っこ」と親しまれ、軌道跡を転用した直線道路が続く場所も多くあり、かつての列車から眺めたであろう光景を彷彿とさせる。

雄物川流域に広がる鹿島行事

雄物川とその支流域は、舟運によってもたらされた文化が伝播しつつ、同じ行事であっても集落ごとに多様性を持ちながら現代に継承され、行事や信仰も含め各地の歩んだ歴史が凝縮される一帯である。

本市域では、雄物川流域とその支流で盛んに舟運が利用され、河港と在郷町を行き来する人々によって様々な物資や文化が当地へ伝えられた。河港は、外の世界や異文化を知る玄関口でもあり、全国の物資や文化が流入し、行事の起源となった。各地の梵天奉納行事も関連するとされるほか、代表的なものに鹿島信仰がある。雄物川とその支流沿いに広がる集落にみられる鹿島信仰は、それぞれの集落の成り立ちと地理的条件のほか、こうした文

化・信仰の交流に由来するものと考えられており、集落の守り神として神社や行事のほか、様々な形態で信仰されている。顕著に残るのは「鹿島行事」であり、市内に残るのは「鹿島（厄神）立て行事」と「鹿島流し（送り）行事」に大きく二分され、現在雄物川とその支流域では、60 余りの集落で実施されている。多くは近世から近代の開始と伝えられ、人形の形態や囃子の有無など、行事ごとに特徴もみられる。

また、雄物川流域には、元来「ツツガムシ病」と呼ばれる風土病があり、流域住民を悩ませて来た。当地では「ケダニ」と呼ばれるツツガムシに吸着されることによって発症し、死亡者の多かった集落では犠牲者の供養と罹患防止の願いを込めて地蔵像を建立するなど、独自の信仰も生まれた。ケダニ地蔵の多くは雄物川の堤防に隣接した堂宇に安置されており、地域の人々によって花や供物が供えられる。市内には「砂丹川原」（睦合）の地名もあり、雄物川と人の共生の歩みを感じることができる。

雄物川流域西部に広がる千年の歴史を紡ぐ宗教エリア

雄物川下流域の西には保呂羽山と波宇志別神社がある。ここは、古代以降多くの人の信仰を集め、現代に行事が継承されるなど、千年の営みを現在に伝える一帯である。

保呂羽山上に祀られる波宇志別神社は、奈良時代以降絶えることなく存続する古社であり、様々な山に係る伝承や行事とともに「波宇志別神社の霜月神楽」が中世以前より継続され、神社のある八沢木地区では、氏子たちによって始められたと伝わる「八沢木獅子舞」も継承されている。大森河港や、大森城が築かれたことにより発展した大森地区が、雄物川から波宇志別神社に至る参道入り口の「秋田口」へ向かうための門前町として、雄物川を超えて波宇志別神社へ向かう参詣者の利用も多かったとされ、例祭にあたっては、増田の商人たちから巨大な蝋燭が毎年奉納されていたという。天正 19 年(1591)に太閤検地のため大森城に入城した上杉景勝の名代として実務を取り仕切った平林城主(新潟県村上市)色部長真は、帰任後に色部家菩提寺である千眼寺に保呂羽堂を建立分霊し信仰した。上杉家の米沢(山形県)転封に伴い、色部家の菩提寺である千眼寺と保呂羽堂も分霊され、現在も米沢で広く信仰される。八沢木集落の仁王門から広がる神域が広大さを物語っており、至る所に波宇志別神社に縁のある事物や伝承のほか、その影響が及ぼした地域発展の足跡が残る。

雄物川中流域を中心に古代から受け継がれる歴史と伝承

雄物川中流域は古くから開拓された地域でもあり、まだ解明しきれていない古代の歴史文化遺産が多く所在する一帯である。

保呂羽山とその歴史が象徴するように、市域の北部及び西部は古くから開拓が行われていたとみられ、特に後三年合戦（1083-1087）とそれ以前の古代史に係る伝承や伝承地が多く残る。こうした伝承や伝承地は、雄物川流域の中央部、雄物川地域周辺に特に多く残っている。８世紀の勾玉（玉類）の出土した蝦夷塚古墳群が所在するなど古代から重視された地域とされ、奈良時代の天平宝字３年（759）に造営された雄勝城も、近年この付近に所在したという説に基づき調査が行われている。また、元慶の乱（878）で活躍した深江弥加止に関する伝承も伝わるなど、雄物川地域は後三年合戦の「沼柵」の地であるばかりでなく、それ以前から一定程度交通網が整備され開拓されていたために、後三年合戦の主戦場の一つになりえた地域であるともとらえられる。なお、当時の雄物川は現在よりも東を流れていたとされ、今宿には船を繋いだとされる柳（市神様）の根株がある。雄物川の重要性を踏まえ古代のまちづくりがあったと想定されることからも、現時点では推定の域を出ない雄勝城や沼柵も、当時の雄物川の流路に影響されていたものとみられる。

このように雄物川歴史文化遺産保存活用区域は、雄物川を基軸に舟運と物流、舟運により流入した文化のほか、波宇志別神社や蝦夷塚古墳群など、古代の歴史や伝承に関する代表的な歴史文化遺産が集中して遺存する区域である。一方で、古代の歴史を中心にまだ解明されていない部分も多くあるが、近年の埋蔵文化財調査によって様々な調査が行われており、今後の解明が待たれる区域でもある。

区域内の主な構成歴史文化遺産

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
1	波宇志別神社（本殿）	建造物	神社	保呂羽山山頂に位置する。正式名は「保呂羽山波宇志別神社」。『延喜式神名帳』(延長５年・927)に掲載される式内社で、北東北で唯一現在まで絶えることなく存続している。明治 24 年(1891)の建築。	未
2	波宇志別神社　下居堂	建造物	神社	保呂羽山参道沿い、本殿へ登る急坂の下にあり、普賢菩薩を祀る。女人禁制の本殿に代わる女性のための遥拝所として建てられたという。本殿に次ぐ重要な役割を担い、本殿改修の際はここに御神体を安置した。	未
3	波宇志別神社神楽殿	建造物	神社	秋田県内現存最古の建造物。以前は「弥勒堂」「本宮」とも呼ばれた。本殿とならび重要な建物である。現在、霜月神楽は里宮で舞われるが、5月8日(旧暦4月8日)の例祭では、神楽殿において神楽が奉納される。	国
4	波宇志別神社　里宮	建造物	神社	波宇志別神社神官大友氏の神殿であり、霜月神楽が行われる。昭和 33 年(1958)の火災により全焼し、翌年再建された。正面奥に祭壇があり、その前に神楽座、その周囲に参拝者のための畳敷の拝観座を設ける。	未
5	波宇志別神社　仁王門	建造物	神社	波宇志別神社の東側の入口にあたり、ここから神社の神域となる。宝永3年(1706)には、屋根などの修理が行われた。元和5年(1619)の建築とされる。	市
6	大慈寺	建造物	寺院	曹洞宗。もとは密教系寺院だった。応安 2 年(1369)曹洞宗に改宗して再興、宝永元年(1704)に佐竹東家の領地を拝借して現在地に移転、佐竹東家の香華所となった。本堂と鐘楼は近世の建築とされる。	未
7	蔵光院	建造物	寺院	真言宗御室派。中世沼館城の本丸跡で、沼柵と伝わる場所に所在する。大永年間(1521-28)ころ小野寺稙道が雄勝郡鵜ノ巣から沼館城内に遷した。山門は明治 43 年(1910)、本堂は昭和 14 年(1939)の建築とされる。	未
8	ケダニ神社(水波女神社)	建造物	神社	7月1日が祭日。雄物川古川に棲み人を水底に引き入れていた大水蛇(おおみずち)を水波(みずは)神として祀った社。現在もケダニ(ツツガムシ)除けの護符が配られる。雄物川流域の竜神及びケダニ信仰を良く残す。	未
9	八幡神社（矢神）	建造物	神社	永延2年(988)に京都の男山八幡宮の分霊を勧請創建。延久年間(1069-74))に源義家が社殿を造営。矢神八幡宮とも。本殿は近世の建築とされる。	未
10	沼館八幡神社	建造物	神社	本殿が市指定文化財。明治９年（1876）に類焼し、久保田城内の文化年間（1804-18）建築の稲荷神社社殿を購入し明治 12 年（1879）に移築した。拝殿、幣殿も同時期の建築とされる。神輿渡御及び道中獅子は市指定。	市
11	木戸五郎兵衛稲荷神社	建造物	神社	五郎兵衛稲荷神社とも。沼柵の城戸跡に建つとされ、この地の開拓にあたり宝暦年間(1751-64)に建てられたという。大正8年(1919)の建築とされる。	未
12	八幡神社（深井）	建造物	神社	深井集落の鎮守社。深井港の舟運を示す絵馬が奉納される。明治 19 年(1886)の建築とされる。	未
13	兜台神社（阿気八幡神社）	建造物	神社	坂上田村麻呂が戦勝報告と神助の礼として自らの兜を埋め、社を建てたとの伝承があり勝軍山兜台神社とも呼ばれる。後世、源頼義・義家親子が鐙を奉納したことから「鐙八幡』と呼ばれるようになった。	未
14	首塚神社	建造物	神社	源義家が、後三年合戦後に敵味方の戦死者の首級を埋め、祠を建てたのが起源とされる。このほか、坂上田村麻呂が埋葬した首塚、深江弥加止の墓など諸説ある。昭和 37 年(1962)の建築。	未
15	雄物川民家苑木戸五郎兵衛村　民家	建造物	民家その他	雄物川町及び羽後町、雄勝町(現湯沢市)の民家を移築したもの。旧寺田家住宅は明治 13 年(1880)、旧佐藤家住宅は明治-大正時代、旧石黒家住宅は明治-大正時代、旧近野家住宅は江戸末期の建築とされる。	市
16	保呂羽山御開山以来之次第	美術工芸品	古文書	霜月神楽に関する現存最古の記録。天正 18 年(1590)のものは、大友右衛門太郎吉継　書。このほか、享保 9 年(1724)、文政 11 年(1828)のものがある。	未
17	保呂羽山参道口碑	美術工芸品	歴史資料	皇紀 2600 年(昭和 15 年:1940)記念として、六郷の保呂羽山講中が建立した石碑。	未
18	玉類	美術工芸品	考古資料	蝦夷塚古墳群推定7号墳より出土した奈良時代の装飾品。古墳の発見は古く、菅江真澄の『雪の出羽路』の挿図に、勾玉などが描かれる。雄物川郷土資料館で所蔵。推定５号墳出土の玉類は京都国立博物館に所蔵。	県
19	田根森村適産調及び絵図	美術工芸品	歴史資料	石川理紀之助及び門弟が実施した農村調査の報告書。適産調 4 冊(田根森、八柏、根田谷地、桜森)と絵図2枚(田根森、八柏)。明治 32 年(1899)の作。	市
20	沼館鏡図	美術工芸品	歴史資料	文化 2 年(1805)に千刈田で出土した永延3年(989)銘のある八陵鏡の表裏を描いた図。鏡は秋田藩主佐竹義和によって引き上げられ、代償にこの図が与えられたという。当地の古代の文化及び信仰を考えるに重要な資料。	市

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
21	羽後交通横荘線鉄道資料	美術工芸品	歴史資料	羽後交通横荘線で使用された大正から昭和にかけての時代備品等 73 点に関する一括資料。切符 26 点、表札 3 点、駅員所持品 3 点、駅舎関係 18 点、列車運行関係 19 点、写真資料 3 点、鉄道敷設免許状 1 点で構成。	市
22	沼館村絵図	美術工芸品	歴史資料	弘化2年(1845)の沼館村打ち直し検地の際、村境を定めるために作成されたもの。裏書には検地役人・郡奉行・沼館村と境を接する村々の肝煎の名前が記される。	市
23	薄井村絵図	美術工芸品	歴史資料	薄井村打ち直し検地の際、作成された絵図。文久2年(1862)の作。	市
24	八幡神社　船絵馬	美術工芸品	歴史資料	八幡神社(深井)の拝殿に所在。明治 18 年(1885)、近松法橋栄和によって描かれたもの。船絵馬は一般的に海を題材にとるが、川を題材とした例は珍しい。	市
25	象頭山塔	有形民俗	信仰	高さおよそ3mで、大森河港の発展に尽くした近江屋多兵衛らによる寄進。かつては「象頭山の樽流し」と呼ばれる祭礼が行われたという。安政3年(1856)建立。	未
26	ケダニ地蔵（下川原）	有形民俗	信仰	安政6年(1859)の建立。下川原には矢神への渡船を行うほか、流路の変更時には沼館河港の代替に利用された船着き場があった。	未
27	ケダニ地蔵（八卦）	有形民俗	信仰	明治 30 年(1897)代の建立とされる。八卦集落では子供が生まれると地蔵様に新しく着物を着せる習わしがある。	未
28	ケダニ地蔵（深井）	有形民俗	信仰	深徳寺境内に祀られる。	未
29	金刀毘羅大神塔	有形民俗	信仰	明治 32 年(1899)の建立。八幡神社(深井)境内にある。かつては深井河港にあったが、昭和 20 年代の雄物川改修で、移された。	未
30	ケダニ地蔵（阿気）	有形民俗	信仰	明治 37 年(1904)の建立。雄物川の川舟船頭をしていた手賀善兵衛(1853-1916)によって立てられたとされる。	未
31	ケダニ地蔵（中島）	有形民俗	信仰	長太郎稲荷神社境内に祀られる。	未
32	享保雛(内裏雛)	有形民俗	年中行事・祭礼	幕末の頃、沼館の佐々木儀右衛門が江戸勤番中に買い求めたものとされる。	市
33	波宇志別神社　本殿参り	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	1月4日の保呂羽山の山開き行事。波宇志別神社の神官一行が保呂羽山上に登山し、神事を行う。かつては、この神事にあたり梵天が奉納されていたが、現在は休止している。	未
34	波宇志別神社　春祭り	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	5月8日(旧暦4月8日)に実施。例祭では神楽殿で神子舞が奉納されるほか、神輿が神楽殿の周りを3回廻る「神輿廻り神事」が執り行われる。	未
35	ためっこ漁	無形民俗	風俗慣習（生業）	雄物川地域の伝統漁法。柳の木約 70 束を川に沈め、シートで覆い、約1か月を経て引き上げる。毎年 11 月から3月まで行われる。漁をする様子は冬の風物詩ともいえる。	未
36	川漁	無形民俗	風俗慣習（生業）	雄物川流域では、春はウグイ漁、夏から秋はアユ釣りと 1 年を通して川漁が盛んである。破追い漁、一文字漁、断ち切り漁、八ツ目漁、鰍漁、引き網漁、鵜縄漁、鯰漁、蟹笈漁、押し網漁、踏張り漁、巻き網漁など多くの漁法がある。	—
37	ケダニ地蔵信仰	無形民俗	風俗慣習（信仰）	雄物川流域にはケダニ(ツツガムシ)が生息し、かつては死に至る病であったため地蔵尊に救いを求め供養とケダニ除けを祈願して建立された。地域では現在でも初物のキュウリは川に流す等の慣習があり、法要も行われる。	—
38	鹿島信仰	無形民俗	風俗慣習（信仰）	茨城県鹿嶋市の鹿島神宮への信仰。江戸時代中期から後期になると、田植え前後の稲の生育期と重なる頃に頻発した地震と結び付き、地震の防止と被害を回復する神としても信仰されるようになったという。	—
39	鹿島行事	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	市内の鹿島行事は、「鹿島立て行事」と「鹿島流し行事」に大きく二分される。概ね6月から8月の間に行われており、多くは7月である。行事の呼称は地域によって異なる。	—
40	鹿島流し（鹿島送り）行事	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	「鹿島送り」「鹿島流し」など地区によって呼称は異なる。農作物の害虫を追い払う虫送り行事とも結び付き、災厄払いや五穀豊穣などが願われる。集落外れまで人形を運び、川に流す例や燃やす例、流さずに立てる例がある。	—
41	鹿島立て（厄神立て）行事	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	ワラ人形を立てる行事。「鹿島立て」「厄神立て」と呼称される。基本的に集落の境に置かれ、道祖神と同じような意味を持つ。悪霊、穢れ、疫病などの侵入防止の願いが込められ、大草鞋を集落境の木にかける例もある。	—
42	三助稲荷神社の梵天奉納行事	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	現在は 1 月 3 日実施。奉納日は変動している。豊作祈願に梵天と恵比須俵を奉納する。300 年前からの行事とされ、押し合いも行われる。起源は江戸前期。永禄年間（1558-70 年）頃との説もある。	市
43	鹿島流し行事（新町）	無形民俗	風俗慣習(年中行事・祭礼)	8 月 22 日に実施。柴田監物邸の跡地に舟を移動させ、田村神社の神官による祈祷が行われた後、午後7時 30 分に巡行が開始される。小型のワラ人形を鹿島舟に乗せ、田村囃子とともに集落を巡行する。	未

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
44	梵天奉納行事（長太郎稲荷神社）	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	２月第１日曜日実施。「初午ボンデン祭」。梵天と恵比須俵を近隣集落の若者たちが競って奉納する。早朝より中島集落では梵天の巡行があり、途中でぶつかり合いとなる。大正 15 年（1926）からの記録がある。	未
45	雪中田植（阿気）	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	２月 11 日に兜合神社境内で実施。藁と豆殻を束ねたものを苗に見立てて雪中に植えつけ五穀豊穣、家内安全を祈願する。どんと焼きも合わせて行われる。	未
46	鹿島流し行事（阿気本村）	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	７ 月第3日曜日に実施。阿気本村集落の三丁競演太鼓がある。千代紙で作った小型の鹿島人形を鹿島舟に乗せ、送り舟をつけ囃子や提灯と共に集落間を練り歩く。	未
47	神輿渡御行事（大森神社）	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	５月１日に実施。氏子の人々で構成された神輿渡御の行列が町内を巡行する。	未
48	梵天奉納行事（大森神社）	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	１月７日に実施。現在は大森神社里宮に梵天と恵比須俵を奉納する。	未
49	田楽灯篭行事（鹿島流し行事）	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	7月19日などに開催。大森地区の鹿島行事において、鹿島舟を先導する子供の行列。灯籠に様々な絵をかき、明かりをつけて町を練り歩く。源義家が剣花山の先に高棹をたて、孤灯を掲げて金沢柵との距離を測ったと伝わる。	未
50	藤巻の厄神立て	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	「ヤクジョウマツリ」「ヤクヨケサン」などとも呼ばれる。田植え後に実施。各戸より一人ずつ集まって大型の鹿島人形を作る。夕方、若者が背負って集落を廻り、集落境村境に安置される。延宝6年(1678)の始まりといわれる。	市
51	八幡神社（沼館）豆鼓祭	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	沼館八幡神社の宵宮にあたる9月14日(現在は第二土曜日)に、社前において納豆が売られている。このことから沼館八幡神社は納豆八幡とも呼ばれており、『雪の出羽路』にも記述がある。	未
52	沼館八幡神社　神輿渡御行事	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	９月の第２日曜日に実施。獅子舞や御幣を背にした馬が神輿の前を歩むなど特徴ある。神社を出発した後、南側から順に氏子の住む集落を回り、主要な辻で獅子舞を披露しながら、「御神輿宿」（御宿）を目指す。	市
53	梵天奉納行事（五郎兵衛稲荷神社）	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	旧暦２月初午に実施。初午まつりとも呼ばれる。近年は梵天ではなく恵比寿俵が奉納される。家内安全、豊作、商売繁盛を願い町内一巡後に拝殿で押し合いながら奉納し、その後俵を開いて参拝者に餅を撒く。	未
54	藁焚祭	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	10 月7日(旧暦9月9日)に実施。各家が藁束を玄関に置き、その藁を集めて首塚神社で火を放ち、注連縄と御幣を焚く。後三年合戦のころに源義家がこの地で火を焚き三度の勝閧(かちどき)を挙げたという伝承もある。	未
55	鹿島流し行事（深井）	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	7月第2日曜日に実施。集落の全戸で構成される講組織によって行われる。大小のワラ人形を製作し、小型のものは流し舟に乗せ、手踊りの屋台と共に囃子を奏でながら町内を巡行する。踊り手は小学生女子に限定されている。	未
56	米とぎ歌	無形民俗	風俗慣習（民謡）	祭り歌。霜月神楽における祭り歌。	未
57	八幡納豆	無形民俗	風俗慣習（食・食文化）	納豆は後三年合戦の最中に誕生したとの説があり、各所に納豆発祥伝説がある。豆鼓祭のある9月14日(現在は第二土曜日)が、この地域の納豆の食べ始めともいう。	—
58	保呂羽山の霜月神楽	無形民俗	民俗芸能	11 月 7 日の夜から 8 日朝にかけて里宮において執り行われる。里宮の神殿内に大きな湯釜を2つ据え、それに沸騰した湯を立て神職が執り行う湯立行事が特徴。天正 18 年(1590)以前から行われている。	国
59	八沢木獅子舞	無形民俗	民俗芸能	「本木神楽」とも呼ばれ、昭和 30 年（1955）から八沢木獅子舞として伝承される。現在は新暦８月 11 日などに舞が披露される。起源には諸説ある。	県
60	田村囃子	無形民俗	民俗芸能	８月 22 日の新町鹿島流しの際に実施。鹿島送りに演奏されるサイサイ囃子。秋田甚句、秋田おばこ、おいとこなどの演目。昭和 32 年（1957）から行われている。	未
61	沼館八幡の獅子舞	無形民俗	民俗芸能	沼館八幡神社　神輿渡御行事を構成する。いわゆる道中獅子で、沼館八幡神社祭典における神輿渡御に際し、行列の先頭に配され、町内安全、五穀豊穣、悪魔退散の獅子振りが町内各箇所で実施される。	市
62	大森城跡	遺跡	城館跡	横手城主小野寺義道の弟である五郎康道が、岩渕城と呼ばれていた城に入り大森城と名づけ、この地を治めた。元和6年(1620)廃城。現在は、大森公園として整備され、本丸跡は、横手盆地を望む眺望地となっている。	未
63	沼館城跡	遺跡	城館跡	後三年合戦の沼柵跡と伝わる。中世以降沼館城となった。小野寺稙道、輝道なども居城したという。本丸跡の土塁は良好に保存されており、現在は蔵光院が建つ。東側には沼館城の門跡「皂莢(サイカチ)門跡」がある。	未
64	波宇志別神社神楽殿　境内地	遺跡	社寺跡等	藩主家紋を模した扇池を配する。元禄 15 年(1702)以降に現在の形に整備されたという。	市

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
65	波宇志別神社　垢離掛け場・祓所跡	遺跡	社寺跡等	保呂羽山表参道沿いにある。禊をするための滝と祓所(はらいどころ)がある。参拝時、この水で身を清めた。	未
66	八沢木の百人塚	遺跡	墓・碑	嘉永 6 年(1853)神官の守屋家で起きた火災によって、波宇志別神社本殿への参拝者百人以上が亡くなった。死者を供養するために、安政6年(1859)に守屋氏によって建立された。	市
67	天保無縁塚	遺跡	墓・碑	「巳年のケカチ」と呼ばれる天保4年(1833)の飢饉の際、南部など他藩から来た 113 名が薄井で亡くなった。薄井村の人々がこれを憐れみ、火葬して無縁塚に葬り、手厚く弔った。塚上に平成元年(1989)新築の堂宇がある。	未
68	蝦夷塚古墳群	遺跡	墓・碑	奈良時代に作られた在地有力者の墓とされるが、墳墓は消滅している。7号墳出土とされる玉類は県指定、5 号墳出土とされる玉類は、京都国立博物館所蔵である。	未
69	落合河港跡	遺跡	交通施設	大戸川河岸に所在した。享保 15 年(1730)頃の開港とされ、水量が多い時には大きな胴船が入港したという。森谷文左衛門の浜蔵があったと伝わり、江戸末期には日用生活物資が横手・十文字・浅舞方面に運ばれたという。	未
70	袴形船着き場跡	遺跡	交通施設	明治中期の移出品は米、大豆、小豆などであったという。	未
71	方示碑	遺跡	交通施設	「野村集落内交差点、あけむら、ぬまたて(右方)田むら、あさまひ(左方)」と刻まれる。天保 8 年(1837)建立。	未
72	田村河港跡	遺跡	交通施設	田村港からは年貢米や田村根っこ、田村木綿、大豆などが積まれたという。浜蔵として、5 間と7間の石蔵2棟があり、一帯は「浜」と呼ばれ、市もたつほど賑わったとされる。	未
73	十日町船着き場跡	遺跡	交通施設	剣花、女郎出など各集落の米を運んだ。船頭であった家では内神として金毘羅宮を祀っていたという。	未
74	大森河港跡	遺跡	交通施設	近江屋(上田)太兵衛の浜蔵 2 棟、小屋 1 棟が明治末まであったという。対岸の館合、薄井への渡し舟もあり、明治 43 年(1910)に大上橋が完成するまで行われた。	未
75	阿気河港跡	遺跡	交通施設	付近に金毘羅神社(旧阿気農協北側)、ケダニ地蔵堂、浜蔵跡が所在。大森や由利地方との物資運送や人々の往来に利用された。浜蔵は物資の集積や取引などの共同倉庫として使われ、昭和 40 年(1965)に解体された。	未
76	薄井河港跡	遺跡	交通施設	下開舟場とも呼ばれた。浜蔵 1 棟が所在していた。	未
77	横荘鉄道　雄物川橋梁跡	遺跡	交通施設	大正 9 年(1920)に設置された鉄橋は延長 428m で、23 基の橋脚と 24 連の橋桁を有する構造となっていた。昭和 40 年(1965)7 月の洪水で橋脚が沈下し、ほどなく横荘線は廃止された。橋台と丸い橋脚の基礎が残る。	未
78	横荘鉄道　館合駅跡	遺跡	交通施設	大正 8 年(1919)7 月開業。昭和 44 年(1969)1 月廃止。昭和 41 年(1966)ころには雄物川河川敷まで延びる砂利採取線を有していたとされる。館合-羽後大森駅間で雄物川を渡る。旧駅前には農業倉庫 1 棟が現存する。	未
79	薄井の方示碑	遺跡	交通施設	寛政6年(1794)、医者であった薄井村の矢野喜右衛門によって建立された。正面に「南　沼館村今宿在」、左側面に「西　大森村八沢木在」とある。	市
80	沼館河港跡	遺跡	交通施設	雄物川との合流点から数百 m 上流部の五郎兵衛堰流域に所在。一帯の河原は「浜」と呼ばれ、大船も着岸したという。浜蔵等も所在した。	未
81	横荘鉄道　沼館駅跡	遺跡	交通施設	大正7年(1918)8月開業。昭和 46 年(1971)7 月廃止。列車交換可能な交換駅で駅前跡には農業倉庫が残る。	未
82	今宿の大柳（市神様）	遺跡	交通施設	市神様、市姫神様として信仰を集めてきた。「市姫神社」として祀られる。元船着き場と言われ船繋ぎの柳であったとされる。強風のため伐採され、根元のみ残る。	未
83	深井河港跡	遺跡	交通施設	川が深く好条件であり、雄物川を舟で上った物資は大部分がここで陸揚げされ浅舞方面へ供給された。浜蔵が並び、福地や里見の米が集まったという。	未
84	大沢河港跡	遺跡	交通施設	矢島藩の米も番所を超えて運ばれ、川下げされたという。街道を西に進むと大沢番所跡に至る。流路や水量の影響で港は度々移動した。	未
85	八沢木番所跡	遺跡	その他遺跡	元禄 16 年(1703)に小道留所を設置したのがはじまり。その後番所は個人宅などに移り嘉永年間(1848-54)に現在地に移された。この番所を抜けると由利方面に向かう。明治 2 年(1869)廃止。	市
86	大上競馬場跡	遺跡	その他遺跡	大正2年(1913)竣工。馬産に力を入れていた土田荘助は、大上橋付近の野原に競馬場を造り、大森町菅生田の土田牧場で競走馬の品種改良を行い、駿馬を育てた。	未
87	子守り岩	遺跡	旧跡・伝承地	女人禁制の保呂羽山に子守女が登り、転げ落ちて岩になってしまったといわれる丸い石がある。	未
88	沼柵（推定地）	遺跡	旧跡・伝承地	蔵光院付近。後三年合戦の激戦地であり、清原家衡が籠城したと伝わる。中世以降、小野寺氏などによって開発され、後に沼館城となった。	未
89	深江弥加止屋敷跡（ミカド屋敷）	遺跡	旧跡・伝承地	元慶2年(878)に起きた出羽国の蝦夷の反乱で活躍をした「深江弥加止」の屋敷跡とされる。	未

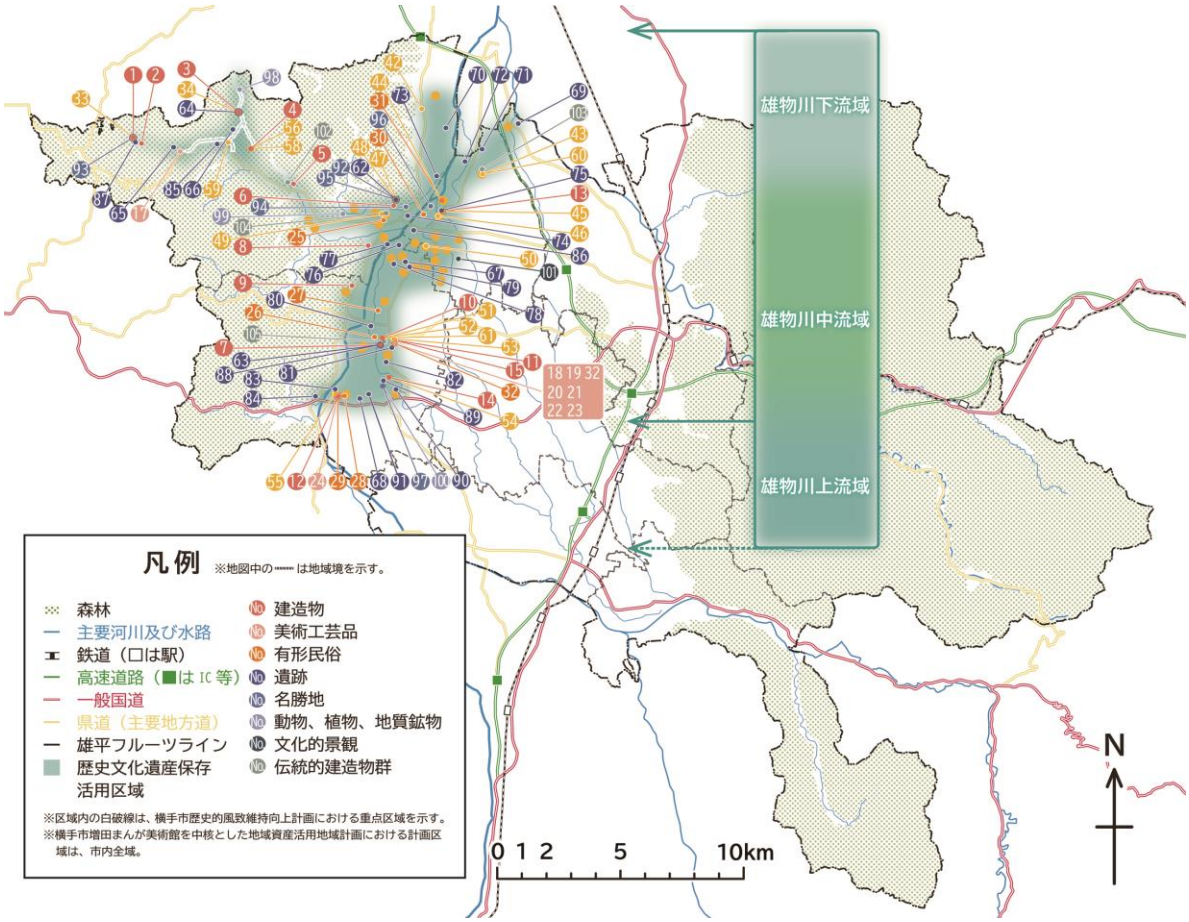
番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
90	十足馬場	遺跡	旧跡・伝承地	沼柵が存在していた頃の馬場跡と伝わる。	未
91	雄勝城（推定地）	遺跡	旧跡・伝承地	出羽国雄勝郡にあった古代城柵。藤原朝狩が天平宝字3年(759)に築造したとされる。推定地は県南地域に複数あるが、近年里見地区造山付近で調査が行われている。	未
92	大森公園	名勝地	公園・庭園等	大森城跡を公園としたもので、明治 34 年(1901)旧大森町が町制施行したことを記念し、桜約千本が植えられて公園として整備した。大正から昭和初期にかけては東北の吉野山と賞された。本丸跡からの眺望に優れる。	未
93	保呂羽山	名勝地	山岳・河川等	標高 438m。出羽山地にある台形状の山体で、山上に波宇志別神社が所在する。平鹿・仙北・由利の三郡(久保田・亀田・矢島の三藩)にまたがり、霊山として古くから山自体が崇敬されてきた。	未
94	山城堰	名勝地	山岳・河川等	大森町から大仙市大川西根に至る用水路。別名「五カ村堰」。佐竹家によって延宝4年(1676)に開削。山城堰の開削によって雄物川左岸は有数の米作地に変貌し、米作と雄物川の舟運によって栄えた。	未
95	大森公園からの眺望	名勝地	眺望地点	大森城跡。旧本丸跡からの眺望は、横手盆地が一望され、住民憩いの場所となっている。	未
96	桜づつみ公園からの眺望	名勝地	眺望地点	雄物川の堤防を増築して公園とし、約 1.5km の桜並木を整備した。桜並木と合わせ阿気河港跡や重福寺など阿気の歴史を物語る景観を一望でき、地区を象徴する景観となっている。	未
97	傘杉の清水	名勝地	湧泉	不断泉。「傘杉」の袂にあり、かつては茶屋があり、夕涼みの客で賑わったという。湧き出た水は、二段に区切った石づくりの囲いを伝い、西に流れる小水路に注ぐ。「沼館村絵図」にも描かれる。	未
98	十二ノ木のケヤキ	動物、植物、地質鉱物	植物	十二ノ木集落の地名の由来。樹齢およそ 300 年とされる。12 種類の枝葉がこの 1 本の木から出ていたので「十二ノ木」と呼ばれた。かつては巨木で夏には田の神、冬は山の神が祭られ、祭事が行われていたという。	市
99	岩清水の大杉	動物、植物、地質鉱物	植物	樹齢 300 年とされ、根元には岩清水と呼ばれる不断泉がある。1200 年ほど前、波宇志別神社の御神体を奉じた一行が昼食時にこの大杉の下で休憩し、水を求めて杉の下を掘ったところ、清水が湧いたとの伝承がある。	市
100	造山の傘杉	動物、植物、地質鉱物	植物	「からかさすぎ」と呼称。樹齢およそ 400 年とされる。かつて雄物川が造山・今宿・沼館の西側を流れていた頃、この杉に舟をつないだとの言い伝えもある。	市
101	ホップ畑と鳥海山	文化的景観	—	農耕に関する景観地。横手市は日本屈指のホップ生産地で、田園地帯に点在するホップ畑から見える鳥海山も横手ならではの風景である。	未
102	八沢木地区の町並み	伝統的建造物群	—	門前町。仁王門から始まる波宇志別神社参道入口付近に形成された。この参道は、西側に隣接する本荘藩や亀田藩と秋田藩を結ぶ街道でもあり、元禄 16 年(1703)に設置された番所跡がある。	未
103	大雄新町の町並み	伝統的建造物群	—	農村集落。浅舞地区から大仙市角間川まで南北に延びる「田村街道」沿いに広がる。大正期から昭和 30 年代までに建てられた切妻造や入母屋造の農家のほか店舗兼住宅も散見される。	未
104	大森の町並み	伝統的建造物群	—	在郷町。中世大森城下として発展し、河港も所在したため物資の往来も増加したほか、雄物川右岸の人々が波宇志別神社に参詣する際の門前としても機能した。明治から戦前にかけての建造物が多く残る。	未
105	沼館の町並み	伝統的建造物群	—	在郷町。沼館城廻村ともいわれ、中世沼館城下として発展し河港と横手や本荘を結ぶ街道沿いに栄えた。沼館城造営と前後して八幡神社(沼館)が現在地に置かれ、これを中心に「館小路」・「下小路」・「荒町」などの町並みが短冊形に整備された。	未

・区域内には多数の歴史文化遺産が所在していることから、一覧では概要で説明した内容に直接的に起因する歴史文化遺産及び主要な国、県または市の指定文化財の掲載にとどめた。
・本表の歴史文化遺産は、類型別、所在地別の順に並べている。
・文化財指定等を受けている歴史文化遺産については、その名称を付している。
・神社の名称は、同一のものが多い場合、名称の後ろに所在する大字または小字或いは通り名を括弧で付した。

歴史文化遺産保存活用区域の範囲

雄物川を基軸にして、地域遺産を構成する歴史文化遺産が集中的に遺存する範囲かつ、関連計画である横手市歴史的風致維持向上計画で設定する西部重点区域を包含する範囲を設定した。東側は鹿島行事が集中的に実施される範囲を、雄物川下流域西側は、主要地方道横手・大森・大内線沿いの保呂羽山表参道（秋田口）入口から保

呂羽山に入り山頂の波宇志別神社本殿付近までの、波宇志別神社に係る歴史文化遺産が顕著にみられる範囲を設定した。



・場所を特定できない歴史文化遺産については、図で示していない。

歴史文化遺産保存活用区域の概要を示す写真



雄物川

本市西部を縦断する雄物川は、本市にとって代表的であり、かつ象徴的な存在の一つでもある。雄物川は、幾度となく洪水に見舞われ護岸整備も進められたものの、河港跡を含む多くの遺跡のほか、洪水などの被害状況を示す標示碑なども残る。現在も川漁や釣りが行われるほか、流域に沿って河川公園等が随所に設けられており、憩いの場ともなっている。



大森城跡からの眺望
（大森地域）

太閤検地にあたり上杉景勝や直江兼続が入城したとされる大森城は、現在大森公園として整備され、桜の名所となっている。城下の大森は、舟運によって栄えたほか波宇志別神社の門前としても機能した。大森城本丸跡からの眺望は、雄物川から奥羽山脈にかけて一望され、雄物川を核として広がったこの地方の発展を感じることが出来る。（番号 95）



集落境の鹿島人形
（大雄地域ほか）

本歴史文化遺産保存活用区域は、舟運によって伝わったとされる鹿島行事が多くの場所で継続している。区域内を巡ると、集落の入口に鹿島人形が建てられている例が多いことに気づく。災厄の、村への侵入防止などの願いを込めて建てられた人形からは、当地方における農山村集落の歴史の蓄積と、受け継がれる技の継承を感じることが出来る。（番号 41）



沼館城跡の土塁
（雄物川地域）

雄物川地域周辺は、古代の伝承が多く残る場所である。幻といわれた雄勝城の調査も近年民間によって行われている。この地は後三年合戦の最終決戦地の金沢以前に舞台となった「沼柵」が所在したと伝わり、かねてから注目の的となってきた。こうした古代からの要衝の地は、中世後期には小野寺氏の拠点となり、整備された当時土塁がその勢いを物語る。（番号 63・88）

第６章　保存・活用に関する措置

本章は、計画期間中に実施する措置について取り上げており、本計画におけるアクションプランに相当する。

措置は、本章を通じて、第５章で設定した課題及び方針に基づき、①「仕組みづくり」、②「人づくり」、③「周知・発信」の３項目に基づき分類し、計画期間中を通して行う取組みを「対応」、期間を定めて行う取組みを「事業」として設定している。対応及び事業の概要は以下のとおりである。

対応　　計画期間に依らず継続的に実施または検討する必要のある取組み。

文化財保護法や横手市文化財保護条例などの各種例規や通達等により実施するもののほか、既存計画に依らなくとも必要性が高いと判断されるものも含む。これまで継続して実施している取組みでも、その根拠が未整備な事例や制度設計が現状に即さない事例も一部にあるため、本計画の作成を契機として見直しを図り、必要に応じて仕組みの再構築も行おうとするものである。また、今後の歴史文化遺産の保存・活用を進めるうえで、関係機関や民間との協力体制も構築しながら円滑かつ適切に行うことと、行政職員の定期異動に際しても円滑な業務執行体制を整えることを念頭に、必要な対応についてリスト化する意図も踏まえている。このため、「対応」は本市における歴史文化遺産に係る保存・活用を進めるうえでの基盤となる部分であり、「事業」を実施する上で前提となる部分でもある。

事業　本計画で設定した方針に基づき期間を定めて実施する取組み。

横手市歴史的風致維持向上計画など、市の関連計画において具体的な整備等が位置付けられているものも多く、こうした関連計画と連動することで、観光振興をはじめ学校教育・社会教育や地域振興など、関連する分野との連携性の強化と相乗効果を図る。また、既に継続して実施している事業については、客観的な成果や有効性の分析がなされていないものも一部にあり、将来的な統合や見直しも検討材料となることから、方針に沿ったものを取り上げた。

■各項における措置の表について

・『対応』、『事業』の別に掲載している。
・「（個々の）歴史文化遺産」、「地域遺産」、「歴史文化遺産保存活用区域」に区分して措置を掲載したが、各区分の一部または全てに重複して位置付けられる措置は、主たる区分以外への掲載は【再掲】と記載した。
・「方針」の列には第５章５．で述べた方針のうち該当するものを「〇-〇」で記載している。
・『対応』に位置付けた全ての措置は、計画期間の全期間を通じて実施するものである。
・『事業』のうち、事業期間において、「Ｓ」は昭和、「Ｈ」は平成、「Ｒ」は令和を示す。
・各措置の概要及び財源等については、本章「４．措置の一覧」に掲載している。

措置の実施と中間評価時における計画の見直し

措置の実施にあたっては、地域の歴史を取り巻く背景についても丁寧に調査するとともに、地域住民や関係機関、団体等と十分に協議したうえで実施することを前提とする。なお、第５章４．で挙げた既存計画（関連計画）に基づく措置は、措置を実施する期間を当該関連計画の計画期間として設定しており、当該計画の見直し時に、必要に応じて措置の設定を見直すものとする。詳細については、第７章２．に記載した。

今後の社会情勢の変化をはじめ、把握や詳細調査の進捗等に伴った状況の変化も想定されることから、計画期間の中間期にあたる令和６年（2024）度末を目途に、措置も含めた計画の見直しを実施するほか、毎年実施する進捗評価に伴う計画の進捗に応じて事業期間の見直し等も含めた検討を実施し、必要な場合計画の変更に関する認定の申請を行うものとする。

1．歴史文化遺産の保存・活用に関する措置

個々の歴史文化遺産の保存・活用を進めるために行う措置の概要を述べる。

（1）対応

適切な歴史文化遺産の保存･活用や施設運営を円滑に行うための審議会や協議会等の開催や各関連計画の管理など、本市が条例等に基づき実施している基本的な事項や、今後必要となる事項などを位置づけた。文化財保護法の改正をはじめ、現状に即して必要な例規等の見直しや整備を図る。あわせて市の関係計画をもとに資料館施設の統廃合も視野に入れた検討を行う。

歴史まちづくり等に関係する部署による連絡調整会議を開催し、本計画や横手市歴史的風致維持向上計画等の進捗管理のほか情報共有と円滑な事業計画の作成と執行を行う。また、本市が実施する歴史文化や歴史文化遺産を活かした取組みに関する周知・発信を行う。

地域遺産に設定したものを除く多様なテーマに沿った歴史文化遺産のまとまりについて、「横手遺産（仮称）」認定制度の創設を検討し、本市の各地に残る地域固有の歴史文化の価値付けを図る。

①「仕組みづくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	①-1	①-A01	歴史文化遺産リストの整備･更新	横手市
02	①-1	①-A02	市内遺跡地図台帳整備の促進	横手市
03	①-1	①-A03	資料館施設等の資料台帳整備の促進	横手市
04	①-1	①-A04	市指定文化財等の現状把握	横手市
05	①-1	①-A05	市内建造物等の現況把握	横手市
06	①-1	①-A06	市内民俗行事等の現況把握	横手市
07	①-1	①-A07	公共施設及び学校等美術品等の現況把握	横手市
08	①-2	①-A09	横手市文化財保護審議会の開催と機能強化	横手市
09	①-2	①-A10	文化財指定の推進と指定基準の検討	横手市
10	①-3	①-A15	横手市伝統的建造物群保存審議会の開催	横手市
11	①-3	①-A16	横手市歴史文化遺産保存活用推進協議会の開催	横手市
12	①-3	①-A17	横手市歴史的風致維持向上協議会の開催	横手市
13	①-3	①-A18	横手市郷土資料館施設運営協議会の開催	横手市
14	①-3	①-A19	石坂洋次郎文学記念館施設運営協議会の開催	横手市
15	①-3	①-A20	横手市展望台展示資料協議会の開催	横手市
16	①-3	①-A21	平鹿農村文化伝承館運営協議会の開催	横手市
17	①-3	①-A22	横手市増田まんが美術館運営協議会の設置	横手市
18	①-3	①-A23	横手市歴史文化遺産保存活用地域計画の進捗管理	横手市
19	①-3	①-A24	横手市歴史的風致維持向上計画の進捗管理	横手市
20	①-3	①-A25	横手市増田まんが美術館の運営方針の点検と評価の実施	横手市
21	①-3	①-A26	歴史文化遺産等関連例規の見直し	横手市
22	①-3	①-A27	歴史文化遺産の公有化基準の検討	横手市
23	①-3	①-A28	文化財保護管理指導員設置の検討	横手市
24	①-3	①-A29	資料館施設統廃合の検討	横手市
25	①-4	①-A30	文化財所有者等に対する防火対策指導の徹底	横手市
26	①-4	①-A31	史跡、名勝、天然記念物の災害への対策	横手市
27	①-4	①-A32	市指定美術工芸品等の防災防犯に関する普及啓発	横手市
28	①-4	①-A33	文化財保存活用支援団体の指定の検討	横手市
29	①-4	①-A34	重要文化財等の防災訓練の実施支援	所有者等
30	①-6	①-A41	横手遺産（仮称）認定制度の創設	横手市

②「人づくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	②-3	②-A07	歴史まちづくり連絡調整会議の開催	横手市

③「周知・発信」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	③-3	③-A06	歴史まちづくりの取組みに関する周知･発信	横手市

（2）事業

文化財保護法に基づき実施する埋蔵文化財調査のほか、指定等歴史文化遺産に対する修理等への支援、標柱及び説明板等を位置付けた。このほか、地域課題の解決及び地域の活性化を図る活動を行う団体等の事業に対し、支援を行う。指定等歴史文化遺産については現況把握の状況を踏まえ、建造物に限らず適切な修理周期に基づく修理を促すほか、説明板整備は、現況確認に基づき必要に応じて更新する。新規設置の場合は地域遺産を構成する歴史文化遺産や歴史文化遺産保存活用区域内に所在する歴史文化遺産について優先して進める。

①「仕組みづくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間 開始	終了
01	①-1	①-B01	**市内埋蔵文化財分布調査事業**	横手市	H17	R10
02	①-2	①-B03	**市内遺跡本調査事業**	横手市	H17	R10
03	①-3	①-B09	**指定文化財等の修理等支援事業**	所有者等	H17	R10
04	①-3	①-B10	**地域づくり市民活動支援事業**	所有者等	H30	R10
05	①-4	①-B25	**指定建造物火災警報設備等設置促進事業**	所有者等	R4	R10

②「人づくり」に関する事業

計画作成時は位置づけていない。

③「周知・発信」に関する事業

番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間 開始	終了
01	③-2	③-B01	**歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業**	横手市	R3	R10
02	③-3	③-B02	**指定文化財等標柱及び説明板の設置･更新事業**【再掲】	横手市	H17	R10

2．地域遺産の保存・活用に関する措置

地域遺産について、第５章５．で設定した方針のもと、第４章１．で述べた設定の考え方及び基本的な方向性を踏まえ、各地域遺産における計画期間中の実施方針及び措置を述べる。なお、各地域遺産に関する措置について、全ての地域遺産に重複して位置付けられる措置は、措置名の後に【地域遺産共通】と記載している。

■各地域遺産共通の実施方針

- ストーリーに沿った新たな歴史文化遺産の把握に努めるほか、ストーリーそのものについても随時見直しを行い、地域遺産の磨き上げを行う。詳細調査や指定等の価値付けについても、地域遺産を構成する主要な歴史文化遺産について優先して進める。
- 地域遺産を構成する国指定等の歴史文化遺産の修理や整備を優先し、歴史文化遺産の価値を高め、磨き上げを行う。これをもとに学校教育や社会教育でも利用可能な地域遺産毎の回遊ルートの設定を進め、市内の資料館施設を学びの拠点として活用しながらテーマを通して市内全域の歴史文化遺産を体感できる仕組みづくりを進める。これにあたり、パンフレット等の作成やホームページ等を活用した情報発信を進め、「横手を学ぶ郷土学」推進事業等の学校現場での取組みとも連携しながら、地域遺産を知る機会の創出に努める。まちあるきや探訪を開催し、ワークショップ等の実施では住民参加によるフェノロジーカレンダー[3]の作成も視野に入れるほか、有識者等の協力も求めながら講座や講演会などを開催する。
- 地域遺産の保存・継承や活用のために必要となる支援を推進し、幅広い文化の継承を図る。大学や研究機関等との連携も強化しながら担い手や指導者及び団体等の育成を図る。

[3] 「フェノロジーカレンダー」とは、地域の自然と人の営みを表した生活季節暦のことを言う。

地域遺産①「市域北部及び西部に息づく古代の足跡」に関する措置

●計画期間中の実施方針

本地域遺産については、詳細調査及び周知・発信について重点的に進め、継続している後三年合戦関連遺跡の埋蔵文化財調査を進めるほか、民間団体等が実施する雄勝城推定地発掘調査などの活動を支援する。調査成果については、現地説明会やシンポジウム等を開催し周知を図るほか、広域連携も進める。併せて、国指定史跡である大鳥井山遺跡附陣館遺跡の整備基本計画の作成を進める。講座や探訪等の開催により、平安時代の後三年合戦に係る歴史文化遺産のみならず、これ以前の時代の歴史文化遺産についても周知を図るほか、大学等との連携も進める。

（1）対応

①「仕組みづくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	①-1	①-A01	歴史文化遺産リストの整備・更新【再掲・地域遺産共通】	横手市
02	①-1	①-A03	資料館施設等の資料台帳整備の促進【再掲・地域遺産共通】	横手市
03	①-2	①-A11	後三年合戦関連遺跡指導委員会及び後三年合戦関連史跡検討会の開催	横手市
04	①-4	①-A33	文化財保存活用支援団体の指定の検討【再掲・地域遺産共通】	横手市
05	①-4	①-A34	重要文化財等の防災訓練の実施支援【再掲】	所有者等

②「人づくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	②-1	②-A01	講習会等の情報提供【地域遺産共通】	民間団体等
02	②-1	②-A03	雄勝城推定地の調査協力	民間団体等
03	②-2	②-A05	歴史文化遺産を活かした郷土教育の推進【地域遺産共通】	横手市
04	②-2	②-A06	体験型メニューの提供のための人材育成及び活用【地域遺産共通】	民間団体等

③「周知・発信」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	③-1	③-A02	発掘調査現地説明会の開催	横手市
02	③-3	③-A07	市内歴史的風致映像の公開【再掲・地域遺産共通】	横手市

（2）事業

①「仕組みづくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	措置名	措置主体	措置期間	
					開始	終了
01	①-2	①-B06	後三年合戦関連遺跡群調査事業	横手市	H22	R6
02	①-3	①-B13	秀衡街道保全管理事業	横手市	R1	R6
03	①-5	①-B30	国史跡大鳥井山遺跡整備基本計画策定事業	横手市	R7	R8

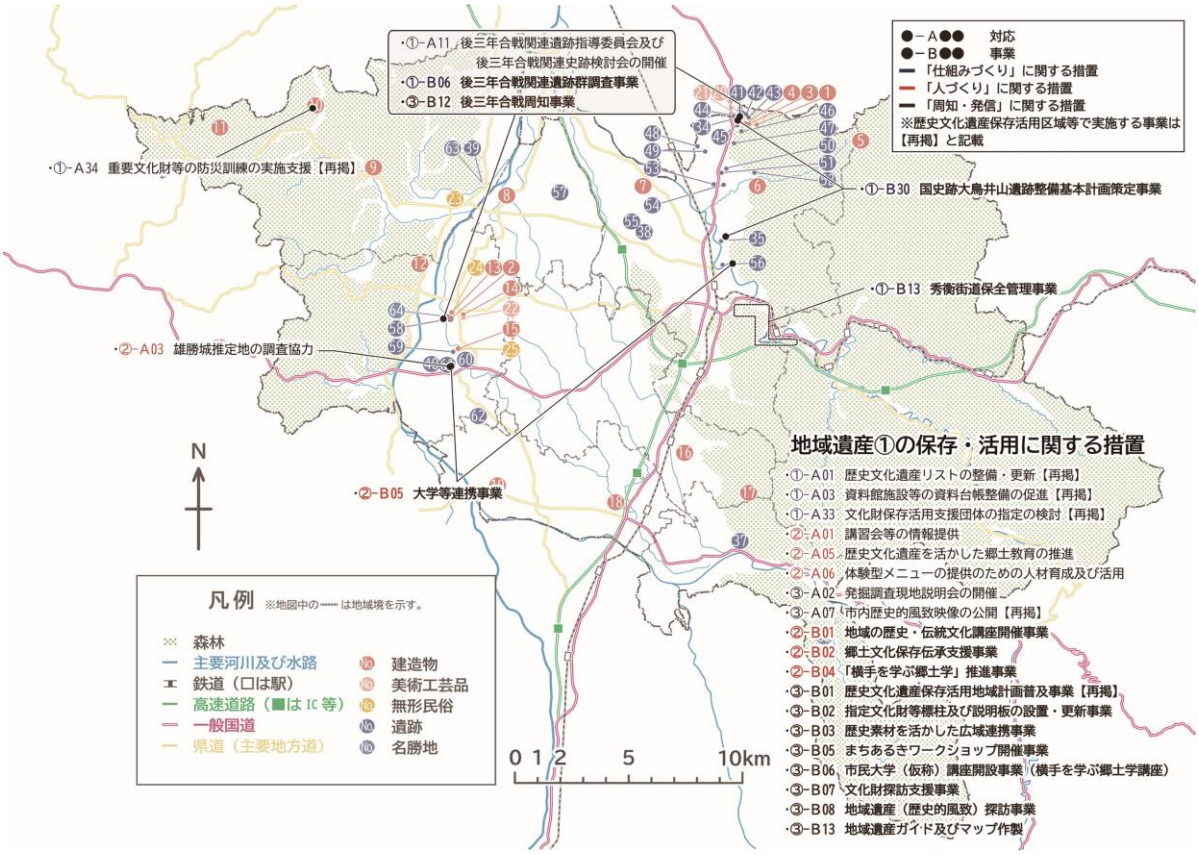
②「人づくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	②-1	②-B01	地域の歴史・伝統文化講座開催事業【地域遺産共通】	横手市	R3	R10
02	②-1	②-B02	郷土文化保存伝承支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H18	R9
03	②-2	②-B04	「横手を学ぶ郷土学」推進事業【地域遺産共通】	横手市	H27	R10
04	②-2	②-B05	大学等連携事業	横手市	R3	R6

③「周知・発信」に関する事業

番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	③-2	③-B01	歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業【再掲・地域遺産共通】	横手市	R3	R10
02	③-3	③-B02	指定文化財等標柱及び説明板の設置・更新事業【地域遺産共通】	横手市	H17	R10
03	③-3	③-B03	歴史素材を活かした広域連携事業	横手市	R3	R10
04	③-3	③-B05	まちあるきワークショップ開催事業【地域遺産共通】	横手市	R5	R9
05	③-3	③-B06	市民大学(仮称)講座開設事業(横手を学ぶ郷土学講座)【地域遺産共通】	横手市	R4	R6

番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間 開始	事業期間 終了
06	③-3	③-B07	文化財探訪支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H17	R6
07	③-3	③-B08	地域遺産(歴史的風致)探訪事業【地域遺産共通】	横手市	H30	R9
08	③-3	③-B12	後三年合戦周知事業	横手市	H21	R6
09	③-3	③-B13	地域遺産ガイド及びマップ作製【地域遺産共通】	横手市	R4	R10



地域遺産①「市域北部及び西部に息づく古代の足跡」に関する措置

地域遺産②「中世城館を基盤とした地域拠点の成立とまちづくり」に関する措置

●計画期間中の実施方針

本地域遺産については、詳細調査及び保存・整備について重点的に進め、継続している建造物の調査を進めるほか、横手市景観計画や横手市歴史的風致維持向上計画等の関連計画に基づく価値付けについても検討を進める。

地域遺産を構成する歴史文化遺産で来街者の多い遺跡等の保全を実施するとともに、横手地区の羽黒町に所在する旧片野家住宅について、詳細調査を実施したうえで保存・活用のための方針を検討し、整備を実施する。

横手市増田伝統的建造物群保存地区の修理事業を進め、修理事業説明会等を開催するほか、保存団体が実施する防災・防犯意識啓発の取組みも支援する。こうした建造物の修理等を実施するための修理技術者の育成に努めるほか、民間団体が実施する歴史的建造物等の保存活用に関する専門知識を持つヘリテージマネージャーの育成を支援する。

（1）対応

①「仕組みづくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	①-1	①-A01	歴史文化遺産リストの整備・更新【再掲・地域遺産共通】	横手市
02	①-1	①-A03	資料館施設等の資料台帳整備の促進【再掲・地域遺産共通】	横手市
03	①-1	①-A05	市内建造物等の現況把握【再掲】	横手市
04	①-2	①-A12	景観重要建造物の指定の検討	横手市

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
05	①-2	①-A13	景観重点地区の追加の検討	横手市
06	①-2	①-A14	歴史的風致形成建造物の指定の推進	横手市
07	①-4	①-A33	文化財保存活用支援団体の指定の検討【再掲・地域遺産共通】	横手市
08	①-4	①-A34	重要文化財等の防災訓練の実施支援【再掲】	所有者等
09	①-4	①-A35	建築基準法適用除外の方針の検討	横手市
10	①-4	①-A36	整備済みの防災施設の点検と啓発	横手市

②「人づくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	②-1	②-A01	講習会等の情報提供【地域遺産共通】	民間団体等
02	②-1	②-A02	ヘリテージマネージャーの育成支援	民間団体等
03	②-1	②-A04	修理技術者講習会の開催	横手市
04	②-2	②-A05	歴史文化遺産を活かした郷土教育の推進【地域遺産共通】	横手市
05	②-2	②-A06	体験型メニューの提供のための人材育成及び活用【地域遺産共通】	民間団体等

③「周知・発信」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	③-1	③-A01	修理事業説明会の開催	横手市
02	③-3	③-A07	市内歴史的風致映像の公開【再掲・地域遺産共通】	横手市

（2）事業

①「仕組みづくり」に関する事業

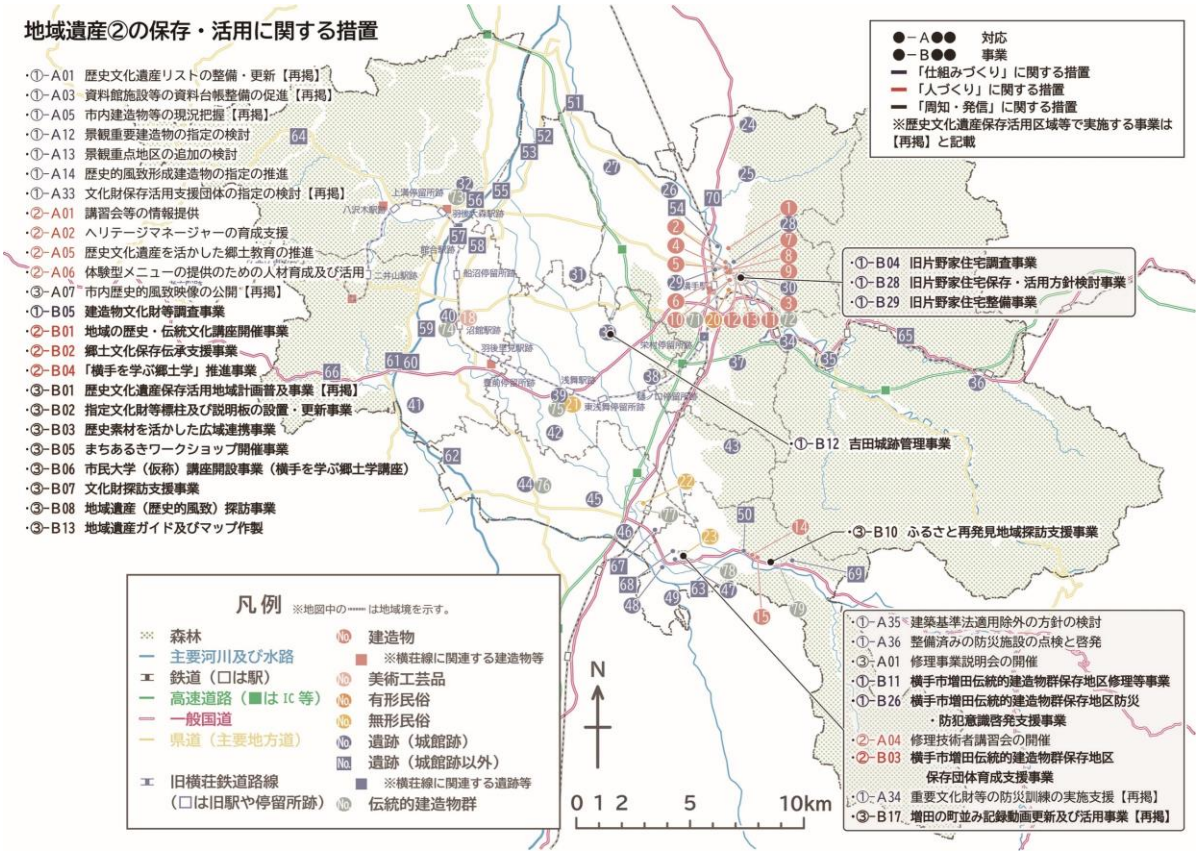
番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	①-2	①-B04	旧片野家住宅調査事業	横手市	R2	R3
02	①-2	①-B05	建造物文化財等調査事業	横手市	H29	R4
03	①-3	①-B11	横手市増田伝統的建造物群保存地区修理等事業	横手市	H26	R9
04	①-3	①-B12	吉田城跡管理事業	横手市	H17	R6
05	①-4	①-B26	横手市増田伝統的建造物群保存地区防災・防犯意識啓発支援事業	所有者等	H26	R10
06	①-5	①-B28	旧片野家住宅保存・活用方針検討事業	横手市	R2	R4
07	①-5	①-B29	旧片野家住宅整備事業	横手市	R4	R6

②「人づくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	②-1	②-B01	地域の歴史・伝統文化講座開催事業【地域遺産共通】	横手市	R3	R10
02	②-1	②-B02	郷土文化保存伝承支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H18	R9
03	②-1	②-B03	横手市増田伝統的建造物群保存地区保存団体育成支援事業	所有者等	H26	R10
04	②-2	②-B04	「横手を学ぶ郷土学」推進事業【地域遺産共通】	横手市	H27	R10

③「周知・発信」に関する事業

番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	③-2	③-B01	歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業【再掲・地域遺産共通】	横手市	R3	R10
02	③-3	③-B02	指定文化財等標柱及び説明板の設置・更新事業【地域遺産共通】	横手市	H17	R10
03	③-3	③-B03	歴史素材を活かした広域連携事業	横手市	R3	R10
04	③-3	③-B05	まちあるきワークショップ開催事業【地域遺産共通】	横手市	R5	R9
05	③-3	③-B06	市民大学(仮称)講座開設事業(横手を学ぶ郷土学講座)【地域遺産共通】	横手市	R4	R6
06	③-3	③-B07	文化財探訪支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H17	R6
07	③-3	③-B08	地域遺産(歴史的風致)探訪事業【地域遺産共通】	横手市	H30	R9
08	③-3	③-B10	ふるさと再発見地域探訪支援事業	民間団体等	H23	R4
09	③-3	③-B13	地域遺産ガイド及びマップ作製【地域遺産共通】	横手市	R4	R10
10	③-3	③-B17	増田の町並み記録動画更新及び活用事業【再掲】	横手市	R5	R10



地域遺産②「中世城館を基盤とした地域拠点の成立とまちづくり」に関する措置

地域遺産③「雄物川流域の河川交通の整備と多様な文化の流入」に関する措置

●計画期間中の実施方針

本地域遺産については、把握及び周知・発信について重点的に進め、歴史文化遺産相互の関係性を明らかにするほか、時代によって変遷した河港跡の所在地や、舟運がもたらした影響を示す歴史文化遺産のさらなる把握も進める。

マップ作製やまちあるきや探訪等について、本地域遺産を優先して進め、浸透を図る。

（1）対応

①「仕組みづくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	①-1	①-A01	**歴史文化遺産リストの整備・更新**【再掲・地域遺産共通】	横手市
02	①-1	①-A03	**資料館施設等の資料台帳整備の促進**【再掲・地域遺産共通】	横手市
03	①-4	①-A33	**文化財保存活用支援団体の指定の検討**【再掲・地域遺産共通】	横手市

②「人づくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	②-1	②-A01	**講習会等の情報提供**【地域遺産共通】	民間団体等
02	②-2	②-A05	**歴史文化遺産を活かした郷土教育の推進**【地域遺産共通】	横手市
03	②-2	②-A06	**体験型メニューの提供のための人材育成及び活用**【地域遺産共通】	民間団体等

③「周知・発信」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	③-3	③-A07	**市内歴史的風致映像の公開**【再掲・地域遺産共通】	横手市

（2）事業

①「仕組みづくり」に関する事業

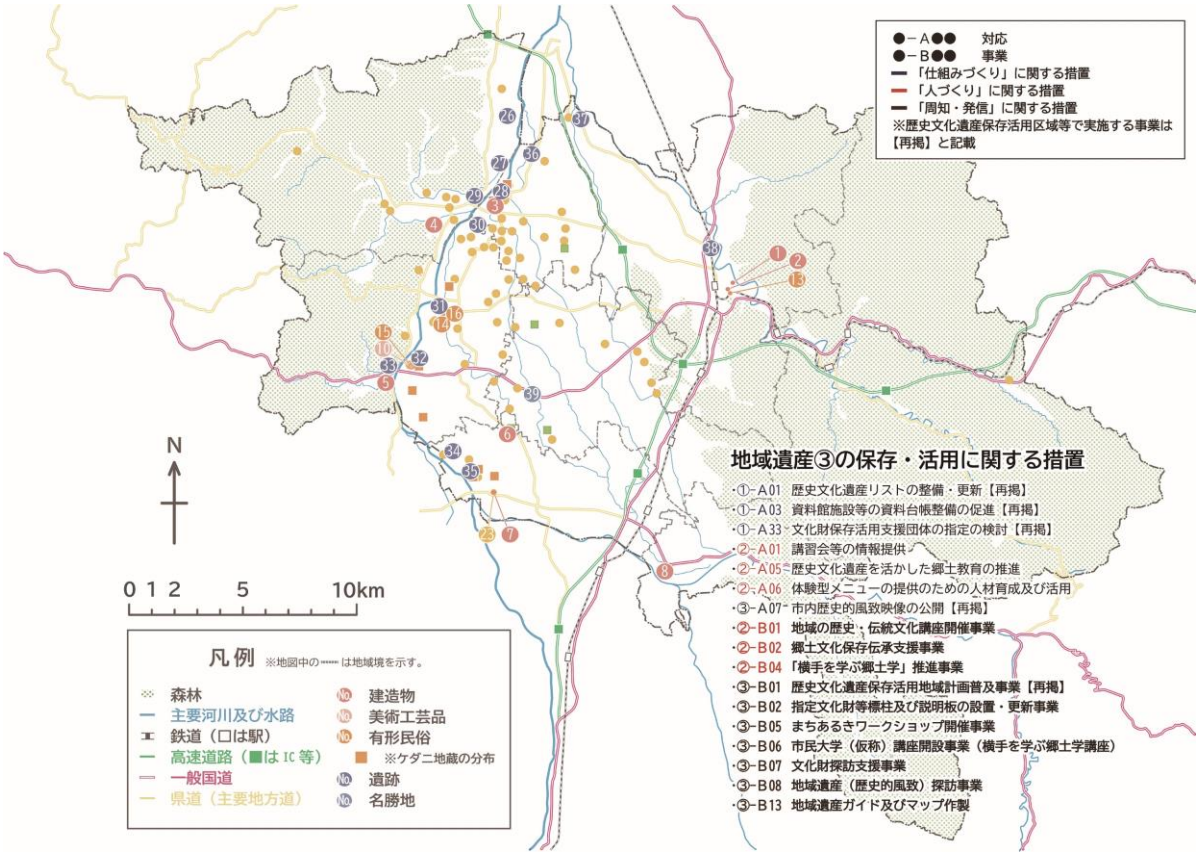
計画作成時は位置づけていない。

②「人づくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	②-1	②-B01	**地域の歴史・伝統文化講座開催事業**【地域遺産共通】	横手市	R3	R10
02	②-1	②-B02	**郷土文化保存伝承支援事業**【地域遺産共通】	民間団体等	H18	R9
03	②-2	②-B04	**「横手を学ぶ郷土学」推進事業**【地域遺産共通】	横手市	H27	R10

③「周知・発信」に関する事業

番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	③-2	③-B01	**歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業**【再掲・地域遺産共通】	横手市	R3	R10
02	③-3	③-B02	**指定文化財等標柱及び説明板の設置・更新事業**【地域遺産共通】	横手市	H17	R10
03	③-3	③-B05	**まちあるきワークショップ開催事業**【地域遺産共通】	横手市	R5	R9
04	③-3	③-B06	**市民大学（仮称）講座開設事業（横手を学ぶ郷土学講座）**【地域遺産共通】	横手市	R4	R6
05	③-3	③-B07	**文化財探訪支援事業**【地域遺産共通】	民間団体等	H17	R6
06	③-3	③-B08	**地域遺産（歴史的風致）探訪事業**【地域遺産共通】	横手市	H30	R9
07	③-3	③-B13	**地域遺産ガイド及びマップ作製**【地域遺産共通】	横手市	R4	R10



地域遺産③「雄物川流域の河川交通の整備と多様な文化の流入」に関する措置

地域遺産④「横手盆地を取り囲む信仰の山々」に関する措置

●計画期間中の実施方針

本地域遺産については、把握及び周知・発信について重点的に進め、山に関連する神社や行事等に関する総合的な把握を進めるとともに、まちあるきや探訪等の開催のほか、地元有識者や団体による講座等を開催する。行事等については、必要に応じ、記録保存を実施する。

国指定である波宇志別神社神楽殿の保存修理を進め、磨き上げを実施するほか、継続して実施されている文化財防火デーに合わせた防災訓練の取組みを継続する。

（1）対応

①「仕組みづくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	①-1	①-A01	歴史文化遺産リストの整備・更新【再掲・地域遺産共通】	横手市
02	①-1	①-A03	資料館施設等の資料台帳整備の促進【再掲・地域遺産共通】	横手市
03	①-1	①-A06	市内民俗行事等の現況把握【再掲】	横手市
04	①-4	①-A33	文化財保存活用支援団体の指定の検討【再掲・地域遺産共通】	横手市
05	①-4	①-A34	重要文化財等の防災訓練の実施支援【再掲】	所有者等

②「人づくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	②-1	②-AO1	講習会等の情報提供【地域遺産共通】	民間団体等
02	②-2	②-A05	歴史文化遺産を活かした郷土教育の推進【地域遺産共通】	横手市
03	②-2	②-A06	体験型メニューの提供のための人材育成及び活用【地域遺産共通】	民間団体等

③「周知・発信」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	③-3	③-A07	市内歴史的風致映像の公開【再掲・地域遺産共通】	横手市

（2）事業

①「仕組みづくり」に関する事業

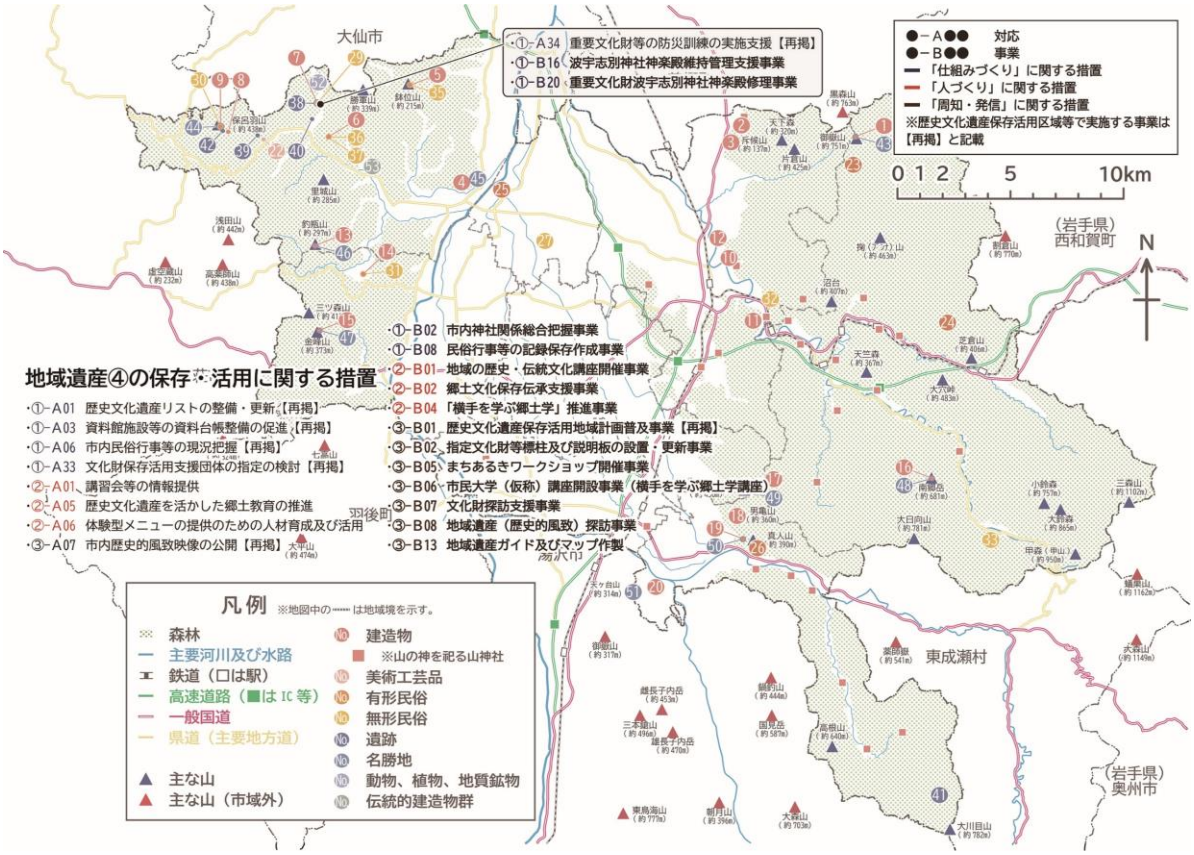
番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間 開始	終了
01	①-1	①-B02	市内神社関係総合把握事業	横手市	R5	R6
02	①-2	①-B08	民俗行事等の記録保存作成事業	横手市	R5	R9
03	①-3	①-B16	波宇志別神社神楽殿維持管理支援事業	所有者等	H17	R10
04	①-3	①-B20	重要文化財波宇志別神社神楽殿修理事業	所有者等	R6	R7

②「人づくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間 開始	終了
01	②-1	②-B01	地域の歴史・伝統文化講座開催事業【地域遺産共通】	横手市	R3	R10
02	②-1	②-B02	郷土文化保存伝承支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H18	R9
03	②-2	②-B04	「横手を学ぶ郷土学」推進事業【地域遺産共通】	横手市	H27	R10

③「周知・発信」に関する事業

番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間 開始	終了
01	③-2	③-B01	歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業【再掲・地域遺産共通】	横手市	R3	R10
02	③-3	③-B02	指定文化財等標柱及び説明板の設置・更新事業【地域遺産共通】	横手市	H17	R10
03	③-3	③-B05	まちあるきワークショップ開催事業【地域遺産共通】	横手市	R5	R9
04	③-3	③-B06	市民大学（仮称）講座開設事業（横手を学ぶ郷土学講座）【地域遺産共通】	横手市	R4	R6
05	③-3	③-B07	文化財探訪支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H17	R6
06	③-3	③-B08	地域遺産（歴史的風致）探訪事業【地域遺産共通】	横手市	H30	R9
07	③-3	③-B13	地域遺産ガイド及びマップ作製【地域遺産共通】	横手市	R4	R10



地域遺産④「横手盆地を取り囲む信仰の山々」に関する措置

地域遺産⑤「豪雪地帯の暮らしと食文化」に関する措置

●計画期間中の実施方針

本地域遺産については、保存・整備及び周知・発信について重点的に進め、豪雪地帯である当地方の暮らしとそこで育まれた歴史文化遺産の浸透を図る。平鹿地域の琵琶沼など「トミヨ及びイバラトミヨ生息地」におけるトミヨ属の生息状況調査及び生息環境を保全するほか、地域遺産②でも述べた建造物の調査や横手市増田伝統的建造物群保存地区における取組みを進める。

横手市増田まんが美術館におけるマンガ原画の収蔵やアーカイブと、美術館を利用した教育等に関連する取組みを実施するほか、収蔵原画である「釣りキチ三平」等に描かれた狙半内地区での「三平の里整備」に関する検討を行う。

雪に関連する食文化等について、継続して把握を進めるほか、国指定及び県指定の建造物に関する維持管理を支援する。

（1）対応

①「仕組みづくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	①-1	①－A01	**歴史文化遺産リストの整備・更新**【再掲・地域遺産共通】	横手市
02	①-1	①－A03	**資料館施設等の資料台帳整備の促進**【再掲・地域遺産共通】	横手市
03	①-1	①－A05	**市内建造物等の現況把握**【再掲】	横手市
04	①-1	①－A08	**トミヨ属生息状況の把握**	横手市
05	①-2	①－A12	**景観重要建造物の指定の検討**	横手市
06	①-2	①－A14	**歴史的風致形成建造物の指定の推進**	横手市
07	①-4	①－A33	**文化財保存活用支援団体の指定の検討**【再掲・地域遺産共通】	横手市
08	①-4	①－A34	**重要文化財等の防災訓練の実施支援**【再掲】	所有者等
09	①-4	①－A35	**建築基準法適用除外の方針の検討**	横手市
10	①-4	①－A36	**整備済みの防災施設の点検と啓発**	横手市

②「人づくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	②-1	②-A01	講習会等の情報提供【地域遺産共通】	民間団体等
02	②-1	②-A02	ヘリテージマネージャーの育成支援	民間団体等
03	②-1	②-A04	修理技術者講習会の開催	横手市
04	②-2	②-A05	歴史文化遺産を活かした郷土教育の推進【地域遺産共通】	横手市
05	②-2	②-A06	体験型メニューの提供のための人材育成及び活用【地域遺産共通】	民間団体等

③「周知・発信」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	③-1	③-A01	修理事業説明会の開催	横手市
02	③-3	③-A07	市内歴史的風致映像の公開【再掲・地域遺産共通】	横手市

（2）事業

①「仕組みづくり」に関する事業

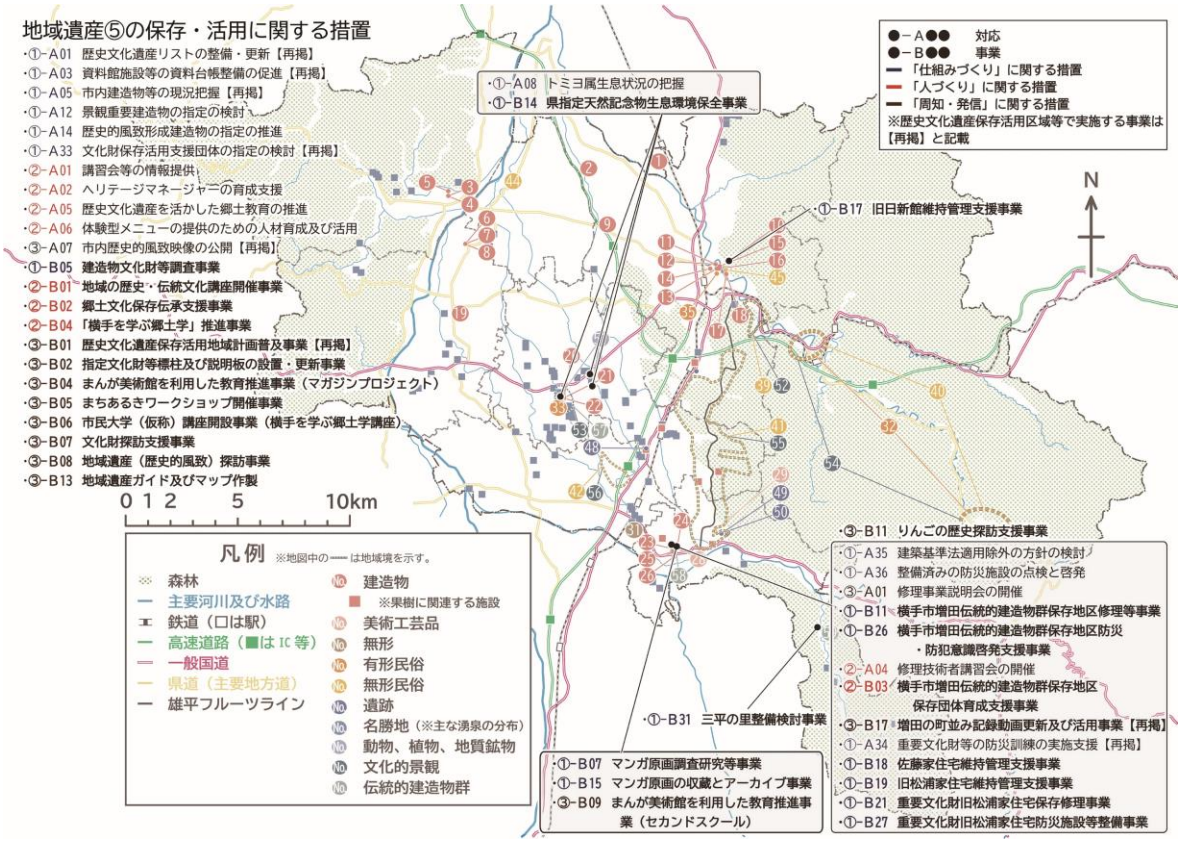
番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	①-2	①-B05	建造物文化財等調査事業	横手市	H29	R4
02	①-2	①-B07	マンガ原画調査研究等事業	横手市	R4	R6
03	①-3	①-B11	横手市増田伝統的建造物群保存地区修理等事業	横手市	H26	R9
04	①-3	①-B14	県指定天然記念物生息環境保全事業	横手市	H30	R6
05	①-3	①-B15	マンガ原画の収蔵とアーカイブ事業	横手市	R1	R10
06	①-3	①-B17	旧日新館維持管理支援事業	所有者等	H17	R10
07	①-3	①-B18	佐藤家住宅維持管理支援事業	所有者等	H30	R10
08	①-3	①-B19	旧松浦家住宅維持管理支援事業	所有者等	R2	R10
09	①-3	①-B21	重要文化財旧松浦家住宅保存修理事業	所有者等	R7	R10
10	①-4	①-B26	横手市増田伝統的建造物群保存地区防災・防犯意識啓発支援事業	所有者等	H26	R10
11	①-4	①-B27	重要文化財旧松浦家住宅防災施設等整備事業	所有者等	R3	R10
12	①-5	①-B31	三平の里整備検討事業	横手市	R5	R5

②「人づくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	②-1	②-B01	地域の歴史・伝統文化講座開催事業【地域遺産共通】	横手市	R3	R10
02	②-1	②-B02	郷土文化保存伝承支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H18	R9
03	②-1	②-B03	横手市増田伝統的建造物群保存地区保存団体育成支援事業	所有者等	H26	R10
04	②-2	②-B04	「横手を学ぶ郷土学」推進事業【地域遺産共通】	横手市	H27	R10

③「周知・発信」に関する事業

番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	③-2	③-B01	歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業【再掲・地域遺産共通】	横手市	R3	R10
02	③-3	③-B02	指定文化財等標柱及び説明板の設置・更新事業【地域遺産共通】	横手市	H17	R10
03	③-3	③-B04	まんが美術館を利用した教育推進事業（マガジンプロジェクト）	横手市	R1	R10
04	③-3	③-B05	まちあるきワークショップ開催事業【地域遺産共通】	横手市	R5	R9
05	③-3	③-B06	市民大学（仮称）講座開設事業（横手を学ぶ郷土学講座）【地域遺産共通】	横手市	R4	R6
06	③-3	③-B07	文化財探訪支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H17	R6
07	③-3	③-B08	地域遺産（歴史的風致）探訪事業【地域遺産共通】	横手市	H30	R9
08	③-3	③-B09	まんが美術館を利用した教育推進事業（セカンドスクール）	横手市	R1	R10
09	③-3	③-B11	りんごの歴史探訪支援事業	所有者等	R1	R5
10	③-3	③-B13	地域遺産ガイド及びマップ作製【地域遺産共通】	横手市	R4	R10
11	③-3	③-B17	増田の町並み記録動画更新及び活用事業【再掲】	横手市	R5	R10



地域遺産⑤「豪雪地帯の暮らしと食文化」に関する措置

地域遺産⑥「近世由来の伝統文化とコミュニティ」に関する措置

●計画期間中の実施方針

本地域遺産については、把握及び周知・発信について重点的に進め、市内の神社等について、建造物ばかりでなく、関連行事や民俗芸能のほか、美術工芸品等を含む総合的な把握を行い、その成果を踏まえて詳細調査や指定を進める。また、主として市の指定を受けた民俗芸能や行事等について、準備から実施までの一連の過程に関する記録保存を実施し、アーカイブ化を行う。探訪やまちあるき等の開催にあたっては、行事の実施に合わせた開催も視野に、伝統行事に触れる機会の創出に努める。

（1）対応

①「仕組みづくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	①-1	①-A01	**歴史文化遺産リストの整備・更新**【再掲・地域遺産共通】	横手市
02	①-1	①-A03	**資料館施設等の資料台帳整備の促進**【再掲・地域遺産共通】	横手市
03	①-1	①-A05	**市内建造物等の現況把握**【再掲】	横手市
04	①-1	①-A06	**市内民俗行事等の現況把握**【再掲】	横手市
05	①-4	①-A33	**文化財保存活用支援団体の指定の検討**【再掲・地域遺産共通】	横手市

②「人づくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	②-1	②-A01	**講習会等の情報提供**【地域遺産共通】	民間団体等
02	②-2	②-A05	**歴史文化遺産を活かした郷土教育の推進**【地域遺産共通】	横手市
03	②-2	②-A06	**体験型メニューの提供のための人材育成及び活用**【地域遺産共通】	民間団体等

③「周知・発信」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	③-3	③-A07	市内歴史的風致映像の公開【再掲・地域遺産共通】	横手市

（2）事業

①「仕組みづくり」に関する事業

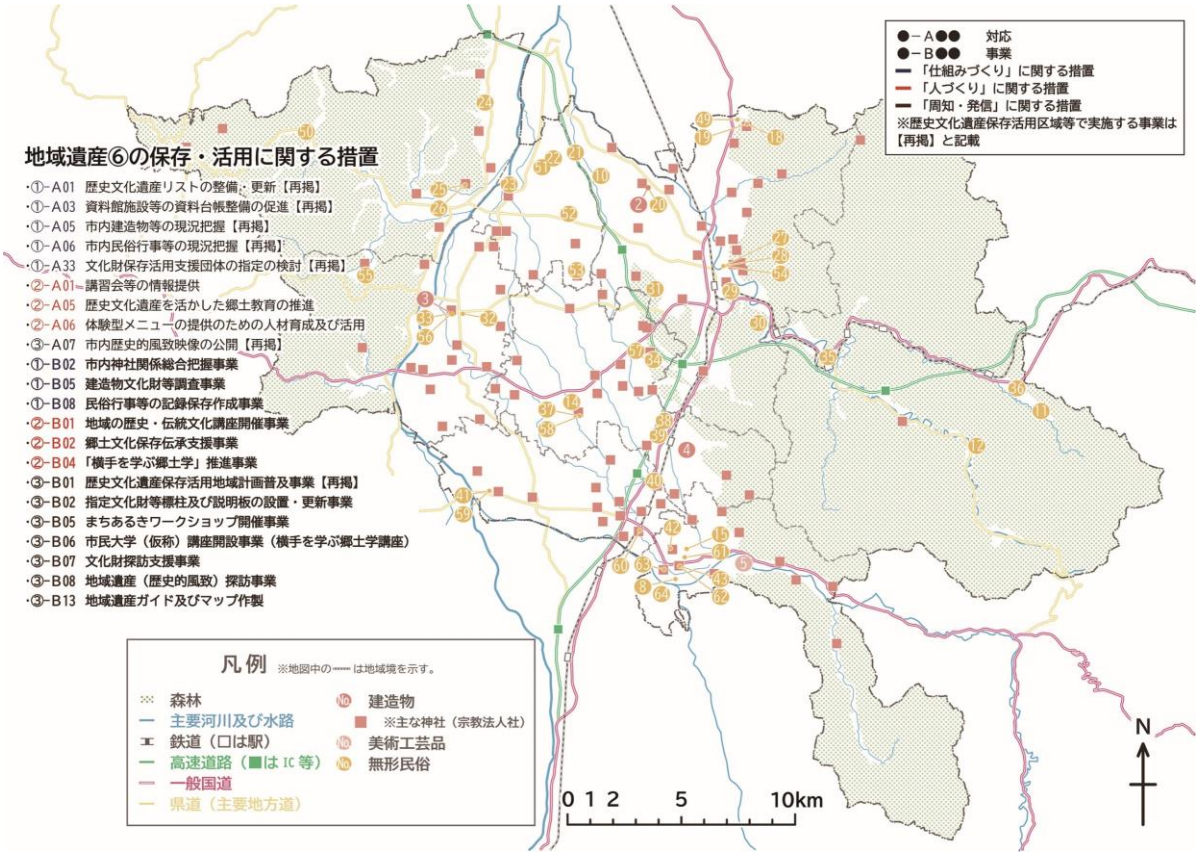
番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	①-1	①-B02	市内神社関係総合把握事業	横手市	R5	R6
02	①-2	①-B05	建造物文化財等調査事業	横手市	H29	R4
03	①-2	①-B08	民俗行事等の記録保存作成事業	横手市	R5	R9

②「人づくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	②-1	②-B01	地域の歴史・伝統文化講座開催事業【地域遺産共通】	横手市	R3	R10
02	②-1	②-B02	郷土文化保存伝承支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H18	R9
03	②-2	②-B04	「横手を学ぶ郷土学」推進事業【地域遺産共通】	横手市	H27	R10

③「周知・発信」に関する事業

番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	③-2	③-B01	歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業【再掲・地域遺産共通】	横手市	R3	R10
02	③-3	③-B02	指定文化財等標柱及び説明板の設置・更新事業【地域遺産共通】	横手市	H17	R10
03	③-3	③-B05	まちあるきワークショップ開催事業【地域遺産共通】	横手市	R5	R9
04	③-3	③-B06	市民大学（仮称）講座開設事業（横手を学ぶ郷土学講座）【地域遺産共通】	横手市	R4	R6
05	③-3	③-B07	文化財探訪支援事業【地域遺産共通】	民間団体等	H17	R6
06	③-3	③-B08	地域遺産（歴史的風致）探訪事業【地域遺産共通】	横手市	H30	R9
07	③-3	③-B13	地域遺産ガイド及びマップ作製【地域遺産共通】	横手市	R4	R10



地域遺産⑥「近世由来の伝統文化とコミュニティ」に関する措置

3．歴史文化遺産保存活用区域における措置

歴史文化遺産保存活用区域について、第５章５．で設定した方針のもと、第５章６．で述べた設定の考え方及び基本的な方向性を踏まえ、羽州街道歴史文化遺産保存活用区域、雄物川歴史文化遺産保存活用区域の両区域について計画期間中の実施方針及び措置を述べる。なお、各歴史文化遺産保存活用区域に関する措置について、全ての地域遺産に重複して位置付けられる措置は、措置名の後に【区域共通】と記載している。

■各歴史文化遺産保存活用区域共通の実施方針

・　両区域内は、「第３次横手市観光振興計画」や「横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画」などに基づき、文化観光等の観光振興に関する取組みを推進していくために、主としてこれらの関連計画や「横手市歴史的風致維持向上計画」に位置づけられた事業を実施するほか、個々の歴史文化遺産や地域遺産に係る措置についても区域内を優先して実施する。

・　国指定等文化財やマンガ原画等の訴求力の高い歴史文化遺産を核にして、地域遺産を活かした各種素材のパッケージ化を進めるほか、映像やガイドマップ等の作成や公開を行い、主要公共施設等において市内歴史的風致映像を公開し、周知を図る。歴史文化遺産保存活用区域内でのまちあるきモデルルートについても設定を進め、多言語に対応した広域観光案内板、地域観光案内板や周辺施設案内板の設置を進める。また、市内には、国内でも著名な人物や事跡に関する歴史文化遺産が多数存在するため、区域内の資料館施設での特別展等の開催や建造物の公開等により、多くの来街者に横手の歴史文化に触れる機会の創出を図る。

・　（一社）横手市観光推進機構などの観光関係団体や（一財）横手市増田まんが美術財団などの関係する団体との連携を深めるほか、「観光エキスパート制度」などを活用して体験型メニューの提供を検討するとともに、ガイド養成等を通じ、地域遺産を通して横手の魅力を発信できる人材の育成や確保に努める。

・　こうした活用を進めるにあたって、保存環境等に係る基盤を強化するため、アーカイブセンター機能や歴史文化遺産の保存・活用相談センター機能の導入のほか、建造物の維持や修理に関する相談機能を拡充させることで、歴史文化遺産の保存・活用を進めるにあたっての情報収集や困りごとを気軽に相談できる環境づくりを行う。これにあたっては保存団体等とも課題を共有し、後世への継承を図るための対策の検討も意識する。

「羽州街道歴史文化遺産保存活用区域」に関する措置

●計画期間中の実施方針

本区域は、横手市増田伝統的建造物群保存地区や横手地区で行われる「横手のかまくら」や「横手の送り盆行事」等の効果もあり、既に一定の来街者があるが、スポット的な観光が中心であり、区域内の回遊性が十分に図られているとは言い難い状況にある。

このため、文化観光等の観光振興に関する取組みを推進し、本区域内全体の回遊性の強化を図るほか、旧城下町一帯と、横手市増田伝統的建造物群保存地区及び横手市増田まんが美術館一帯の２つのエリアについては、重点的に徒歩によるまちなか回遊性の強化を図る。これにあたり、「横手市歴史的風致維持向上計画」等に位置付けられた羽黒町・上内町地区景観重点地区や増田地区景観重点地区の景観保全のほか、携帯端末による現地での情報発信を効果的に進めるため、公衆無線ＬＡＮ（Wi-Fi）環境の整備も進める。また、来街者の快適な回遊を促すべく、交通アクセスの改善や歩行者空間の整備を進めるとともに、果樹栽培等の生産環境を一望できる丘陵地への展望スペースの整備について検討するなど、来街者の受入れ体制を整え、情報発信と合わせた措置を図る。

このほか、横手城跡や羽黒町の旧片野家住宅などの旧城下町一帯を核としたまちなか回遊性を強化するための面的な整備について検討する。また、横手市増田伝統的建造物群保存地区を核に、十文字駅付近から吉乃鉱山跡付近までを連ねる手倉街道沿線の整備方針についても検討する。日本マンガ学会の開催など、会議や研修会等の全国的な大会等の誘致を図り、全国から集った参加者が本市の魅力を発信するサポーターとなることを目指す。

（1）対応

①「仕組みづくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	①-2	①-A12	景観重要建造物の指定の検討【再掲】	横手市
02	①-2	①-A13	景観重点地区の追加の検討【再掲】	横手市
03	①-2	①-A14	歴史的風致形成建造物の指定の推進【再掲】	横手市
04	①-4	①-A33	文化財保存活用支援団体の指定の検討【再掲・区域共通】	横手市
05	①-4	①-A34	重要文化財等の防災訓練の実施支援【再掲・区域共通】	所有者等
06	①-4	①-A36	整備済みの防災施設の点検と啓発【再掲】	横手市
07	①-5	①-A37	旧石田理吉家の公開	横手市
08	①-5	①-A38	増田の町並みへの来街者受入れ基盤の整備支援	民間団体等
09	①-5	①-A39	増田の町並み内施設及びまんが美術館の連携強化	横手市
10	①-5	①-A40	横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画の改正の検討	横手市
11	①-6	①-A41	横手遺産(仮称)認定制度の創設【再掲・区域共通】	横手市

②「人づくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	②-2	②-A06	体験型メニューの提供のための人材育成及び活用【再掲・区域共通】	民間団体等

③「周知・発信」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	③-1	③-A01	修理事業説明会の開催【再掲】	横手市
02	③-1	③-A02	発掘調査現地説明会の開催【再掲・区域共通】	横手市
03	③-2	③-A05	歴史的建造物相談の拡充【区域共通】	民間団体等
04	③-3	③-A07	市内歴史的風致映像の公開【区域共通】	横手市
05	③-3	③-A09	石坂洋次郎文学記念館企画展	横手市
06	③-3	③-A10	展望台企画展の開催	横手市

（2）事業

①「仕組みづくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間 開始	事業期間 終了
01	①-2	①-B04	旧片野家住宅調査事業【再掲】	横手市	R2	R3
02	①-2	①-B06	後三年合戦関連遺跡群調査事業【再掲・区域共通】	横手市	H22	R6
03	①-2	①-B07	マンガ原画調査研究等事業【再掲】	横手市	R4	R6
04	①-3	①-B11	横手市増田伝統的建造物群保存地区修理等事業【再掲】	横手市	H26	R9
05	①-3	①-B15	マンガ原画の収蔵とアーカイブ事業【再掲】	横手市	R1	R10
06	①-3	①-B21	重要文化財旧松浦家住宅保存修理事業【再掲】	所有者等	R7	R10
07	①-3	①-B22	マンガ原画アーカイブセンター運営事業	民間団体等	R2	R6
08	①-3	①-B23	羽黒町・上内町地区景観重点地区景観形成事業	所有者等	H26	R9
09	①-3	①-B24	増田地区景観重点地区景観形成事業	所有者等	R1	R9
10	①-4	①-B26	横手市増田伝統的建造物群保存地区防災・防犯意識啓発支援事業【再掲】	所有者等	H26	R10
11	①-4	①-B27	重要文化財旧松浦家住宅防災施設等整備事業【再掲】	所有者等	R3	R10
12	①-5	①-B28	旧片野家住宅保存・活用方針検討事業【再掲】	横手市	R2	R4
13	①-5	①-B29	旧片野家住宅整備事業【再掲】	横手市	R4	R6
14	①-5	①-B30	国史跡大鳥井山遺跡整備基本計画策定事業【再掲】	横手市	R7	R8
15	①-5	①-B32	2次アクセス連携事業	横手市	R3	R3
16	①-5	①-B33	北部重点区域環境整備検討事業	横手市	R2	R4
17	①-5	①-B34	増田の町並み回遊性向上事業	横手市	R3	R5
18	①-5	①-B35	まんが美術館を中核とした文化観光推進事業【区域共通】	横手市	R2	R6
19	①-5	①-B36	魅力増進マーケティング調査事業【区域共通】	横手市	R3	R6
20	①-5	①-B37	都市計画道路八幡根岸線事業	秋田県	H29	R6
21	①-5	①-B38	果樹園景観眺望視点場整備事業	横手市	R4	R5
22	①-5	①-B39	マンガの蔵収蔵庫拡充整備検討事業	横手市	R5	R6
23	①-5	①-B40	手倉街道沿線環境整備検討及び整備事業	横手市	R6	R9

②「人づくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間 開始	事業期間 終了
01	②-1	②-B03	**横手市増田伝統的建造物群保存地区保存団体育成支援事業**【再掲】	所有者等	H26	R10
02	②-2	②-B05	**大学等連携事業**【再掲・区域共通】	横手市	R3	R6
03	②-2	②-B06	**ガイド養成事業**【区域共通】	横手市	R1	R9
04	②-2	②-B07	**日本マンガ学会開催による魅力増進事業**	横手市	R4	R4

③「周知・発信」に関する事業

番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間 開始	事業期間 終了
01	③-2	③-B01	**歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業**【再掲・区域共通】	横手市	R3	R10
02	③-3	③-B07	**文化財探訪支援事業**【再掲・区域共通】	民間団体等	H17	R6
03	③-3	③-B08	**地域遺産(歴史的風致)探訪事業**【再掲・区域共通】	横手市	H30	R9
04	③-3	③-B10	**ふるさと再発見地域探訪支援事業**【再掲】	民間団体等	H23	R4
05	③-3	③-B11	**りんごの歴史探訪支援事業**【再掲】	所有者等	R1	R5
06	③-3	③-B12	**後三年合戦周知事業**【再掲・区域共通】	横手市	H21	R6
07	③-3	③-B13	**地域遺産ガイド及びマップ作製**【再掲・区域共通】	横手市	R4	R10
08	③-3	③-B14	**歴史文化遺産保存活用区域内の案内板設置事業**【区域共通】	横手市	R2	R9
09	③-3	③-B15	**歴史文化遺産保存活用区域の情報発信事業(歴史的風致等情報発信事業)**【区域共通】	横手市	R1	R9
10	③-3	③-B16	**りんごまつり開催支援事業**	所有者等	S41	R9
11	③-3	③-B17	**増田の町並み記録動画更新及び活用事業**	横手市	R5	R10
12	③-3	③-B18	**まんが美術館 PR サポーター事業**【区域共通】	横手市	R1	R10

「雄物川歴史文化遺産保存活用区域」に関する措置

●計画期間中の実施方針

本区域では、保呂羽山波宇志別神社や沼館城跡、雄物川流域に広がる鹿島行事など、特徴的な歴史文化遺産が多くあり、観光振興に寄与すると想定される要素もみられる。しかし、多くの来街者が訪れているとは言い難く、把握や調査等についても強化の余地があるほか、主要な歴史文化遺産についても視認性の向上が必要である。

このため、今後文化観光等の観光振興に関する取組みを推進していくために必要な把握や調査、価値付け等を優先して進め、将来的な回遊性の強化を図るための基盤整備を行う。波宇志別神社神楽殿の保存修理を進めるほか、「横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画」や「横手市歴史的風致維持向上計画」等に基づく措置についても、主としてソフト事業を中心に進め、周知・発信を強化することで、本区域の持つ歴史的な重要性の周知に努める。案内板の増設等を実施するなど、視認性向上を意識した措置も実施する。

地域遺産の方針において学びの拠点として位置付けた雄物川郷土資料館等の資料館施設へ、歴史文化遺産保存・活用相談センター機能やアーカイブセンター機能の導入を図り、所有者等が相談しやすい環境構築のほか、歴史文化遺産に係る多様な情報発信に努める。

(1) 対応

①「仕組みづくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	①-4	①-A33	**文化財保存活用支援団体の指定の検討**【再掲・区域共通】	横手市
02	①-4	①-A34	**重要文化財等の防災訓練の実施支援**【再掲・区域共通】	所有者等
03	①-6	①-A41	**横手遺産(仮称)認定制度の創設**【再掲・区域共通】	横手市

②「人づくり」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	②-1	②-A03	**雄勝城推定地の調査協力**【再掲】	民間団体等
02	②-2	②-A06	**体験型メニューの提供のための人材育成及び活用**【再掲・区域共通】	民間団体等

③「周知・発信」に関する対応

番号	方針	措置番号	措置名	実施主体
01	③-1	③-A02	発掘調査現地説明会の開催【再掲・区域共通】	横手市
02	③-1	③-A03	文化財アーカイブセンター機能の導入	横手市
03	③-2	③-A04	歴史文化遺産保存・活用相談センター機能の導入	横手市
04	③-2	③-A05	歴史的建造物相談の拡充【区域共通】	民間団体等
05	③-3	③-A07	市内歴史的風致映像の公開【区域共通】	横手市
06	③-3	③-A08	雄物川郷土資料館企画展の開催	横手市
07	③-3	③-A11	むのたけじ「たいまつ記念室」の公開	横手市

（2）事業

①「仕組みづくり」に関する事業

番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	①-2	①-B06	後三年合戦関連遺跡群調査事業【再掲・区域共通】	横手市	H22	R6
02	①-3	①-B20	重要文化財波宇志別神社神楽殿修理事業【再掲】	所有者等	R6	R7
03	①-5	①-B35	まんが美術館を中核とした文化観光推進事業【区域共通】	横手市	R2	R6
04	①-5	①-B36	魅力増進マーケティング調査事業【区域共通】	横手市	R3	R6

②「人づくり」に関する事業

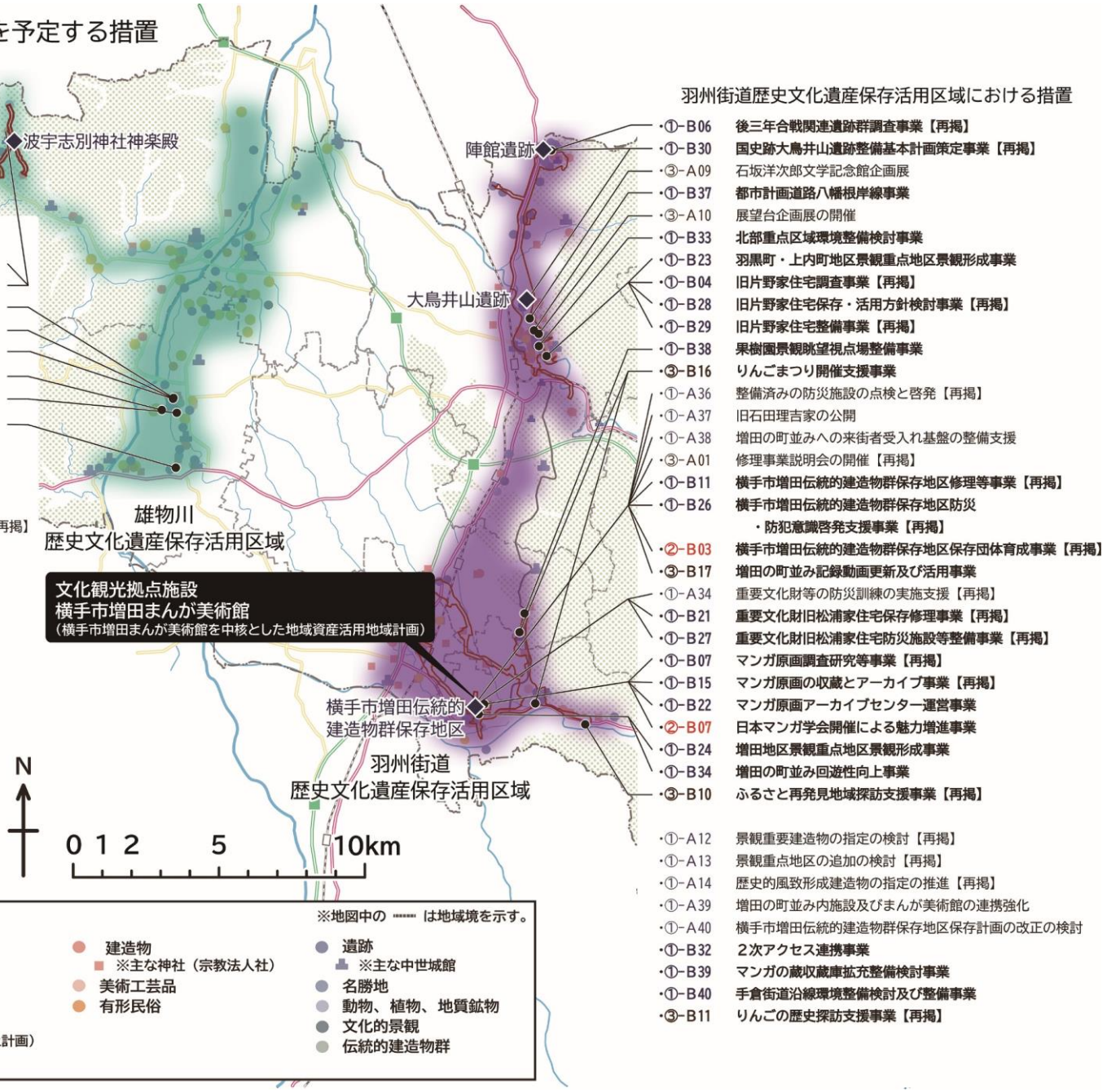
番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	②-2	②-B05	大学等連携事業【再掲・区域共通】	横手市	R3	R6
02	②-2	②-B06	ガイド養成事業【区域共通】	横手市	R1	R9

③「周知・発信」に関する事業

番号	方針	措置番号	措置名	事業主体	事業期間	
					開始	終了
01	③-2	③-B01	歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業【再掲・区域共通】	横手市	R3	R10
02	③-3	③-B07	文化財探訪支援事業【再掲・区域共通】	民間団体等	H17	R6
03	③-3	③-B08	地域遺産（歴史的風致）探訪事業【再掲・区域共通】	横手市	H30	R9
04	③-3	③-B12	後三年合戦周知事業【再掲・区域共通】	横手市	H21	R6
05	③-3	③-B13	地域遺産ガイド及びマップ作製【再掲・区域共通】	横手市	R4	R10
06	③-3	③-B14	歴史文化遺産保存活用区域内の案内板設置事業【区域共通】	横手市	R2	R9
07	③-3	③-B15	歴史文化遺産保存活用区域の情報発信事業（歴史的風致等情報発信事業）【区域共通】	横手市	R1	R9
08	③-3	③-B18	まんが美術館 PR サポーター事業【区域共通】	横手市	R1	R10

歴史文化遺産保存活用区域で実施を予定する措置

●－A●●　対応
●－B●●　事業
「仕組みづくり」に関する措置
「人づくり」に関する措置
「周知・発信」に関する措置
※地域遺産等で実施する事業は「再掲」と記載



雄物川歴史文化遺産保存活用区域における措置

- ①－A34　重要文化財等の防災訓練の実施支援【再掲】
- **①－B20　重要文化財波宇志別神社神楽殿修理事業【再掲】**
- ③－A03　文化財アーカイブセンター機能の導入
- ③－A04　歴史文化遺産保存・活用相談センター機能の導入
- ③－A08　雄物川郷土資料館企画展の開催
- **①－B06　後三年合戦関連遺跡群調査事業【再掲】**
- ③－A11　むのたけじ「たいまつ記念室」の公開
- ②－A03　雄勝城推定地の調査協力【再掲】

両区域内に共通する措置

- ①－A33　文化財保存活用支援団体の指定の検討【再掲】
- ①－A41　横手遺産（仮称）認定制度の創設【再掲】
- ②－A06　体験型メニューの提供のための人材育成及び活用【再掲】
- ③－A02　発掘調査現地説明会の開催【再掲】
- ③－A05　歴史的建造物相談の拡充
- ③－A07　市内歴史的風致映像の公開
- **①－B35　まんが美術館を中核とした文化観光推進事業**
- **①－B36　魅力増進マーケティング調査事業**
- **②－B05　大学等連携事業【再掲】**
- **②－B06　ガイド養成事業**
- **③－B01　歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業【再掲】**
- **③－B07　文化財探訪支援事業【再掲】**
- **③－B08　地域遺産（歴史的風致）探訪事業【再掲】**
- **③－B12　後三年合戦周知事業【再掲】**
- **③－B13　地域遺産ガイド及びマップ作製【再掲】**
- **③－B14　歴史文化遺産保存活用区域内の案内板設置事業**
- **③－B15　歴史文化遺産保存活用区域の情報発信事業（歴史的風致等情報発信事業）**
- **③－B18　まんが美術館 PR サポーター事業**

羽州街道歴史文化遺産保存活用区域における措置

- **①－B06　後三年合戦関連遺跡群調査事業【再掲】**
- **①－B30　国史跡大鳥井山遺跡整備基本計画策定事業【再掲】**
- ③－A09　石坂洋次郎文学記念館企画展
- **①－B37　都市計画道路八幡根岸線事業**
- ③－A10　展望台企画展の開催
- **①－B33　北部重点区域環境整備検討事業**
- **①－B23　羽黒町・上内町地区景観重点地区景観形成事業**
- **①－B04　旧片野家住宅調査事業【再掲】**
- **①－B28　旧片野家住宅保存・活用方針検討事業【再掲】**
- **①－B29　旧片野家住宅整備事業【再掲】**
- **①－B38　果樹園景観眺望視点場整備事業**
- **③－B16　りんごまつり開催支援事業**
- ①－A36　整備済みの防災施設の点検と啓発【再掲】
- ①－A37　旧石田理吉家の公開
- ①－A38　増田の町並みへの来街者受入れ基盤の整備支援
- ③－A01　修理事業説明会の開催【再掲】
- **①－B11　横手市増田伝統的建造物群保存地区修理等事業【再掲】**
- **①－B26　横手市増田伝統的建造物群保存地区防災・防犯意識啓発支援事業【再掲】**
- **②－B03　横手市増田伝統的建造物群保存地区保存団体育成事業【再掲】**
- **③－B17　増田の町並み記録動画更新及び活用事業**
- ①－A34　重要文化財等の防災訓練の実施支援【再掲】
- **①－B21　重要文化財旧松浦家住宅保存修理事業【再掲】**
- **①－B27　重要文化財旧松浦家住宅防災施設等整備事業【再掲】**
- **①－B07　マンガ原画調査研究等事業【再掲】**
- **①－B15　マンガ原画の収蔵とアーカイブ事業【再掲】**
- **①－B22　マンガ原画アーカイブセンター運営事業**
- **②－B07　日本マンガ学会開催による魅力増進事業**
- **①－B24　増田地区景観重点地区景観形成事業**
- **①－B34　増田の町並み回遊性向上事業**
- **③－B10　ふるさと再発見地域探訪支援事業【再掲】**

- ①－A12　景観重要建造物の指定の検討【再掲】
- ①－A13　景観重点地区の追加の検討【再掲】
- ①－A14　歴史的風致形成建造物の指定の推進【再掲】
- ①－A39　増田の町並み内施設及びまんが美術館の連携強化
- ①－A40　横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画の改正の検討
- **①－B32　２次アクセス連携事業**
- **①－B39　マンガの蔵収蔵庫拡充整備検討事業**
- **①－B40　手倉街道沿線環境整備検討及び整備事業**
- **③－B11　りんごの歴史探訪支援事業【再掲】**

凡例

※地図中の ┈┈ は地域境を示す。

- 森林
- 主要河川及び水路
- 鉄道（□は駅）
- 高速道路（■は IC 等）
- 一般国道
- 県道（主要地方道）
- 雄平フルーツライン
- 歴史文化遺産保存活用区域の範囲
- 参考
  - 重点区域の範囲（横手市歴史的風致維持向上計画）
  - ◆ 主な国指定等
- 建造物
  - ■ ※主な神社（宗教法人社）
- 美術工芸品
- 有形民俗
- 遺跡
  - ▲ ※主な中世城館
- 名勝地
- 動物、植物、地質鉱物
- 文化的景観
- 伝統的建造物群

４．措置の一覧

これまでに述べた、計画期間中に位置づける措置の一覧を、第 5 章で述べた方針毎に一覧にした。

■措置の一覧表について

・原則として、本章冒頭で述べた「■各項における措置の表について」の記載方式に即している。

・「対応」及び「事業」のいずれについても、「措置対象区分」の列に「●」を付したものが、主として位置付けている区分であり、「○」の付されたものは「再掲」として位置付けたものである。

・「財源」の列に「検討中」とあるものは、詳細は未定だが補助事業の活用を検討しているものである。

・備考欄には当該措置が位置付けられている関連計画や例規等を記載する。このうち、横手市歴史的風致維持向上計画には、「※○-○」の形式で当該計画における事業番号を記載している。また、国庫補助事業等の活用を予定する場合は、検討中の補助事業名を●の後に太字で示した。

(1) 対応

番号	方針	措置番号	措置概要				措置対象区分								備考
			措置名	概要	実施主体	財源	個々の歴史文化遺産	地域遺産					歴史文化遺産保存活用区域		
								地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道	雄物川	
01	①-1	①-A01	歴史文化遺産リストの整備・更新	把握している歴史文化遺産について、リストに基づき写真を含めデータ化し、公開を視野に常時更新を行う。	横手市	市単独	●	○	○	○	○	○	○			
02	①-1	①-A02	市内遺跡地図台帳整備の促進	市内埋蔵文化財分布調査事業等の調査によって得られた事項を基に遺跡地図の更新を進め、台帳整備を促進する。	横手市	市単独	●									
03	①-1	①-A03	資料館施設等の資料台帳整備の促進	市内各資料館施設の文化財資料について、資料台帳を適切に管理し、資料整理及び展示替えを行う。	横手市	市単独	●	○	○	○	○	○	○			
04	①-1	①-A04	市指定文化財等の現状把握	市指定文化財の現状を改めて確認したうえで、必要に応じ、指定解除や保存管理等の指導を実施する。	横手市	市単独	●									
05	①-1	①-A05	市内建造物等の現況把握	これまでに調査が行われた建造物等の歴史文化遺産について、現況のローリング調査を実施する。調査は、5年毎の実施を目途とする。	横手市	市単独	●		○			○	○			
06	①-1	①-A06	市内民俗行事等の現況把握	縮小および中断する事例が増加している民俗行事について現状を把握し、記録・支援のための基礎資料とする。	横手市	市単独	●				○		○			
07	①-1	①-A07	公共施設及び学校等美術品等の現況把握	市内の公共施設及び小中学校等に所在する美術工芸品等の所在調査を実施する。	横手市	市単独	●									

番号	方針	措置番号	措置概要				措置対象区分									備考
			措置名	概要	実施主体	財源	個々の歴史文化遺産	地域遺産						歴史文化遺産保存活用区域		
								地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道	雄物川	
08	①-1	①-A08	トミヨ属生息状況の把握	県指定天然記念物である「トミヨ及びイバラトミヨ生息地」において、水位や水温等の状況確認を実施し、生息環境を継続して把握する。	横手市	市単独						●				
09	①-2	①-A09	横手市文化財保護審議会の開催と機能強化	横手市文化財保護審議会の機能を強化し、審議内容の見直しとともに積極的な調査や上位指定の推進を図る。	横手市	市単独	●									
10	①-2	①-A10	文化財指定の推進と指定基準の検討	歴史文化遺産の詳細調査を実施し、その価値に応じて指定を推進する。指定基準や指定候補の選定基準について、現況に即した見直しを図り、類型的・地域的アンバランスの解消も意識する。	横手市	市単独	●									
11	①-2	①-A11	後三年合戦関連遺跡指導委員会及び後三年合戦関連史跡検討会の開催	後三年合戦関連遺跡の調査及び活用について検討し、適切な調査計画及び調査成果の把握に努める。	横手市	国		●								●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁）
12	①-2	①-A12	景観重要建造物の指定の検討	景観法、横手市景観計画に基づく景観重要建造物の指定について検討する。	横手市	市単独			●			●		○		・横手市都市計画マスタープラン ・横手市景観計画
13	①-2	①-A13	景観重点地区の追加の検討	景観重点地区の追加について検討する。	横手市	市単独			●					○		・横手市都市計画マスタープラン ・横手市景観計画
14	①-2	①-A14	歴史的風致形成建造物の指定の推進	横手市歴史的風致維持向上計画における重点区域内で、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致形成建造物の指定を進める。	横手市	市単独			●			●		○		・横手市歴史的風致維持向上計画
15	①-3	①-A15	横手市伝統的建造物群保存審議会の開催	横手市伝統的建造物群保存審議会を開催し、伝統的建造物群保存地区の運用に関する協議を行うとともに、適切な修理事業の実施に努める。	横手市	市単独	●									・横手市伝統的建造物群保存地区保存条例
16	①-3	①-A16	横手市歴史文化遺産保存活用推進協議会の開催	横手市歴史文化遺産保存活用推進協議会を開催し、横手市歴史文化遺産保存活用地域計画の変更又は実施に係る協議を行う。	横手市	市単独	●									・横手市歴史文化遺産保存活用推進協議会設置要綱
17	①-3	①-A17	横手市歴史的風致維持向上協議会の開催	横手市歴史的風致維持向上協議会を開催し、横手市歴史的風致維持向上計画の変更又は実施等に係る協議を行う。	横手市	市単独	●									・横手市歴史的風致維持向上協議会設置規則
18	①-3	①-A18	横手市郷土資料館施設運営協議会の開催	横手市郷土資料館施設運営協議会を開催し、資料の収集、展示及び運営等に関する協議を行う。	横手市	市単独	●									・横手市郷土資料館施設設置条例

番号	方針	措置番号	措置概要				措置対象区分									備考
			措置名	概要	実施主体	財源	個々の歴史文化遺産	地域遺産						歴史文化遺産保存活用区域		
								地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道	雄物川	
19	①-3	①-A19	石坂洋次郎文学記念館施設運営協議会の開催	石坂洋次郎文学記念館施設運営協議会を開催し、資料の収集、展示及び運営等に関する協議を行う。	横手市	市単独	●									・横手市石坂洋次郎文学記念館設置条例
20	①-3	①-A20	横手市展望台展示資料協議会の開催	横手市展望台展示資料協議会を開催し、横手公園展望台の展示資料の選定、収集及び展示方法を協議する。	横手市	市単独	●									・横手市都市公園条例
21	①-3	①-A21	平鹿農村文化伝承館運営協議会の開催	平鹿農村文化伝承館運営協議会を開催し、施設運営方針等の協議を行う。	横手市	市単独	●									・横手市平鹿農村文化伝承館設置条例
22	①-3	①-A22	横手市増田まんが美術館運営協議会の設置	資料の収集、展示及び指定管理施設運営等を円滑に行うため、美術館運営協議会の設置を検討する。	横手市	市単独	●									
23	①-3	①-A23	横手市歴史文化遺産保存活用地域計画の進捗管理	横手市歴史文化遺産保存活用地域計画の進捗管理を実施し、進捗評価を公表する。	横手市	市単独	●									
24	①-3	①-A24	横手市歴史的風致維持向上計画の進捗管理	横手市歴史的風致維持向上計画の進捗管理を実施し、進捗評価を公表する。	横手市	市単独	●									・横手市歴史的風致維持向上計画
25	①-3	①-A25	横手市増田まんが美術館の運営方針の点検と評価の実施	美術館の運営について、外部の関係者も交えた点検、評価を行い、利用者等のニーズの把握や運営へ反映させ、地域と連携した美術館づくりを行う。	横手市	市単独	●									
26	①-3	①-A26	歴史文化遺産等関連例規の見直し	歴史文化遺産及び資料館施設等に関する例規について、現状に即した見直しを行う。	横手市	市単独	●									
27	①-3	①-A27	歴史文化遺産の公有化基準の検討	個人等が所有する歴史文化遺産の保存が困難になった場合に公有化を行う際の寄付の受入れや購入等の基準に関する例規等の整備を検討する。	横手市	市単独	●									
28	①-3	①-A28	文化財保護管理指導員設置の検討	文化財保護法に基づく文化財保護管理指導員の設置を検討する。文化財パトロールを通じて、指定等歴史文化遺産に関する現況把握を行い、保存・活用等の相談業務を担うことも想定する。	横手市	市単独	●									
29	①-3	①-A29	資料館施設統廃合の検討	資料館施設等について、統廃合も含めた検討を行うとともに、収蔵資料の整理・保管作業の見直しを進め、管理状況の改善を図る。必要に応じ施設整備やガイダンス施設等の設置も検討する。	横手市	市単独	●									

番号	方針	措置番号	措置概要				措置対象区分									備考
			措置名	概要	実施主体	財源	個々の歴史文化遺産	地域遺産						歴史文化遺産活用区域		
								地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道	雄物川	
30	①-4	①-A30	文化財所有者等に対する防火対策指導の徹底	指定等文化財管理者への防火対策の指導を徹底する。	横手市	市単独	●									
31	①-4	①-A31	史跡、名勝、天然記念物の災害への対策	指定等史跡、名勝、天然記念物等に関する災害への対策を進める。	横手市	市単独	●									
32	①-4	①-A32	市指定美術工芸品等の防災防犯に関する普及啓発	市指定美術工芸品等の防災防犯対策の啓発を進め、防犯カメラや施錠装置等の設置による盗難・毀損防止措置も検討する。	横手市	市単独	●									
33	①-4	①-A33	文化財保存活用支援団体の指定の検討	保存・活用のほか、防災対策や災害時における迅速な対応を行うことが可能な体制を構築するために、文化財保存活用支援団体の指定を検討する。	横手市	市単独	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
34	①-4	①-A34	重要文化財等の防災訓練の実施支援	文化財防火デー等に合わせ、波宇志別神社神楽殿などの重要文化財等における、消火訓練や避難訓練等の実施を支援し、意識啓発を図る。このほか、美術工芸品等の防災訓練も適宜実施を促す。	所有者等	市単独	●	○	○		○	○		○	○	
35	①-4	①-A35	建築基準法適用除外の方針の検討	「横手市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例」の追加方針を検討する。	横手市	市単独			●			●				
36	①-4	①-A36	整備済みの防災施設の点検と啓発	令和2年度までに整備を実施した横手市増田伝統的建造物群保存地区内の防災施設等について、発災時に迅速な対応が行えるように機器点検や使用方法の確認・啓発を行う。	横手市	市単独			●			●		○		・文化財保存事業費関係補助金交付要綱（第4条特殊条件（21））
37	①-5	①-A37	旧石田理吉家の公開	伝統的建造物群保存地区内の市指定建造物である市所有の旧石田理吉家を公開する。	横手市	市単独								●		
38	①-5	①-A38	増田の町並みへの来街者受入れ基盤の整備支援	蔵の駅・ほたる等の観光案内施設を有効活用し、伝統的建造物群への来街者の利便性を向上させる。また、個人公開の所有者に関する連絡・調整業務を行う。	民間団体等	市単独								●		
39	①-5	①-A39	増田の町並み内施設及びまんが美術館の連携強化	（一社）増田町観光協会、（一財）横手市増田まんが美術財団及び行政担当部署による定例会を開催し、観光動向や地域の活用戦略に関する協議と情報共有を行う。	横手市	市単独								●		
40	①-5	①-A40	横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画の改正の検討	現在の横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画の見直しを適宜行う。その際、活用事業計画の追加について検討する。	横手市	市単独								●		

番号	方針	措置番号	措置概要		実施主体	財源	措置対象区分									備考
			措置名	概要			個々の歴史文化遺産	地域遺産						歴史文化遺産活用区域		
								地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道	雄物川	
41	①-6	①-A41	横手遺産（仮称）認定制度の創設	本計画で地域遺産として設定したものを除く、市民にとって大切なテーマと、これに沿った歴史文化遺産のまとまりを「横手遺産」として認定する制度を創設する。当面は、制度設計を検討する。	横手市	市単独	●							○	○	
42	②-1	②-A01	講習会等の情報提供	公民館や地域団体等が主催する縄ない体験や鹿島人形製作体験などの講座について、広く情報提供を行う。	民間団体等	市単独		●	●	●	●	●	●			
43	②-1	②-A02	ヘリテージマネージャーの育成支援	秋田県建築士会が実施する、歴史的建造物等の保存活用に係る専門家である「ヘリテージマネージャー」の養成を支援する。多様な類型の歴史文化遺産を保存・活用し、地域づくりに活かせるヘリテージマネージャーの育成に努める。	民間団体等	市単独			●			●				
44	②-1	②-A03	雄勝城推定地の調査協力	奈良時代に設置したとされる雄勝城について、雄物川地域において民間団体と地元有志らが実施する調査に対し協力する。	民間団体等	市単独		●							○	
45	②-1	②-A04	修理技術者講習会の開催	伝統的建造物群保存地区の概要や制度に関する周知と共に、修理技術の継承を図るため、横手市増田伝統的建造物群保存地区の修理を行う技術者に対する講習会を実施する。	横手市	市単独			●			●				
46	②-2	②-A05	歴史文化遺産を活かした郷土教育の推進	市内小中学校の郷土学習において、増田の町並みをはじめとする歴史文化遺産や地域遺産を活用して、地域の歴史文化や魅力を生徒に感じてもらうことで郷土愛の醸成を図る。	横手市	市単独		●	●	●	●	●	●			
47	②-2	②-A06	体験型メニューの提供のための人材育成及び活用	来街者が現地での体験や案内を通じて当地に息づく地域の本質に触れる機会を提供できるよう、（一社）横手市観光推進機構が実施する観光エキスパート制度等を利用したメニュー構築や人材育成に努める。また、多様な各分野に通じた人材を紹介する。	民間団体等	市単独		●	●	●	●	●	●	○	○	・第3次横手市観光振興計画
48	②-3	②-A07	歴史まちづくり連絡調整会議の開催	歴史まちづくりに関する施策の情報共有、及び措置の進捗状況を確認する庁内関連課会議を実施し、連携体制を深める。	横手市	市単独	●									
49	③-1	③-A01	修理事業説明会の開催	伝統的建造物群保存地区内の建造物をはじめとする歴史文化遺産の修理現場において、概要や技術的な周知を図るための説明会を実施する。	横手市	市単独			●			●		○		
50	③-1	③-A02	発掘調査現地説明会の開催	埋蔵文化財発掘調査の現地調査終了時において、調査成果の概要を周知するための説明会を開催する。	横手市	市単独		●						○	○	

番号	方針	措置番号	措置概要				措置対象区分									備考
			措置名	概要	実施主体	財源	個々の歴史文化遺産	地域遺産						歴史文化遺産活用区域		
								地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道	雄物川	
51	③-1	③-A03	文化財アーカイブセンター機能の導入	資料館施設等にアーカイブセンター機能を導入し、多様な歴史文化遺産や地域遺産の概要のほか、既存の調査成果を集積、デジタルデータとして取りまとめを行い、市のホームページ等を利用して公開を進める。雄物川郷土資料館での設置を検討する。	横手市	市単独									●	
52	③-2	③-A04	歴史文化遺産保存・活用相談センター機能の導入	資料館施設等に歴史文化遺産の保存活用相談センター機能を導入し、有形文化財の保存・活用や民俗芸能のほか、伝承行事に関する相談にも対応する。雄物川郷土資料館での設置を検討する。	横手市	市単独									●	
53	③-2	③-A05	歴史的建造物相談の拡充	これまで伝統的建造物群保存地区で実施してきた保存や修理修景に係る相談業務の対象を全市に拡充する。ヘリテージマネージャー等の専門的知見を持つ人材に協力を求める。	横手市	市単独								●	●	
54	③-3	③-A06	歴史まちづくりの取組みに関する周知・発信	横手市が実施する歴史まちづくりに関する小冊子や概要版・解説書・パンフレット等を作成し周知・発信を図る。	民間団体等	市単独	●									
55	③-3	③-A07	市内歴史的風致映像の公開	令和２年度までに作成した市内の歴史的風致映像を、市内の主要な公共施設において公開・活用する。	横手市	市単独		○	○	○	○	○	○	●	●	・横手市歴史的風致維持向上計画
56	③-3	③-A08	雄物川郷土資料館企画展の開催	発掘調査成果や時々の話題に応じた企画展を実施する。	横手市	市単独									●	
57	③-3	③-A09	石坂洋次郎文学記念館企画展	石坂洋次郎の作品等を紹介する企画展を実施する。	横手市	市単独								●		
58	③-3	③-A10	展望台企画展の開催	時々の話題に応じた企画展を実施する。	横手市	市単独								●		
59	③-3	③-A11	むのたけじ「たいまつ記念室」の公開	雄物川図書館において、むのたけじに関係する資料を展示する「たいまつ記念室」を公開する。	横手市	市単独									●	

(2) 事業

番号	方針	措置番号	措置概要						措置対象区分										備考
			措置名	概要	実施主体	財源	開始	終了	個々の歴史文化遺産	地域遺産						歴史文化遺産保存活用区域			
										地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道	雄物川		
01	①-1	①-B01	市内埋蔵文化財分布調査事業	開発行為にあたり、埋蔵文化財の存在を把握するための調査。関係機関や民間が実施する開発行為の計画を随時把握し、遺跡地図に基づく適切な分布調査を実施する。	横手市	国・県	H17	R10	●										・文化財保護法 ●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） ●文化財保護管理費補助金（県）
02	①-1	①-B02	市内神社関係総合把握事業	総合的把握が不十分な市内の神社等の建造物や行事等のほか、関連する美術工芸品について総合的な把握を行う。なお、実施にあたっては、ヘリテージマネージャー等の協力を求め、人材育成も視野に入れて実施する。	横手市	検討中	R5	R6					●		●				
03	①-2	①-B03	市内遺跡本調査事業	県営ほ場整備事業に伴う埋蔵文化財の緊急発掘調査等。開発行為により遺跡が消滅する区域において、必要に応じ埋蔵文化財発掘調査を実施し、記録保存するもの。秋田県から本市への委託事業として実施する。	横手市	県	H17	R10	●										・文化財保護法 ・受益者負担分について国庫補助対象 ●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） ●文化財保護管理費補助金（県）
04	①-2	①-B04	旧片野家住宅調査事業	大学等の有識者による旧片野家住宅の詳細調査を実施し、学術的価値を明らかにする。図面作成等は、ヘリテージマネージャーの協力を得る。	横手市	市単独	R2	R3			●					○			
05	①-2	①-B05	建造物文化財等調査事業	市内歴史的建造物の調査を実施し、文化財的価値付け等による保護措置を図る。調査は、ヘリテージマネージャーの協力を得て進め、地域遺産を構成する建造物等を優先する。	横手市	市単独	H29	R4			●			●	●				・横手市歴史的風致維持向上計画 ※1-6
06	①-2	①-B06	後三年合戦関連遺跡群調査事業	推定地となっている金沢柵をはじめとした後三年合戦関連遺跡について、科学的な方法に基づいた発掘調査を行う。金沢城跡の調査終了後は沼館城跡の内容把握のための発掘調査を実施する。	横手市	国・県	H22	R6		●						○	○		・横手市歴史的風致維持向上計画 ※1-7 ●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） ●文化財保護管理費補助金（県）
07	①-2	①-B07	マンガ原画調査研究等事業	原画の魅力や色彩の劣化、学術的価値等に関する調査研究を行い、成果公表を行う。	横手市	市単独	R4	R6						●		○			

番号	方針	措置番号	措置概要						措置対象区分									備考
			措置名	概要	実施主体	財源	開始	終了	個々の歴史文化遺産	地域遺産						歴史文化保存活用区域		
										地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道	雄物川	
08	①-2	①-B08	民俗行事等の記録保存作成事業	市指定の民俗行事を中心に、指導風景、道具製作、実演までの状況を記録し、デジタルアーカイブ化して継承とともに価値の検証等行う。	横手市	検討中	R5	R9					●		●			
09	①-3	①-B09	指定文化財等の修理等支援事業	文化財保護法や横手市文化財保護条例等に基づき市指定文化財等の修理や用具修理に対し補助を行う。可能な場合、財団等助成事業も活用する。	所有者等	市単独	H17	R10	●									・横手市文化財保護条例
10	①-3	①-B10	地域づくり市民活動支援事業	地域課題の解決及び地域の活性化を図る活動を行う団体等の事業に対し、経費の補助を行う。	所有者等	市単独	H30	R10	●									
11	①-3	①-B11	横手市増田伝統的建造物群保存地区修理等事業	横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画で特定されている伝統的建造物の修理及びそれ以外の建造物等の修景を行う所有者への支援、市所有の伝統的建造物の修理を行う。また、耐震診断や耐震補強についても必要に応じ行う。	横手市	国・県	H26	R9			●			●		○		・横手市歴史的風致維持向上計画※1-1 ・横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画 ●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） ●重要伝統的建造物群保存地区整備費補助金(県)
12	①-3	①-B12	吉田城跡管理事業	県指定史跡である吉田城跡の草刈り・殺虫剤散布を地域と共同で行い、史跡の保全を行うことで、来街者が見学しやすい環境を整える。	横手市	市単独	H17	R6			●							
13	①-3	①-B13	秀衡街道保全管理事業	秀衡街道の主要な地点について、草刈り等の保全を行い、来街者が見学しやすい環境を整える。	民間団体等	市単独	R1	R6		●								
14	①-3	①-B14	県指定天然記念物生息環境保全事業	トミヨ属魚類等の生息環境を保全するため、琵琶沼等の定期的な温度・水位観測のほか、必要に応じて潜水による営巣確認や片口漁網等による採捕調査や水質検査を実施する。	横手市	市単独	H30	R6						●				
15	①-3	①-B15	マンガ原画の収蔵とアーカイブ事業	郷土出身作家や関係性の高い作家、郷土を題材にしたマンガ作品等の原画を収蔵し、後世へ繋げるアーカイブを行うと共に、収蔵原画を広くまちづくりに活用する。	横手市	市単独	R1	R10						●		○		
16	①-3	①-B16	波宇志別神社神楽殿維持管理支援事業	重要文化財である波宇志別神社神楽殿の維持管理を支援する。	所有者等	国・県	H17	R10					●					●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） ●文化財保護管理費補助金（県）

番号	方針	措置番号	措置概要						措置対象区分									備考
			措置名	概要	実施主体	財源	開始	終了	個々の歴史文化遺産	地域遺産						歴史文化遺産保存活用区域		
										地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道	雄物川	
17	①-3	①-B17	旧日新館維持管理支援事業	県指定建造物である旧日新館の維持管理を支援する。	所有者等	県	H17	R10						●				●文化財保護管理費補助金（県）
18	①-3	①-B18	佐藤家住宅維持管理支援事業	重要文化財である佐藤家住宅の維持管理を支援する。	所有者等	国・県	H30	R10						●				●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） ●文化財保護管理費補助金（県）
19	①-3	①-B19	旧松浦家住宅維持管理支援事業	重要文化財である旧松浦家住宅の維持管理を支援する。	所有者等	国・県	R2	R10						●				●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） ●文化財保護管理費補助金（県）
20	①-3	①-B20	重要文化財波宇志別神社神楽殿修理事業	重要文化財波宇志別神社神楽殿のこけら葺きの屋根が腐朽しているため、葺き替え事業を実施する所有者へ支援を行い、保護措置を図る。	所有者等	国・県	R6	R7					●				○	・横手市歴史的風致維持向上計画※1-2 ※想定する補助事業 ●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） ●重要伝統的建造物群保存地区整備費補助金（県）
21	①-3	①-B21	重要文化財旧松浦家住宅保存修理事業	横手市増田伝統的建造物群保存地区内の重要文化財旧松浦家住宅の保存修理事業を実施する所有者に支援を行い、貴重な文化財の保護を図る。	所有者等	国・県	R7	R10						●		○		※想定する補助事業 ●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） ●重要伝統的建造物群保存地区整備費補助金（県）
22	①-3	①-B22	マンガ原画アーカイブセンター運営事業	（一財）横手市増田まんが美術財団が、全国の原画保存相談窓口となるマンガ原画アーカイブセンターを横手市増田まんが美術館に設置し、併せて原画保存に係る全国ネットワークの構築や人材育成等の事業に取り組む。	民間団体等	国	R2	R6								●		●メディア芸術連携基盤等整備促進事業（文化庁）【委託事業】
23	①-3	①-B23	羽黒町・上内町地区景観重点地区景観形成事業	羽黒町・上内町景観重点地区において、板塀や生垣の設置・修繕等への支援を行うことで、良好な景観を形成していく。	所有者等	市単独	H26	R9								●		・横手市景観計画 ・横手市歴史的風致維持向上計画※2-1
24	①-3	①-B24	増田地区景観重点地区景観形成事業	増田地区景観重点地区において、景観ガイドラインの基準に適合した、建物の外観の部分的な補修や木造門塀、垣等の設置、補修又は修景を行う際に支援をすることで、良好な景観を形成していく。	所有者等	市単独	R1	R9								●		・横手市景観計画 ・横手市歴史的風致維持向上計画※2-2
25	①-4	①-B25	指定建造物火災警報設備等設置促進事業	指定建造物について、消防法に基づき消防・警察と連携して管理者の防災・防犯意識を高め、火災報知機の設置を促す。	所有者等	市単独	R4	R10	●									
26	①-4	①-B26	横手市増田伝統的建造物群保存地区防災・防犯意識啓発支援事業	易操作性消火栓を使用した訓練等を行い防災意識の啓発を行う。併せて観光客も増加していることから防犯意識の啓発を実施する。	所有者等	市単独	H26	R10			●			●		○		・横手市増田伝統的建造物群保存地区防災計画

番号	方針	措置番号	措置概要						措置対象区分									備考
			措置名	概要	実施主体	財源	開始	終了	個々の歴史文化遺産	地域遺産						歴史文化保存活用区域		
										地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道	雄物川	
27	①-4	①-B27	重要文化財旧松浦家住宅防災施設等整備事業	横手市増田伝統的建造物群保存地区内に所在する旧松浦家住宅の防災施設の整備に対し支援を行い、災害リスクの軽減と貴重な文化財の保護を図る。	所有者等	国・県	R3	R10						●		○		※想定する補助事業 ●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） ●重要伝統的建造物群保存地区整備費補助金（県）
28	①-5	①-B28	旧片野家住宅保存・活用方針検討事業	旧片野家住宅の保存・活用方針について、住民意向も勘案しながら保存・活用及び整備の方針や手法を検討する。	横手市	市単独	R2	R4			●					○		
29	①-5	①-B29	旧片野家住宅整備事業	旧片野家住宅の保存・活用方針に基づき、整備を実施する。	横手市	検討中	R4	R6			●					○		
30	①-5	①-B30	国史跡大鳥井山遺跡整備基本計画策定事業	国の史跡である大鳥井山遺跡に陣館遺跡が追加指定になり、本市の後三年関連遺跡の象徴として史跡の保存と活用を図るため、整備基本計画を作成する。	横手市	国	R7	R8		●						○		・横手市歴史的風致維持向上計画※1-8 ※想定する補助事業 ●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁）
31	①-5	①-B31	三平の里整備検討事業	横手市増田まんが美術館の初代名誉館長である矢口高雄作品に描かれた当地域の原画をもとに現地での川釣体験や、眺望地点として体験できる聖地スポットの整備を検討する。	横手市	検討中	R5	R5						●				・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画
32	①-5	①-B32	2次アクセス連携事業	観光客等の最寄り駅等からの交通利便性向上と市内文化観光施設周遊のため、運輸業者等との協議を経て試験的運行し、最終的には本運行や協力体制を構築する。	横手市	検討中	R3	R3								●		・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画
33	①-5	①-B33	北部重点区域環境整備検討事業	羽黒町・上内町地区景観重点地区と、旧街道の羽州街道沿いにおける歴史的風致との連続性を活かした環境整備について、住民等とのワークショップ等を開催し方針を検討する。	横手市	市単独	R2	R4								●		・横手市歴史的風致維持向上計画※2-4
34	①-5	①-B34	増田の町並み回遊性向上事業	横手市増田伝統的建造物群保存地区を有する町並みと横手市増田まんが美術館の回遊性を高める案内板等を設置するほか、携帯端末で利用可能なアプリを活用して回遊を促す。	横手市	検討中	R3	R5								●		・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画 ※想定する補助事業 ●文化芸術振興費補助金（文化庁）
35	①-5	①-B35	まんが美術館を中核とした文化観光推進事業	文化観光推進法の計画認定に基づく「横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用事業地域計画」を推進する。	横手市	国	R2	R6								●	●	・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画 ※計画に搭載した各種事業のうち、対象となるものを文化庁補助事業により実施。

番号	方針	措置番号	措置概要						措置対象区分									備考
			措置名	概要	実施主体	財源	開始	終了	個々の歴史文化遺産	地域遺産						歴史文化保存活用区域		
										地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道	雄物川	
36	①-5	①-B36	魅力増進マーケティング調査事業	地域資産を活用した各種事業評価調査、市場調査を行い、今後の地域資産の活用に向けた魅力増進マーケティング戦略を策定する。	横手市	検討中	R3	R6								●	●	・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画 ※想定する補助事業 ●文化芸術振興費補助金（文化庁）
37	①-5	①-B37	都市計画道路八幡根岸線事業	本市中心市街地を東西に連絡し、横手城下の伝統行事でも利用され、お祭り会場を通る都市計画道路の八幡根岸線を拡幅し、歩道を整備する。	秋田県	国	H29	R6								●		事業主体は秋田県。 ・横手市歴史的風致維持向上計画 ※5-5 ●社会資本整備総合交付金（地方街路交付金事業）（国土交通省）
38	①-5	①-B38	果樹園景観眺望視点場整備事業	平鹿りんごの生産環境を一望できる丘陵地に展望スペースを整備し、併せて説明板等の整備を行うため、関連計画の位置づけも踏まえた検討を行う。	横手市	検討中	R4	R5								●		・横手市歴史的風致維持向上計画 ※5-6 ・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画
39	①-5	①-B39	マンガの蔵収蔵庫拡充整備検討事業	「魅せる収蔵庫」をコンセプトに、今後増える原画に応じた魅せ方を整備とともに検討し、来館機会の創出、感性教育、地域ブランドづくりに活かす。	横手市	検討中	R5	R6								●		・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画
40	①-5	①-B40	手倉街道沿線環境整備検討及び整備事業	手倉街道沿線に位置する横手市増田伝統的建造物群保存地区や真人発電所跡等、街道沿線の一体的な環境整備方針を検討し、整備を行っていく。	横手市	検討中	R6	R9								●		・横手市歴史的風致維持向上計画 ※2-5 ・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画
41	②-1	②-B01	地域の歴史・伝統文化講座開催事業	地域の歴史や伝統的な食等を学ぶ講座等を開催する。	横手市	市単独	R3	R10		●	●	●	●	●	●			・横手市生涯学習推進計画
42	②-1	②-B02	郷土文化保存伝承支援事業	歴史文化遺産の現状確認と、市民を対象にした探訪会や講演・学習会の開催、小学生等を対象とした伝承会のほか、伝承等の記録保存の実施に対し支援を行い、郷土の貴重な文化の保護と継承を図る。	民間団体等	市単独	H18	R9		●	●	●	●	●	●			・横手市歴史的風致維持向上計画 ※4-1
43	②-1	②-B03	横手市増田伝統的建造物群保存地区保存団体育成支援事業	横手市増田伝統的建造物群保存地区における保存団体の育成又は町並み保存の活動事業を支援し、団体の育成を図る。	所有者等	市単独	H26	R10			●			●		○		・横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画
44	②-2	②-B04	「横手を学ぶ郷土学」推進事業	「横手を学ぶ郷土学」の総合テキストの作成や、子ども伝統芸能発表大会の開催を行い、市内小中学生等の郷土愛の醸成を図る。また「横手を学ぶ郷土学」事業の進捗及び内容検討を行う場を組織化するほか、展示公開を検討する。	横手市	市単独	H27	R10		●	●	●	●	●	●			・横手市歴史的風致維持向上計画※3-1

番号	方針	措置番号	措置概要						措置対象区分									備考
			措置名	概要	実施主体	財源	開始	終了	個々の歴史文化遺産	地域遺産						歴史文化保存活用区域		
										地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道	雄物川	
45	②-2	②-B05	大学等連携事業	大学等研究機関と連携し、横手城跡の測量調査や雄物川地域等の古墳に関する踏査・測量調査、また市内小野寺氏関連城跡等測量・発掘等調査により、実習等の学びの場として提供するとともに共同での調査研究を行う。	横手市	市単独	R3	R6		●						○	○	
46	②-2	②-B06	ガイド養成事業	地域活性化や観光振興に繋げるため、既存の日本語ガイドに加えて、外国語に対応したガイドを養成するほか、地域や学校等との連携も視野に、幅広い年齢層のガイドを育成する。民間団体等の取組みも支援する。	横手市	検討中	R1	R9								●	●	・横手市歴史的風致維持向上計画※5-7 ・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画
47	②-2	②-B07	日本マンガ学会開催による魅力増進事業	横手市増田まんが美術館を会場に、全国のマンガに関する調査研究報告の場である「日本マンガ学会」を誘致し、日本のマンガ研究者に対してまんが美術館の魅力を発信する。	横手市	検討中	R4	R4								●		・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画
48	③-2	③-B01	歴史文化遺産保存活用地域計画普及事業	歴史文化遺産保存活用地域計画概要版を作成し、広く周知を図る。	横手市	国	R3	R10	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●文化芸術振興費補助金（文化庁）
49	③-3	③-B02	指定文化財等標柱及び説明板の設置・更新事業	指定文化財や、地域の歴史文化を顕著に示す遺跡等について、現地での視認性を向上させるための標柱や説明板を設置する。文化財愛護団体等が設置する場合は支援する。	横手市	市単独	H17	R10	○	●	●	●	●	●	●			
50	③-3	③-B03	歴史素材を活かした広域連携事業	他自治体との関係性が解明されていることから、横手の歴史文化を象徴する地域遺産等を活用した郷土教育や自治体間交流事業等の実施を検討する。	横手市	市単独	R3	R10		●	●							
51	③-3	③-B04	まんが美術館を利用した教育推進事業（マガジンプロジェクト）	関係団体や市内小中学校と連携し、マンガ文化の理解と関心を深めるために、生徒の描いたマンガ作品をマガジンにし、市内全域に配布してマンガ作品とその取り組みを周知する。	横手市	市単独	R1	R10						●				・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画
52	③-3	③-B05	まちあるきワークショップ開催事業	住民参加のまちあるきワークショップを開催し、新たな歴史文化遺産の把握を行う。そこで得た成果を利用して、地域の自然と人の営みを表した生活季節暦であるフェノロジーカレンダーの作成を検討する。	横手市	検討中	R5	R9		●	●	●	●	●	●			

番号	方針	措置番号	措置概要						措置対象区分									備考
			措置名	概要	実施主体	財源	開始	終了	個々の歴史文化遺産	地域遺産						歴史文化保存活用区域		
										地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道	雄物川	
53	③-3	③-B06	市民大学（仮称）講座開設事業（横手を学ぶ郷土学講座）	市民を対象とした講座を開設し、各分野の著名研究者や地元有識者等を講師に、地域遺産をはじめとした地域の歴史文化を学ぶ機会を提供する。	横手市	市単独	R4	R6		●	●	●	●	●	●			
54	③-3	③-B07	文化財探訪支援事業	後三年合戦関連遺跡のほか、市内各所の歴史文化遺産を巡る探訪の開催を支援する。	横手市	市単独	H17	R6		●	●	●	●	●	●	○	○	
55	③-3	③-B08	地域遺産（歴史的風致）探訪事業	地域らしさを物語る地域遺産や歴史的風致の探訪会を開催する。講師には地域をよく知る人材等も活用し、人材育成の効果も図る。	横手市	市単独	H30	R9		●	●	●	●	●	●	○	○	
56	③-3	③-B09	まんが美術館を利用した教育推進事業（セカンドスクール）	横手市増田まんが美術館をセカンドスクールとして位置づけ、美術館の機能や「マンガ家」という職業を学ぶための場として提供し、シビックプライドの醸成を図る。	横手市	市単独	R1	R10						●				
57	③-3	③-B10	ふるさと再発見地域探訪支援事業	増田地域西成瀬地区周辺に残る近代化に資した史跡や歴史的建造物等を巡る歴史探訪の開催を支援し、歴史の認識向上を図る。	民間団体等	市単独	H23	R4			●					○		・横手市歴史的風致維持向上計画※3-4
58	③-3	③-B11	りんごの歴史探訪支援事業	秋田県におけるりんご栽培発祥の地である増田・平鹿地域のりんごに関連する歴史探訪を支援する。	所有者等	市単独	R1	R5						●		○		・横手市歴史的風致維持向上計画※3-6
59	③-3	③-B12	後三年合戦周知事業	後三年合戦関連遺跡群や、地域で伝えられてきた後三年合戦にまつわる伝承地などを、広く市民等に周知し、まちづくり及び郷土理解の促進、観光資源として活用するために、シンポジウム等を開催するほか、パンフレット等を作成する。	横手市	国	H21	R6		●						○	○	・横手市歴史的風致維持向上計画※4-2 ●国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁）
60	③-3	③-B13	地域遺産ガイド及びマップ作製	地域遺産について、広く理解を深め、学習素材としても利用可能なパンフレットやマップを作成する。マンガを活用したパンフレットの作製も視野に、観光振興にも活用する。	横手市	検討中	R4	R10		●	●	●	●	●	●	○	○	・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画

番号	方針	措置番号	措置概要						措置対象区分									備考
			措置名	概要	実施主体	財源	開始	終了	個々の歴史文化遺産	地域遺産						歴史文化保存活用区域		
										地域遺産①	地域遺産②	地域遺産③	地域遺産④	地域遺産⑤	地域遺産⑥	羽州街道	雄物川	
61	③-3	③-B14	歴史文化遺産保存活用区域内の案内板設置事業	史跡等に誘導する案内板等について、案内機能の向上を図るために、表記方法や意匠の統一化、多言語化等、サインガイドラインに基づき整備する。設置場所等の計画を策定したうえで案内板の設置を行う。	横手市	検討中	R2	R9								●	●	・横手市歴史的風致維持向上計画※5-3 ・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画
62	③-3	③-B15	歴史文化遺産保存活用区域の情報発信事業（歴史的風致等情報発信事業）	歴史文化遺産保存活用区域内の回遊を促すようなガイドマップの作成や、案内・誘導をサポートするため、主要スポットに公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境を整備する。地域遺産に沿った周遊アプリ作成も検討を進める。	横手市	検討中	R1	R9								●	●	・横手市歴史的風致維持向上計画※5-2 ・横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画
63	③-3	③-B16	りんごまつり開催支援事業	秋田県のりんご栽培発祥の地である平鹿地域及び増田地域で、りんごの収穫期に毎年行っているイベントを支援し、市内外に平鹿りんごのPRを行う。	所有者等	市単独	S41	R9								●		・横手市歴史的風致維持向上計画※4-3
64	③-3	③-B17	増田の町並み記録動画更新及び活用事業	横手市増田伝統的建造物群保存地区の特性をまとめた動画を更新し、観光や学習面での活用を図る。更新にあたり、横手市増田まんが美術館の特性も包括した動画とする検討も行う。	横手市	検討中	R5	R10			○			○		●		
65	③-3	③-B18	まんが美術館 PR サポーター事業	市民や市内団体と協働して横手市増田まんが美術館の広報宣伝を行うことで、市を挙げた美術館 PR を行う。	横手市	市単独	R1	R10								●	●	

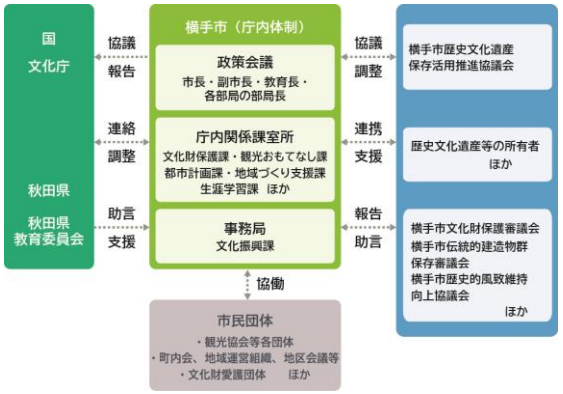
第７章　計画の推進体制と進捗管理

１．計画の推進体制

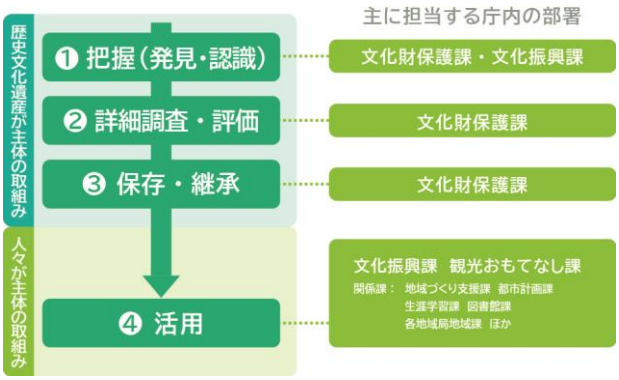
歴史文化遺産の保存・活用を推進していくにあたっては、関係各課との意識と情報の共有が不可欠であり、多岐にわたる分野の施策を連携して実施する必要がある。このため本計画を推進するにあたり、まちづくり推進部文化振興課を事務局に、文化財保護課、観光おもてなし課、都市計画課、地域づくり支援課、生涯学習課、各地域局地域課等と連携した庁内体制を構築する。

また、措置の実施にあたっては、関係機関や団体などと協働で進めるほか、文化財保護法第 183 条の 9 第 1 項に基づき設置した「横手市歴史文化遺産保存活用推進協議会」において、計画の推進や変更、措置の円滑な実施について協議を行う。必要に応じて文化財保護審議会等の各審議会に報告し助言を得るほか、歴史文化遺産等所有者や関係団体との連携を行うものとする。

庁内組織にあたっては、把握から活用に至るプロセスの共通認識のもと、連携を促進する。



連携体制図



庁内組織の広義的な分担のイメージ

（表 11）歴史文化遺産の保存・活用の体制

市町村
まちづくり推進部　文化振興課【所管課】　伝統文化係・重伝建係・マンガ戦略係 ・文化財の活用と歴史を活かしたまちづくりに関すること。伝統的建造物群保存地区および文化的景観に関すること。横手市増田まんが美術館に関すること。 ・職員 10 名（うち建造物の専門職 1 名、美術工芸品の専門職 1 名） **横手市教育委員会　教育総務部　文化財保護課　文化財保護係・埋蔵文化財係** ・文化財の保護に関すること（伝統的建造物群及び文化的景観を除く）。調査及び指定に関すること。市内資料館等施設の運営に関すること。 ・職員７名（うち埋蔵文化財の専門職２名、地質鉱物の専門職１名） **【関係課】** **まちづくり推進部　地域づくり支援課** ・地域運営組織、地区会議、地域振興、地域づくり活動に関すること。 **まちづくり推進部　増田地域課** ・伝統的建造物群保存地区の観光及び地区内の公共施設に関すること。 **商工観光部　観光おもてなし課** ・観光的活用や広報に関すること。横手城展望台及びかまくら館に関すること。

建設部　都市計画課

・横手市景観計画及び景観重点地区に関すること。屋外広告物に関すること。

横手市教育委員会　教育総務部　生涯学習課

・石坂洋次郎文学記念館、美術品収蔵庫に関すること。市内公民館等施設に関すること。生涯学習の振興に関すること。

横手市教育委員会　教育総務部　図書館課

・市内図書館に関すること。

関係機関

【美術館・資料館施設等】

雄物川郷土資料館（博物館相当施設）（所管：文化財保護課）

・地域の自然・歴史・民俗など郷土文化全般の資料を収集展示する。

横手市増田まんが美術館（博物館相当施設）（所管；文化振興課）※㈶横手市増田まんが美術財団に指定管理。

・マンガ作品に関する展示を行うとともに、マンガ原画の収蔵及びアーカイブを実施。

後三年合戦金沢資料館（所管：文化財保護課）

・後三年合戦に関する資料や、金澤八幡宮の資料を展示する。

平鹿農村文化伝承館（所管：文化財保護課）

・農村の伝統芸能、工芸品の普及伝承、民俗資料の保存・展示を行う。

ほろわの里資料館（所管：文化財保護課）

・波宇志別神社神楽殿修理事業と保呂羽山の霜月神楽の資料を展示する。

石坂洋次郎文学記念館（所管：生涯学習課）

・作家石坂洋次郎の文学的業績をたたえ、関連する資料を展示する。

横手公園展望台（所管：観光おもてなし課）

・展望台の維持管理と歴史文化に関する資料等を展示する。

横手市ふれあいセンターかまくら館（所管：観光おもてなし課）※㈠社)横手市観光協会に指定管理。

・業務内容　貸館業務と横手の送り盆行事やかまくら行事の祭具等の資料を展示。

【文化財等公開施設】

旧石田理吉家（所管：増田地域課）

・伝統的建造物群保存地区内にある市指定文化財の公開。

旧石平金物店（所管：増田地域課）

・伝統的建造物群保存地区内にある伝統的建造物の公開。

【埋蔵文化財センター等】

遺跡発掘調査事務所（所管：文化財保護課）

・市内の埋蔵文化財等発掘調査に伴う出土資料等の整理作業を実施している。

地方文化財保護審議会及び関連する協議会等

横手市文化財保護審議会

・教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して建議を行う。

・委員 11 名

（専門委員９名：建造物・絵画・彫刻・古文書・考古資料・歴史資料・民俗・史跡・天然記念物各１名）

横手市伝統的建造物群保存審議会

・横手市の諮問に応じて、伝統的建造物群保存地区の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して協議を行う。

・委員 12 名（専門委員４名：伝統的建造群４名・都市計画１名）

横手市歴史文化遺産保存活用推進協議会

・歴史文化遺産保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定歴史文化遺産保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行う。

・委員 16 名

（専門委員７名：建造物・民俗・史跡・伝統的建造物群・文化的景観・都市計画・観光各１名）

横手市歴史的風致維持向上協議会

・歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に係る協議並びに認定を受けた歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行うほか、歴史的風致維持及び向上に関し必要な事項について協議を行う。

・委員 14 名（専門委員５名：建造物・史跡・伝統的建造物群・都市計画・観光各１名）

文化財保護指導委員

令和３年３月末時点で設置していない。

その他民間団体等（※法人格を所有する団体）

一般社団法人横手市観光推進機構

・「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、行政や民間団体等と協同し、観光地域づくり戦略を策定する。

一般社団法人横手市観光協会

・横手市ふれあいセンターかまくら館の運営に関する指定管理を受託。横手の送り盆行事やかまくら行事などを主催する。

一般社団法人増田町観光協会

・横手市増田伝統的建造物群保存地区に関する観光案内業務のほか、盆踊り行事や増田の梵天行事等を主催する。

一般財団法人横手市増田まんが美術財団

・横手市増田まんが美術館の運営に関する指定管理を受託し、マンガ作品に関する展示を行うとともに、マンガ原画の収蔵及びアーカイブを実施する。

都道府県や域外の関係機関等との連携

秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室

・文化財保護班と埋蔵文化財・世界遺産登録推進班の２班により、文化財の保護と活用を行う。

秋田県立博物館

・秋田の歴史と自然にかかわる資料を展示するとともに、出前講座などの教育普及活動、セカンドスクール等の学習振興活動を行う。

秋田県埋蔵文化財センター

・埋蔵文化財の発掘調査や、遺物などを活用した教育・普及活動を行う。市町村での発掘調査について助言や人員の派遣等も行っている。

秋田県立近代美術館

・秋田県の近代以降の美術作品を中心に、収集・展示・普及啓発事業を行う。

2．進捗管理と自己評価

本計画の実行にあたり、以下の観点から、本市独自に進捗評価、中間評価・最終評価からなる進行管理・評価制度を導入する。なお、自己評価に関し、横手市歴史文化遺産保存活用推進協議会からの意見聴取を行う。

①PDCA サイクルの導入により、計画を着実に推進する。

②協議会、有識者等の第三者の客観的な視点を取り入れることで、計画の質を担保する。

③計画の進捗状況を公開することにより、アカウンタビリティを確保する。



計画の評価イメージ

第６章でも記載したように、本計画の計画期間の中間となる令和６年（2024）度に中間評価を行う。中間評価及び当該時点における社会情勢を勘案し、各措置の見直しを含めた計画全体の見直しを実施するとともに、その内容を踏まえ、令和８年（2026）度に予定する第３次横手市総合計画の改訂にも反映させる。

（1） 毎年度の評価

＜進捗評価＞ 毎年度実施【アウトプットの評価】

◎地域計画の進捗状況（アウトプット）の評価【自己評価】

・組織体制、計画の波及効果、方針及び措置の総合的な進捗状況、横手市の歴史文化遺産の保存・活用に関する総合的な状況及び効果・影響等に関する評価。

○各方針の進捗状況（アウトプット）の評価【自己評価】

・歴史文化遺産、地域遺産、歴史文化遺産保存活用区域における、対応の進捗を踏まえた方針単位での進捗状況の評価。

○各措置のうち、事業の進捗状況（アウトプット）の評価【自己評価】

・横手市総合計画以外の関連計画（第５章４．参照）に根拠のある措置の評価については、参考報告とする。

（2） 中間期、最終期の評価

＜中間評価／最終評価＞ 中間年度及び最終年度に実施【アウトカムの評価】

◎地域計画の達成状況（アウトカム）の評価【自己評価・外部評価】

・組織体制、計画の波及効果、方針及び措置の総合的な達成状況、横手市の歴史文化遺産の保存・活用に関する総合的な状況及び効果・影響等に関する評価。

○各方針の達成状況（アウトカム）の評価【自己評価・外部評価】

・歴史文化遺産、地域遺産、歴史文化遺産保存活用区域における、方針単位での達成状況の評価。

○措置の質の評価【外部評価】

・「横手市の歴史文化の特徴」の観点から適切な措置であるかなど、質について外部有識者等による評価。

巻末資料

1．既存の調査一覧

第５章２．で示した既存の調査について、文化財等調査報告を基に一覧を掲載する。このほか、本市の歴史文化遺産の把握にあたり、基礎資料として重点的に調査を実施した埋蔵文化財調査報告及び自治体史についても一覧を掲載する。

（表 12）既存の文化財等調査の一覧

類型		No.	書籍名	シリーズ名	著者名／発行者名	発行年
有形文化財	建造物	1	秋田県の民家　秋田県民家緊急調査報告書	秋田県文化財調査報告書第27集	秋田県教育委員会	1973
		2	秋田県の近世社寺建築	秋田県文化財調査報告書第187集	秋田県教育委員会	1989
		3	秋田県の近代化遺産	秋田県文化財調査報告書第218集	秋田県教育委員会	1992
		4	秋田県近代化遺産一覧		秋田県教育委員会	1991
		5	秋田の近代和風建築　秋田県近代和風建築総合調査報告書	秋田県文化財調査報告書第382集	秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室／秋田県教育委員会	2004
		6	お宝発見ハンドブック～建造物編～		秋田県教育委員会	2005
		7	波宇志別神社神楽殿保存修理工事報告書		(財)文化財建造物保存技術協会／重要文化財　波宇志別神社神楽殿修理委員会	1993
		8	横手市内の建造物(民家)	市内文化財調査報告書第4集	横手市教育委員会	1998
		9	横手市内建造物(民家)調査報告書	市内文化財調査報告書第6集	横手市教育委員会	1999
		10	佐藤又六家住宅調査報告書		(独)国立文化財機構奈良文化財研究所／横手市	2016
		11	松浦千代松家住宅調査報告書		(独)国立文化財機構奈良文化財研究所／横手市	2017
	美術工芸品	12	横手の仏像	横手市史叢書8	横手市市史編さん室／横手市	2006
		13	薄葉篤蔵コレクション考古資料調査報告書	横手市史叢書2	横手市市史編さん室／横手市	2003
無形文化財	工芸技術	14	秋田の野鍛冶調査報告	秋田県文化財調査報告書第76集	秋田県教育委員会	1980
		15	秋田県の諸職　諸職関係民俗文化財調査報告書	秋田県文化財調査報告書第202集	秋田県教育委員会	1991
		16	お宝発見ハンドブック～工芸技術編～あきたの工芸		秋田県教育委員会	2007
民俗文化財	有形民俗	17	秋田の酒造用具調査報告	秋田県文化財調査報告書第41集	秋田県文化財保護協会	1976
		18	秋田の農業用具調査報告	秋田県文化財調査報告書第67集	秋田県教育委員会	1979
		19	秋田の獅子頭	秋田県文化財調査報告書第272集	秋田県教育委員会	1997
		20	横手市内の民間信仰塔	横手市文化財報告書16集	横手市教育委員会	1995
		21	横手藍染にみる染型紙	横手市文化財報告書27集	横手市教育委員会	2002

類型		No.	書籍名	シリーズ名	著者名／発行者名	発行年
民俗文化財	無形民俗	22	秋田県の民俗（民俗資料緊急調査報告）	秋田県文化財調査報告書第7集	秋田県教育庁社会教育課文化係／秋田県教育委員会	1966
		23	秋田県民俗分布図	秋田県文化財調査報告書第 66集	秋田県教育委員会	1979
		24	秋田県の民謡 －民謡緊急調査－ 秋田県の民謡（追録） －民謡緊急調査－	秋田県文化財調査報告書第175集、175集の2	秋田県教育委員会	1988 1989
		25	秋田県の民俗芸能－秋田県民俗芸能緊急調査報告書－	秋田県文化財調査報告書第227集	秋田県教育委員会	1993
		26	秋田県の祭り・行事　秋田県祭り・行事調査報告書	秋田県文化財調査報告書第271集	秋田県教育委員会	1997
		27	秋田の民俗芸能	秋田県文化財調査報告書第 2集	秋田県文化財保護協会	1963
		28	秋田の田植習俗	秋田県文化財調査報告書第13集	秋田県教育委員会	1968
		29	秋田県民俗芸能一覧	秋田県文化財調査報告書第118集	秋田県教育委員会	1984
		30	秋田県の民俗芸能	秋田県文化財調査報告書第134集	秋田県教育委員会	1985
		31	秋田県の年中行事Ⅰ－ぼんでんとかしま送り－	秋田県文化財調査報告書第148集	秋田県教育委員会	1986
		32	秋田の年中行事Ⅱ －山の神祭り－	秋田県文化財調査報告書第157集	秋田県教育委員会	1987
		33	秋田県指定無形民俗文化財金沢八幡宮掛け歌行事　－文化財収録作成調査報告書－	秋田県文化財調査報告書第292集	秋田県教育委員会	1999
		34	荒処の沼入りぼんでん		平鹿町教育委員会	1987
		35	横手の送り盆	横手市文化財報告書18集	横手市教育委員会	1997
		36	旭岡山神社の梵天	横手市文化財報告書20集	横手市教育委員会	1998
		37	横手のかまくら	横手市文化財報告書22集	横手市教育委員会	1999
		38	郷土の歴史・文化財と伝承の分布	横手市文化財報告書24集	横手市教育委員会	2000
		39	秋田県記録選択無形民俗文化財－三助稲荷神社梵天行事記録報告書－	大森町文化財報告書	大森町教育委員会	2003
記念物	遺跡	40	秋田県の中世城館	秋田県文化財調査報告書第 86集	秋田県教育委員会	1981
		41	歴史の道調査報告8 南部羽州街道 歴史の道調査報告12 平和（小松川）街道 歴史の道調査報告13　小安街道 歴史の道調査報告16　本荘街道 歴史の道調査報告20　手倉街道 歴史の道調査報告22　沼館街道	秋田県文化財調査報告書第141集、145集、146集、159集、163集、165集	秋田県教育委員会	1986 1987
		42	近代遺跡調査報告書　軽工業　第1分冊　紡績・製糸・その他繊維工業・食品		文化庁文化財部記念物課	2014

類型		No.	書籍名	シリーズ名	著者名／発行者名	発行年
記念物	名勝地	43	近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書		文化庁文化財部記念物課	2012
		44	名勝に関する総合調査―全国的な調査（所在調査）の結果―報告書		文化庁文化財部記念物課	2013
		45	お宝発見ハンドブック　～名勝（庭園）編～		秋田県教育委員会	2006
	名勝地・動物、植物、地質鉱物	46	秋田県の名勝・天然記念物	文化財保存調査（名勝・天然記念物緊急調査）概報	秋田県教育委員会	1995
	動物、植物、地質鉱物	47	植生図・主要動植物地図		文化庁	1970
		48	秋田県の地質鉱物	天然記念物（地質鉱物）緊急調査調査概報	秋田県教育委員会	1995
		49	お宝発見ハンドブック～動物植物地質鉱物編～		秋田県教育委員会	2008
		50	横手市内の樹木	横手市文化財報告書17集	横手市教育委員会	1995
		51	横手市生物分布調査報告書		横手市生物分布調査指導委員会・横手市生物分布調査員連絡会／横手市	2000
		52	秋田県指定天然記念物トミヨ及びイバラトミヨ生息地緊急調査報告書	平鹿町文化財調査報告書	平鹿町教育委員会	2005
文化的景観		53	農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究		文化庁	2003
		54	お宝発見ハンドブック～文化的景観編～		秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室／秋田県教育委員会	2009
伝統的建造物群		55	横手市増田伝統的建造物群保存対策調査報告書		横手市／工学院大学	2012
		56	横手市増田伝統的建造物群保存地区防災計画策定調査報告書		横手市	2017
埋蔵文化財		57	秋田県遺跡地名表（埋蔵文化財包蔵地一覧）	秋田県文化財調査報告書第1集	秋田県教育委員会	1963
		58	秋田県遺跡地図（平鹿地区版）		秋田県教育委員会	2008

・国や秋田県、横手市及び市町村合併以前の旧横手市及び平鹿郡の各自治体が主体となって実施した調査を一覧表にまとめている。

・自治体等における紀要等における論文や報告等の成果や、文化財保護団体等による調査報告や会誌等における研究成果は取りまとめていない。

・令和３年３月末時点での情報を基に収載している。

（表 13）既存の文化財調査の一覧（埋蔵文化財発掘調査）

No.	書籍名	シリーズ名	発行者名	発行年	地域
1	大乗院塚遺跡発掘調査報告	横手郷土史資料第33号	横手郷土史編纂委員会	1960	横手
2	弥生式文化遺跡-手取清水の発掘-	横手郷土史資料第34号	横手郷土史編纂委員会	1960	横手
3	平鹿郡雄物川町末舘窯址発掘調査報告書	雄物川町郷土史資料第3集	雄物川町教育委員会	1962	雄物川
4	横手市所在金沢柵擬定地発掘調査略報		秋田県教育委員会	1965	横手
5	金沢柵跡発掘調査概報	秋田県文化財調査報告書第12集	秋田県教育委員会	1966	横手
6	金沢柵跡発掘調査概報	秋田県文化財調査報告書第23集	秋田県教育委員会	1971	横手
7	昭和46年度金沢柵跡発掘調査概報	秋田県文化財調査報告書第25集	秋田県教育委員会	1972	横手
8	中杉沢遺跡発掘調査概報	横手市埋蔵文化財調査報告第1集	横手市教育委員会	1973	横手
9	中藤根遺跡		秋田考古学協会	1974	平鹿
10	第7次中杉沢遺跡発掘調査概報	横手市埋蔵文化財調査報告第2集	横手市教育委員会	1974	横手
11	手取清水遺跡発掘調査報告書	横手市埋蔵文化財調査報告第3集	横手市教育委員会	1974	横手
12	下藤根遺跡発掘調査報告書	秋田県文化財調査報告書第39集	秋田県教育委員会	1976	平鹿
13	郷士館窯跡	横手市埋蔵文化財調査報告第4集	横手市教育委員会	1976	横手
14	大鳥井山Ⅰ	横手市埋蔵文化財調査報告第5集	横手市教育委員会	1978	横手
15	館下遺跡・梨ノ木塚遺跡・宮の前遺跡（第2次）発掘調査概報	秋田県文化財調査報告書第59集	秋田県教育委員会	1979	増田
16	大鳥井山Ⅱ	横手市埋蔵文化財調査報告第6集	横手市教育委員会	1979	横手
17	梨ノ木塚遺跡発掘調査報告書	秋田県文化財調査報告書第63集	秋田県教育委員会	1979	増田
18	大鳥井山Ⅲ	横手市埋蔵文化財調査報告第7集	横手市教育委員会	1980	横手
19	大鳥井山Ⅳ	横手市埋蔵文化財調査報告第8集	横手市教育委員会	1981	横手
20	大鳥井山Ⅴ	横手市埋蔵文化財調査報告第9集	横手市教育委員会	1982	横手
21	平鹿遺跡発掘調査報告書	秋田県文化財調査報告書第101集	秋田県教育委員会	1983	増田
22	七ツ森経塚発掘調査報告書（概要）	雄物川町郷土史資料第12集	雄物川町教育委員会	1983	雄物川
23	オホン清水	横手市埋蔵文化財調査報告13	横手市教育委員会	1984	横手
24	兵部ヶ沢遺跡発掘調査報告	雄物川郷土資料館報告第1号	雄物川町教育委員会	1984	雄物川
25	道地遺跡発掘調査報告	山内村郷土史年報	山内村教育委員会	1984	山内
26	桧沢遺跡発掘調査報告	山内村郷土史年報ヵ	山内村教育委員会	1985ヵ	山内
27	蝦夷塚古墳群発掘調査報告書	秋田県文化財調査報告書第136号	秋田県教育委員会	1986	雄物川
28	遺跡詳細分布調査報告書	横手市埋蔵文化財調査報告11	横手市教育委員会	1986	横手

No.	書籍名	シリーズ名	発行者名	発行年	地域
29	根羽子沢遺跡発掘調査報告書	雄物川郷土資料館報告第4号	雄物川町教育委員会	1987	雄物川
30	旭塚堀地区範囲確認調査報告書	横手市文化財調査報告12	横手市教育委員会	1988	横手
31	年子狐地区遺跡詳細分布調査報告書	平鹿町文化財調査報告書	平鹿町教育委員会	1988	平鹿
32	根羽子沢遺跡発掘調査報告書	秋田県文化財調査報告書第176集	秋田県教育委員会	1988	雄物川
33	八木遺跡発掘調査報告書	秋田県文化財調査報告書第181集	秋田県教育委員会	1989	増田
34	下田遺跡・下田谷地遺跡	秋田県文化財調査報告書第189集	秋田県教育委員会	1990	大森
35	手取清水遺跡	秋田県文化財調査報告書第190集	秋田県教育委員会	1990	横手
36	上猪岡遺跡	秋田県文化財調査報告書第208集	秋田県教育委員会	1991	横手
37	竹原窯跡	秋田県文化財調査報告書第209集	秋田県教育委員会	1991	平鹿
38	宝竜堂遺跡発掘調査報告書	秋田県文化財調査報告書第214集	秋田県教育委員会	1991	十文字
39	大乗院塚遺跡調査報告書	横手市埋蔵文化財調査報告14	横手市教育委員会	1991	横手
40	富ヶ沢A・B・C窯跡　田久保下遺跡 富ヶ沢1号～4号塚	秋田県文化財調査報告書第220集	秋田県教育委員会	1992	横手
41	赤坂運動公園範囲確認調査報告書	横手市埋蔵文化財調査報告15	横手市教育委員会	1992	横手
42	新町遺跡	秋田県文化財調査報告書第232集	秋田県教育委員会	1993	横手
43	茂竹沢遺跡	秋田県文化財調査報告書第233集	秋田県教育委員会	1993	山内
44	虫内Ⅱ遺跡	秋田県文化財調査報告書第234集	秋田県教育委員会	1993	山内
45	越上遺跡	秋田県文化財調査報告書第235集	秋田県教育委員会	1993	山内
46	上谷地遺跡	秋田県文化財調査報告書第241集	秋田県教育委員会	1994	山内
47	虫内Ⅲ遺跡	秋田県文化財調査報告書第242集	秋田県教育委員会	1994	山内
48	小田Ⅳ遺跡	秋田県文化財調査報告書第243集	秋田県教育委員会	1994	山内
49	小田Ⅴ遺跡	秋田県文化財調査報告書第262集	秋田県教育委員会	1996	山内
50	岩瀬遺跡	秋田県文化財調査報告書第263集	秋田県教育委員会	1996	山内
51	虫内Ⅰ遺跡	秋田県文化財調査報告書第274集	秋田県教育委員会	1998	山内
52	郷士館窯跡第3次	横手市埋蔵文化財調査報告16	横手市教育委員会	1999	横手
53	郷士館D遺跡	横手市埋蔵文化財調査報告17	横手市教育委員会	2000	横手
54	大沼沢窯跡	横手市埋蔵文化財調査報告18	横手市教育委員会	2000	横手
55	上台A遺跡	秋田県文化財調査報告書第301集	秋田県教育委員会	2000	横手
56	十二牲B遺跡	秋田県文化財調査報告書第304集	秋田県教育委員会	2000	横手
57	焼山焼窯跡		増田町教育委員会	2000	増田

No.	書籍名	シリーズ名	発行者名	発行年	地域
58	江原嶋1遺跡	秋田県文化財調査報告書第310集	秋田県教育委員会	2001	大雄
59	観音寺廃寺跡	秋田県文化財調査報告書第321集	秋田県教育委員会	2001	大森
60	姥ヶ沢窯跡	秋田県文化財調査報告書第327集	秋田県教育委員会	2001	横手
61	下鍋倉地区遺跡範囲確認調査報告書Ⅰ	平鹿町文化財調査報告書	平鹿町教育委員会	2001	平鹿
62	横手市内遺跡発掘調査報告書	横手市埋蔵文化財調査報告19	横手市教育委員会	2002	横手
63	境沢田遺跡	平鹿町文化財調査報告書	平鹿町教育委員会	2002	平鹿
64	埋蔵文化財詳細分布調査報告書	雄物川町文化財調査報告書第2集	雄物川町教育委員会	2002	雄物川
65	柏木遺跡	大雄村埋蔵文化財調査報告	大雄村教育委員会	2002	大雄
66	前通遺跡	秋田県文化財調査報告書第351集	秋田県教育委員会	2003	横手
67	横手市内遺跡発掘調査報告書	横手市埋蔵文化財調査報告29	横手市教育委員会	2003	横手
68	下雨沼遺跡 境沢田遺跡	平鹿町文化財調査報告書第4集	平鹿町教育委員会	2003	平鹿
69	蝦夷塚古墳群	雄物川町文化財調査報告書第3集	雄物川町教育委員会	2003	雄物川
70	遺跡詳細分布調査報告書	雄物川町文化財調査報告書第4集	雄物川町教育委員会	2003	雄物川
71	大見内遺跡	秋田県文化財調査報告書第374集	秋田県教育委員会	2004	雄物川
72	横手市内遺跡発掘調査報告書	横手市埋蔵文化財調査報告31	横手市教育委員会	2004	横手
73	境沢田遺跡	平鹿町文化財調査報告書第5集	平鹿町教育委員会	2004	平鹿
74	八卦遺跡	雄物川町文化財調査報告書第5集	雄物川町教育委員会	2004	雄物川
75	耳取遺跡 釘貫遺跡	雄物川町文化財調査報告書第6集	雄物川町教育委員会	2004	雄物川
76	遺跡詳細分布調査報告書	雄物川町文化財調査報告書第7集	雄物川町教育委員会	2004	雄物川
77	大見内遺跡・館野遺跡	秋田県文化財調査報告書第386集	秋田県教育委員会	2005	雄物川
78	オホン清水A遺跡第Ⅳ・Ⅴ次　薬師前B遺跡	横手市埋蔵文化財調査報告32	横手市教育委員会	2005	横手
79	水尻遺跡 柄内遺跡	雄物川町文化財調査報告書第8集	雄物川町教育委員会	2005	雄物川
80	遺跡詳細分布調査報告書	雄物川町文化財調査報告書第9集	雄物川町教育委員会	2005	雄物川
81	砂子田遺跡	横手市文化財調査報告第1集	横手市教育委員会	2006	平鹿
82	中村Ⅰ遺跡	横手市文化財調査報告第2集	横手市教育委員会	2006	雄物川
83	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第3集	横手市教育委員会	2006	雄物川
84	大沼沢A遺跡	横手市文化財調査報告第4集	横手市教育委員会	2006	横手
85	東里東遺跡	横手市文化財調査報告第5集	横手市教育委員会	2006	雄物川
86	正願谷地遺跡　下作の瀬遺跡	横手市文化財調査報告第6集	横手市教育委員会	2006	雄物川

No.	書籍名	シリーズ名	発行者名	発行年	地域
87	会塚田中B遺跡	横手市文化財調査報告第7集	横手市教育委員会	2007	雄物川
88	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第8集	横手市教育委員会	2007	雄物川
89	東槻遺跡と石塚上台遺跡について	横手市郷土資料館資料集 横手市郷土資料館紀要第2集	横手市教育委員会	2007	雄物川
90	金沢城跡-第6次-・沼舘城跡-第2次-・大鳥井柵跡-第8次-	横手市文化財調査報告第9集	横手市教育委員会	2008	横手 雄物川
91	樋向遺跡・石塚Ⅰ遺跡	横手市文化財調査報告第10集	横手市教育委員会	2008	雄物川
92	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第11集	横手市教育委員会	2008	雄物川
93	薬師前B遺跡第Ⅱ次発掘調査報告	横手市郷土資料館資料集 横手市郷土資料館紀要第3集	横手市教育委員会	2008	横手
94	大鳥井山遺跡-第9.10.11次-	横手市文化財調査報告第12集	横手市教育委員会	2009	横手
95	大鳥井山遺跡遺構配置図	横手市文化財調査報告第13集	横手市教育委員会	2009	横手
96	上大見内遺跡　樋向遺跡　石塚上台遺跡 会塚田中B遺跡	横手市文化財調査報告第14集	横手市教育委員会	2010	雄物川
97	町屋敷遺跡	横手市文化財調査報告第15集	横手市教育委員会	2010	雄物川
98	郷士館窯跡・大沼沢窯跡・台処館跡	横手市文化財調査報告第16集	横手市教育委員会	2010	横手
99	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第17集	横手市教育委員会	2010	増田 雄物川 大雄
100	陣館遺跡-第1次-・金沢城跡	横手市文化財調査報告第18集	横手市教育委員会	2011	横手
101	宮田館跡・島田遺跡	横手市文化財調査報告第19集	横手市教育委員会	2011	大雄
102	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第20集	横手市教育委員会	2011	横手 増田 平鹿 大雄
103	陣館遺跡-第2次-・金沢城跡	横手市文化財調査報告第21集	横手市教育委員会	2012	横手
104	上猪岡遺跡第2次	横手市文化財調査報告第22集	横手市教育委員会	2012	横手
105	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第24集	横手市教育委員会	2012	横手 平鹿 雄物川
106	宮東遺跡・十文字遺跡	横手市文化財調査報告第25集	横手市教育委員会	2013	横手
107	陣館遺跡-第3次-	横手市文化財調査報告第26集	横手市教育委員会	2013	横手
108	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第27集	横手市教育委員会	2013	横手 増田 平鹿
109	陣館遺跡-第4次-・金沢城跡	横手市文化財調査報告第28集	横手市教育委員会	2014	横手
110	十文字遺跡・宮下遺跡	横手市文化財調査報告第29集	横手市教育委員会	2014	横手
111	金屋遺跡	横手市文化財調査報告第30集	横手市教育委員会	2014	平鹿
112	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第31集	横手市教育委員会	2014	横手 増田 平鹿 雄物川

No.	書籍名	シリーズ名	発行者名	発行年	地域
113	神谷地遺跡・小出遺跡	横手市文化財調査報告第32集	横手市教育委員会	2015	雄物川
114	下桜沢遺跡	横手市文化財調査報告第33集	横手市教育委員会	2015	横手
115	陣館遺跡-第5次-・金沢城跡	横手市文化財調査報告第34集	横手市教育委員会	2015	横手
116	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第35集	横手市教育委員会	2015	横手
117	南田東遺跡	横手市文化財調査報告第36集	横手市教育委員会	2015	雄物川
118	中猪岡A遺跡（第2次）	横手市文化財調査報告第37集	横手市教育委員会	2016	横手
119	金沢柵推定地陣館遺跡-総括報告書-	横手市文化財調査報告第38集	横手市教育委員会	2016	横手
120	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第39集	横手市教育委員会	2016	横手
121	金沢柵推定地陣館遺跡-総括報告書補遺編-	横手市文化財調査報告第40集	横手市教育委員会	2017	横手
122	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第41集	横手市教育委員会	2017	横手 平鹿 雄物川
123	赤川沼頭遺跡	横手市文化財調査報告第42集	横手市教育委員会	2017	横手
124	金沢城跡-第7.8次-	横手市文化財調査報告第43集	横手市教育委員会	2017	横手
125	一本杉遺跡	横手市文化財調査報告第44集	横手市教育委員会	2018	平鹿
126	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第45集	横手市教育委員会	2018	横手 平鹿 雄物川
127	金沢城跡-第9次-	横手市文化財調査報告第46集	横手市教育委員会	2018	横手
128	堀ノ内遺跡	横手市文化財調査報告第47集	横手市教育委員会	2019	横手
129	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第48集	横手市教育委員会	2019	横手 平鹿
130	金沢城跡-第10次-	横手市文化財調査報告第49集	横手市教育委員会	2019	横手
131	館尻遺跡	横手市文化財調査報告第50集	横手市教育委員会	2020	平鹿
132	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第51集	横手市教育委員会	2020	平鹿
133	金沢城跡-第11次-	横手市文化財調査報告第52集	横手市教育委員会	2020	横手
134	柴崎遺跡	横手市文化財調査報告第53集	横手市教育委員会	2021	横手
135	遺跡詳細分布調査報告書	横手市文化財調査報告第54集	横手市教育委員会	2021	横手 平鹿
136	金沢城跡-第12次-	横手市文化財調査報告第55集	横手市教育委員会	2021	横手

・令和３年３月末時点での情報を基に収載している。

（表 14）市町村史等の一覧

類型	No.	書籍名	発行者名	発行年
横手	1	新横手沿革史　上巻	横手郷土史研究会	1969
	2	新横手沿革史　中巻	横手郷土史研究会	1970
	3	新横手沿革史　下巻	横手郷土史研究会	1971
	4	横手郷土史　（2冊）	東洋書院	1976
	5	横手郷土史（全2巻）	横手市	1976
	6	横手郷土史資料　資料	横手郷土史研究会	1977
	7	横手市史　昭和編	横手市	1981
	8	横手市史　特別編　文化民俗	横手市	2006
	9	横手市史　史料編　古代・中世	横手市	2006
	10	横手市史　史料編　考古	横手市	2007
	11	横手市史　史料編　近世Ⅰ	横手市	2007
	12	横手市史　通史編　原始・古代・中世	横手市	2008
	13	横手市史　史料編　近世Ⅱ	横手市	2009
	14	横手市史　史料編　近現代Ⅱ	横手市	2010
	15	横手市史　通史編　近世	横手市	2011
	16	横手市史　通史編　近現代	横手市	2011
	17	横手市史　普及版　横手の歴史	横手市	2012
増田	18	増田町郷土史	増田町教育委員会	1972
	19	増田町史	増田町	1997
平鹿	20	平鹿町史	平鹿町	1984
	21	醍醐村郷土誌	平鹿地方歴史研究会	1979
雄物川	22	雄物川町郷土史	雄物川町	1980
	23	雄物川町郷土史人物編	雄物川町	1995
大森	24	大森町郷土史	大森町	1981
	25	大森町郷土史　小事典		1992
十文字	26	十文字郷土誌	十文字地方史研究会	1955
	27	十文字町郷土誌	十文字町教育委員会	1958
	28	十文字町史	十文字町	1995
山内	29	山内村史　上巻	山内村	1989
	30	山内村史　下巻	山内村	1989
	31	山内村史　別巻	山内村	1989
	32	山内歴史・文化便覧	横手市山内地域局	2008
大雄	33	大雄村史	大雄村	2000

・戦後から平成にかけて発行された市町村史の一覧となる。
・これら市町村史の編さんにあたり、各地域において資料目録や史料集、郷土史資料などが発行されており、古文書類を主とした把握がなされている。
・令和３年３月末時点での情報を基に収載している。

2．調査の進捗状況

第５章２．（２）で示した既存の調査に基づく市内各地域及び類型ごとの状況について、一覧で掲載する。

（表 15）調査の進捗状況

地域	時代	建造物	美術工芸品	無形文化財	民俗文化財	遺跡	名勝地	動物植物地質鉱物	文化的景観	伝統的建造物群	地域	時代	建造物	美術工芸品	無形文化財	民俗文化財	遺跡	名勝地	動物植物地質鉱物	文化的景観	伝統的建造物群
横手地域	原始	×	○	×	×	未	×	×	×	×	大森地域	原始	×	○	×	×	未	×	×	×	×
	古代	×	○	×	×	○	×	×	×	×		古代	×	未	×	×	未	×	×	×	×
	中世	×	○	×	○	○	×	△	×	×		中世	○	△	×	○	○	×	○	×	×
	近世	○	○	△	○	○	○	○	△	×		近世	○	△	×	○	○	○	○	△	×
	近代	◎	○	○	○	○	○	○	△	○		近代	○	△	△	○	○	○	△	△	○
増田地域	原始	×	○	×	×	未	×	×	×	×	十文字地域	原始	×	○	×	×	未	×	×	×	×
	古代	×	未	×	×	未	×	×	×	×		古代	×	未	×	×	未	×	×	×	×
	中世	×	△	×	×	○	×	○	×	×		中世	×	△	○	×	○	×	×	×	×
	近世	○	△	×	○	○	△	△	△	×		近世	○	△	△	○	○	△	未	△	×
	近代	◎	△	△	○	○	○	○	△	○		近代	○	△	△	○	○	△	未	△	○
平鹿地域	原始	×	○	×	×	○	×	○	×	×	山内地域	原始	×	○	×	×	未	×	×	×	×
	古代	×	未	×	×	未	×	×	×	×		古代	×	未	×	×	未	×	×	×	×
	中世	×	△	×	○	○	×	○	×	×		中世	×	△	×	×	○	×	○	×	×
	近世	○	△	△	○	○	○	○	△	×		近世	○	△	×	○	○	△	未	△	×
	近代	○	△	△	○	○	△	△	△	○		近代	○	△	△	○	○	○	未	△	×
雄物川地域	原始	×	○	×	×	○	×	×	×	×	大雄地域	原始	×	○	×	×	未	×	×	×	×
	古代	×	未	×	×	○	×	×	×	×		古代	×	未	×	×	未	×	×	×	×
	中世	×	△	×	○	○	×	△	×	×		中世	×	△	×	×	○	×	×	×	×
	近世	○	△	△	○	○	○	○	△	×		近世	○	△	×	○	○	△	△	△	×
	近代	○	△	△	○	○	○	△	△	○		近代	○	△	△	○	○	○	未	△	○

（表 16）調査の進捗状況（表 15 のうち、美術工芸品）

地域	時代	美術工芸品 絵画	彫刻	工芸品	古文書	書跡・典籍	考古資料	歴史資料	地域	時代	美術工芸品 絵画	彫刻	工芸品	古文書	書跡・典籍	考古資料	歴史資料	地域	時代	美術工芸品 絵画	彫刻	工芸品	古文書	書跡・典籍	考古資料	歴史資料	地域	時代	美術工芸品 絵画	彫刻	工芸品	古文書	書跡・典籍	考古資料	歴史資料
横手地域	原始	×	×	×	×	×	○	×	平鹿地域	原始	×	×	×	×	×	○	×	大森地域	原始	×	×	×	×	×	○	×	山内地域	原始	×	×	×	×	×	○	×
	古代	×	◎	○	×	×	○	×		古代	×	未	×	×	×	○	×		古代	×	未	未	×	×	○	×		古代	×	未	未	×	×	○	×
	中世	△	◎	○	△	○	○	△		中世	×	未	×	△	未	○	×		中世	未	未	○	○	未	○	未		中世	○	未	未	△	未	△	未
	近世	○	◎	○	○	△	○	○		近世	未	△	未	○	未	○	○		近世	未	未	○	○	未	△	△		近世	未	未	△	○	未	△	△
	近代	○	○	△	○	○	△	○		近代	○	未	未	○	未	△	○		近代	未	未	△	○	未	△	△		近代	未	未	未	○	未	△	△
増田地域	原始	×	×	×	×	×	○	×	雄物川地域	原始	×	×	×	×	×	○	×	十文字地域	原始	×	×	×	×	×	○	×	大雄地域	原始	×	×	×	×	×	○	×
	古代	×	未	×	×	×	○	×		古代	×	未	×	×	×	○	×		古代	×	未	未	×	×	○	×		古代	×	未	未	×	×	○	×
	中世	×	○	×	△	未	○	△		中世	×	△	○	△	未	○	○		中世	×	△	未	△	未	○	未		中世	未	未	未	△	未	△	未
	近世	○	△	△	○	△	○	○		近世	未	未	△	○	未	○	○		近世	未	未	未	○	未	△	○		近世	未	未	未	○	未	△	△
	近代	△	△	△	○	未	△	○		近代	未	未	○	○	未	△	○		近代	未	未	未	○	未	△	○		近代	未	未	未	○	未	△	△

◎：多く分布、○：分布、×：該当なし、△：調査不足、未：未調査

3．本計画で使用した地域及び地区の区分

本計画で分類した地域や地区の区分は、下記の通りとなっている。本計画では、歴史文化遺産の分類にあたり、市内を８地域 32 地区に区分し、取りまとめを実施した。ここでいう「地域」は、平成 17 年（2005）に合併する以前の市町村を単位とし、「地区」は原則として、明治 22 年（1889）の町村制施行時の町村を単位としている。

No.	地域名	地区名	構成する主な大字、もしくは境界	沿革
1	横手	横手	上内町、羽黒町、城南町、根岸町、大町、四日町、鍛冶町、中央町、大水戸町、田中町、寿町、駅前町、前郷一番町、前郷二番町、神明町、平和町、清川町、南町、横山町、松原町、安田原町、旭川一～三丁目、本郷町、駅南一～二丁目、三枚橋一丁目、梅の木町、条里一～三丁目、城山町、本町、蛇の崎町、二葉町、城西町、幸町、平城町、前郷字・横手町字・大沢字の地域	明治 22 年４月１日町村制施行により内町 20 ヶ町、外町8ヶ町、横手町、前郷村が合併し誕生した横手町と町の発展に伴いその周辺に新たに作られた集落。昭和８年４月 15 日に朝倉村が合併し、昭和 26 年４月１日旭村・栄村が編入合併し、横手市となる。昭和 34 年 11 月１日に編入した大沢地区（長瀞集落を除く。明治 22 年４月１日以前は大沢村）を含む。
2	横手	朝倉	朝倉町、追廻一～三丁目、大鳥町、新坂町、台所町、明永町、卸町、睦成字・静町字・杉目字・杉沢字・八幡字の地域	明治 22 年４月１日町村制施行により八幡村、静町村、睦成村、杉目村、杉沢村が合併し朝倉村となった。昭和８年４月 15 日に横手町への編入により廃村した。
3	横手	旭	朝日が丘一～四丁目、赤坂字・三本柳字・赤川字・猪岡字・清水町新田字・塚堀字の地域	明治 22 年４月１日町村制施行により、赤坂村、三本柳村、赤川村、猪岡村、清水町新田村、塚堀村が合併し旭村となった。昭和 26 年４月１日、横手町、栄村との編入合併により廃村した。
4	横手	栄	柳田字・大屋寺内字・大屋新町字・外目字・婦気大堤字・安田字の地域	明治 22 年４月１日町村制施行により、新藤柳田村、大屋新町村、大屋寺内村、外ノ目村、婦気大堤村、安田村が合併し栄村となった。昭和 26 年４月１日、横手町、旭村との編入合併により廃村した。
5	横手	境町	上境字・下境字・上八丁字・下八丁字の地域	明治 22 年４月１日町村制施行により、上境村、下境村、上八丁村、下八丁村が合併し境町村となった。昭和 30 年４月１日の横手市、黒川村との編入合併により廃村した。
6	横手	黒川	黒川字・百万刈字の地域	明治 22 年４月１日町村制施行により、黒川村、百万刈村が合併し黒川村となった。昭和 30 年４月１日、横手市、境町村との編入合併により廃村した。
7	横手	金沢	金沢字・金沢本町字・金沢中野字・安本字の地域	明治 22 年４月１日町村制施行により、金沢村、金沢本町村、金沢中野村、安本村、野荒町村が合併し、金沢村となった。明治 30 年４月 29 日町制施行により、金沢町となる。昭和 31 年９月 30 日、横手市への編入合併により廃村したが、一部地域は昭和 33 年４月 22 日に仙北郡仙南村（現美郷町）へ分市した。
8	増田	増田	増田町増田字・増田町八木字・増田町三又字・増田町戸波字の地域	明治 22 年４月１日町村制施行により、増田村、八木村、亀田村が合併し増田村（明治 28 年１月９日町制施行）が、熊渕村、荻袋村、狙半内村、吉野村、湯野沢村が合併し西成瀬村が誕生した。昭和 30 年４月１日増田町と西成瀬村が合併し、新増田町が誕生し、昭和 32 年４月１日には稲庭川連町から戸波・羽場地区が編入した。この頃から平成 14 年３月までの増田・亀田・西成瀬・増田東小学校の学区。
9	増田	亀田	増田町亀田字の地域	
10	増田	西成瀬	増田町荻袋字・増田町熊渕字・増田町湯野沢字・増田町吉野字の地域	
11	増田	狙半内	増田町狙半内字の地域	

No.	地域名	地区名	構成する主な大字、もしくは境界	沿革
12	平鹿	浅舞	平鹿町浅舞字・平鹿町下鍋倉字・平鹿町樽見内字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、浅舞村と下鍋倉村が合併し浅舞村となった。明治 28 年8月 30 日町制施行により浅舞町となる。昭和 29 年4月 15 日三重村十五野集落を編入。昭和 31 年9月 20 日吉田村と合併し、平鹿町となる。同年 10 月1日十文字町から下開集落が編入、昭和 32 年4月1日醍醐村と合併する。同年6月 20 日雄物川町から樽見内、砂子田、東里柄内集落が編入した。
13	平鹿	吉田	平鹿町上吉田字・平鹿町中吉田字・平鹿町下吉田字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、上吉田間内村、中吉田村、下吉田村が合併し吉田村となった。昭和 31 年9月 20 日浅舞村と合併し、廃村した。
14	平鹿	醍醐	平鹿町醍醐字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、醍醐村、石成村、明沢村、上樋口村、下樋口村、馬鞍村が合併し、醍醐村となった。昭和 32 年4月1日平鹿町と合併し、廃村した。
15	雄物川	沼館	雄物川町沼館字・雄物川町今宿字・雄物川町二井山字・雄物川町矢神字・雄物川町会塚字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、沼館村、今宿村、二井山村、矢神村、会塚村が合併し、沼館村となった。明治 34 年4月町制施行により沼館町となる。昭和 30 年4月1日里見村、福地村、明治村大沢地区と合併し雄物川町となる。
16	雄物川	里見	雄物川町東里字・雄物川町造山字・雄物川町砂子田字・雄物川町谷地新田字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、東里村、造山村、樽見内村、砂子田村が合併し、里見村となった。昭和 30 年4月1日沼館町、福地村、明治村大沢地区と合併し、廃村した。昭和 32 年4月1日十文字町の桑木、沼田集落が境界変更により編入、同年6月 20 日、樽見内、砂子田、東里柄内集落が平鹿町へ編入した。
17	雄物川	福地	雄物川町柏木字・雄物川町道地字・雄物川町西野字・雄物川町常野字・雄物川町深井字・雄物川町南形字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、柏木村、道地村、西野村、常野村、深井村、南形村が合併し、福地村となった。昭和 30 年4月1日沼館町、里見村、明治村大沢地区と合併し、廃村した。
18	雄物川	館合	雄物川町薄井字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、薄井村、宮田村が合併し、館合村となった。昭和 30 年 10 月 10 日一部を大雄村に編入、他は雄物川町に合併し廃村した。
19	雄物川	大沢	雄物川町大沢字の地域	明治 22 年4月1日町村制実施前の大沢村。町村制施行により明治村の一部となるが、昭和 30 年 4 月 1 日分村し、沼館町、里見村、福地村と合併した。
20	大森	大森	大森町字の地域	明治 11 年7月 22 日郡区町村編成法公布により大森村となり、明治 22 年4月1日の町村制施行時にもそのまま大森村となる。明治 34 年7月 23 日町制施行により大森町となる。昭和 30 年4月1日八沢木村と合併、翌 31 年1月 25 日川西村が合併し、新たな大森町が発足。
21	大森	八沢木	大森町八沢木字・大森町坂部字・大森町上溝字・大森町猿田字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、上溝村、猿田村、八沢木村、坂部村が合併し、八沢木村となった。昭和 30 年4月1日大森町との合併により廃村した。
22	大森	川西	大森町板井田字・大森町袴形字・大森町十日町字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、板井田村、袴形村、十日町村が合併し、川西村となった。昭和 31 年1月 25 日大森町と合併により廃村した。

No.	地域名	地区名	構成する主な大字、もしくは境界	沿革
23	十文字	十文字	十文字町字・十文字町仁井田字・十文字町佐賀会字・十文字町梨木字・十文字町腕越字の地域、十文字町西原一～二番町、十文字町宝竜一～二丁目	明治 22 年4月1日町村制施行により、十文字新田村、仁井田村、佐賀会村、梨木羽場村、腕越村が合併し、十文字村となった。大正 11 年 10 月1日町制施行により十文字町となる。昭和 29 年 10 月1日に三重村と、昭和 30 年4月1日植田村、睦合村と合併。
24	十文字	三重	十文字町十五野新田字・十文字町上鍋倉字・十文字町鼎字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、十五野新田村、上鍋倉村、鼎村が合併し、三重村となった。昭和 29 年 10 月1日下開集落を分村、その他は十文字町と合併し廃村した。
25	十文字	植田	十文字町植田字・十文字町越前字・十文字町源太左馬字・十文字町木下字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、植田村、越前村、源太左馬村、木下村が合併し、植田村となった。昭和 30 年4月1日十文字町、睦合村と合併し廃村した。
26	十文字	睦合	十文字町睦合字・十文字町谷地新田字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、睦合村、谷地新田村が合併し、睦合村となった。昭和 30 年4月1日十文字町、植田村と合併し廃村した。昭和 32 年4月1日桑木、沼田集落が境界変更により雄物川町に編入した。
27	山内	山内西	山内大沢字の地域と山内土渕字の土渕・軽井沢地区	明治 22 年4月1日町村制施行により山内 9 ヶ村が合併し山内村となり、旧村は区と位置付けられた。昭和 34 年大沢地区の一部が分村し、横手市へ編入する。
28	山内	山内中央	山内平野沢字の地域と山内土渕字の駅前地区	明治 22 年4月1日町村制施行により山内 9 ヶ村が合併し山内村となり、旧村は区と位置付けられた。
29	山内	山内北	山内大松川字・山内小松川字・山内黒沢字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により山内 9 ヶ村が合併し山内村となり、旧村は区と位置付けられた。
30	山内	山内南	山内筏字・山内南郷字・山内三又字の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により山内 9 ヶ村が合併し山内村となり、旧村は区と位置付けられた。
31	大雄	阿気	平成 17 年 10 月 1 日以前の大雄村字の地域のうち、大雄村字野中を除く地域	明治 22 年4月1日町村制施行時、単独で阿気村となった。昭和 30 年4月1日田根森村との合併により大雄村となった。阿気地区には、昭和 30 年 10 月 10 日館合村の一部が編入合併した。
32	大雄	田根森	平成 17 年 10 月 1 日以前の大雄村田根森字・大雄村八柏字・大雄村下吉田字・大雄村字野中の地域	明治 22 年4月1日町村制施行により、田根森村と八柏村が合併し、田根森村となった。昭和 30 年4月1日阿気村との合併により大雄村となった。田根森地区には昭和 32 年 10 月大曲市から野中地区が編入、昭和 34 年 4 月には平鹿町から鍛冶村が編入した。